

富士河口湖町地域防災計画

富士河口湖町防災会議

令和2年9月

第1編 総則

第1章	計画の改定の目的と構成	1
第2章	計画の性格	2
第3章	防災の基本方針	3

第2編 一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	6
第2節	富士河口湖町の概況	16
第3節	富士河口湖町の災害の歴史	18

第2章 災害予防対策

第1節	防災組織の充実	21
第2節	防災知識の普及、防災訓練	26
第3節	防災施設及び防災資機材の整備、拡充	31
第4節	消防予防対策	33
第5節	風水害等予防対策	37
第6節	雪害予防対策	43
第7節	建築物災害予防対策	45
第8節	文化財災害予防対策	46
第9節	特殊災害予防対策	47
第10節	原子力災害予防対策	49
第11節	情報通信システムの整備	51
第12節	要配慮者対策の推進	53
第13節	災害ボランティア支援体制の整備	56
第14節	応急対策への備え	57
第15節	災害復旧、復興への備え	58

第3章 災害応急対策

第1節	活動体制	59
第2節	職員の配備体制	64
第3節	広域応援体制	68
第4節	自衛隊災害派遣要請	72
第5節	災害関係情報の収集・伝達	76
第6節	災害広報	85
第7節	通信手段の確保	89
第8節	原子力災害応急対策	91
第9節	水防対策	94
第10節	雪害対策	100
第11節	消防対策	102
第12節	緊急輸送対策	106
第13節	交通対策	108
第14節	避難対策	116
第15節	食糧・飲料水及び生活必需品等の供給対策	128
第16節	応急仮設住宅	134
第17節	医療対策	136
第18節	防疫対策	141
第19節	廃棄物処理対策	143
第20節	救出対策	145
第21節	遺体の保護対策	147
第22節	障害物の除去対策	149
第23節	生活関連施設の応急対策	150
第24節	応急教育対策	157
第25節	ボランティア受け入れ対策	159
第26節	災害救助法	160

第4章 災害復旧対策

第1節	計画の方針	162
第2節	激甚災害の指定に関する計画	163
第3節	被災者生活再建の支援	164

第3編 地震災害編

第1章 地震災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	172
第2節 富士河口湖町の地盤の特質と地震災害の歴史	180
第3節 地震被害の想定	182

第2章 災害予防対策

第1節 地震に強いまちづくり	188
第2節 火災対策	191
第3節 生活関連施設の安全対策の推進	193
第4節 都市型災害の防止、軽減対策	198
第5節 防災施設及び防災資機材の整備、充実	201
第6節 広域応援体制の確立	201
第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進	201
第8節 災害ボランティア支援体制の整備	204
第9節 防災訓練	204
第10節 要配慮者対策の推進	205

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制	206
第2節 情報の収集・伝達	209
第3節 災害広報	214
第4節 火災対策	215
第5節 交通対策	216
第6節 避難	216

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的	217
第2節 関係者との連携協力の確保	219
第3節 広報活動	220
第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保	223
第5節 避難活動	226
第6節 応急活動	228
第7節 防災関係機関等の講ずる措置	232
第8節 交通対策	236
第9節 事業所等対策計画	239

第4編 富士山火山災害編

第1章 総論

第1節	富士山火山災害編の概要	240
第2節	活火山としての富士山	240
第3節	富士山との共生	240
第4節	富士山の現況等	240
第5節	想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性	243
第6節	噴火警報・火山情報等の種類と発表基準	245
第7節	避難計画	250

第2章 災害予防対策

第1節	火山防災対策の検討体制の整備	261
第2節	関係機関との連携体制の整備	261
第3節	避難活動体制の整備	261
第4節	災害に強いまちづくり	264
第5節	防災関連施設・地域防災力等の把握	265
第6節	情報伝達体制の整備	266
第7節	火山観測・監視体制の整備	268
第8節	火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育	268
第9節	防災訓練	269
第10節	火山専門家との協力体制の整備	270
第11節	自主防災活動	270
第12節	各施設等の防災対応力の向上	270
第13節	家畜避難体制の整備及び逃走防止の措置	271
第14節	避難輸送体制の整備	271
第15節	道路啓開体制の整備	272
第16節	医療救護体制の整備	272
第17節	食糧及び生活必需品の調達	272
第18節	飲料水の確保、給水活動	272
第19節	災害ボランティア支援体制の整備	273
第20節	要配慮者支援体制の整備	273
第21節	避難促進施設における避難確保	273

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	274
第2節	町職員の配備体制	275
第3節	廃止基準	275
第4節	情報の伝達・収集・広報	276
第5節	避難行動	279
第6節	避難区域・警戒区域の見直し	285
第7節	一時帰宅の実施	285
第8節	家畜避難及び逃走防止	285
第9節	交通応急対策	285
第10節	民心・社会秩序安定のための活動	286
第11節	降灰対策	286
第12節	被害拡大防止対策	287
第13節	災害救助法による支援	287
第14節	住宅供給の実施	288
第15節	残留者・行方不明者等の搜索	288
第16節	災害ボランティア支援対策	288
第17節	要配慮者支援対策	289
第18節	避難促進施設対策	289

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節	継続災害	290
第2節	風評被害発生時の防止対策	290
第3節	弔慰金・生活再建資金等の供給	290
第4節	恒久住宅等の供給・再建	290
第5節	義援金品募集配分計画	291
第6節	税の減免・公共料金の特例措置等	291
第7節	職業安定	291
第8節	噴火災害発生後の新たな地域づくり	291
第9節	火山資源の活用	291
第10節	各種行政サービスの実施体制の整備	292

第1編 総則

第1章 計画の改定の目的と構成

1 改定の目的

本町は、南を富士山、北を御坂山系に挟まれ、富士五湖のうち4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）を有し、地震、暴風、豪雨、豪雪、土砂災害、火山噴火など様々な自然災害が発生しやすい地形・地質・気象条件下にあります。

また、近年の社会・産業の高度化・複雑化・多様化に伴い、道路災害、原子力災害、大規模な火災などの事故災害についても、防災対策の一層の充実強化が求められています。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能ですが、被害の軽減は、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であり、国、地方公共団体、公共機関、住民、それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより減災に努める必要があります。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災や平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震などの大規模な地震災害をはじめ、平成23年紀伊半島大水害、平成27年関東・東北豪雨、平成26年の豪雪（本町も被災）などの風水害、平成25年の伊豆大島の土石流や平成26年の広島市の土石流などの土砂災害、平成3年雲仙岳噴火、平成26年御嶽山噴火等の火山災害など、本町においても類似する災害も想定され、こうした近年の大規模な災害の経験を踏まえ、防災対策の強化を図る必要があります。

これらを踏まえて、「富士河口湖町地域防災計画」（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本町の防災に関する基本的事項を総合的に定め、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に改定します。

2 構成

この防災計画の構成は、次の5編からなります。

第1編 総則

第2編 一般災害編

第3編 地震災害編

第4編 富士山火山災害編

資料編

第2章 計画の性格

- 1 この防災計画は、町及び県、防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にします。
これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものです。その実施事項、マニュアル（実践的応急活動要領）等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定めます。
- 2 この計画は、中央防災会議の定める「防災基本計画」、「富士山火山広域防災対策基本方針」、関係省庁の「防災業務計画」、県の「山梨県地域防災計画」及び「山梨県地震被害想定調査報告書」並びに町の「総合計画」との整合を図り、さらに阪神淡路大震災、東日本大震災等を教訓に、震度7や大規模な風水害・土砂災害・火山災害等を視野に入れた見直しを行うものであり、今後も必要に応じ修正を加え内容の充実を期するものとします。
- 3 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条に基づき、山梨県では平成27年12月に「山梨県強靱化計画」を策定しました。本町においても、本計画とは別に、「人命の保護が最大限図られること」「社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧・復興」等を基本目標とした「富士河口湖町国土強靱化地域計画」に基づく防災対策の推進を図るものとします。
- 4 この計画は、災害対策基本法第42条の規定により定期的に検討を加え、必要があるときは修正します。各防災関係機関は、関係のある事項について、計画修正案を町防災会議（事務局：町地域防災課）に提出します。修正の手順については次のとおりです。

- (1) 町又は防災関係機関は、修正に係る資料等を整備します。
 - (2) 町は資料を取りまとめ、地域防災計画修正原案を作成します。
 - (3) 町防災会議は、地域防災計画修正原案を審議し、災害対策基本法の規定に基づき、計画の修正について県へ報告します。
 - (4) 町防災会議は地域防災計画を修正し、その要旨を公表します。
- 5 町の防災を担当する地域防災課は、この防災計画を効果的に推進するため、他の課室との連携を図りつつ、次の事項を実行します。
 - (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底を行います。
 - (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検を行います。
 - (3) 他計画（開発計画等）に対するし防災の観点からチェックします。

第3章 防災の基本方針

- 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、高齢化、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件を踏まえ、本町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策です。
- 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を、防災の基本理念とする必要があります。
- いっどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要です。このため、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と備えを息長く行い、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要です。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらしました。
- 山梨県においては、切迫性が指摘されている南海トラフ地震をはじめ、断層型地震などの大規模地震や富士山噴火などの大規模災害の発生が懸念されることから、日頃から町民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければなりません。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、地域特性や災害史を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要があります。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策等の決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要です。
- 災害対策には、時間経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、地方公共団体、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながります。なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせる一体的に災害対策を進めます。
- 災害に対する備えとして、町、県、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれの計画の定めるところにより、必要な物資及び資材の備蓄を進めるとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めます。

1 災害の予防

- (1) 災害に強い町づくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、自然的条件を配慮した土地利用、治山治水事業及び都市計画事業等による災害に強い町の形成並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行います。
- (2) 災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO、NGO 等を含む）相互の協力体制の構築に向けた、共同の防災訓練及び協定の締結等を行います。
- (3) 町民の防災活動を促進するため、町民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、並びに自主防災組織の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行います。
- (4) 公共交通機関の停止や道路が被災した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報します。また、企業等に対して従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行います。
- (5) 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識しつつ、防災体制の構築に努めます。

2 災害応急対策

- (1) 南海トラフ地震臨時情報等の伝達、町民の避難誘導及び災害未然防止活動を行います。
- (2) 発災直後の被害規模の早期把握に関する情報の迅速な収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保を行います。
- (3) 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動態勢の確立、並びに他機関との連携による応援態勢の確立を行います。
- (4) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」と言います。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応します。
- (5) 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行います。
- (6) 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ的確な医療活動を行います。
- (7) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物の除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行います。
- (8) 被災者の避難先から安全な避難所への誘導や、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行います。

- (9) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行います。
- (10) 被災者の健康状態の把握、救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物の処理等保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等を行います。
- (11) 防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定、物資の供給のための施策を実施します。
- (12) 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行います。
- (13) 流言・飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら被災者等への的確な情報伝達を行います。
- (14) 二次災害の危険性を見極め、必要に応じ住民の避難、応急対策を行うとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮します。
- (15) ボランティア、義援物資・義援金、県外からの支援等の適切な受け入れを行います。
- (16) 町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めます。

3 災害復旧・復興

- (1) 被災地の復興を図るため、被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行います。
- (2) 被災施設の迅速な復旧を行います。
- (3) 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行います。
- (4) 迅速かつ的確な瓦礫（がれき）処理を行います。町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとします。
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行います。
- (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けての経済復興の支援を行います。

4 国、県との連携

町は、国、県等と連携をとりつつ、これら防災対策の推進を図ります。

第2編 一般災害編

第1章 一般災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の役割

(1) 町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施します。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施します。また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行います。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施します。また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性を鑑み、自ら防災活動を実施します。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施します。

また、県及び市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

指 定 行 政 機 関	: 国の行政機関で内閣総理大臣が指定するもの
指定地方行政機関	: 指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの
指 定 公 共 機 関	: 東日本電信電話(株)等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの
指定地方公共機関	: 土地改良区等の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス等の公益的事業を営む法人で、当該都道府県知事の指定するもの

2 処理すべき事務又は事務の大綱

(1) 町

町は、県に準じた災害予防、災害応急対策、及び災害復旧の諸対策を樹立し、災害に対処します。ただし、災害救助法適用後は知事の補助機関として災害救助にあたるものとします。なお、災害時においても、その果たすべき役割を継続できるよう、平時から組織の体制及び国(指定地方行政機関)、県等の関係機関との間の連絡体制などを整備します。

① 災害予防

ア) 防災組織の整備

イ) 防災知識の普及、教育、並びに過去の災害から得られた教訓の伝承・広報

ウ) 防災訓練の実施

エ) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

オ) 防災に関する施設の整備、点検

カ) 過去の災害に係る情報の収集及び整理等

キ) ア) からカ) までのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

② 災害応急対策

ア) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報

イ) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示

ウ) 消防、水防その他の応急措置

エ) 被災者の救出、救助その他の保護

オ) 被災者等からの相談窓口の設置

カ) 応急教育の実施

キ) 被災施設及び設備の応急復旧

ク) 清掃、防疫その他の保健衛生活動

ケ) 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置

コ) 緊急輸送の確保

サ) 広域的一時滞在に関する協定の締結

シ) ア) からサ) までのほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

③ 災害復旧

ア) 被災した施設等の原形復旧

イ) 災害の再発防止

ウ) ア) とイ) のほか、国土強靱化地域計画の推進など将来の災害に備える措置

(2) 県

① 災害予防

ア) 防災組織の整備

イ) 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整

ウ) 防災知識の普及、教育、並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

エ) 防災訓練の実施

- オ) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ) 防災に関する施設の整備、点検
- キ) 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク) ア) からキ) までのほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

② 災害応急対策

- ア) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示並びに、市町村が避難勧告又は指示を行う際において必要な助言の実施
- ウ) 消防、水防その他の応急措置
- エ) 被災者の救出、救助その他の保護
- オ) 被災者等からの相談窓口の設置
- カ) 応急教育の実施
- キ) 被災施設及び設備の応急復旧
- ク) 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ) 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ) 緊急輸送の確保
- サ) 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ) ア) からサ) までのほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

③ 災害復旧

- ア) 被災した施設等の原形復旧
- イ) 災害の再発防止
- ウ) ア) とイ) のほか、将来の災害に備える措置

(3) 指定地方行政機関

① 関東財務局（甲府財務事務所）

ア) 立会関係

各災害復旧事業費の査定立会（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費）

イ) 融資関係

- ・ 地方公共団体に対する災害復旧事業費の貸付
 - ・ 地方公共団体に対する短期資金の貸付
- ウ) 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
- ・ 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - ・ 手形交換の特別措置
 - ・ 休日営業の特例措置
 - ・ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - ・ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - ・ 保険料支払いの迅速化措置

エ) 国有財産関係

- ・ 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
- ・ 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害に

よる著しい被害がある場合における普通財産の無償貸付

- ・災害その他の緊急やむをえない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可

② 関東信越厚生局

- ア) 管内の情報収集及び伝達に関すること
- イ) 関係機関との連絡調整に関すること

③ 関東農政局（山梨支局）

ア) 災害予防

- ・ダム、堤防等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導
- ・防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防御、農地浸食防止等の施設の整備

イ) 災害応急対策

- ・農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告
- ・災害時における種もみ、その他営農資材の確保
- ・災害時における生鮮食料品等の供給
- ・災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除
- ・土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員
- ・応急用食料の調達・供給対策

ウ) 災害復旧

- ・査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施
- ・災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

④ 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

- ア) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成
- イ) 民有林直轄治山事業の実施
- ウ) 災害復旧用材（国有林材）の供給

⑤ 関東経済産業局

- ア) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- イ) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
- ウ) 被災中小企業の振興

⑥ 関東東北産業保安監督部

- ア) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保安の確保
- イ) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策

⑦ 関東運輸局（山梨運輸支局）

- ア) 災害時における輸送実態調査
- イ) 災害時における自動車輸送業者に対する輸送の連絡調整及び指導
- ウ) 災害時における自動車の応援手配
- エ) 災害による不通区間における迂回輸送、代替輸送等の指導
- オ) 災害時における関係機関との連絡調整

⑧ 東京航空局（東京空港事務所）

- ア) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等の必要な措置

- イ) 遭難航空機の捜索及び救助の調整
- ウ) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
- ⑨ 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア) 気象、地象、水象の観測並びにその成果の収集及び発表
 - イ) 気象、地象(地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る)、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める
 - ウ) 市町村が行う避難勧告等の判断、伝達マニュアル等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う
 - エ) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
 - オ) 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、山梨県や市町村に対し、気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う
 - カ) 異常気象発見の通報に対する適切な措置
 - キ) 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に努める
- ⑩ 関東総合通信局
 - ア) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - ウ) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施
 - エ) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- ⑪ 山梨労働局（都留労働基準監督署）
 - ア) 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - イ) 事業場内労働者の二次災害の防止
 - ウ) 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
 - エ) 災害復旧工事における安全の確保
- ⑫ 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）

管轄する道路について計画、工事及び監理を行うほか、震災対策について次の事項を行います。

 - ア) 防災対策の基本方針等の策定
 - イ) 災害予防
 - ・ 震災対策の推進
 - ・ 危機管理体制の整備
 - ・ 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - ・ 防災教育等の実施
 - ・ 防災訓練
 - ・ 再発防止対策の実施

ウ) 災害応急対策

- ・災害発生直前の対策
- ・災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- ・活動体制の確立
- ・政府本部への対応等
- ・災害発生直後の施設の緊急点検
- ・災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
- ・災害発生時における応急工事等の実施
- ・災害発生時における交通の確保等
- ・緊急輸送
- ・二次災害の防止対策
- ・被災者・被災事業者に対する措置
- ・災害発生時における広報
- ・自発的支援への対応
- ・緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

エ) 災害復旧・復興

- ・災害復旧・復興の基本方針
- ・災害復旧の実施
- ・被災事業者等に対する支援措置
- ・緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

⑬ 関東地方環境事務所

ア) 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供

イ) 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(4) 自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）

① 平素における準備

ア) 防災関係資料の整備

イ) 関係機関との連絡・調整

ウ) 災害派遣計画の作成

エ) 防災に関する教育訓練

オ) その他

- ・防災関係資機材の点検・整備
- ・隊員の非常参集態勢の整備

② 災害派遣の準備

ア) 災害派遣初動の準備

イ) 災害等情報の収集

ウ) 通信の確保

エ) 要請等の確認及び派遣要領の決定

③ 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

④ 撤収及び撤収後の措置

(5) 指定公共機関

- ① 東日本旅客鉄道株式会社（甲府地区センター）、東海旅客鉄道株式会社（静岡支社）
 - ア) 災害による不通の場合の列車の迂回運転
 - イ) 台風、大雨、豪雨、豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
 - ウ) 災害警備発令基準に基づく警戒
 - エ) 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - オ) 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
 - カ) 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
 - キ) 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- ② 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社N T T ドコモ（山梨支店）
 - ア) 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
 - イ) 電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
 - ウ) 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
 - エ) 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
 - オ) 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る
- ③ 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア) 被災者に対する医療、助産、死体の処理、その他の救助の実施
 - イ) 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ) 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ) 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ) 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ) 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
 - キ) 義援金の募集及び配分
- ④ 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア) 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ) 災害対策基本法に定める対策措置
- ⑤ 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
 - ア) 管轄する高速道路等の耐震整備
 - イ) 災害時に管轄する高速道路における輸送路の確保
 - ウ) 高速道路の早期災害復旧
- ⑥ 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ア) 安全運送の確保
 - イ) 災害対策用物資等の輸送
 - ウ) 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる

体制の整備

- ⑦ 東京電力パワーグリッド株式会社
 - ア) 電力供給施設の災害予防措置
 - イ) 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ) 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
 - ⑧ 日本銀行（甲府支店）
 - ア) 災害時における金融緊急措置についての金融機関に対する指導
 - イ) 金融機関の支払現金準備に関する措置
 - ウ) 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置
 - エ) 日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営
 - ⑨ 日本郵便株式会社
 - ア) 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ) 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ) 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ) 郵便局窓口業務の維持
 - カ) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ) 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

※郵便局一覧（河口湖郵便局、河口郵便局、勝山郵便局、小立簡易郵便局、精進郵便局、西浜簡易郵便局、大石郵便局、富士ヶ嶺簡易郵便局、本栖簡易郵便局）
- （６）指定地方公共機関
- ① 放送関係（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア) 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ) 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ) 社会事業団体などによる義援金品の募集、配布への協力
 - ② 輸送機関（山梨交通株式会社、富士急行株式会社、富士急山梨バス株式会社、社団法人山梨県トラック協会）
 - ア) 安全輸送の確保
 - イ) 災害対策用物資等の輸送
 - ウ) 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
 - ③ ガス供給機関（吉田瓦斯株式会社、日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会）
 - ア) ガス供給施設の耐震整備
 - イ) 被災地に対するガス供給の確保

- ウ) ガス供給施設の被害調査及び復旧
- ④ 医師会（山梨県医師会、富士吉田医師会）
 - ア) 被災者に対する救護活動の実施
 - イ) 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達
- ⑤ 山梨県道路公社
 - ア) 有料道路の耐震整備
 - イ) 災害時の有料道路における輸送路の確保
 - ウ) 有料道路の早期復旧
- (7) 警察（富士吉田警察署）
 - ① 災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
 - ② 災害広報並びに避難の指示並びに誘導
 - ③ 被災者の救出、救護
 - ④ 情報の収集、伝達及び災害原因の調査
 - ⑤ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行
- (8) 富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部
 - ① 災害の防御及び警戒に関すること
 - ② 消防自動車その他機械器具の配備、運用に関すること
 - ③ 自衛消防隊及び地区消防組織育成指導に関すること
 - ④ 救護、救急措置に関すること
 - ⑤ 火災警報及び気象情報に関すること
 - ⑥ 予防査察に関すること
 - ⑦ 防火対象物の立入検査及び指導に関すること
 - ⑧ 消防計画及び地震防災応急計画に関すること
 - ⑨ 建築同意事務に関すること
 - ⑩ 危険物製造所等の許認可及び検査に関すること
- (9) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - ① 農業協同組合（北富士農業協同組合、J Aクレイン富士豊茂支店）、森林組合（鳴沢村ほか1町恩賜県有財産保護組合）
 - ア) 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ) 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ) 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - エ) 農林業生産資材等の確保、斡旋
 - ② 商工会（河口湖商工会）
 - ア) 町が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ) 災害時における物価安定についての協力
 - ウ) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
 - ③ 観光連盟（富士河口湖町観光連盟）
 - ア) 町が行う観光関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ) 災害時における帰宅困難者等の保護についての協力
 - ウ) 避難所の確保についての協力、斡旋

- ④ 病院等医療施設の管理者
 - ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ) 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ) 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ) 災害時における被災者の収容及び助産
- ⑤ 社会福祉施設等の管理者
 - ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ) 災害時における入所者の保護及び誘導
- ⑥ 学校施設の管理者
 - ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ) 災害時における応急教育対策計画の樹立と確保
- (10) その他の公共的団体等
 - ① 富士河口湖町社会福祉協議会
 - ア) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ) ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保
 - ② 山梨県ボランティア協会
 - ア) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ) ボランティアの登録・受付及びその受入れ体制の確保
 - ③ 地震防災応急計画（地震防災規定）の作成義務者
 - ア) 災害時における利用者及び施設の安全確保
 - ④ 自主防災組織（自主防災会）
 - ア) 災害情報の住民への伝達
 - イ) 避難行動要支援者等の支援
 - ⑤ 消防団 0B 組織（船津災害救助協力隊、小立災害救助協力隊、勝山災害救助協力隊、大石災害救助協力隊、河口災害協力隊）
 - ア) 災害情報の住民への伝達
 - イ) 住民の避難誘導等地域の防災リーダーとしての活動
 - ⑥ 富士河口湖防災士会
 - ア) 各自治会・区・自主防災組織内の防災リーダーとしての活動

第2節 富士河口湖町の概況

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

本町は、日本のシンボルである霊峰富士の北麓に位置し、富士五湖のうち河口湖、西湖、精進湖、本栖湖を有する、南北約 15 km、東西約 26 km、面積 158.40 km²の町です。

(2) 地形

本町の地形は、南側の富士山系と北側の御坂山系に大きく分かれます。

南側の富士山系は、成層火山である富士山の北麓にあたり、標高 900m前後、傾斜は3度未満ないし3～8度となだらかな溶岩流地です。

北側の御坂山系は、町境にある三ツ峠山（1,785m）、黒岳（1,793m）、鬼ヶ岳（1,738m）、王岳（1,623m）、精進山（1,409m）などから河口湖等に向かって、傾斜30～40度ないし20～30度の急な山地となっています。

(3) 地質

富士山北麓は、富士山の噴出物に覆われ、玄武岩質の溶岩流、第一テフラ、剣丸尾溶岩流などから形成されています。

御坂山系側は、石英安山岩・同質火山砕屑岩（プロピライト質）・砂岩・泥岩及びホルンフェルス、玄武岩・同質火山砕屑岩、砂礫質沖積層などが入り組んでおり、特に集落の周辺及び集落の地質は、地震に弱いとされる新期埋積物により形成されています。

(4) 気象

本町の標高は800～1,200mの高地であり、冬季の冷え込みは厳しいものの、夏季は過ごしやすく、河口湖観測所の過去20年（1995年～2015年）の平均気温は10.9℃（最高気温33.3℃、最低気温－12.3℃）で、年間降水量1,544mmとなり、多雨冷涼の高原型の気候といえます。なお、河口湖観測所（標高859.6m）における観測開始（1933年）以来の日降水量の最大値は463.5mm、1時間降水量の最大値は72.5mmで、いずれも1983年に記録されています。また、最深積雪量は2014年の143mmです。

2 社会的条件

(1) 人口及び産業

本町の人口・世帯数は、25,329人、9,616世帯（平成27年国勢調査）となっています。人口・世帯数ともに増加傾向から横ばいに転じていますが、核家族化の進行に伴い1世帯あたりの人員は約2.64人（全国平均2.38人）となっています。

年齢3区分別人口（国勢調査）の構成推移を見ると、昭和45年には年少人口（0～14歳）が26.9%、高齢者人口（65歳以上）が8.1%と、年少人口の割合が上回っていたのに対し、平成27年には年少人口13.9%、高齢者人口24.1%となり、本町においても着実に少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

また、産業別の就業者（平成 22 年国勢調査）を見ると、第 1 次産業人口 2.8%、第 2 次産業人口 27.6%、第 3 次産業人口 69.6%となっています。近年は、第 1 次産業人口が減少しているのに対し、第 2 次産業及び第 3 次産業人口の増加率が高いことが特徴となっています。

なお、本町は、富士山の世界文化遺産登録もあり、平成 26 年には年間約 580 万人に及ぶ観光客が来訪するとともに、外国人観光客も急増するなど、防災を考える上で、大きな特徴となっています。

（2）土地

本町の面積は、158.40 km²となっており、地目別には宅地 4.54%、農用地 7.34%、森林・原野 76.78%、その他の地目 11.34%となっています。

また、湖の面積は、河口湖 5.7 km²、西湖 2.1 km²、精進湖 0.5 km²、本栖湖 4.7 km²です。

（3）交通網の変化

本町は、首都圏から 100km、県都甲府からは約 25km の位置にあり、中央自動車道富士吉田線、東富士五湖道路などの高速道路網や国道 137 号、139 号などの幹線道路が整備されています。また、渋滞解消と富士山噴火時の避難・災害復旧支援の確保を図る目的で造られた富士吉田市と富士河口湖町をつなぐ「新倉河口湖トンネル」（平成 27 年）や、笛吹市芦川町の上芦川地区と、本町の大石地区を結ぶ「若彦トンネル」（平成 22 年）が整備されています。

なお、中央自動車道富士吉田線には新宿との間に高速バスが走るとともに、富士急行線によっても新宿と結ばれるなど、公共交通網も充実しています。

第3節 富士河口湖町の災害の歴史

本町は、その地形的特性から、河口湖及び西湖北側の太石、河口、長浜、西湖、根場、精進地区を中心に傾斜の急な山地となっているため、急傾斜地や土石流危険渓流が多数あり、土砂災害警戒区域として 251 区域（急傾斜地の崩壊 173 区域、土石流 78 区域）が指定されています。また、湖についても、台風などの大雨により増水するなどの被害を受けてきました。

これまでの主な一般災害の歴史は次のとおりです。

【本町の一般災害の歴史（一部県全域も含む、地震以外）】

年 月 日		内 容
明治以前	864（貞観 6. 5. ～）	富士山大噴火、溶岩流が本栖湖を埋める。（三代実録）
	1083（永保 3. 2. 28）	富士山大噴火（扶桑略記）
	1559（永禄 2. 2.）	この月の申の日、富士の雪しろ出水し、田畑、集落を押し流す
	1676（延宝 4. 9.）	笛吹川洪水、河口湖満水のため人命、土地の損失甚大（山梨県水害史）
	1707（宝永 4. 11. 23）	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する（宝永大噴火）
	1731（享保 16. 5. 15～24）	雨が数日やまず国内各所に洪水が起こり、河口湖は満水のため船を浅間神社の大鳥居につなぐ（山梨県水害史）
明治以降	1898（明治 31. 9. 6～ 8）	県下大水害、死者 150 人
	1904（明治 37. 12.）	河口湖増水、湖畔 5 か村の耕地ほとんど全滅
	1907（明治 40. 8. 22～28）	県大水害、死者 232 人、家屋全壊・流出 5,767 戸、浸水家屋 15,057 戸
	1910（明治 43. 8. 2～17）	前線と台風による豪雨が連日にわたり、県下一面大洪水、甲府市をはじめ盆地南部一帯被害甚大、死者 24 人
	1912（大正 1. 9. 22～23）	台風による暴風雨で人畜死傷、家屋倒壊、農作物その他被害甚大、死者 54 人、家屋全壊 2,601 戸
	1920（大正 9. 8. 2～ 6）	台風の大雨により南都留郡下の被害大、死者 18 人
	1934（昭和 9. 9. 18～21）	室戸台風で県内にも大きな被害、全壊・流出家屋 507 戸、死者 13 人
	1935（昭和 10. 9. 21～26）	前線と台風の大雨により全県下に被害、特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一帯が激甚、死者 39 人
	1945（昭和 20. 10. 3～11）	前線と台風の大雨により全壊・半壊家屋 256 戸、浸水家屋 6,130 戸、死者、行方不明 36 人
	1947（昭和 22. 9. 13～15）	カスリン台風来襲、死者 16 人
	1954（昭和 29. 11. 27～28）	低気圧の通過により富士山で大雪崩、死者 15 人
	1956（昭和 31. 2. 27）	翌日にかけて県に大雪、甲府で積雪 31cm

1958 (昭和 33. 5. 13)	50 年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
1959 (昭和 34. 8. 14)	台風 7 号により前夜から早朝にかけ県下に豪雨、空前の大被害、死者 90 人、町にも災害救助法適用
1959 (昭和 34. 9. 26)	台風 15 号 (伊勢湾台風) 来襲、死者 15 人
1966 (昭和 41. 9. 25)	台風 26 号により足和田村、芦川村、上九一色村等被害、死者 175 人 * 足和田村の被害 死者 81 人、行方不明 13 人、負傷者 657 人、 全壊家屋 79 棟、半壊家屋 11 棟、床上浸水 28 棟、 道路・橋梁・河川などの土木被害、田畑などの農業被害 * 上九一色の被害 死者 20 人、重軽傷者 26 人、 家屋流出 15 棟、半壊家屋 4 棟、床上浸水 62 棟
1978 (昭和 53. 7. 8)	甲府中心に集中豪雨、戦後最高の、日最大 1 時間降水量 73mm を記録。 この年、明治 28 年の気象観測始まって以来の猛暑で、日最高気温 30℃以上連続 52 日、干ばつ被害 32 億円
1980 (昭和 55. 8. 14)	富士山で大落石事故、死者 12 人
1982 (昭和 57. 8. 1～3)	台風 10 号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者 7 人
1982 (昭和 57. 9.)	台風 18 号により河口湖が異常増水し、大被害
1983 (昭和 58. 3.)	長かった異常寒波、3 月の寒さ河口湖測候所観測史上第 1 位
1983 (昭和 58. 8. 15～)	台風 5・6 号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者 2 人、河口湖増水 * 河口湖町の被害 死者 1 人、負傷者 7 人、全壊家屋 6 棟、半壊家屋 30 棟、 床上浸水 118 棟 (内 68 棟は、河口湖の増水による)、 床下浸水 176 棟、田畑の埋没 6 ha、冠水 4 ha
1991 (平成 3. 8. 20～21)	台風 12 号を取り巻く雨雲。県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明 8 人
1991 (平成 3. 9. 18～19)	秋雨前線と台風 18 号の大雨により県下に被害、特に芦川村の被害大、死者・行方不明 2 人
1991 (平成 3. 9. 9～12)	秋雨前線と相次ぐ台風の来襲で富士五湖増水、湖畔道路冠水、浸水住家 13 戸
1993 (平成 5. 6. ～9.)	長雨・低温・寡照により、八ヶ岳・富士山麓標高 800m 以上の地域の水稲に甚大な冷害、被害額約 20 億円
1998 (平成 10. 1. 8～16)	県下に 3 回にわたり大雪、14 日～16 日にかけての積雪が、甲府で 49cm、山中湖で 120cm などを記録、死者 3 人、農業関係を中心に大きな被害発生

1998 (平成 10. 9. 15～16)	台風 5 号の大雨と強風により、県内全域で被害が発生、死者 1 人、床上浸水 43 戸、床下浸水 274 戸
2000 (平成 12. 9. 11～17)	9 月 11 日～12 日に甲府地方気象台観測史上最大の 310mm (甲府市) を記録し、床上浸水 103 棟、床下浸水 532 棟
2001 (平成 13. 1. 25～28)	28 日の積雪が山中湖で 105 cm、甲府 38 cmなどを記録、平成 10 年 1 月に匹敵する大雪、死者 2 人
2014 (平成 26. 2. 14～15)	大雪により、県内全域に被害が発生。県では観測史上最大の積雪(2 月 15 日 9:00 現在で甲府市 114cm、富士河口湖町 143cm)。県内全域で道路が不通、帰宅困難者、孤立地域が多数発生、物流にも影響、死者 5 人、重傷者 61 人、全壊 19 棟、半壊 31 棟、農業施設等の破損多数

第2章 災害予防対策

第1節 防災組織の充実（地域防災課）

1 町の防災組織

（1）富士河口湖町防災会議（以下「防災会議」という。）

① 設置の根拠

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条に基づき設置します。

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

② 組織（資料編「富士河口湖町防災会議条例」参照。）

会 長（町 長）		
	委 員	専門委員
	・ 関係地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 ・ 山梨県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 ・ 富士吉田警察署長又はその指名する職員 ・ 町長がその部内の職員のうちから指名する者 ・ 町の教育委員会の教育長 ・ 町の消防団長 ・ 富士五湖消防本部の消防長又はその指名する者 ・ 関係公共機関又は関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 ・ 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者	・ 関係地方行政機関の職員 ・ 山梨県の職員 ・ 町の職員 ・ 関係公共機関の職員 ・ 関係地方公共機関の職員 ・ 学識経験者

③ 所掌事務

- ・ 地域防災計画の作成及びその実施推進
- ・ 町の地域に係る災害に関する情報収集
- ・ 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（２）富士河口湖町災害対策本部

① 設置根拠

災害対策基本法第 23 条に基づき設置します。

② 組織（資料編「富士河口湖町災害対策本部条例」、「富士河口湖町災害対策本部規程」参照。）「第 2 編 第 3 章 第 1 節 活動体制」のとおりです。

③ 所掌事務

「第 2 編 第 3 章 第 1 節 活動体制」のとおりです。

（３）富士河口湖町災害警戒本部

① 設置の根拠

大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 16 条に基づき設置します。

② 組織（資料編「富士河口湖町災害警戒本部条例」参照。）

③ 所掌事務（資料編「富士河口湖町災害警戒本部条例」参照。）

（４）富士河口湖町水防管理団体

① 設置の根拠

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 3 条に基づき設置します。

② 組織

水防管理者は、町長とします。

③ 所掌事務

町の地域内の各河川の洪水による水災の警戒と防御

2 防災関係機関の防災組織

本町の区域を所管し、又は町内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条に基づき、防災計画等の円滑な実施のため、防災組織の充実を図ります。

3 自主防災組織

(1) 組織の目的

災害による被害を最小限に留めるためには、住民自身が災害対策基本法第5条にあるように隣保共同の精神に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもつことが重要です。また、大規模な災害が発生したときには、町や防災関係機関などの活動がすべて十分に行きわたらないことも予測されるため、各地域の実情に精通し、特に災害発生直後の応急活動の中心となる自治会（区）等を単位とする自主防災組織を育成するとともに、各組織の活動を支援します。

また、昭和40年代から自治会（区）による自主防災会及び自治消防隊（ラビット隊）が結成されていますが、現在、その活動が盛んでない組織も見られるため、活動の活性化の促進が必要であり、今後、すべての自治消防隊が可搬式消防ポンプを操作できるよう、地区の消防団による指導を促進していくものとします。

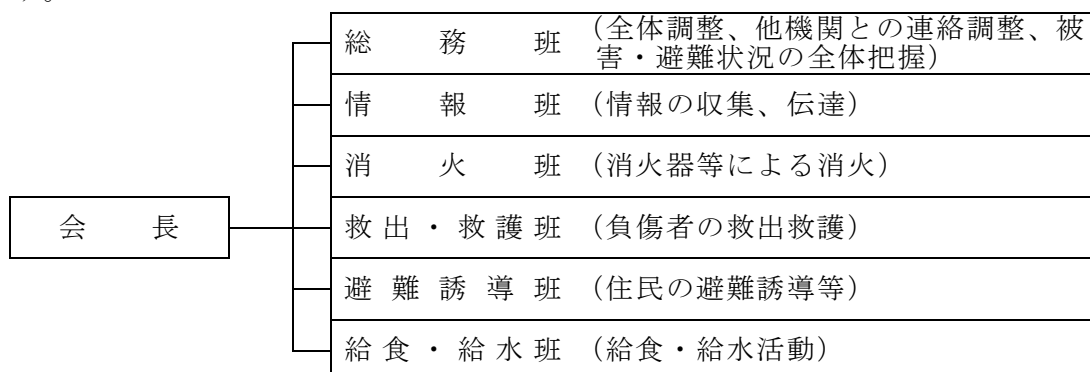
(2) 組織の編成及び活動

自主防災組織は、組織や地域の状況に応じた規約を作成するとともに、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう、平常時から準備、訓練に努めるものとします。

① 構成

自主防災組織を編成する際には、女性の参画の促進に努め、特定の活動が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することがないように配慮するなど、男女共同参画の視点を重視するとともに、リーダーには複数の女性が含まれるように女性リーダーの育成を図ることとします。

構成は、各組織の規約の定めるところによりますが、例示すると次のとおりです。



② 平常時の活動

- ・情報の受伝達体制の確立
- ・防災知識の普及及び防災訓練の実施並びに過去の災害から得られた教訓の伝承
- ・火気使用設備器具等の整備・点検
- ・防災資機材の備蓄・点検
- ・危険箇所の点検把握
- ・災害時要支援者の把握
- ・地区防災マップの作成等
- ・必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画書の作成及び、これを地区防災計画の素案として町防災会議への提案

③ 災害発生時の活動

- ・地域内の被害状況等の情報の収集、住民に対する避難勧告・指示の伝達
- ・初期消火等の実施
- ・救出・救護の実施及び協力
- ・集団避難の実施
- ・避難所の開設の協力や運営の実施
- ・炊き出しや救助物資の配布に対する協力
- ・秩序維持に対する協力等

④ 町が行う指導等

- ・町は、自治会や職域の代表者に対し自主防災の意義を啓発し、自主防災組織の未結成地区への組織化を図ります。
- ・自主防災組織の育成強化に努めるとともに、町地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう、一定の地区内の住民等から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとします。
- ・消防団のOBや防災業務経験者、有識者などを自主防災組織指導者として、また協力員としての登用を図るとともに、若い人の参画も促し、組織の活性化を図ります。その際、女性の参画の促進に努めます。
- ・平常時には住民への防災知識の普及、防災対策の検討の場として、また災害時には自主防災会など地区の防災活動の拠点となるよう、役場出張所、住民センター、福祉センター、公民館などを活用するとともに、防災資機材等の整備を進めます。
- ・地域の防災リーダーとしての防災士の資格取得(防災士資格取得促進助成金)や防災マップの作成(地域共助支援事業補助金)などの他、地域のなかで防災面・防犯面でお困りの方を町と協力して地域全体で支えていく「地域支え合いマップ」の作成を推進します。
- ・県に対しては、自主防災組織資機材等緊急整備事業費補助金制度により、防災資機材等の整備への助成を要請します。
- ・各自治会(区)と協力して、自治会未加入者への加入を促します。

(3) 避難所を単位とした地区連携体制の確立

身近な地区で自治会・自主防災組織・PTA・事業所・ボランティア・町（各支所）等が連携し、避難行動要支援者安否確認、救出・救護、避難所開設及び運営等の活動ができる体制づくりをめざし、避難所エリアにおける協議会等の組織化を検討します。

協議会等の組織化や活動体制の確立のため、モデル地区の選定及び推進に向けた事業化を図るとともに、事業推進を通じ自主防災組織の結成促進に繋がります。

(4) 事業所等による自主防災組織

① 事業所及び施設等

学校、病院、観光施設など不特定多数の人が出入りする事業所、施設等については、消防法による自衛消防組織の設置が義務づけられる事業所はもとより、義務づけされていない事業所においても、防火管理者を中心とした自主的な防災組織が結成されるよう支援します。

② 危険物施設等及び高圧ガス関係等

危険物施設等における予防規制及び自衛消防、組織の活動等に対し必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の育成を図ります。

高圧ガス施設については、爆発、可燃、毒性、支燃性などの特性をもつため、消防機関の活動や住民の活動だけでは十分な対応が難しいため、高圧ガス関係業界による防災組織の育成を支援し、防災活動に関する技術、防災訓練の実施等へ指導助言を行います。

第2節 防災知識の普及、防災訓練（地域防災課・総務課・政策企画課・観光課・教育委員会）

1 防災知識の普及

防災に携わる職員の資質を高め、また、災害に際しては、住民自らが主体的に判断し、行動できることが重要であることから、職員に対する防災知識の普及徹底と住民等に対する防災知識の普及を図るものとします。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

（1）町職員に対する防災知識の普及

町職員にあっては、防災関係課のみならず全職員の防災に対する意識を高めるよう、講習会、研修会の開催及び防災に関する印刷物等を配布し、防災知識の普及徹底を図ります。

また、各職員の役割分担や災害発生時の行動などをまとめた防災マニュアルを作成し、各職員がその内容について熟知するよう努めるとともに、マニュアルに沿った防災訓練、あるいは図上訓練等を行い、実効性のある防災体制の確立に努めます。

（2）住民に対する防災知識の普及

町は、「自分たちの地域は自分たちで守る」をもとに、次により防災知識の普及を図ります。

② 広報誌（「広報ふじかわぐちこ」）の活用

② 町のホームページ、防災行政無線、ケーブルテレビ河口湖、FM ふじやま等の広報媒体の活用

③ 社会教育の場の活用

④ ハザードマップなど、防災関係資料の作成、配布

⑤ 防災映画、ビデオ等の貸し出し

⑥ 防災講座等の開催

⑦ 県立防災安全センターの活用

⑧ 防災・気象情報のインターネットへの配信

⑨ 富士河口湖町防災アプリ、公式 Facebook 等を利用した防災・気象情報の配信

⑩ 富士河口湖町安心安全メールを利用した防災・防犯情報などのメール配信

（3）幼児、児童、生徒等に対する防災知識の普及

町は、幼児、児童、生徒等に対し災害に関する過去の教訓を生かした実践的な防災教育を行うとともに、学校等（含む保育所、幼保連携型認定こども園）の職員、父母等に対して災害時の避難、保護の措置等に関する知識の普及を図ります。

（4）公共施設等に対する防災知識の普及

学校教育施設、社会教育施設、福祉施設等の管理者に対して、災害予防設備の整備や災害時の活動組織体制、避難誘導方法等の整備を促進します。

また、施設が避難場所になった場合の避難場所の管理・運営体制を確立します。

(5) 自動車運転者に対する防災知識の普及

町は、県警察と連携し、自動車の運転者及び使用者に対し、災害時における自動車の運行措置について、各種講演会等により防災教育を実施します。

(6) 防災上重要な施設等に対する防災知識の普及

町は、防災関係機関と協力し、危険物を有する施設、医療施設などの防災上重要な施設及び観光施設などの不特定多数の人が利用する施設の管理者に対して、防災教育を行います。

(7) 旅行者、外国人への防災知識の普及

旅行者、外国人については避難所の案内標識に外国語を併記するとともに、防災マップ等を公営施設や観光施設の窓口に備え配布します。なお、外国人が常住する場合には自主防災組織への参加を働きかけます。

(8) 普及内容

- ① 防災に対する一般的知識
- ② 気象、災害発生原因等に関する知識
- ③ 地域防災計画及びこれに伴う防災体制
- ④ 災害予防措置
- ⑤ 災害危険箇所、適切な避難場所、避難路等に関する知識
- ⑥ 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- ⑦ 過去の災害に係る教訓

(9) 県立防災安全センターを活用した防災知識の普及

県立防災安全センターには、次のような展示室や訓練室等が整備されています。町では、町の職員のみならず、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、又一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し防災知識の普及を図ります。

展 示 室	地震体験コーナー	震度1から7までを体験できる装置 過去に発生した主要な地震、今後発生が想定される地震を体験できるコーナー
	地震の恐怖	突発地震の際の体験装置
	燃焼の経過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消火体験コーナー	消火器を使った初期消火の体験ができるコーナー
	情報提供コーナー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具の取り付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震の組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地震のメカニズム	プレート理論を学べる装置
	地球儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q&A	防災、消防等の知識を試す装置
	展示品	防災関連品
視聴覚教室		120人収容、ビデオ、映写装置等

図書、相談室	図書 400 冊
訓練、実習室	応急救急措置、消火実習、危険物爆発実験等

(10) 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割(従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等)を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとします。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めます。このため、町及び県は、こうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動へ積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行います。

2 防災訓練の実施

町は、複合的な災害を視野に入れ、災害発生時等における有効な防災活動が行われるよう、次の訓練を実施します。

訓練の実施にあたっては、実践に即した訓練内容の検討、開催時間の工夫、要配慮者への支援体制整備など、適宜内容の充実を図るとともに、子どもから高齢者まで幅広い人の参加を促します。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行います。

(1) 総合防災訓練の実施

災害が発生した場合において、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対処する心構えを養っておかなければなりません。特に災害対策基本法の趣旨に基づき、総合的かつ計画的防災体制の整備が要請されている現状から、他の地方公共団体や防災関係機関及び自主防災組織等地域住民の協力を得て、概ね次の事項に重点を置き、総合防災訓練を実施します。

① 協力体制の確立

災害時における、自主防災組織、町、防災関係機関、事業所等の適切な行動が被害を未然に防止し、又は被害を最小限に防止することが重要ですが、各自主防災組織、町、防災関係機関、事業所等の適切かつ迅速な行動は日常の訓練なくしては期待できません。

従って、町は、防災関係機関等と合同して、住民及び防災関係機関、事業所等が、災害に関する知識と技能の習得ができるよう総合防災訓練を実施し、それぞれの協力体制を確立します。

② 実施時期

関係機関の協議により、最も訓練効果のある時期を選んで年1回以上実施します（9月1日を中心とする「防災週間」を基本）。

③ 実施場所

富士河口湖町全域又は一定の地域

④ 実施内容

関係機関と協議し、最も効果的な方法により、総合防災訓練を実施します。

⑤ 参加機関等

町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等民間団体及び地域住民

⑥ 訓練項目

情報通信連絡、災害対策本部の設置・運営、避難・誘導、救出・救護、災害警備、消火、水防、救援物資輸送・調達、防疫、給水・炊き出し、応急復旧等

（2）非常通信訓練

有線通信施設の断絶等の事態に備え、次により通信訓練を実施します。

① 参加機関

県、富士河口湖町及び県内市町村、関東地方非常通信協議会

② 実施時期及び実施方法

関係機関と協議し、その都度定めます。

（3）緊急地震速報等の訓練

富士河口湖町シェイクアウト訓練情報や全国一斉緊急地震速報訓練により緊急時の身の守り方の訓練を行います。

（4）避難訓練

学校、病院、工場、事業所、興行場、スーパーマーケットその他の消防法による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するよう努めるものとします。

又、防火管理者を置かない程度の施設の管理者も前記に準じて行うものとします。

この場合、高齢者、障害者、外国人、観光客などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努めるものとします。

なお、学校（保育所、幼保連携型認定こども園を含む。）においては、次のことに留意するものとします。

① 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施します。

② 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定します。

③ 人命、身体の安全の確保を基本とします。

（5）水難救助訓練

救助艇及びヘリコプターなどを活用した水難救助訓練を行います。

（6）自主防災組織、事業所等の訓練

自主防災組織及び地震防災応急計画を定める施設、事業所等は、自主的に総合訓練、部分訓練を実施するとともに、県及び富士河口湖町の実施する訓練に参加

するものとします。町は、自主防災組織、事業所等の行う訓練に対し、必要な助言と指導を行います。また、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合は、県から必要な助言と指導を得ます。

(7) 観光施設防災訓練

各観光施設、観光協会等において、観光客の安全確保のための訓練を実施し、災害に強い観光地づくりを推進します。

(8) 防疫訓練

① 職員の訓練

常に防疫作業の習修を図るとともに、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとします。

② 機材器具等の整備

最低限常備する必要がある機材・器具等は平素から整備し、災害時に備えるべき物件については、あらかじめ周知な計画を立てるとともに、備蓄物資については、いつでも使用できるように保管し、随時点検を行うものとします。

(9) 消防訓練

消防関係機関は、消防に関する訓練の実施のほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と並行して行います。また、火災その他各種災害の発生に対処するため、消防施設の拡充と点検並びに消防団員の訓練を実施するとともに、各分団相互の連絡をより一層緊密にして災害を未然に防止するよう努め、さらに地域住民に消防思想の周知徹底を図るよう次の事項について実施します。

① 消防施設の拡充と点検

町内施設を定期的に巡視し、施設の点検、状況把握に努め、有事の際に完全に活動が遂行できるように配慮するものとします。

② 消防団員の教育訓練

常に消防団員の資質の向上を図るため、山梨県消防学校の各訓練教育等に参加し、また消防署に指導を求め、教育訓練計画をたて、消防活動が住民の期待に添うよう努めるものとします。

(10) 水防訓練

水防管理者は、水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じて他の機関と合同で水防訓練を実施します。

① 増水が多い季節や訓練効果のある適当な時期に実施します。

② あらかじめ作成した水害想定により、当該地に最も適した水防訓練を行います。

(11) 土砂災害に対する防災訓練

「土砂災害警戒区域」の指定がされている区域において、警戒避難体制や情報伝達体制を検証し、また、土砂災害の危険性を含め住民の災害に対する防災意識の高揚を図るため、土砂災害に対する防災訓練を実施します。

第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充（地域防災課）

1 防災施設の整備

（1）通信連絡設備

町では、災害時における電話の輻輳、又は有線途絶時に備え、県防災行政無線、町防災行政無線を整備しています。町は、定期的に保守点検を実施するとともに、その運用の習熟に努めます。

（2）防災備蓄倉庫等

町は、町内主要箇所や避難所となる施設等を対象に防災倉庫を設置し、食料、生活必需品、防災資機材等必要な数量を備蓄し、初期救援活動の円滑化を推進します。

設置場所については、災害発生予想地等との距離を考慮して配置し、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮します。

また、飲料水・食料や生活必需品の備蓄及び調達計画に基づき、町内のスーパー等の民間業者、団体等と流通備蓄の優先的供給を受けられるように協定を締結し、供給品目、要請方法、輸送方法等を決定しておきます。

（3）避難所等

町においては、資料編に記載のとおり指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定していますが、施設の老朽化、人口動態の変動等により適宜見直しを図ります。その際には、災害に対して安全な建物、広場などに設定し、さらに給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入し給食ができる場所を選定するよう考慮します。

① 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある広場、または構造上安全な施設を指定するものとし、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておきます。

② 指定避難所

町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図ります。また、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備、テレビ、ラジオ等の機器の整備を図ります。

2 防災資機材の整備

(1) 点検整備の実施

町は、災害応急対策に必要な資機材等の整備を図るとともに、災害発生時にこれらの機能が十分に発揮されるよう、点検整備は、その保有責任者が実施します。

① 点検整備を行う主な防災資機材等と保有機関

資 機 材 等	保 有 機 関
水防用備蓄資機材	町（都市整備課）
消防用資機材及び施設	富士河口湖町消防団
防疫用資機材	町（環境課）
給水用資機材	町（水道課）
備蓄食料	町（地域防災課） ※備蓄食料については、資料編に掲載
自主防災会備蓄資機材・食料等	各自主防災組織
ライフライン復旧機材	各事業者

② 点検整備の実施期日

防災資機材等の点検整備の実施期日は、その保有責任者が決定します。

③ 実施内容

防災資機材等の点検整備は、次の事項に留意して行います。

資 機 材	機 械 類	食 料
・規格ごとの数量の確認 ・不良品の取替え ・薬剤等の効果測定 ・その他必要な事項	・不良箇所の有無及び故障の整備 ・不良部品の取替え ・機能試験の実施 ・その他必要な事項	・消費期限を過ぎた食料の取替え ・その他必要な事項

3 住民の備蓄の促進

町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、最低3日分（推奨1週間分）の食料及び飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー、常備薬等の備蓄及び非常持ち出し袋等の普及に向け啓発を行います。

4 非常用エネルギーの確保

町及び防災関係機関は、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備に努めるとともに、十分な期間の発電が可能となるよう民間事業者との連携による燃料の備蓄等を行います。

第4節 消防予防対策(消防本部、地域防災課)

火災予防については、防災思想の普及徹底と消防体制の充実強化を図ることにより相
当な効果を期待し得るものであり、科学的な消防力の充実と自動消火設備の設置指導、
消火栓、耐震性貯水槽の設置を促進するとともに、防火対象物の定期査察の徹底あるい
は火災予防運動の実施により防災思想の向上、啓発指導を行います。

1 消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

本町における消防業務のうち常備消防は、1市2町3村で構成する富士五湖広
域行政事務組合(以下「富士五湖消防本部」という。)で共同処理を行っています。

(2) 町の消防力の充実強化

① 消防組織の充実強化

町は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防
団組織の充実強化を図ります。また、自主防災組織や自治消防隊(ラビット隊)
との連携を強め、初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図ります。

消防団員の確保については、若い団員の不足や日中町内にいない勤め人が増え
ているため、特に女性団員の登用等を検討し、消防団員の確保を図ります。

② 消防施設等の整備強化

町は、「消防力の基準指針」及び「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防
施設等の整備強化に努めます。

また、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救
助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努めます。

さらに、耐震基準を満たしていない河口湖消防署庁舎等の耐震化を推進すると
ともに、災害等が発生し消防庁舎等使用不能時には、町の施設を臨時庁舎として
貸し出しを行います。

消防力の現況については、資料編「消防力の現況」に記載のとおりです。

③ 消防団員の教育訓練

町は、消防団員に対して教育訓練を行い、消防団員として必要な知識、技術の
向上に努めます。

また、富士五湖消防本部の協力を得て、消防団員の普通救命や応急手当の講習
を開催し、その技能取得を図ります。

(3) 地域の自主防災組織の充実強化

① 町は、自主防災組織や自治消防隊(ラビット隊)の育成、強化を図り、組織の
核となる代表者等に対して研修を実施し、これらの日常訓練の実施を促します。

② 町は、平常時には自主防災組織等の研修、訓練の場となり、災害時には避難、
備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助・救護資機材の充
実を図ります。

③ 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、
経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分に認識し、災害時行動マニュアル

の作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図ります。

(4) 広域消防応援体制の確立

- ① 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要であり、富士五湖消防本部は、県内市町村間等で締結している相互応援協定の内容充実を図ります。
- ② 富士五湖消防本部は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努めます。また、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとします。

(5) 町消防計画の確立

町は、消防機関が大規模地震災害に対応できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として、次の事項を大綱とした「富士河口湖町消防計画」を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正します。

- ① 消防力等の整備
- ② 防災のための調査
- ③ 防災教育訓練
- ④ 災害の予防、警戒及び防御方法
- ⑤ 災害時の避難、救助及び救急方法
- ⑥ その他災害対策に関する事項

2 火災予防対策の指導強化

(1) 建築同意制度の効果的な運用

富士五湖消防本部及び富士・東部建設事務所に対し、建築物を新築、増築する段階から建築物の安全性を確保するため、建築基準法第6条に基づく建築確認申請と、消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るよう依頼します。

(2) 一般家庭への指導

町は、自主防災組織や自治消防隊（ラビット隊）等を通じて、一般家庭へ火災報知器具、消火器具、消火用水及び防火思想の普及を図るとともに、器具等の取り扱い方を指導します。

また、初期消火活動の重要性を認識させるとともに、防災訓練への積極的な参加を促進します。

(3) 防火対象物の防火体制の推進

町は、富士五湖消防本部と連携して次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進します。

- ① 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい
ため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させます。
- ② 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行います。

(4) 予防査察の強化指導

① 町は、富士五湖消防本部に対し、火災発生及び被害の拡大を防止するため、防火対象物の計画的な予防査察、新築又は改築時等の臨時査察、特殊対象物（工場、学校、旅館、病院、危険物等関係施設、文化財等）の特別査察等を計画的に行うよう依頼します。

② 町は、富士五湖消防本部と連携し、荒廃地や空家、遊休農地など火災発生の危険のある箇所の発見に努め、これらの管理者等へ防火管理の万全を期するよう指導します。

（５）危険物等の保安確保の指導

町は、富士五湖消防本部に対し、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に向け、自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等への保安教育の計画的な実施により、当該危険物等の保安の確保の指導を依頼します。また、必要に応じて消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言、指導を行うよう依頼します。

なお、富士五湖消防本部は富士五湖広域行政事務組合火災予防条例（平成２年条例第 27 号）に規定されている指定数量未満の危険物の監理及び取扱いについても、所有者に向け、同様の措置を講ずるよう指導を依頼します。

（６）防火防災思想、知識の普及

町は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、広報誌や町のホームページにより防火防災に関する広報を行うとともに、火災予防週間及び防災週間をはじめ各イベント等を通じ、防火防災思想並びに知識の普及を図ります。

３ 林野火災予防対策

（１）林野火災予防思想の普及、啓発

町は、住民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進します。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災が多発する時期には横断幕やポスター等の掲示、広報等の有効な手段を用いて、住民及び入山者に周知徹底を図ります。

（２）林野所有（管理）者に対する指導

町は、富士五湖消防本部、富士・東部林務環境事務所等と協力のうえ、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期におけるパトロールの強化等、林野火災の予防対策に努めるよう指導します。

（３）林野火災消防計画の確立

町は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、次の事項について計画の確立を図ります。

① 防火管理計画

- ・ 特別警戒区域
- ・ 特別警戒時期
- ・ 特別警戒実施要領等

② 消防計画

- ・ 消防分担区域
- ・ 出動計画
- ・ 防御鎮圧計画
- ・ 他市町村等応援計画
- ・ 資機材整備計画
- ・ 防災訓練実施計画
- ・ 啓発運動推進計画等

(4) 自衛消防体制の確立

国、県、恩賜林保護組合等は、相互に連絡を密にするとともに、町と連絡をとり、消防計画を策定し、自衛消防体制の強化を図るものとします。

(5) 関係職員の研修指導

県及び町は、予防対策、消火対策についてより万全を期するため、森林保全巡視員の研修及び森林組合職員等関係者への指導を行います。

第5節 風水害等予防対策（都市整備課、地域防災課、農林課）

1 山地の災害予防

本町の山地は、地形、地質などの特性から崩壊に起因する災害が発生する可能性が高いため、次に掲げる治山事業の積極的な推進を県に働きかけ、森林のもつ保全機能の維持増大を図るとともに、崩壊等の自然災害の危険頻度の高い山地災害危険区域とその流域の保全対策に努めます。

なお、森林の持つ土砂災害防止などの公益的機能を十分発揮させるため、引き続き森林環境税を活用し、荒廃が進んでいる民有林の人工林を重点的に整備します。

（1）山地災害の未然防止

- ① 集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃のきざしのある溪流等に対する予防治山事業の重点的な実施。
- ② 福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所についての施設管理者への周知並びに山地災害の予防対策としての治山事業の実施。

（2）荒廃山地等の復旧

- ① 土砂崩壊、流出による下流の災害防止のため、山崩れを起こした崩壊地、浸食や異常な堆積をしている溪流等に対する復旧治山事業・総合治山事業等の推進。

（3）地すべりの防止

- ① 地すべりによる被害の防止、軽減のため必要のある区域は、「地すべり等防止法」（昭和33年法律第30号）に基づいて地すべり防止区域の指定と指定区域への保全工事の実施。

（4）保安林の整備

- ① 森林機能の維持向上を図るため、災害より保安機能が低下した保安林について、改植、補植、下刈り等による森林整備を推進し、保安林機能の維持向上を図る。

2 河川対策

- （1）町は、洪水などの災害防止や軽減のため、特に重要水防区域にある河川の改修など適正な管理を推進するとともに、出水の早期予知や災害把握に必要な正確な情報を収集し住民へ迅速に連絡ができるよう、情報収集体制の確立や関係団体との連絡体制の確立を図ります。

（2）警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

洪水により相当の被害が生ずる可能性がある洪水予報河川及び水位情報周知河川等に関しては、浸水が想定される区域について、浸水想定区域として指定されるため、町に関する河川が指定された場合には、少なくとも浸水想定区域毎に次の事項を定め、住民に周知するハザードマップの公表等対策を講じます。

- ① 水位情報、洪水予報の伝達方法
- ② 避難場所
- ③ その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

【地区別の河川状況】

地区名	河 川 名
船津地区	—
浅川地区	白山川、中央川
小立地区	—
大石地区	奥川、馬場川（不逢川、節待川、中藤川、西沢川、小峰川、戸沢川）
河口地区	梨川、西川、山ノ神川（御坂川、六首川、沢川、鯉ノ水川）、寺川
勝山地区	—
長浜地区	的場川、室沢川、平浜川、（足和田川）
西湖地区	三沢川、桑留尾川
西湖南地区	—
西湖西地区	西入川、本沢川、東入川
大嵐地区	—
精進地区	精進川、宮沢川、屋敷川
本栖地区	—
富士ヶ嶺地区	—

山梨県重要水防区域が河川に 8 か所及び湖に 7 か所指定されています。なお、町内に国土交通省管理の重要水防区域はありません。

【町内重要水防区域（山梨県重要水防区域）】（指定番号順）

河川名	位 置		左右岸別	延長 (m)	重要度		注意を要する理由	水防倉庫
	大字	字			階級	種別		
西川	河口	国府下山	左	158	a	水衝部	護岸弱し	富士・東部水防倉庫
〃	〃	西川小橋上	左右	150 150	b	堤防高	堤防高不足	富士河口湖町河口防災倉庫
山之神川	〃	滝ノ入山	左	300	b	堤体強度	堤防断面不足	富士・東部水防倉庫
寺川	〃	塚越	〃	200	b	〃	〃	〃
奥川	大石	大山	〃	248	a	〃	〃	富士河口湖町大石防災倉庫
河口湖	船津	船津浜		2500	b	堤防高	異常増水による浸水	
〃	河口	学校前		970	b	〃	〃	富士河口湖町河口防災倉庫
〃	大石	小学校前		1500	b	〃	〃	富士河口湖町大石防災倉庫
的場川	長浜	湖畔	右	500	a	堤体強度	堤防断面不足	富士・東部水防倉庫
河口湖	長浜	湖畔		500	b	堤防高	異常増水による浸水	〃
西湖	西湖	地内		4000	b	〃	〃	〃
精進湖	精進	居村地内		300	a	堤体強度	護岸老朽	〃
河口湖	勝山	駐車場下		1000	b	堤防高	異常増水による浸水	〃
山の神川	河口	焼却場下		4箇所	b	工 作 物 (橋梁)	流水疎通障害	富士・東部水防倉庫

3 砂防対策

(1) 砂防事業の促進

町は、豪雨の際に溪流における生産土砂の抑制、流速土砂の貯留、調節、流路の安定、地すべり防止等のため、次の砂防事業の実施を県に対して働きかけます。

① 土石流対策

各地で土石流による災害が発生していることに鑑み、町内 72 箇所（資料編「土石流危険溪流一覧」参照）の土石流危険溪流に対する砂防事業の推進。

② 地すべり対策

本町には、地すべり危険箇所はありませんが、指定以外の危険箇所についても現地の監視の強化並びに対処。

(2) 災害対策

① 本町では、現在、地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域に指定されている箇所はありませんが、新たに地すべりの発生のおそれがある箇所については、監視を重点的に行うものとします。

② 危険箇所の周知

土石流危険溪流のある地区に住む住民や新たに町に住む人などに対し、土石流危険溪流の箇所、状況などの情報を周知します。

③ 砂防指定地の指定促進

町は、土石流危険溪流への砂防指定地の指定を県に対して働きかけます。

4 急傾斜地等危険地災害予防対策

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所は 48 箇所（資料編「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」参照）あり、このうち、精進・船津・大石・白山神社・矢羽根・馬込・赤坂の 7 箇所（保全対象 194 戸）が「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定されています。

豪雨の際に急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予測されることから、次の対策を推進します。

(1) 危険箇所の把握・巡視等の強化

町は、地区住民や自主防災組織、自治会等の協力を得ながら関係機関とともに、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施すなどの改善措置をとるよう指導します。特に、梅雨期や台風期及び長雨、豪雨等が予測されるときは巡視体制を強化します。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域及び災害危険区域の指定の促進

崩壊の可能性のある地区について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の指定を県に要請します。

なお、これらの地区は、建築基準法第 39 条に基づく災害危険区域として、併せて指定されます。

(3) 警戒避難体制の整備

町は、急傾斜地崩壊危険区域ごとに、災害警報の発令、避難救助等の警戒避難

体制の確立に努め、電話等による自主防災組織、自治会（区）への通報、防災行政無線の活用等により、正確かつ迅速な情報伝達体制の確立を図ります。

（４）簡易雨量観測器の設置及び観測

危険箇所の雨量観測は崩壊予察の有効的な手法の一つであるので、町長は設置済又は今後設置する簡易雨量観測器で雨量を観測し、災害発生想定雨量と比較し、緊急時における警戒避難の目安とします。

また、常時観測器の維持・点検を行います。

（５）急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

町及び県は、危険箇所の住民に対し、危険箇所の状況、災害予防対策に関する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識などの普及を図ります。

（６）防災のための集団移転促進事業

町及び県は、災害の発生又は建築基準法に定める災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認める区域内にある住居の集団的移転を助成し促進します。

（７）がけ地付近等危険住宅移転事業

町及び県は、災害による危険から人命を守るため、建築基準法に定める災害危険区域等にある住宅の除去、移転を助成し促進します。

（８）急傾斜地崩壊防止対策

急傾斜地崩壊危険区域内の自然崖に対し、急傾斜地の所有者等が防災工事を行うことが困難又は不適當な場合は、県に対し急傾斜地崩壊防止工事の実施を要請します。

（９）宅地、ゴルフ場等造成対策

町は、「宅地造成等規制法」及び「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」並びに「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」に基づき、町土地利用調整会議及び町土地利用審議会において、土地利用について検討及び抑制を行い、宅地造成等に伴う崖崩れ等の災害の防止を図ります。

（１０）土石採取対策

町は、県が定める「山梨県土採取規制条例」等に基づき、町土地利用調整会議及び町土地利用審議会において、土石の採取について検討及び抑制を行い、採取に伴う土砂等の崩落及び流出並びに粉塵等による災害の防止を図ります。

５ 土砂災害警戒区域等における対策

本町には、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の規定に基づく土砂災害警戒区域が現在までのところ 251 箇所（資料編「土砂災害警戒区域一覧」参照）指定され、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命、身体に著しい危害が生じるおそれのある区域として土砂災害特別警戒区域として 223 箇所が指定されています。

土砂災害（土石流・地すべり・崖崩れ）の発生による人的、物的被害の発生が予測されることから、次の対策を推進します。

（１）警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

① 町は、土砂災害警戒区域等の指定を住民に周知するとともに、土砂災害警戒区

域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を町地域防災計画に定めます。

② 土砂災害を誘発する一定量以上の降雨状況に対応し、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）を発令する基準、通報・巡視体制、2 次避難等への支援方法等を検討し、円滑な警戒・避難を実施するための指針「警戒・避難対策マニュアル」を作成します。

③ 町は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を別に定めます。

④ 町長は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保するうえで必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した土砂災害ハザードマップなどの印刷物を配布するとともにその他の必要な措置を講じます。

(2) 土砂災害警戒情報システムの活用

町は、土砂災害警戒情報システムや県と甲府地方気象台が共同で発令する「土砂災害警戒情報」の内容を理解し、町の防災体制の確立及び住民の早期の警戒避難に活用します。

※土砂災害警戒警報とは

ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨による土砂災害発生危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等に活用することを目的とします。

イ 土砂災害警戒情報の発表

気象庁の作成する降雨予測が、設定された監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が共同で作成し発表します。

ウ 土砂災害警戒情報の利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、土砂災害発生危険度を降雨予測に基づいて判定し発表するもので、個別の災害発生箇所、時間、規模等を詳細に特定するものではありません。また、発表対象とする土砂災害は、土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象としません。

エ 土砂災害警戒情報の発表対象地域

昭和町を除く市町村を対象とします。

オ 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

発表基準：発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表します。

解除基準：監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、あわせて土壌雨量指数の 2 段目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とします。

(3) 土砂災害警戒区域の指定の促進

町は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定、その他土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害の防止対策に必要な、土砂災害の発生のおそれのある土地の地形、地質、降水、土地利用状況、その他の事項に関する基礎調査の未実施箇所について、県に対し基礎調査の実施を要請するとともに、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定するよう県に対し要請します。

6 農地災害予防対策

町は、農業用施設の巡視・点検に努め、施設の適正な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとります。特に次の事項については、万全を期します。

- (1) 農業道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図ります。
- (2) 急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流出や崩壊を防止します。
- (3) ハウス、農舎、共同利用施設等については、最小限に災害を防止するため補強等の措置をとるよう指導します。
- (4) ため池等については、亀裂、漏水等の点検に努めるとともに、大雨のおそれのある場合には事前に放水して貯水量を減じます。
- (5) たん水防除用及び灌漑排水用のポンプについては、燃料、オイル等を補給し、有事の際に確実に作動するよう点検するとともに、たん水による被害を未然に防止するため、たん水防除事業を実施し、排水機構の改善、排水機の増強及び排水路を整備します。
- (6) 地すべり及び土砂崩壊の発生が予想される地域で、被害が人命や家屋に及ぶおそれがある場合は、現地を定期的に巡視し、事前に関係住民に対し危険箇所を周知徹底させ、警戒避難体制をとります。

7 農作物災害予防対策

農作物の災害予防について、「山梨県農業災害対策要領」に基づき行います。

常に、気象情報の収集、伝達に努め、台風、霜、雪などによる被害を未然に防ぐよう努めます。また、農業関係団体等と協力し、農業災害対策に関する講習会、研修会等を開催するなど、被害の軽減化を推進します。

8 家畜に対する措置

家畜施設、特に畜舎の骨組み強化や病気の防疫（予防接種など）の徹底を指導します。

なお、災害発生時には飼料、飲み水等の確認及び家畜の移動と受入れ先の確保が困難なので、事前に十分確保しておくことに留意します。

第6節 雪害予防対策（都市整備課、地域防災課、農林課）

平成26年2月14日の大雪により、本町では観測史上最大の積雪量となり、大きな被害が発生、町内全域の各ライフラインに大きな影響を及ぼしました。

本町は豪雪地帯ではありませんが、昨今の気象状況を考慮すれば、このような豪雪に再度見舞われる可能性があります。こうした豪雪においても、生活の安心・安全を確保し、円滑な経済活動等が確保されるよう、各防災関係機関が連携し、早期に体制を整え、豪雪による被害を未然に防止、軽減を図るため、関係機関と協力し、交通、通信及び電力等のライフライン関連施設の確保、雪崩災害の防止、要配慮者の支援などの対策を実施します。

1 雪害予防体制の整備

町は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を進めるとともに、気象情報を収集し、雪害対策における関係機関相互の緊密な連絡調整や情報交換を行い、雪害の発生に備えます。

2 雪害安全対策

（1）公共施設の安全確保

① 施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて修繕等を実施するとともに、除排雪対策を整備します。

② 施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、立入禁止、雪庇除去等の応急対策を講じます。

（2）住民の安全対策

町は、建物等の所有者に対し、雪止めの設置等、雪庇や雪の滑落、雪下し作業による二次的災害防止のための措置をとるよう啓発に努めます。

3 ライフライン関係

ライフライン管理者は、停電、通信障害、輸送の確保や早期復旧対策等、事前の災害予防措置について、県と連携して対策を進めていきます。

4 集落雪崩防止対策

県は、雪崩危険箇所において、雪崩による災害から人命を守るため、集落の保護を目的として、必要に応じ雪崩防止工事を実施します。また、町は住民に対し、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所の周知を図ります。

5 避難行動要支援者の安全確保

災害発生後、在宅の避難行動要支援者の安全確保や避難行動を支援する支援者に対して、町は、迅速に安否確認、除排雪の協力、避難誘導、救助活動などが行えるよう、地域社会の連帯や相互扶助等による組織的な取り組みが実施されるよう啓発します。

また、ボランティア等の協力を得つつ、除排雪の協力等を呼び掛けます。

6 広報活動

町、防災関係機関は、住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及啓発、除排雪等にかかる注意喚起を継続的に呼びかけます。また、住民に対し、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図ります。

7 農業関係雪害予防対策

町は県と協力し、予知することが難しい気象災害を未然に防止するため、気象情報の迅速な伝達体制を整え、被害の回避又は、最小限にくい止めることができるような応急的技術手法の提供、耐雪性の確保対策、気象災害に強い施設や栽培技術の普及など、諸対策を講じます。

第7節 建築物災害予防対策（都市整備課）

1 不燃物建築物の建設促進対策

町は、大災害による建築物の被害の軽減を図るため、建築物の不燃化の促進を図ります。

2 都市再開発計画

市街地の計画的な再開発を図るため、都市再開発法に基づき都市防災を促進します。

3 公共施設災害予防計画

（1）老朽建物の改築促進

① 老朽化の著しい建物、特に不特定多数の人が利用する建物や避難所になっている建物などについては、計画的に改築、耐震化及び不燃化等の促進を図ります。新・増築、改築等にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震・耐火構造の建物の促進を図ります。

② 公営住宅の不燃化及び既存公営住宅の耐震化、耐火構造への改修、建替え等の推進を図ります。

③ 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努めます。

（2）建物以外の施設の補強及び整備

① 国旗掲揚塔、野球用バックネット、照明施設等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは速やかに改善するよう努めます。

② 移動又は飛散しやすい器具等は、常時格納固定できるよう努めます。

③ 消防施設・設備等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておくよう努めます。

④ 定期・臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努めます。

第8節 文化財災害予防対策（教育委員会、消防本部）

1 保護の対象

本町には数多くの史跡や文化財（資料編「文化財一覧」参照）が残されており、また伝統行事や郷土芸能なども、地域固有の文化として受け継がれています。これらの歴史的文化遺産は、先人が残した町民共通の財産であり、保存、継承して後世に確実に伝えていく必要があります。

2 文化財保護対策

（1）国指定の文化財

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）によって指定された国宝等の文化財の保護は、県及び町教育委員会が法定受託事務として行っています。

（2）県及び町指定の文化財

山梨県文化財保護条例（昭和 31 年条例第 29 号）及び富士河口湖町文化財保護条例（平成 17 年条例第 21 号）による文化財は、県及び町が独自に重要な文化財を指定して保護を行っています。（同一物件が国、県、町指定と重なることはありません。）

（3）文化財の管理責任

- ① 文化財の管理については、所有者及び管理者にその責任を義務付けています。
- ② 所有者及び管理者の変更、指定物件の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財については県教育委員会に、町指定文化財については町教育委員会に届出るものとします。

3 文化財の防災施設

指定文化財の防災施設（防火施設、保存庫）については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、補助金率は、国指定では 50%から 85%、県指定では 50%が上限、町にあっては富士河口湖町文化財保護条例及び富士河口湖町文化財保護条例施行規則（平成 18 年教委規則第 1 号）を準用し防災施設の整備促進に努めます。

4 文化財の災害予防措置

町教育委員会は、住民に対し、文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させるための措置を講じ、指定建造物の内外における火気使用、焚き火・喫煙等の禁止措置及び消防上必要な行政指導を実施します。

また、文化財の災害予防のため、政令で定めている消防用設備等の設置を指導推進し、搬出用具等を整備するほか、災害予防に関して防災関係機関と常に密接な連絡を図るよう指導します。

第9節 特殊災害予防対策（消防本部、地域防災課）

1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物・劇物、放射線物質の災害予防対策

（1）災害予防体制

関東東北産業保安監督部、県、町及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物・劇物、放射線物質の爆発、漏洩等による災害防止のため、相互に連携を図り予防対策を推進します。

（2）保安思想の啓発

関東東北産業保安監督部、県、町及び防災関係機関は、災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施します。

- ① 各種の講習会及び研修会の開催
- ② 災害予防週間等の設定
- ③ 防災訓練の徹底

（3）検査及び指導の実施

関東東北産業保安監督部、県及び町は、各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう規制および指導を行います。

- ① 製造施設・貯蔵所等の保安検査及び立入り検査の実施
- ② 関係行政機関との緊密な連携
- ③ 各事業所の状況把握と各種保安指導の推進

（4）自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとします。

- ① 取扱責任者の選任
- ② 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- ③ 自衛消防組織の整備
- ④ 隣接事業者との相互応援に関する協定締結の促進

（5）町消防体制の整備

町は、富士五湖消防本部と協力し、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図ります。

2 ガス事業施設の災害予防対策

（1）一般ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚を図るとともに、次の対策を実施するものとします。

- ① ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練
- ② ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
- ③ 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定の締結
- ④ 一般ガス事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあっては地盤改良を行うなど、耐震性の万全

化

- ⑤ 高中圧ガス導管については、緊急遮断弁、緊急放散設備等の保安設備の増強
 - ⑥ 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え
 - ⑦ 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立し人材、機材を整備
 - ⑧ ガス漏洩及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急出動ができるよう、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練
- (2) LP ガス事業者・簡易ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施します。
- ① ガス施設については、ガス事業法による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検の実施
 - ② 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
 - ③ ボンベ収納庫の耐震化及びボンベの転倒防止措置の強化
 - ④ ガス使用者に対する震災時の知識普及
 - ⑤ 地震防災に係る訓練の実施
- (3) 町は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施します。
- ① 災害予防の知識の普及
 - ② 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
 - ③ ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立ち退きを勧告又は指示

第 10 節 原子力災害予防対策（地域防災課、環境課）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった山梨県にも、風評被害や心理的動揺などさまざまな影響をもたらしました。

県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「原子力災害対策重点区域」（※）にも本県の地域は含まれておらず、本県に最も近い中部電力株式会社浜岡原子力発電所においても、本県南部県境までの距離は約 70 km です。

しかし、福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は目に見えないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となります。

なお、中央防災会議の定める防災基本計画において、専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」によるものとしています。

同指針は、今後とも継続的な改正を進めていくものとしていることから、本対策についても、同指針の改正・改定を受け見直しを行なう必要があります。

※「原子力災害対策重点区域」として、同指針では、原子力施設の種類に応じた当該施設からの距離を目安に次のとおり設定している。（ア・イは、実用発電用原子炉の場合）

ア 予防的防護措置を準備する区域（PAZ: Preliminary Action Zone）

放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域（概ね半径 5km）

イ 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ: Urgent Protective action Zone）

緊急時防護措置を準備する区域（概ね 3.0km）

本節及び第 3 章第 8 節における用語の意義は次のとおりです。

- ・「原子力緊急事態」・・・原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出された事態。
- ・「放射性物質」・・・原子力基本法第 3 条第 1 項に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射線同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。

1 山梨県に隣接する原子力事業所

山梨県の隣接県である静岡県に、中部電力株式会社浜岡原子力発電所が立地します。

2 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、県、国、中部電力浜岡原子力発電所が所在する静岡県、原子力事業者、その他防災関係機関等との協力により、原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、体制を整備します。

（１）国、静岡県等との連携

町は、原子力災害に対して万全を期すため、平時から、県を通し、国及び静岡

県との連携を密にし、連絡体制を確保するとともに、静岡県、原子力事業所、その他防災関係機関との間において情報の収集及び連絡体制の整備に努めます。

3 モニタリング体制等の整備

(1) 平時におけるモニタリングの実施

町は、県と協力し、平時からの大気中の環境放射線モニタリングを実施し、環境に対する影響を評価するとともに、緊急時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積します。

(2) モニタリング機器の整備

町は、県と協力し、平時又は緊急時における環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、可搬型測定機器等のモニタリング機器を整備します。

4 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

町は、県と協力し、次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努めます。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 静岡県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (6) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

5 防災業務職員に対する研修

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、次に掲げる事項等について、町、消防職員等の防災業務職員に対し、県と協力し必要に応じ研修を実施します。

- (1) 原子力防災体制に関すること
- (2) 静岡県の原子力発電所の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) モニタリング実施方法及び機器に関すること
- (6) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- (8) その他緊急時対応に関すること

第 11 節 情報通信システムの整備（地域防災課、政策企画課）

- 1 災害の予防及び応急対策を実施するうえで必要な情報の収集、伝達を円滑に行うため、情報通信システムの整備に努めます。

（１）町防災行政無線

災害発生時においては有線電話の輻輳などが予想されるので、町は住民に対する災害広報を即時かつ一斉に実施するための個別受信機を含む同報無線通信設備、また、災害現地や地域、消防団等との通信を確保するための移動無線通信設備の整備・拡充とその運用の習熟に努めます。なお、通信設備は、正常な機能維持を確保するため、定期的な保守点検を行います

また、「L アラート（災害情報共有システム）」の効果的活用を推進します。

※「L アラート（災害情報共有システム）」

コンピューターと通信技術を統合した情報技術及びその利用形態で、安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報を迅速かつ正確に住民に伝えることを目的とした情報基盤です。住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になります。

（２）広報車・消防団車両

各地区を巡回して広報活動を行うもので、町で所有する無線設備付き広報車や消防団車両の点検・整備を随時行います。

（３）携帯電話

職員等の個人所有の携帯電話などを、緊急時の連絡や被災地と災害対策本部等との連絡などに有効活用します。

（４）インターネット等の活用

町ではインターネット上にホームページを開設し、広報活動を行っていますが、災害時には町の被害状況や対策情報、住民に対する協力依頼等の広報手段として利用できるよう整備に努めます。また、安心安全メールや防災アプリによる防災情報の提供を進めます。

（５）その他のメディア等の活用

本町には、CATV 放送としてケーブルテレビ河口湖、コミュニティ FM として FM ふじやまが開局しています。災害時において被害状況、生活情報等の地域に密着した情報の伝達手段として、また文字放送、手話放送など要配慮者に対する情報伝達手段としても非常に有効です。町は、災害時における防災情報の放送等について協定を締結していますが、災害時にあつては、迅速に対応できるよう平素から協定に基づく協力体制を確認します。

（６）町ホームページの代替

本町と埼玉県羽生市、秋田県仙北市、東京都中央区は、それぞれの地域で災害が発生した際に、被災情報などをそれぞれのホームページ上で掲載することができるよう連携しています。今後は、民間の情報提供会社や国土交通省などとも協議を行い災害に係わる情報発信等に関する協定の拡充を図り、更なる安心・安全な町の基盤を強化します。

(7) 県防災行政無線システム

本町には、町庁舎に県防災行政無線局が設置されています。

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練等の実施を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとします。

(8) 防災情報システムの整備

各種気象情報を受信する「緊急防災情報システム」の運用の習熟に努めます。

(9) 民間団体への応援要請

災害時にアマチュア無線の協力を得られるよう、アマチュア無線利用者へ応援要請を依頼します。

(10) 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話が輻輳し、使用が困難になる状況が予想されます。このような状況でも災害時優先電話は通話が比較的可能となります。町では、災害発生時に町内公共施設、関係機関の災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめ町役場等の電話を NTT 東日本(株)に災害時優先電話として登録しています。町は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとします。

① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることの明確化。

② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することの徹底。

(11) 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、富士吉田警察署、富士五湖消防本部、電力事業所等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続きにより利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続き、通信の内容等について具体的に協議しておくものとします。

(12) 孤立の可能性がある地域への通信手段の確保

孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意します。

2 非常電源の整備

必要な情報の収集、伝達を円滑に行えるよう、防災応急活動の拠点となる公共施設等へ自家発電装置等の非常電源及びその燃料等の確保を図ります。

第 12 節 要配慮者対策の推進（福祉推進課、子育て支援課、健康増進課、教育委員会、地域防災課、観光課）

町は、「災害時要配慮者避難支援マニュアル」（行動計画）を作成し、要配慮者対策に取り組めます。

1 社会福祉施設の対策

（１）社会福祉施設の整備

社会福祉施設の耐震性などの点検・改修、施設内部及び周辺の障害物の除去、及び被災したときの応急復旧対策に必要な防災資機材を整備します。

また、３日分程度の非常用食料、飲料水、生活必需品などの備蓄を行うものとします。

（２）防災体制の確立

災害時の職員の参集体制、入所者の避難誘導方法、各自の役割分担などについて計画を策定するとともに、町や防災関係機関との連絡体制の確立を図ります。

また、施設の自衛消防隊等による防災行動力の向上や、近隣の事業所・自治会等との支援協定及び福祉施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図ります。

なお、災害時における特別養護老人ホーム、認知症グループホーム等の入所者の安全確保を図るため、「非常災害計画」等に基づく、避難体制の構築に向け移送手段の提供等の必要な協力を行います。

（３）防災教育の推進

入所者や施設職員等に対し、災害時の心構えや防災知識の普及を図るとともに、円滑な防災対策活動が行えるよう、防災訓練を実施します。

2 在宅の要配慮者への対策

（１）防災体制の整備

町は、要配慮者の支援にあたり、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府）」等に基づき平常時における情報伝達体制づくり及び要配慮者情報の共有化により「災害時要配慮者避難支援マニュアル」（行動計画）を作成します。また、避難行動要支援者登録台帳を整備し、自治会（区）、自主防災組織、民生委員、福祉委員、消防団、災害救助協力隊などの協力のもと、要配慮者助け合いネットワークを構築し、災害時の避難誘導の分担や避難が困難な高齢者や障害者等への支援体制を確立します。このほか、手話通訳やガイドヘルパーの協力を得られるよう連携体制を整えます。

（２）防災教育の推進

要配慮者及びその家族に対し、災害時の心構えや防災知識の普及を図るとともに、防災訓練への参加を積極的に呼びかけ、より実践に即した訓練の実施に努めます。

（３）緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用

一人暮らしの高齢者等の安全確認のため、緊急通報システム（ふれあいペンダント）の活用を図り、連絡・報告体制を整えます。

（４）避難所における対策及び福祉避難所の確保

高齢者や障害者、乳幼児などの健康状態に配慮し、福祉事業者等と協力のうえ、必要に応じて福祉施設への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子・杖などの提供を行います。なお、介護が必要な避難者のために福祉避難所の確保を進めるとともに、大規模災害に対応できるよう、他の自治体に所在する社会福祉施設等との協定締結に努めるなど、広域的な連携体制の強化を図ります。なお、避難生活を余儀なくされている要配慮者の生活を向上し、介護等の支援を受けやすくするために、既存の社会福祉施設や宿泊施設と協力し、災害時に要配慮者の緊急受入れをあらかじめ要請します。

（５）応急仮設住宅

高齢者や障害者などの利用に配慮し、手摺りやスロープ、障害者仕様のトイレ、通信機器などを整備します。

３ 外国人及び観光客対策

外国人や観光客に対しては、日頃からの防災情報の提供や発災時の対応が円滑にできるように、情報伝達体制等の整備に努めます。

４ 乳幼児、児童、生徒保護対策

学校等（保育所を含む）の管理者は災害の発生に備え、平時から通学路等の安全性の検証を行うとともに、対策本部の設置基準、応急対策実施責任者、教職員等の任務分担等の応急活動体制を予め明確にします。また、学校等は、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めます。

さらに、乳幼児、児童、生徒に対しては、実践的な防災教育の実施に努めるものとします。

町は、安全で確実な避難のため、災害発生時における学校等との連絡・連携体制の構築に努めます。

５ 帰宅困難者対策

（１）駅等の混乱防止策

駅周辺に滞留する外出者の一時滞留場所となる誘導先を確保するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者等と協力し、定期的に避難訓練を実施するなど、混乱防止対策を推進します。

また、幹線道路沿いを中心に、ガソリンスタンドやコンビニエンスストア等と協定を締結し、救護や情報提供等を行うための拠点を確保します。

（２）帰宅困難者の一時避難施設の確保

帰宅困難者を一時的に収容する施設として避難所を充当するとともに、その他の公共施設や宿泊施設等民間事業所を含め確保するよう努めます。また、職場や学校あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や生徒、顧客等に対

し適切な対応を行えるよう努めます。そのため、施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保及び提供、仮泊場所等の確保に向け働きかけます。

第 13 節 災害ボランティア支援体制の整備（社会福祉協議会、福祉推進課、地域防災課）

1 防災ボランティアの育成

大規模災害時には、町や防災関係機関、住民だけでなく、防災活動を支援してくれる防災ボランティア活動が非常に重要になります。町社会福祉協議会を中心に防災ボランティアの育成を図るものとします。

2 ボランティア受け入れ体制の整備

災害時に各地から支援にやってくるボランティアの活動が混乱しないよう、ボランティアの受入れ窓口として、町社会福祉協議会にボランティアセンターを設置します。

また、町社会福祉協議会は、町に直接申し出のあるボランティアの受入れを行うとともに、県社会福祉協議会、県ボランティア協会、日本赤十字社山梨県支部、県などとの連絡調整を行うものとします。

なお、町は、防災活動のニーズ等を把握し、町社会福祉協議会へ情報を伝えます。

第 14 節 応急対策への備え（地域防災課、健康増進課）

1 避難関係

（１）避難方法の周知

町は、早めの段階で避難行動を開始することの重要性及び自主避難、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）などの避難に関する情報について住民等の理解の促進に努めます。また、周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険な状況と住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な待避場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、周知徹底に努めます。

（２）避難誘導

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成します。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、住民等に対し、その内容の周知徹底を図ります。

（３）広域避難

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めます。

2 救助・救急、医療関係

町は、発災時における救助・救急・医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、消防機関及び医療関係機関等と協力し、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保を図ります。

また、町は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、医療機関と協力し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めます。

町は、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり航空搬送拠点として使用する大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めます。

3 緊急輸送関係

町は、災害発生時の緊急輸送活動の多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき道路等及び輸送拠点（トラックターミナル・臨時ヘリポート等）・集積拠点について把握・点検します。また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めます。

なお、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、緊急通行車両標章が円滑に交付されることを周知するとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図ります。

第 15 節 災害復旧、復興への備え（地域防災課、住民課、税務課、都市整備課）

1 災害廃棄物の発生への対応

町は、国（環境省）の災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示します。

2 各種データの保全

町は、関係機関・事業者と協力し、復興の円滑化のため、戸籍、住民基本台帳、地籍、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備並びにバックアップ体制の整備に努めます。

3 応急仮設住宅等

町は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害、火山災害、雪崩災害の危険性に配慮しつつ、建設可能な用地を把握します。また、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握、民間賃貸住宅の借り上げの方法等を、あらかじめ定めておきます。

4 罹災証明書の発行体制の整備

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めます。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制（地域防災課）

1 活動体制の概要

災害が発生するおそれのあるとき、又は災害が発生したときには、関係機関の協力のもと、町災害対策本部を中心に防災活動を行い、局所的な災害の場合には必要に応じて現地災害対策本部を設置します。

また、住民は各地区において地区災害対策本部を設置し、町災害対策本部等と密接に連絡を取り合い、防災活動を行います。

2 富士河口湖町災害対策本部

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるとき、町長は、富士河口湖町災害対策本部（以下「町災対本部」という。）を設置します。

（1）設置基準

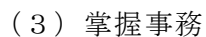
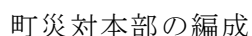
- ① 災害が発生し、救助を必要とするとき
- ② 災害が広域な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき
- ③ 震度5強以上の地震が発生したとき
- ④ 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風雨・大雨・洪水、大雪等の警報、特別警報が発令された場合で、必要と認めたとき
- ⑤ 富士山に噴火警戒レベル4（避難準備）以上が発表されたとき
- ⑥ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき
- ⑦ その他町長が必要と認めた場合

（2）組織体制

町災対本部の組織編成は、「富士河口湖町災害対策本部条例」（資料編参照）及び「富士河口湖町災害対策本部規程」（資料編参照）に基づきます。

町災害対策本部長（以下「町災対本部長」という。）は、町長とします。また、町災対副本部長（副町長）、町災対本部員（職員等）を設置します。町本部長は、必要があるときには教育委員会に指示することができます。

組織系統



- ① 災害情報及び災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- ② 被災者の救助、医療活動
- ③ 火災防止、水防活動等災害防止活動
- ④ 県、自衛隊、その他関係機関への応援の要請
- ⑤ 被災者の避難誘導、避難路の確保、避難所の設置運営
- ⑥ 食料、飲料水、生活必需品等の供給
- ⑦ ボランティアの受入れ
- ⑧ 地区災害対策本部、自主防災会等との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫その他保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 緊急輸送活動
- ⑬ 施設及び設備の応急復旧
- ⑭ 犯罪の防止、交通の規制など社会秩序の維持
- ⑮ 前各号のほか、災害発生の防御又は拡大防止のための措置

資料編参照

(4) 町災対本部の廃止

災害発生のおそれが解消したとき又は災害が発生したときの応急対策が概ね完了したときに、災対本部を廃止します。

(5) 知事等への通知

町災対本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに、町災対本部の設置の際は、標識を町役場庁舎に掲示します。

通知及び公表先	連絡手段
町職員	庁内放送、町防災行政無線、電話、口頭
県知事	県防災行政無線（FAX）、電話
富士・東部地域県民センター	県防災行政無線（FAX）、電話
富士五湖消防本部	県防災行政無線、電話
富士吉田警察署	電話
近隣市町村	県防災行政無線、電話
町内関係機関	町防災行政無線、電話、連絡員
一般住民	町防災行政無線、広報車、連絡員
報道機関	電話、口頭、文書

(6) 町災対本部の設置場所

富士河口湖町役場庁舎に設置します。ただし、本庁舎が被災した場合には、被災状況に応じ次の施設に設置します。

【町災対本部代替設置場所】

順位	施設名	所在	電話
第1順位	勝山ふれあいセンター	勝山 4029-5	0555-83-2111
第2順位	足和田出張所	長浜 2410	0555-82-2311

※なお、富士吉田警察署の庁舎が被災し、警察署としての機能が維持できない場合は、次の施設を警察署の代替施設として提供します。

順位	施設名
第1順位	富士河口湖町中央公民館
第2順位	勝山ふれあいセンター
第2順位	足和田出張所
第2順位	富士河口湖町立河口湖北中学校
第2順位	富士河口湖町立大石小学校

(7) 本部長の職務代理者の決定

本部長（町長）が発災時に登庁困難な場合もしくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は、次のとおりとします。

職務代理者の順位	職務代理者
第1順位	副町長
第2順位	地域防災課長
第3順位	総務課長
第4順位	住民課長

(8) 町庁舎等が被災した場合の、県による情報収集

災害発生後、町の庁舎等が被災したことにより、町による被災状況や対策の概要の報告をできなくなったものと認められた場合、災害対策基本法第53条第6項により、県は町に替わり、次により当該災害に係る情報を可能な限り収集するよう努めます。

- ① 被災地への職員派遣
- ② 消防防災ヘリコプターによる情報収集
- ③ その他

必要に応じて、防災関係機関等に対し情報収集の協力を要請します。

3 現地災害対策本部

(1) 設置基準

集中豪雨等による崖崩れなど局地的な災害が発生するおそれがある場合や災害が発生したとき、又は孤立集落の発生など現地に災害対策本部を設置することにより一層効果的な災害予防・応急活動を行うことができるときには、町災対本部長は現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置します。

(2) 組織体制

現地本部には、現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、町災対副本部長、本部員その他の職員のうちから町災対本部長が指名する者をもって充てます。

また、設置場所は災害発生場所及び予想される場所に近い公共施設等とします。

(3) 掌握事務

現地本部は、町災対本部長の特命事項を処理し、地区災害対策本部等と連携し、現地における防災関係機関及び応援機関等との調整にあたります。

(4) 現地本部の廃止

現地災害発生のおそれが解消したとき又は応急対策が概ね完了したときに、現地本部を廃止します。

(5) 知事等への報告

現地本部を設置又は廃止したときは、知事及び防災関係機関へ報告、通知するとともに、広報車、防災行政無線、報道機関等を通じて住民等へ周知します。

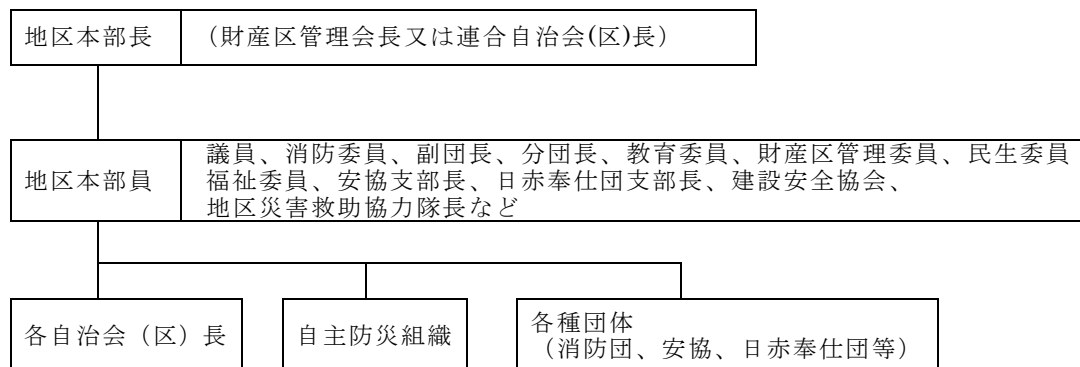
4 地区災害対策本部

(1) 設置

住民自身による防災活動を行うため、災害の発生した地区及び発生のおそれのある地区において、地区災害対策本部を設置します。

(2) 組織体制

【地区災害対策本部の編成例】



(3) 活動内容

地区災害対策本部は、町災害対策本部又は現地本部等と密接に連絡を取り合い、概ね次のような活動を行います。

- ① 地区内の被災状況の把握
- ② 地区内の住民の安全確認
- ③ 災害情報の収集・伝達
- ④ 町災害対策本部、防災関係機関等との相互連絡
- ⑤ 他地区との情報交換
- ⑥ 避難の勧告・指示の伝達
- ⑦ 初期消火活動
- ⑧ 被災者の救助
- ⑨ 他地区への応援
- ⑩ その他

第2節 職員の配備体制（地域防災課）

1 職員の配備基準

町災対本部の職員の配備は次のとおりとします。

【職員の配備基準】

種 別	配備の基準	配備の内容	配備要員
警戒体制	第1 配備 ① 次の注意報・警報が発表されたとき ・大雨注意報・警報 ・洪水注意報・警報 ・暴風警報 ・大雪警報 ② 震度4の地震を観測したとき ③ 富士山に噴火予報：警戒レベル2相当の情報が発表されたとき ④ その他必要により町長が配備を指示したとき	災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手する。	地域防災課職員及び課長職が配備につく。 ただし、上記以外の所属においても災害の状況により必要な場合は、町長又は所属長の判断で配備につく。また、各所属では臨機応変に配備人員の増強あるいは配備体制の解除等の措置をとる。
	第2 配備 ① 震度5弱の地震を観測したとき ② 富士山に火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表されたとき ③ 東海地震注意情報が発表されたとき ④ その他必要により町長が配備を指示したとき	事態の推移により速やかに災害対策本部に移行できるようにする。	第1次配備要員に加え第2配備要員（係長）が配備につく。 ただし、各所属では臨機応変に配備人員の増強あるいは配備体制の解除等の措置をとる。
災対本部体制	第3 配備 ① 大規模災害が発生したとき ② 震度5強以上の地震を観測したとき ③ 富士山に噴火警報（噴火警戒レベル4）が発表されたとき ④ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき ⑤ 特別警報が発表されたとき ⑥ その他必要により町長が配備を指示したとき	職員は自主的に参集し、情報、水防、医療、避難、救護等の応急対策活動を行う。	全職員が配備につく。 （臨時、嘱託を除く。）

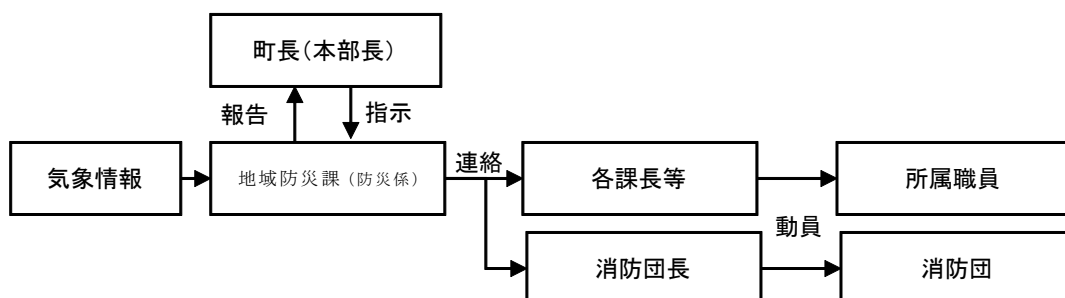
※災害の規模及び特性に応じ、臨機応変の配備体制を整えます。

※「大規模災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、被害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とする場合です。

2 職員動員の伝達・配備

(1) 勤務時間内の場合

- ① 地域防災課（防災係）は、気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、町長に報告し、各課長、消防団長に配備体制を伝達するとともに、庁内放送等により職員への伝達を徹底します。出張所、支所、住民センター、福祉センター、関係機関等へは電話、携帯電話、防災行政無線など可能な方法により行います。
- ② 各課長は、直ちに配備体制を所属職員に連絡し、所定の応急業務に従事させます。
- ③ 外出先で被災または町の災害を知ったときは、安否情報を連絡します。



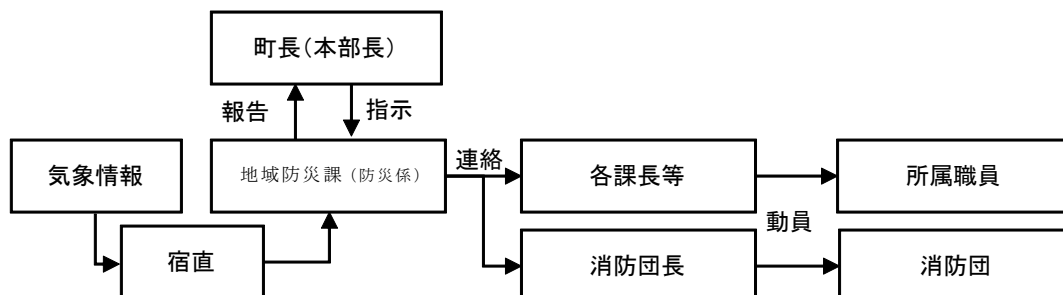
(2) 勤務時間外の場合

夜間、休日など執務時間外の場合、宿日直職員は、気象情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害の発生の通報を受けた場合、地域防災課（防災係）職員等へ連絡します。

地域防災課（防災係）は、緊急連絡網等により連絡します。通信手段等の断絶も考慮し、職員、消防団員は配備基準に該当する災害情報を感知したときは、自主的に参集します。

なお参集に際しては、家族の安全確保を行うとともに、参集途上の地区の情報収集に努めます。

配備につく職員は、役場庁舎に参集しますが、災害の状況により役場まで来られない場合には、出張所、支所、各住民センターへ参集し、所属部長に連絡をとり指示を仰ぎます。



3 職員の心構え

- (1) 職員は、上記の配備基準及び自己の任務を十分に習熟しておきます。
- (2) 休日や夜間など執務時間外における参集については次の点に十分留意します。
 - ① 職員は、災害が発生するおそれのあるときは、ラジオ、テレビの聴視、所属部長や町役場等への電話照会、その他自ら工夫して、災害の状況並びに防災指令等を把握するように努めます。
 - ② 特に、各自が配備される一段階前の状況になったと予想されるときは、所属部長等へ自ら連絡をとり、配備指令に備えます。
 - ③ 職員は、配備指令がない場合であっても、状況によっては所属部長と連絡をとって、その指揮下に入るよう努めます。
 - ④ 参集にあたっては、家族の安全確保をし、速やかに役場庁舎又は出張所等に参集します。そのため、日頃から家族内での安全対策について話し合うよう努めます。
 - ⑤ 参集手段は、できるだけ自動車を避け、オートバイ、自転車、徒歩等とします。
 - ⑥ 参集途上では現地の情報収集に努め、参集後、所属部長に報告します。
 - ⑦ 参集時に住民などから救助の要請などを受けたときには、消防機関や警察署等へ通報するとともに、住民の協力を呼び掛けるなど適切な措置を講じてから参集します。
 - ⑧ 職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所に行くことができないときは、最寄りの指定避難所又は公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い業務を応援します。

4 職員の応援

- (1) 災害対策本部内における応援
職員が不足するときは、部長が本部長に要請して、部相互間で応援を行います。
- (2) 職員の派遣要請
町災対本部の参集可能な最大限の職員をもってしても人員が不足するときは、災害対策基本法第 67 条及び第 68 条の規定により、他の市町村又は県職員の応援を求めます。

5 関係機関の配備体制

- (1) 防災関係機関
指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合には、必要な職員を動員し、町と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、山梨県地域防災計画及び富士河口湖町地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備するものとします。
なお、指定地方行政機関等は、処理すべき事務又は業務の大綱は、「第 2 編 第 1 章 第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりです。
各防災関係機関相互の連携を確保するため、必要に応じて町災害対策本部への

要員派遣について、あらかじめ定めておくものとします。

(2) 公的施設等の管理者

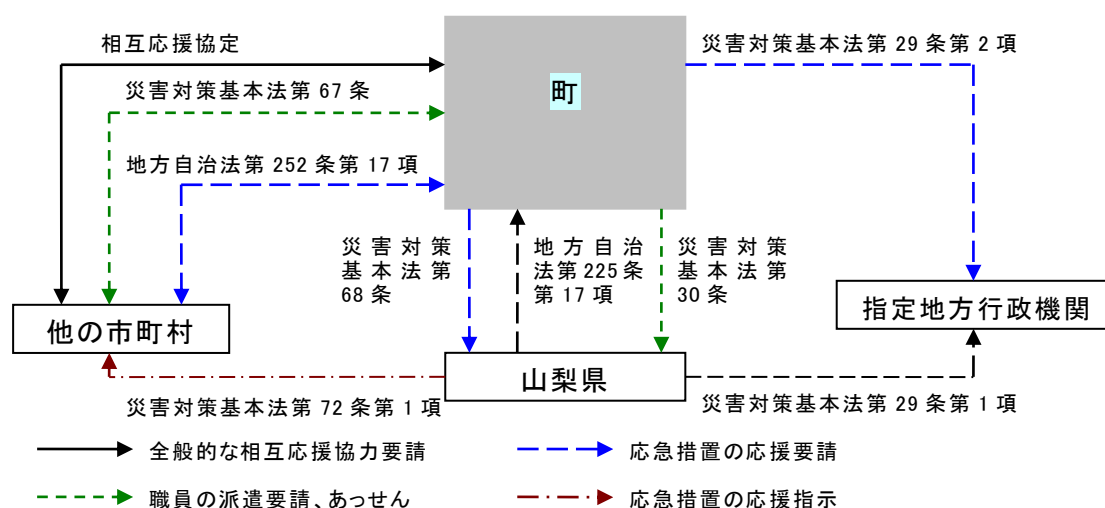
病院、老人ホーム等の施設、不特定多数の集客・観光施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、さまざまな災害に備えて職員、従業員等の緊急配備体制を整備するものとします。

第3節 広域応援体制（地域防災課、消防本部）

災害の状況により、町のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合は、県、他市町村等に応援を要請し、的確な対策を実施します。

応援要請を行う場合には、本町の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、町災対本部の部長会議において応援要請の必要の有無を決定します。

【法律、協定に基づく応援協力の要請系統】



1 県知事及び他の市町村に対する応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため応援要請の必要がある場合、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対し応援を求め、または応急対策の実施を要請します。また、他の市町村等の応援を受けようとするときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村に対し応援を求めることができます。

要請連絡は、電信・電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の応援実施が速やかに行えるよう努め、電信・電話で要請した事項については、事後、正式書面により処理します。

2 応援協定に基づく応援要請

町長は、災害応急対策を実施するため、災害時における相互応援に関する協定に基づき、締結している市町村（資料編「災害協定締結一覧表」参照）に対して応援を要請します。

また、大規模災害時などの応急対策への応援を得られるよう、平常時に近隣市町村又は災害に同時に見舞われないと想定されるやや離れた市町村などとの間で、相互応援協定の締結に努めます。

3 指定地方行政機関等に対する応援要請

（1）職員の派遣要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機

関又は指定公共機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請することができます。

(2) 職員の派遣斡旋

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋を求めることができます。

4 消防の応援要請

(1) 大規模災害時における広域消防応援

大規模災害時における消防活動については、消防組織法（昭和 22 年 12 月 23 日法律第 226 号）第 39 条の規定に基づき締結されている「山梨県常備消防相互応援協定」や市町村の消防相互応援協定等により相互応援を行います。

(2) 緊急消防援助隊等の派遣要請

県内の消防力や既存の消防相互応援協定で対処できないと判断したときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、県知事は消防庁長官に対し緊急消防援助隊の出动や広域航空応援等、消防の広域応援を要請するものとします。

5 県消防防災ヘリコプターの派遣要請

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の保護など緊急を要し、ヘリコプターの他に適切な手段がないときには、県の消防防災ヘリコプターの派遣を要請します。（資料編「県消防防災ヘリコプター緊急運航基準」参照）

6 県等による応援要請等

大規模災害時には、県などにより整備されている次の応援要請等を仰ぐことができます。

(1) 知事による応援要請

① 指定行政機関等に対する応援要請（災害対策基本法第 70 条第 3 項）

県知事は、県内における災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があるときは、指定行政機関等の長に対し応急措置の実施を要請します。

② 他の都道府県に対する広域応援要請

県知事は、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、全国知事会において締結している「災害時の広域応援に関する協定」（平成 8 年 7 月 18 日）及び関東地方知事会を構成する山梨県、東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県及び長野県で締結している「災害時等における相互応援に関する協定」（平成 8 年 6 月 13 日）等に基づき、他の都道府県に対し必要な応援を要請します。

③ 市町村に対する応援

- ・ 県知事は、市町村長等から災害応急対策を実施するための応援を求められたときは、県の災害応急対策との調整を図りながら、必要と認める事項について支援協力します。（災害対策基本法第 70 条第 1 項）

- ・県知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行います。（災害対策基本法第 72 条）

7 民間事業所等に対する協力要請

町は、大規模な災害が発生し、応援協定に基づく応援が必要と判断した場合は、相互応援協定を締結している民間事業者、団体等に対し、あらかじめ定められた手続きに従い、応援を求めます。

8 応援受入体制の確保

（１）連絡窓口の明確化

町は、県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため、町役場（担当：地域防災課）に連絡窓口を設置します。

（２）搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、町有施設を救援物資の集積所とし、集積スペースの確保、仕分け・配分要員の配備など、必要な準備を行います。なお、必要に応じ民間配送センター等の協力を検討します。

（３）受入れ体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所については特別な事情（二次災害のおそれや作業効率上必要な作業が発生した場合など）がない限り優先順位を次のとおりとします。

① 作業内容の優先順位

- ア 人命救助及び搜索
- イ 応急医療救護
- ウ 情報収集
- エ 人員・物資等の緊急輸送
- オ 道路及び河川の啓開

② 作業場所

- ア 人命救助に必要な場所
- イ その他①に掲げる作業に必要な場所

③ 宿泊場所等

町は応援要員の休憩又は宿泊ため、町有施設の提供、周辺市町村との調整、民間施設の借り上げ等の措置を講じます。なお、宿泊場所等は、災害現場の状況、作業内容等を勘案し、作業の実施に最も適切と思われる施設を選定します。

(4) 災害救助要員の集結・派遣場所となる受援拠点の設定

災害発生時において、町としての受援拠点となる場所を設定します。

No.	拠点施設名	所在地
1	くぬぎ平スポーツ公園運動場	小立
2	くぬぎ平スポーツ公園第一サッカー場	小立
3	くぬぎ平スポーツ公園第二サッカー場	小立
4	あかつき高原グラウンド	勝山

9 県への報告

町、災害対策基本法、各種相互応援協定に基づく応援要請を行った場合には、富士・東部地域県民センター（富士・東部地方連絡本部）を通じて知事に報告を行います。

第4節 自衛隊災害派遣要請（地域防災課）

災害時において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとします。

1 自衛隊に対する災害派遣要請（災害対策基本法第68条）

（1）知事に対する自衛隊の災害派遣要請

町長は、災害時において、人命及び財産の救護のため必要かつやむを得ない場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、自衛隊法第83条第12項の規定による要請を知事に対し求めることができます。

（2）緊急時の災害派遣要請

町長は、県知事に対し前項の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者（第1特科隊長兼北富士駐屯地司令）に通知することができます。第1特科隊長兼北富士駐屯地司令は、その事態に照らし特に緊急を要すると認めるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第83条に規定する部隊を派遣することができます。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関の活動状況等のほか、県知事の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なりますが、通常次のとおりです。

被害状況の把握	車両、航空機等、状況に適した情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の 捜索救助	行方不明者捜索及び負傷者の救助
水防活動	堤防、護岸等が決壊したときの土のう作成、運搬、輸送、設置等
消防活動	消防機関に協力（航空機等を含む、消火薬剤等は関係機関が提供）
道路又は 水路の啓開	道路もしくは水路が破損し、又は障害物等がある場合の啓開又は除去
応急医療、感染症 対策	被災者に対する応急医療、疫感染症対策（薬剤等は関係機関が提供）
人員及び物資の緊急輸送	被災者等のけが人、患者空輸及びトラック又は航空機による物資輸送
炊飯及び給水	被災者に対する炊飯及び給水
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づく被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対応可能なもの

3 災害派遣要請の要求手続き

町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、県知事に対し次の事項を明示した要請書により、自衛隊の災害派遣要請を行うよう要求します。

(1) 要請先

提出（連絡）先	山梨県防災局防災危機管理課
提出部数	1 部
提出様式	知事の派遣要請と同様の内容

(2) 記載事項

- ・災害の状況及び派遣要請をする理由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

(3) 要領

原則として、文書をもって県知事に対し災害派遣要請の要求をします。事態が切迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信もしくは電話によることができます。

また、通信の途絶など、県知事への要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者(第1 特科隊長)に通知し、県知事に対してもその旨を速やかに通知します。

【緊急の場合の自衛隊部隊への連絡先】

連絡先	陸上自衛隊 第1 特科隊長兼北富士駐屯地司令	
住所	〒401-0593 忍野村忍草 3093 陸上自衛隊北富士駐屯地	
電話	時間内	0555-84-3135、3136（内線 238）
	夜間	0555-84-3135（内線 280 又は 302）
F A X	0555-84-3135、3136（内線 239）	
県防災行政無線	衛星系	916-435
	地上系	9-220-1-051

4 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

知事及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各種情報を的確に把握し、第1 特科隊長と情報の交換をします。

(2) 連絡班の派遣依頼

知事は、自衛隊の災害派遣が予想されるに至ったときは、第1 特科隊長に対し、県災害対策本部へ連絡班の派遣を依頼し、情報の伝達、派遣要請の授受等の迅速化を図ります。

(3) 連絡所の設置

知事は、自衛隊の災害派遣業務を調整し迅速化を図るため、県庁又は連絡上最も適切なところに連絡班連絡所を設置します。

5 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の機関との競合重複の排除

町長は、あらかじめ自衛隊の作業が他の機関と重複することなく効率的に分担できるよう配慮します。

(2) 作業計画及び資機材の準備

町長は、自衛隊の作業計画を次の基準で樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ作業に関係のある管理者の了解をとります。

- ・作業箇所及び作業内容
- ・作業の優先順位
- ・資材の種類別保管（調達）場所
- ・部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 連絡窓口の設置

派遣された自衛隊との連絡窓口は総務課とします。

(4) 派遣部隊の受入れ

知事及び町長は、派遣された部隊に対し、次の準備をします。

- ・本部事務室
- ・宿舍
- ・材料置場、炊事場（野外の適当な広さ）
- ・駐車場
- ・指揮連絡用ヘリコプター発着所・・・2方向に障害のない広場（UH-1 型、1 機 約 100m×50m、ヘリコプターの発着場所は「第2編 第3章 第12節 緊急輸送対策」に記載）

(5) 災害派遣部隊の撤収要請

町長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に行うとき、民心の安定、復興に支障がないよう、派遣部隊長等と協議します。

(6) 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した費用は、原則として派遣を受けた町が負担し、その内容は概ね次のとおりです。

- ・必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
- ・宿泊に必要な土地、建物の経費
- ・宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- ・救援活動実施の際に生じた損害の補償
- ・その他疑義のあるときは、町と自衛隊で協議します

【災害派遣要請依頼文書様式（一般災害派遣要請）】

番号
平成 年 月 日

山梨県知事（陸上自衛隊第1特科隊長）殿

発信者名
（富士河口湖町災害対策本部長）

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊の災害派遣を要請します。

1 災害の状況及び派遣要請をする理由

- （1）災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする）
- （2）派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

3 派遣を希望する人員及び装備の種類

- （1）人員
- （2）装備の概要（特に船舶、航空機等特殊装備を必要とするとき）

4 派遣を希望する区域及び活動内容

- （1）派遣を希望する区域
- （2）活動内容

5 要請年月日

平成 年 月 日

6 その他参考となるべき事項

- （1）連絡場所及び連絡責任者

第5節 災害関係情報の収集・伝達（地域防災課、消防本部）

気象業務法に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限に防止します。

1 気象予報・警報の受理、伝達

（1）甲府地方気象台が発表する予報・警報

① 予報・警報の種類と定義

種 類	定 義
天気予報	予報発表時から明後日までの風、天気、降水確率、気温等の予報
地方天気分布予報	地方予報区を対象に、約 20 k m 格子で 3 時間単位の気象状態（天気、降水量、気温、降雪量）を 24 時間先まで分布図形式で行う予報
地域的系列予報	代表的な地域又は地点を対象に、3 時間単位の気象状態（天気、気温、風向、風速）を 24 時間先まで時系列グラフ表示で行う予報
週間天気予報	翌日から 7 日間の天気、降水確率、気温等の予報
注意報	気象等により被害が起こるおそれがあるときに、その旨を注意する予報
警報	気象等により重大な災害が起こるおそれがあるときに、その旨を警告する予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を警告して行う予報
気象情報	気象予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報、警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する情報
土砂災害警戒情報	山梨県と甲府地方気象台が共同で発表する情報。大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告などを発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して発表する情報
記録的短時間大雨情報	数年に 1 回程度発現する記録的な短時間大雨を観測又は解析したとき、速やかに発表する情報
竜巻注意情報	雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい実風の発生する可能性が高まったときに発表する情報
指定河川洪水予報	河川の増水やはん濫などに対する水防活動のため、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報

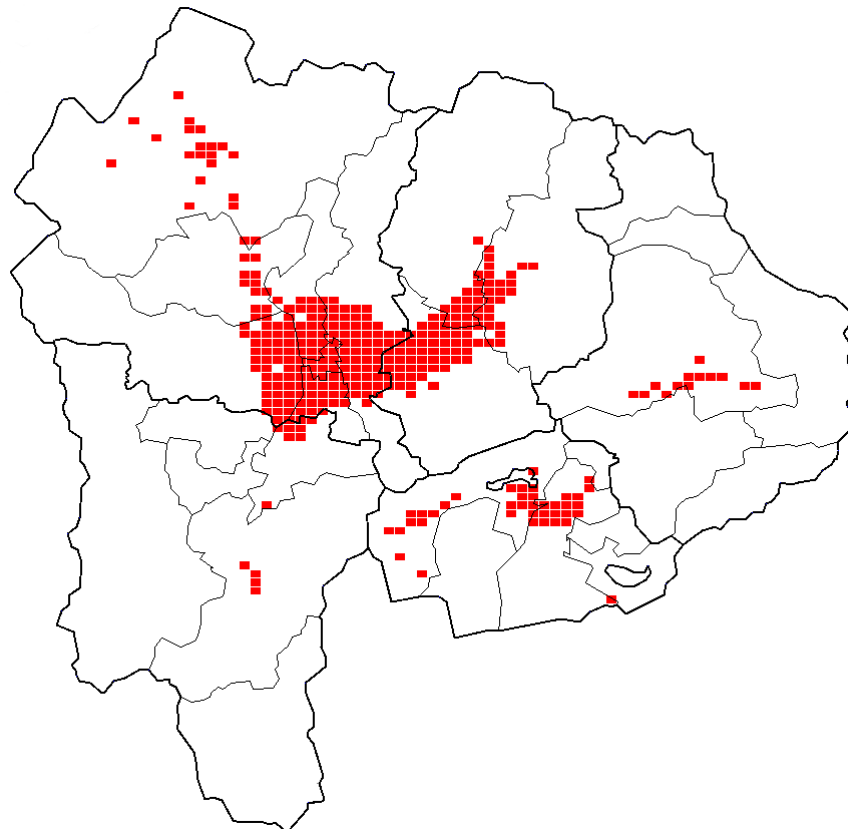
② 警報・注意報の種類と発表基準

一次細分区域		東部・富士五湖
二次細分区域		富士五湖
警報	暴風（平均風速）	20m/s
	暴風雪（平均風速）	20m/s 雪を伴う
	大雨 （富士河口湖町）	平坦地で 3 時間雨量が 90mm 以上と予想される場合 平坦地以外で 1 時間雨量が 60mm 以上と予想される場合 土壌雨量指数が 140 以上と予想される場合
	洪水 （富士河口湖町）	平坦地で 3 時間雨量が 90mm 以上と予想される場合 平坦地以外で 1 時間雨量が 60mm 以上と予想される場合
	大雪（12 時間降雪の深さ）	30cm
注意報	強風（平均風速）	12m/s [甲府 14m/s]
	風雪（平均風速）	12m/s [甲府 14m/s] 雪を伴う
	大雨 （富士河口湖町）	平坦地で 3 時間雨量が 50mm 以上と予想される場合 平坦地以外で 1 時間雨量が 30mm 以上と予想される場合 土壌雨量指数が 105 以上と予想される場合

洪水 (富士河口湖町)	平坦地で3時間雨量が50mm以上と予想される場合 平坦地以外で1時間雨量が30mm以上と予想される場合
大雪(12時間降雪の深さ)	10cm
雷	落雷等により被害が予想される場合
乾燥	最小湿度25%で、実効湿度50%
濃霧(視程)	100m
霜(最低気温)	早霜・晩霜期 3℃
なだれ	1. 表層なだれ: 24時間30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ: 50cm以上、15℃以上(甲府)で、かつ24時間20mm以上
低温(最低気温)	夏期: 最高気温が甲府で16℃以下または河口湖で12℃以下が2日以上続く場合 冬期: 最低気温が甲府で-6℃以下河口湖で-10℃以下
着氷	著しい着氷が予想される場合
着雪	著しい着雪が予想される場合

土壌雨量指数:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出します。

「平坦地、平坦地以外」の地域区分図



■ : 平坦地 (概ね傾斜が 30‰ (パーミル) 以下で都市化率が 25%以上の地域)
(無表示は平坦地以外を示す)

③ 注意報・警報の切替、解除

注意報・警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続されます。また、新たな注意報・警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報・警報は自動的に解除又は更新されて、新たな注意報又は警報に切り替えられます。

④ 記録的短時間大雨情報の発表基準

山梨県記録的 短時間大雨情報	県内気象官署、地域気象（雨量）観測所又は解析雨量で、 1 時間に 100mm 以上の降雨を観測又は解析したとき

⑤ 特別警報の発表基準

大雨や大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれ著しく大きい場合には「特別警報」が発表されます。

現象	特別警報の基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

ア 雨を要因とする特別警報の指標

以下 a 又は b いずれかを満たすと予想され、かつ更に雨が降り続くと予想される場合に大雨特別警報が発表される。

- a 48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過した 5 km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 50 格子以上出現。
- b 3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値を超過した 5 km 格子が、共に府県程度の広がり範囲内で 10 格子以上出現（ただし、3 時間降水量が 150mm を超える格子のみをカウント対象とする）。

※土 壌 雨 量 指 数:降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。
この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

※3 時間降水量 150mm: 1 時間 50mm の雨(滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨)が 3 時間続くことに相当。

【富士河口湖町の 50 年に一度の値】

- ・ 48 時間降水量 488mm
- ・ 3 時間降水量 149mm
- ・ 土壌雨量指数 278

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級(中心気圧 930hPa 以下、又は最大風速 50m/s 以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合

台風については、指標となる中心気圧、又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における、大雨、暴風の警報が、特別警報として発表される。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)の警報が、特別警報として発表される。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深(甲府 50 c m、河口湖 90cm)となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合

⑥ 水防活動用の気象等の注意報・警報

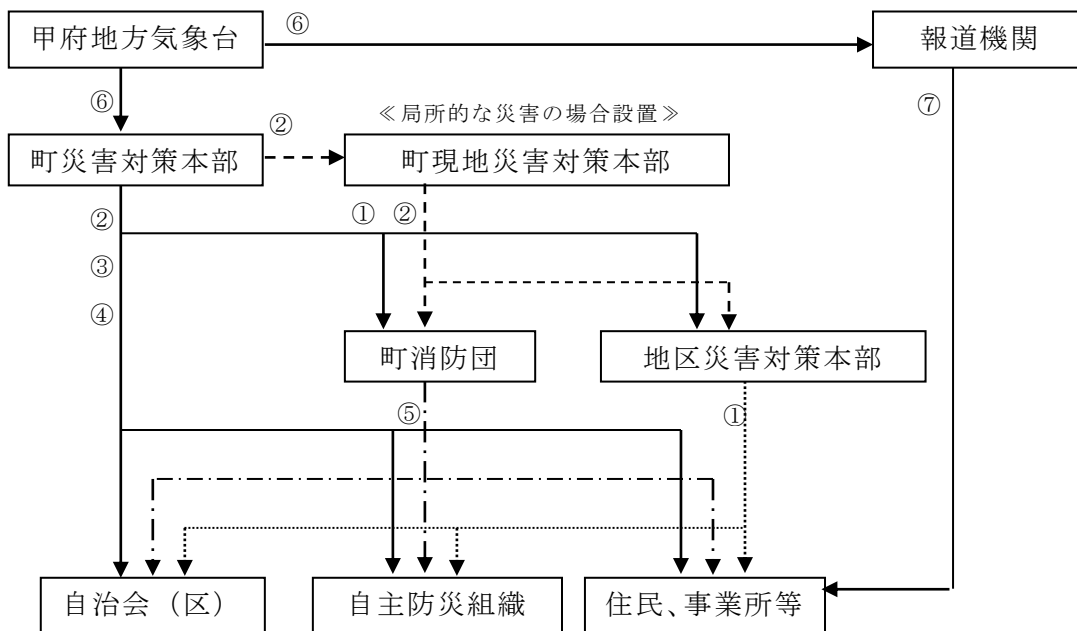
水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・洪水の各注意報・警報をもって行われます。

(2) 情報の伝達系統及び伝達手段

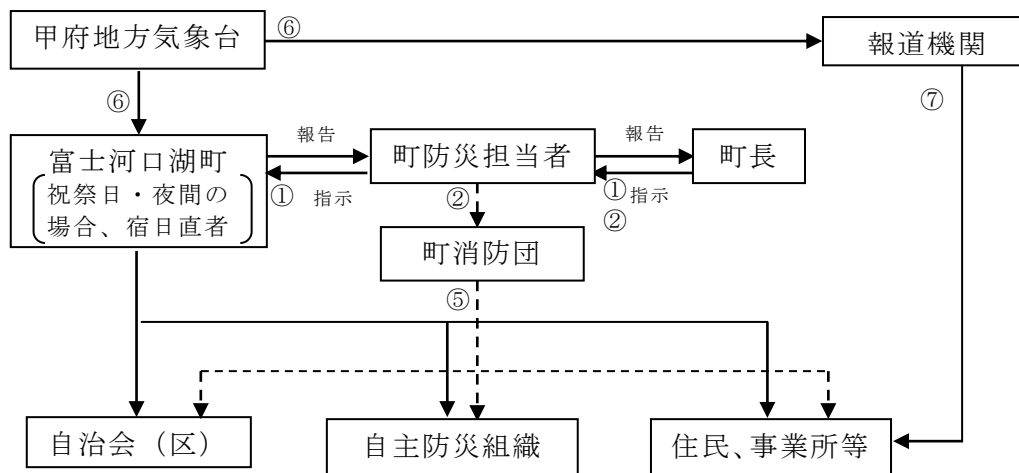
① 気象情報の伝達方法

気象情報の伝達系統及び情報の伝達手段は次のとおりです。

【町災対本部が設置されているとき】



【町災対本部が設置されていないとき】



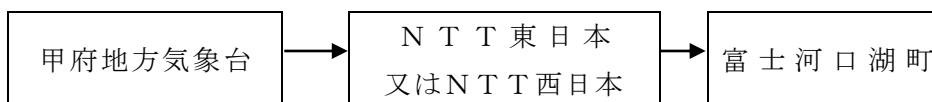
※図中の○囲み数字は次の通信手段を表します。

番号	伝達方法	番号	伝達方法
①	口頭	⑤	広報車（拡声器、サイレン等）
②	電話（FAX）	⑥	防災情報提供装置
③	町防災行政無線（固定系）	⑦	テレビ、ラジオ等
④	町防災行政無線（移動系）		

これらのほかに、個々に所有している携帯電話、パソコン通信、インターネット等を活用し、状況に応じた有効な手段により情報の伝達を行います。

② NTTの扱う警報の伝達

扱う警報の種類は、気象警報、洪水警報で、町への伝達系統は次のとおりです。



(3) 土砂災害警戒情報

山梨県県土整備部砂防課と甲府地方気象台が、共同で発表します。

(発表基準)

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表します。

(解除基準)

監視基準について、その基準を下回り、一連の降雨をもたらす気象現象が過ぎ去ったことを確認し、あわせて土壌雨量指数の2段階目タンク貯留高の減少傾向を確認した場合とします。

(土砂災害警戒情報の伝達)

甲府地方気象台は、消防防災課をはじめ日本放送協会(NHK)等報道機関へ伝達する。県消防防災課は、緊急防災ネットワークの一斉FAXを活用し、県建設事務所、市町村、各消防本部、県庁各課等に伝達します。県砂防課は、土砂災害警戒情報システムで、補足情報をインターネット公開します。

(4) 町が発表する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、町長・富士五湖消防本部は火災警報を発表します。

なお、甲府地方気象台は、次の条件に該当すると予想されるとき又は該当したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報します。知事は、この通報を直ちに町長へ伝達します。

- ① 実効湿度 60%以下で、最小湿度 35%以下となり、最大風速 7 m/s 以上が吹く見込みのとき
- ② 実効湿度 50%以下で、最小湿度 25%以下となる見込みのとき
- ③ 平均風速が 12m 以上吹く見込みのとき（降雨・降雪中、又はまもなく降り出すと予想されるときは通報しないこともある）

(5) 異常気象発見時の通報・伝達

① 異常気象発見時の通報・伝達

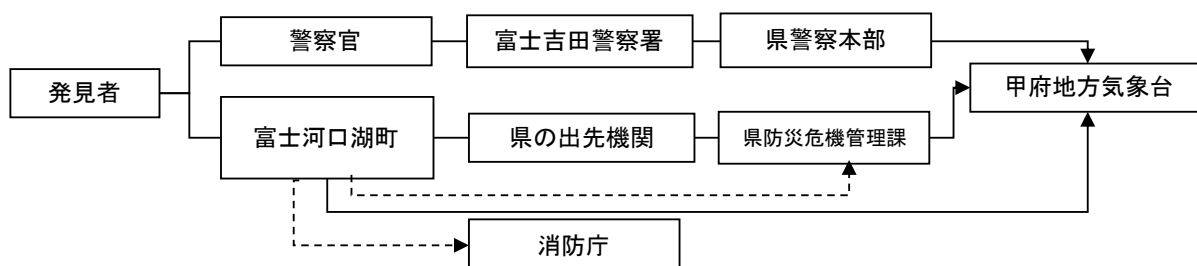
災害対策基本法第54条に基づき、災害の発生するおそれのある異常現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報しなければなりません。通報を受けた町長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに、その旨を速やかに関係機関（県、甲府地方気象台、その他関係機関）に伝達します。

また、地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死者が発生し、消防関係等に通報が殺到した時には、町長はその状況を県及び消防庁に対して報告します。

② 通報を要する異常現象

気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等
地震関係	頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

③ 通報系統



※破線は通報が殺到したとき

2 被害情報の収集伝達

災害応急対策実施のため必要な被害状況等の報告（以下「被害報告」という。）については、本計画の定めるところにより行います。なお、町災対本部が設置されない場合における被害報告については、本計画に準じて行います。

（１）被害報告についての協力

町防災会議は、その所掌業務を遂行するため必要があると認めるときは、防災関係機関の長並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳、その他必要な協力を求めることができます（災害対策基本法第 21 条）。

（２）被害情報の収集・伝達

町防災行政無線（移動系）により被害情報を収集します。また、状況に応じて電話、FAX、メール等の通信手段を活用します。

なお、町災対本部が設置されたときには、各配備体制において、情報の収集・伝達者を定め、各班が所掌する活動に関する被害情報を収集します。

（３）非常無線等の活用

N T T 回線途絶のときには、非常無線等を活用します。

（４）被害状況調査等の措置

① 被害状況の調査は、町が防災関係機関、諸団体及び地区防災対策本部等の協力を得て実施します。

② 災害の状況を把握するため、災害調査班を編成して被害状況を調査します。

③ 被害が甚大のため町において調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術が必要とするときは、県に応援を求めて実施します。

④ 被害状況の調査については、地方連絡本部各班と密接な連絡を図り、脱漏、重複等のないよう十分留意し、異なった被害状況についてはその理由を検討します。

⑤ 町長は、調査で把握した被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を、速やかに所轄の地方連絡本部関係班長（県の関係出先機関の長）に報告します。通信の途絶等により報告ができないときは、消防庁に報告します。

（５）応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性の有無等を連絡します。

（６）被害情報の収集・連絡

① 町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告します。ただし、消防組織法第 40 条に基づく「火災・災害等即報要領」（資料編「火災・災害等即報要領」参照）の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶により県に報告が不可能なときには、町は、直接消防庁に対し報告します。なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対し行います。

② 町は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したとき、その状況を直ちに県に報告します。

- ③ 報告のルートは、「被害情報収集・伝達マニュアル」（資料編参照）のとおりです。

（７）報告の種類・様式

県等への報告は、「被害情報収集・伝達マニュアル」（資料編参照）に基づき行います。

① 災害報告取扱要領に基づく被害報告

- ・災害確定報告（第１号様式）

応急対策を終了した後 20 日以内に報告

- ・災害中間年報（第２号様式）

毎年 1 月 1 日～12 月 10 日までの災害による被害状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを 12 月 20 日までに報告

- ・災害年報（第２号様式）

毎年 1 月 1 日～12 月 31 日までの災害による被害状況について、翌年 1 月 1 日現在で明らかになったものを 4 月 30 日までに報告

② 火災・災害等即報要領に基づく被害報告

- ・火災等即報（第１号様式及び第２号様式）

火災及び特定の事故（火災の発生に伴うものを含む、危険物等に係る事故、可燃性ガス等の爆発及び漏洩等の事故）を対象とします。なお、火災（爆発を除く）は第１号様式、特定の事故は第２号様式により報告します。

- ・救急、救助事故等即報（第３号様式）

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急事態対処事態を対象とします。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故については、省略することができます。ただし、消防庁長官から特に求められたものは、この限りではありません。

- ・災害即報（第４号様式）

災害を対象とします。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、火災等即報並びに救急、救助事故等即報を省略することができます。ただし、消防庁長官から特に求められたものは、この限りではありません。

③ 県指定に基づく被害報告

次の被害状況等を県地方連絡本部（富士・東部県民センター）へ報告します。

- ・市町村被害状況票（様式 3－4－2）
- ・市町村災害対策本部設置状況職員参集状況票（様式 3－4－5）
- ・避難所開設状況一覧表（様式 3－4－6）

④ 他の法令等に基づく報告との関係

この計画に定める被害報告は、災害対策基本法に基づき災害時における被害報告の迅速化及び簡素化を図るため、特に災害応急対策を迅速に実施するために必要な項目のみとし、他の法令又は各省庁の報告要領等（以下「他の法令等」という。）に基づく被害報告については、それぞれ定められている方法、様式等により県本部関係班において後刻実施します。ただし、災害救助法に基づく災害報告は、特に迅速に処理します。

なお、他の法令等に基づく被害報告の種類は、次表のとおりです。

【他の法令等に基づく被害報告】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 消防組織法に基づく火災報告② 厚生労働省通達に基づく精神病院等の被害報告③ 厚生労働省通達に基づく水道の被害報告④ 災害防疫実施要綱に基づく被害報告⑤ 農林水産業被害報告要領に基づく災害報告⑥ 農地農業用施設災害復旧事業取扱要綱に基づく災害報告⑦ 中小企業関係被害状況報告要領に基づく被害報告⑧ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令に基づく災害報告⑨ 国土交通省通達に基づく都市災害の被害報告⑩ 公営住宅法に基づく被害報告⑪ 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害報告⑫ 文化財保護法に基づく被害報告 |
|---|

(8) 県などによる被害規模の早期把握のための活動

① 情報収集

県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関に來ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたります。

② 県消防防災ヘリコプターによる情報収集

県は、状況に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの映像情報等により被害情報の収集を行います。

③ 土砂災害緊急情報

国又は県は、土石流や地すべりなどによる重大な土砂災害が急迫した場合、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知します。

第6節 災害広報（地域防災課）

町は、災害発生のおそれがある場合及び災害が発生したとき、収集した情報の迅速かつ正確な広報活動を行い、民心の安定と混乱の未然防止及び災害復旧の促進を図ります。

町は、県を通じて報道機関等の協力を得て、罹災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報の適切な提供に努めます。

広報にあたっては、外国人や障害者・高齢者等の要配慮者に対して十分留意し適切な広報に努めます。

1 町による広報

（1）広報体制

町災対本部を設置したときは、地域防災課が、町民等に対し災害情報を提供します。ただし、勤務時間外に突発的な大災害が発生し緊急を要する災害情報は各課及び消防団において、積極的に関係機関からの情報収集に努め、直ちに地域防災課に報告します。

（2）広報資料の収集

災害情報の収集は、前記「2 被害情報の収集伝達」の収集伝達によります。その他の情報は、関係防災機関等を通じ資料の収集に努めます。

また、災害の状況に応じて取材班を編成し、被災地の写真撮影、取材等を行います。

(3) 広報内容

風水害発生直後の広報	気象・河川水位に関する状況 初期消火・救出の呼びかけ 火気使用厳禁（都市ガス・プロパンガスの漏出防止、ガス栓閉止等） 感電事故防止の呼びかけ
避難指示・救助に関する広報	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）及び避難方法 要配慮者支援（安否確認・避難支援）の呼びかけ 避難の際の安全措置の呼びかけ（ブレーカー遮断、携行品等） 負傷者搬送の呼びかけ及び搬送先の情報 学校等の措置状況
被害状況・応急対策に関する広報	被害等の状況 警戒区域設定等の情報 避難所の開設状況 医療機関の開設・医療救護所の設置状況 災害応急対策の状況 交通状況（交通規制等の状況、交通機関の被害状況等）
支援情報等の広報	町民の安否（避難所ごとの避難者数等、行方不明者） 防災情報メールの利用 災害用伝言ダイヤルの利用 虚偽情報への注意喚起、警戒状況の情報 ボランティア活動への呼びかけ 避難所における給水・給食・生活必需品配給等救護の状況 帰宅困難者対策や広域的災害応急対策等の状況 ライフラインの途絶等の被災状況 臨時休校等の情報等 その他町民等が必要としている情報

この他、食料や医薬品、衣料品、水道等の工事業者など、民間の様々な業種の情報についても収集に努め、広報を行います。

(4) 広報の方法

- ・町防災行政無線
- ・広報車の巡回広報
- ・職員による直接広報
- ・広報誌、チラシの配布、掲示板への掲示
- ・インターネットの町ホームページへの掲載、安全安心メール、防災アプリ、公式Facebook、協定締結自治体ホームページ等
- ・テレビ、ラジオ、新聞などの報道機関
- ・CATV局（河口湖有線テレビ放送(有)、北富士有線テレビ放送(株)）への広報放送の協力要請

・その他

(5) 要配慮者への広報

聴覚障害者に対しては、町ホームページへの掲載、チラシの配布等を実施します。外国人に対しては、災害時多言語情報作成ツールの活用や外国語教師の協力により、多言語で災害情報を町ホームページへ掲載するとともに、チラシの配布、防災行政無線による広報を実施します。また、在宅の避難行動要支援者に対しては戸別受信機による広報のほか、民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得て戸別訪問等により必要な情報提供等の実施を検討するものとします。

(6) 「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」の周知

災害発生時には、NTT 東日本(株)が「災害用伝言ダイヤル」(171)を、NTT ドコモ、KDDI 等携帯電話各社により「災害用伝言板」及び Web171 等が開設されるので、活用方法を広報紙への掲載や町役場庁舎、避難場所等への掲示等により、住民に周知を図るものとします。

(7) 問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ発災後速やかに町民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口を開設し、人員の配置等体制の整備を図ります。

2 県、防災関係機関による広報

(1) 県による広報

県は、山梨県地域防災計画の定めるところにより、災害に関する広報を行うものとします。

(2) 防災関係機関による広報

防災関係機関は防災業務計画の定めるところにより、所管業務、施設等の災害に関する広報を行うものとします。

報道機関	臨時の措置を講じて災害に関する取材事項、関係機関からの通報事項を報道し、住民への周知に努めます。なお、広報内容については、広報と同時に町災害対策本部に通知します。
電力供給会社	被害箇所、復旧見通し、感電障害防止等について、報道関係及び広報車等を通じて広報します。
ガス供給会社	被害箇所、復旧見通し、ガス漏れ事故防止等について、報道関係及び広報車等を通じて広報します。
N T T	被害箇所、復旧見通し、応急措置等について、報道関係及び広報車等を通じて広報します。
J R ・私鉄 ・バス	被害箇所、復旧見通し、運航状況等について、報道関係及び駅構内の掲示板、案内所等を通じて広報します。
道路管理者	被害箇所、復旧見通し、迂回路等について、報道関係及び標識等を通じて広報します。
その他	他の防災関係機関は、災害の状況に応じた適切な広報活動を行います。

(3) Lアラートの活用

県と市町村は、安心・安全に資する情報を、地域住民に多様なメディアで迅速に伝達するため、山梨県内の関係機関がLアラート（災害情報共有システム）を利用していくこととし、効果的な情報伝達が可能となるよう、運用のルールを随時見直します。

第7節 通信手段の確保（地域防災課）

1 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害時には公衆電気通信設備を優先的に使用できるほか、他の機関設備も活用できますが、平常時から災害時における多ルートの通信手段の確保に努めます。

（1）町防災行政無線

町施設及び防災関係機関との通信は、町の防災行政無線及び加入電話により行います。また、防災行政無線（移動系システム）を利用して、町内の被害情報の収集を行います。

（2）県防災行政無線

県庁と県内市町村は、衛星回線により結ばれているほか、60MHz 帯を使用した単一回線でも通信手段を確保しています。災害時には、これらの回線を利用して災害情報等を交換します。

（3）NTT の措置

① 優先電話による「非常通話」の申し込み

回線混乱時には、NTT から承認を受けている優先電話（資料編「災害時優先電話一覧」参照）から「102」番をダイヤルし、「非常通話」と申し込み、接続します。

② 電話利用制限と重要通信の確保

災害時の緊急通信を確保するため、一般の問い合わせ、見舞い等の電話を制限し、町災対本部、県災対策本部、警察、消防、病院等の通信を優先する措置をとります。

③ 移動無線機の配置

各事業所に可搬式移動無線機を設置し、緊急電話に備えます。

④ 電源の確保

長時間の停電に備え、各事業所に予備発電機をはじめ、移動用電源車、携帯用電源機等を配備し、通信の中断のないよう措置します。

（4）他機関の通信施設の利用

加入電話、防災行政無線等が使用不能になったとき、又は緊急を要するときは、富士吉田警察署、富士五湖消防本部、鉄道事業、電力事業等の通信施設を利用します。

機関名	所在地	電話番号	通信範囲
富士吉田警察署	富士吉田市松山 5-10-13	0555-22-0110	県内
甲府河川国道事務所 富士吉田国道出張所	富士吉田市上吉田 3-2-18	0555-22-4188	関東地方
富士五湖消防本部	富士吉田市下吉田 1896	0555-22-0119	管内
NTT 山梨支店	甲府市青沼 1-21-13	055-237-0569	全国
東京電力パワーグリッド㈱ 大月支社	大月市御太刀 2-2-14	0554-21-5333	県内
富士急行(株)	富士吉田市新西原 5-2-1	0555-22-7111	県内

(5) 非常通信協議会の利用

加入電話、防災行政無線及び他の機関の通信施設等が使用不能になったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その通信施設を利用します。

① 非常通信の依頼方法

一通の通信文の字数は 200 字以内とし、発信人及び受信者の住所、氏名、電話番号を記入し、余白に「非常」と記入します。

② 非常通信等の内容

人命の救助に関するもの、緊急を要する情報、町災対本部活動に必要なもの等。

(6) アマチュア無線の活用

大規模地震等による災害時において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、災害の状況等に応じて、アマチュア無線の活用を図ります。なお、平時から訓練等を通じて、災害時の個人情報取り扱いや運用について検討に努めます。

(7) タクシー無線等の活用

タクシー会社の所有する無線等を活用できるよう協力を求めます。

(8) 孤立防止用無線機の活用

富士ヶ嶺地区は、災害の状況によっては孤立するおそれがあるため、富士ヶ嶺地区公民館に設置されている孤立防止無線機（電話機をあげるだけで N T T と接続される）を活用します。

(9) インターネットシステムの活用

各種の災害情報をインターネットにより提供します。

町ホームページの URL は、<http://www.town.fujikawaguchiko.lg.jp/> です。

2 放送の要請

知事又は町長は、利用できるすべての通信の機能が途絶したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きを準用し、放送局に放送を要請できます。放送要請は、原則として県を窓口に行います。

【放送要請先】

放送局名	電話番号及び防災行政無線番号		申込窓口
N H K 甲府放送局	055-255-2113	9-220-1-058	放送部
山梨放送	昼 055-231-3232 夜 055-231-3250	9-220-1-066	放送本部
テレビ山梨	昼 055-232-1114 夜 080-3126-4454	9-220-1-067	放送部
エフエム富士	055-228-6969（内線 6833）	9-220-1-068	放送部

3 急使による連絡

通信施設が使えなくなったときには、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣します。これらの手段による場合は、災害の状況を考慮のうえ、安全を十分確認して行います。

第8節 原子力災害応急対策（地域防災課、環境課）

本節は、中部電力浜岡原子力発電所において原災法第10条の規定に基づく特定事象の発生情報を入手した場合の対応及び原災法第15条の規定に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合（本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定されない場合も含む。）の緊急事態への応急対策を中心に示したものです。なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応します。

1 情報の収集及び連絡体制の確立

（1）警戒事態発生後

静岡県内で震度6弱以上の地震が発生するなど原子力災害対応指針に規定する警戒事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力事業所の状況等に関する情報を収集し、必要に応じ、県内市町村等に連絡します。また、必要に応じて、静岡県に職員を派遣するなど自ら情報収集活動を実施し、事態の状況などを把握します。

（2）施設敷地緊急事態発生後

全交流電源の喪失など原子力災害対応指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合、県は、国、静岡県から原子力発電所の状況、緊急時モニタリング情報、防護措置の実施状況などについて情報を収集し、県内市町村等に連絡します。

（3）全面緊急事態発生後

全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能など原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合、県は、国、静岡県から、原子力発電所周辺の状況、緊急時モニタリング情報、避難・屋内退避等の状況とあわせて、緊急事態応急対策活動の状況を把握し、必要に応じ、県内市町村等に連絡します。

2 活動体制の確立

（1）原子力災害警戒本部の設置

県は、中部電力浜岡原子力発電所において施設敷地緊急事態が発生した場合、またはその恐れがある場合は、速やかに本部職員を非常参集し、県原子力災害警戒本部を設置することになっています。

町は県に準じ、原子力災害警戒本部を設置します。なお、本部員等は、災害対策本部に準ずるものとします。

（2）原子力災害対策本部の設置

県は、中部電力浜岡原子力発電所において全面緊急事態が発生した場合、またはその恐れがある場合は、原子力災害対策本部を設置することとなっています。

町は県に準じ、原子力災害対策本部を設置します。

3 モニタリング活動

（1）施設敷地緊急事態発生後の対応

県は、国、静岡県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収

集するとともに、必要に応じて平常時に行っている環境放射線モニタリングの頻度を増やして実施します。

町は、県を通じ、情報を入手するとともに、平常時モニタリングの強化及び緊急時モニタリングの準備を開始します。

(2) 緊急時モニタリング活動

県は、国からの指示に従い、緊急時モニタリングを実施します。緊急時モニタリングは、国、地方公共団体、原子力事業者及び関係指定公共機関の要員で構成された緊急時モニタリングセンターの指揮のもとに行われます。

(3) 放射性核種接度の測定

県は、あらかじめ定められた手順に基づき、飲料水、食品、大気浮遊物質、降下物等の測定を行うとともに、測定結果を県ホームページで公表します。

4 避難者の受け入れ

原子力災害により他都道府県から本町へ避難者の流入があった際、町は、一時避難場所を確保するとともに、町営住宅等を活用し避難者の受け入れに努めます。

5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第 15 条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、下記の指標を踏まえて、住民等に屋内退避や避難の勧告又は指示を行うべきことの指示を行うこととなっています。

町長は、内閣総理大臣から屋内退避もしくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置をとります。なお、情報提供に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の要配慮者に十分配慮します。

【屋内退避又は避難等に関する指標】

基準の概要	初期設定値(※1)	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※2の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率※3)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転を実施。

※1「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定されます。

※OIL：防護措置実施の基準である運用上の介入レベル（Operational Intervention Level）

※2 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率です。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要があります。

※3「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいいます。

※4「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいいます。

6 飲料水・飲食物の摂取制限

（１）県は、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力規制委員会及び厚生労働省が示す飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を関係市町村又は水道事業者に指示又は要請します。

（２）県は、国の指導、助言及び指示に基づき、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、関係市町村に指示します。

7 医療活動

町は、県と協力し、住民の健康不安を解消するため、必要に応じ、健康相談窓口の設置などメンタルヘルス対策を実施します。また、原子力災害により住民が被ばくした場合は、迅速に医療対策を実施して生命・健康の保全に努めます。

8 住民等への的確な情報伝達活動

町は、県と連携し、必要に応じ、相談窓口の設置をするなど速やかに住民等からの問い合わせに対応します。また、住民等のニーズを見極めたうえで、多様な情報伝達手段により、即時性のある正確かつきめ細かな情報の伝達を行います。

9 風評被害等の影響への対策

町は、県、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、緊急時モニタリング結果を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努めます。

第9節 水防対策（地域防災課、都市整備課）

この計画は水防法第32条の規定に基づき、水防作業の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定め、町内河川の水害を防御し、これによる被害を軽減することを目的とします。

1 町の責任

町は、町の区域内の水防が十分に行われるよう、次の事項を整備確立します。

- (1) 水防組織の確立
- (2) 水防団、消防団の整備
- (3) 水防倉庫、資機材の整備
- (4) 通信連絡系統の確立
- (5) 平常時における河川、遊水池等の巡視
- (6) 適切な水防活動の実施

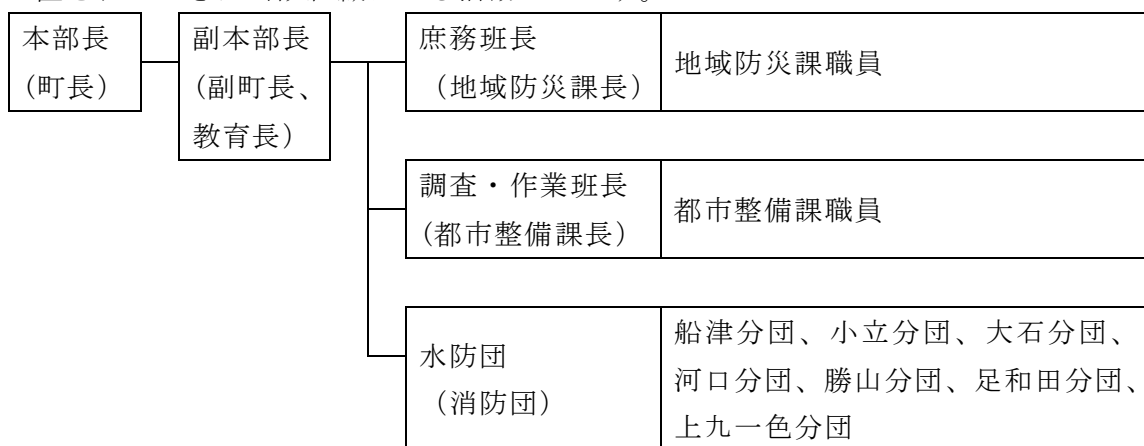
その主たる内容は次のとおりです。

- ① 水防に要する費用の自己負担の確保
- ② 水防団または消防団の出動態勢の確保
- ③ 通信網の再点検
- ④ 水防資機材の整備点検、調達並びに輸送の確保
- ⑤ 雨量、水位観測を的確に行うこと
- ⑥ 堤防、遊水池等の決壊並びに決壊後の措置を講ずること
- ⑦ 水防上緊急に必要なときの公用負担権限の行使
- ⑧ 住民の水防活動従事の指示
- ⑨ 警察官の出動を要請すること
- ⑩ 避難のための立ち退き指示
- ⑪ 自衛隊の出動を依頼すること（県知事を経由）
- ⑫ 水防管理団体相互の協力応援
- ⑬ 水防解除の指示
- ⑭ 水防顛末報告書の提出

2 町の水防組織

(1) 組織

本計画に基づき、町水防本部を次のとおり設置します。ただし町災対本部が設置されたときは当該組織による活動とします。



(2) 事務分掌

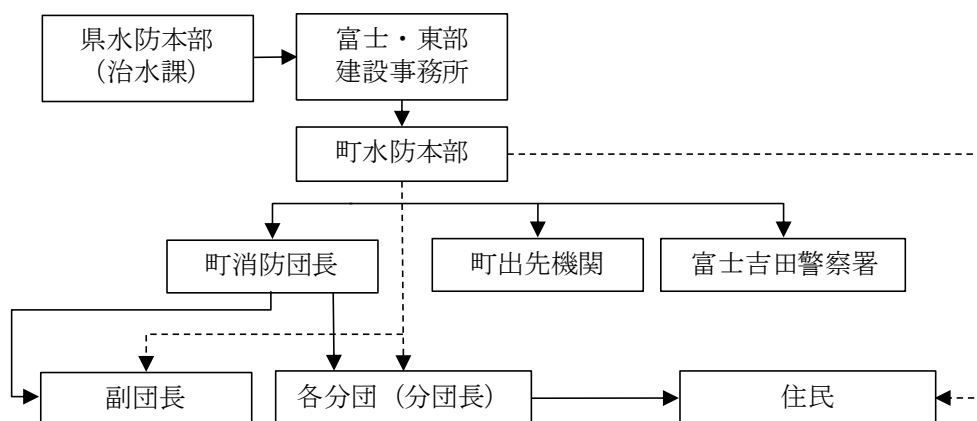
庶務班	・各係員に対する招集 ・水防警報に関する事項 ・情勢に応じた緊急対策の樹立 ・関係機関等への連絡 (町内、甲府地方気象台、富士・東部建設事務所、富士・東部林務環境事務所、富士・東部地域県民センター、放送局、警察署など) ・各水防団への連絡 ・交通の確保 ・交通不能箇所の情報連絡広報 ・その他出水時の交通に関する事項
調査・作業班	・水防資機材の調達並びに輸送 ・水防工法の技術指導 ・町内各河川水位の調査 ・雨量の調査 ・被害状況、その他の調査及び撮影

(3) 水防団（消防団）

分団名	人数	区 域	担当河川名
船津分団	45	船津・浅川	白山川、中央川
小立分団	45	小立	
大石分団	35	大石	奥川、馬場川（不逢川、節待川、中藤川、西沢川、小峰川、戸沢川）
河口分団	40	河口	梨川、西川、山ノ神川（御坂川、六首川、沢川、鯉ノ水川）、寺川
勝山分団	45	勝山	
足和田分団	78	長浜・西湖・西湖南・西湖西・大嵐	的場川、実沢川、平浜川、（足和田川）、三沢川、桑留尾川、西入川、本沢川、東入川
上九一色分団	55	精進・本栖・富士ヶ嶺	精進川、宮沢川、屋敷川

(4) 通信系統

【系統図】



※-----は緊急の場合の連絡系統

3 監視警戒及び重要水防区域

(1) 監視警戒

① 常時監視

水防管理者（町長）は、町内の河川等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに富士・東部建設事務所に連絡して必要な措置を求めます。

② 非常時監視

水防管理者（町長）は、気象の悪化が予想されるときは、監視警戒を厳重にし、事態に即応した措置を講じます。

(2) 重要水防区域

町内の重要水防区域は、資料編「重要水防区域一覧」に記載しているとおりです。

4 資機材の整備及び輸送

(1) 重要水防区域内備蓄資機材の整備

水防倉庫の設置一覧及び備蓄基準は資料編「水防倉庫設置一覧」のとおりであり、河川の状況に応じて整備を進めます。

(2) 輸送の確保

水防本部は、あらゆる事態を想定して、水防用資機材、作業員等の輸送を確保するための経路を調査し、万全の措置を講じます。また、非常時に交通支障箇所等を連絡できる措置を講じます。

① 県建設部水防支部（富士・東部建設事務所）と町水防本部との輸送経路は、県建設部水防支部が路線を指示します。町長は、次の資料を県水防支部に提出します。

- ・付近略図に道路幅員、その他通路の分かる輸送網図
- ・万一に備えた多角的輸送路の選定図

② 道路支障箇所については、道路管理者、町長、警察署長等がそれぞれ連絡を取り合います。

5 通信連絡

町水防本部長は、気象状況により水防上緊急を要すると認められるときは、県建設部水防支部長（富士・東部建設事務所長）と綿密な連絡をとり対策を講じます。

なお、水防上緊急を要する通信については概ね次の手段によります。

第1連絡	県防災行政無線
第2連絡	N T T 電話
第3連絡	警察電話
第4連絡	警察超短波無線
第5連絡	電報
第6連絡	自動車、鉄道
第7連絡	自転車
第8連絡	徒歩

6 水防団の出動・作業

(1) 非常配備

水防管理者（町長）が、水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとします。

- ① 水防管理者が、自らの判断により必要と認める場合
- ② 緊急にその必要があるとして、知事から指示があった場合

(2) 水防団に対する非常配備

① 待機

大雨・洪水警報が発せられたときは、水防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努め、又一般団員は出動の準備に入り得るような状態におくものとします。

② 出動

水防団の一部又は全員が所定の場所に集合し警備配置につきます。出動命令は、概ね次の際に発するものとします。

a 河川の水位がはん濫注意水位に該当する危険な状況に達し、なお、上昇のおそれのあるとき

b 自ら出動が必要と認めたとき

(3) 水防作業

① 水防工法は県の水防計画書を準用

② 作業中は、上司の命に従い団体行動をとるものとします。

(4) 報告

次の場合には、水防管理者は、富士・東部建設事務所に報告します。

① はん濫注意水位に該当する水位に達し、又それ以外の場合においても水防団が出動したとき

② 危険が増大して水防作業を開始したとき

③ 堤防その他の異常を発見したとき

7 避難のための立ち退き

水防管理者は、自ら防御する堤防等が破堤の可能性が高い場合、ただちに必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退き又はその準備を通信系統により指示します。

この場合、富士吉田警察署長にその旨を通知します。なお、避難のための立退区域は次のとおりです。

【避難のための立退区域】

河川名	避難立退区域	避難人員(人)	避難立退予定地	避難立退経路
馬場川	大石	600	大石小学校	県道、町道利用
			大石住民センター	
奥川	大石	600	大石小学校	県道、町道利用
			大石住民センター	
西川	河口	300	河口住民センター	国道、県道、町道利用
			河口湖北中学校	
寺川	河口	300	河口住民センター	国道、県道、町道利用
			河口湖北中学校	

8 水防解除

水位が、はん濫注意水位に該当する水位以下に減じ水防警戒に必要がなくなったときは、水防管理者は水防を解除しこれを一般に周知させるとともに、富士・東部建設事務所を通じ知事にその旨を報告します。

第10節 雪害対策

雪害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、町は、県及び防災関係機関と連携し、被害拡大防止と被災者の救助救護に努めます。このため、雪害の規模、程度、拡大のおそれ等を判断し、災害対策本部等を速やかに設置し、雪害応急対策を実施します。

1 雪害対策体制の確立

町は、気象警報、積雪情報を入手し、情報収集、救出、除雪、避難所運営などの応急活動体制を確立します。また、状況に応じて災害対策本部等へ移行します。

応急対策の実施にあたっては、県と連絡をとりながら、避難、救出、食料供給等の措置を行います。

2 自衛隊への災害派遣要請

雪害の状況により、必要があると認める場合は、県を通じて自衛隊の災害派遣を要請します。

3 情報の収集及び伝達

町は、積雪状況及び孤立や被害情報を収集し、早期に被害情報を把握するため、職員によるパトロール、県及び防災関係機関からの情報収集、自主防災組織等の情報収集を行い、必要な対策を行います。

大雪警報、道路交通状況等の伝達にあたっては、防災行政無線、メール、ラジオ放送など多様な通信手段を活用して行います。なお、住民の問い合わせに対応する窓口を設置します。

4 道路交通の確保

(1) 交通規制の実施

道路管理者は、積雪状況により、他の道路管理者と緊密な連携の下、速やかに交通規制を行うとともに、住民、観光客等に対し広報活動を行います。

(2) 放置車両対策

緊急車両等の通行ルートを確保するため、各道路管理者と緊密な連携の下、放置車両の移動作業を行います。

(3) 除雪・排雪

町は、除雪委託業者の作業範囲や、道路管理者と除雪の連携方策について調整を行います。

異常降雪時においては、交通量、消防対策等を十分に考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて主要幹線より順次除（排）雪を実施します。

なお、雪捨て場は、交通の支障のない場所を設定することや、道路側面等を利用する場合は、車両の退避場を設けるなど、交通の妨げにならないように配慮します。

5 融雪・雪崩等安全対策

(1) 雪崩対策

道路管理者は、雪崩発生の可能性が想定される箇所について、パトロールを行うとともに、住民、ドライバー等に対し、広報活動を積極的行います。

また、気象情報を把握し、雪崩の発生が予想される場合は、関係機関との緊密な連絡を保ち、迅速に当該道路の通行規制等の措置を行います。

(2) 融雪対策

町は、県から融雪出水期における警戒地域の情報を入手した場合、警戒に当たるものとし、水防用資機材及び通信機材の整備点検を行います。

道路管理者は、積雪、捨雪等により道路側溝の機能が低下し、溢水災害が発生するのを防止するため、融雪出水前に道路側溝内の障害物の除去に努め、排水能力の確保を図ります。

(3) 雪庇対策

施設管理者は、雪庇の発生状況を点検するとともに、人の出入りのある場所で雪庇が落下するおそれのある場合は、立入禁止、雪庇除去等の応急対策を行います。

6 孤立対策

町は、雪害時において孤立している地域、ホテル等の帰宅困難者に対し、必要に応じ、食料、燃料等の供給対策、医療対策、救出等の対策を行います。

7 住民組織との連携、情報連絡等

雪害時には、町、自主防災組織、ボランティア等との連携及び情報連絡を密にし、住民行動の円滑な展開及び住民ニーズに即した対策の推進を図ります。

8 広報活動

町及び県は、広報活動のうち、雪害時においても必要な事項については、繰り返し広報を実施して、住民に対する注意喚起等を行います。

第 11 節 消防対策（消防本部、地域防災課）

1 実施機関

消防活動は、県、消防団、自治消防隊（ラビット隊）、自主防災会、住民などの協力を得て、町長及び富士五湖消防本部消防長、河口湖消防署長が行います。

なお、消防本部の活動計画の詳細は「富士五湖消防本部消防計画」の定めるところによります。

2 災害防御措置

（１）県による応援

① 大規模な火災など緊急事態が発生したときは、知事は消防組織法第 43 条に基づき、町長又は富士五湖消防本部消防長（以下「消防本部消防長」という。）に対し、次の指示を行い、防御措置の早期確立を図ります。

- ・災害防御の実施方法
- ・他市町村の消防隊員への応援要請
- ・災害用資機材の調達輸送
- ・その他の応援など

② 県内の消防力をもってしても対処できない大規模災害が発生したときは、消防組織法第 43 条に基づき、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊や広域航空応援隊等の消防の広域応援を要請します。

（２）消防本部消防長による応援要請

消防本部消防長は、次の場合には、山梨県常備消防相互応援協定に基づき、他の消防本部の消防長に応援を求めます。

- ① 消防本部の消防力によっては、防御、救助等が著しく困難なとき
- ② 災害防除のために、他の消防本部が保有する機械器具等が必要なとき
- ③ 災害が他の消防本部の管轄内に拡大し、又は影響を与えるおそれのあるとき

（３）危険区域、特殊建物の防御対策

町長又は消防本部消防長は、公衆の出入りする場所、多数の者が勤務する場所、大規模建築物などで火災が発生したときは、人命の危険及び延焼の拡大のおそれのある建物又は地域に対し、あらかじめ次の事項に留意して小地域毎に区画し、火災警防対策を定めます。

- ① 出動部隊数
- ② 消防署所又は機械器具置場から防火対象物までの順路、距離及び出動から放水開始までの所要時分
- ③ 各部隊到着順ごとの水利統制
- ④ 各部隊の進入担当方面
- ⑤ 使用放水口及び所要ホース数
- ⑥ 爆発物件、引火性物件その他危険物の所在
- ⑦ 避難予定地及び誘導方面並びに人的危険発生のおそれのある箇所における人命救助方法

(4) 消防水利の統制

町長又は消防本部消防長は、消防隊が効果的に水利を活用するため、あらかじめ到着順ごとに水利部署を統制する計画を樹立します。このとき、地区ごとに水道鉄管口径、圧力、有限水利（貯水槽）などのほか、河川、プール等の水利も有効に活用します。

また、大規模な火災が発生したときには、消防道路を利用し、湖の水をラビット隊等により中継送水を行います。

「平常時」、「減水時」、「断水時」といかなる状況下においても対応できるよう、あらかじめ水利統制計画を樹立するものとします。

① 有限貯水槽(池)等の消防ポンプ車配置標準

- ・ 40 m³貯水槽(池)その他これらと同等の水利では1～2台
- ・ 60 m³貯水槽(池)その他これらと同等の水利では1～3台
- ・ 100 m³貯水槽(池)その他これらと同等の水利では2～4台
- ・ 火災拡大のおそれがある地域、長時間防御を必要とする特殊な火災の時は、40 m³及び 60 m³に1台、100 m³に2台とし、それ以上必要なときは、給水と平行して充水隊を編成し充水します。

② 水道管の口径、水圧からみた放水可能口数

鉄管口径 (mm) 水圧 (kg/c m ³)	75	100	150	200	250	300	350	400
0.00～0.34	0	0	0	0	1～2	2	2	3
0.35～0.70	0	1	1～3	2～3	2～3	2～3	2～3	4～6
0.70～1.40	0	2	2～3	2～4	3～4	3～4	4	
1.40～2.10	1	2～3	2～3	3～4	3～5	4～5	5	
2.10～	1～2	2～4	3～5	3～5	3～6	4～6	5～7	

(5) 飛火警戒

町長又は消防長は、飛火によって第2次、第3次の火災が続発して、大火を導引するおそれを考慮し、あらかじめ警戒配備場所及び警戒方法並びに消防団、自治消防隊等の統制連絡を決定しておき、いずれの方向に火災が発生しても警戒配備につくことができるよう、飛火警戒計画を樹立します。

① 飛火防御部隊の編成

飛火防御部隊は、飛火警戒隊と警戒巡ら隊とに区分します。

「飛火警戒隊」

飛火によって第2次、第3次の火災が発生したときに出動防御する部隊で、おおむね次により編成します。

- ・ 所定防御部隊以外の予備部隊をもって、1ないし数隊編成します。
- ・ 前項のほか、風下方面は消防団、自治消防隊によります。

「警戒巡ら隊」

飛火によって発生する火災の危険を早期に発見するため、要所を巡回し警戒する部隊で、おおむね次によります。

- ・ 消防団、自治消防隊が担当します。

- ・消火器、バケツ、火叩きなどの消火資材を携行します。

② 飛火警戒の配置基準

- ・風下方面 400m以内は飛火警戒隊を根幹とし、消防団、自治消防隊と飛火警戒にあたります。
- ・前項飛火警戒隊は、風下方向概ね 200m内外の場所であって、通信連絡が至便で、高所見張りに適する地点を選んで配置します。
- ・風下方向 600m以上及び風下寄り、風横方面で飛火危険のおそれのある地域は、地元の住民が担当します。

③ 飛火警戒の要領

- ・飛火警戒隊のうち1名を高所見張員として、飛火火災の早期発見にあてます。
- ・消防団、自治消防隊には、小型ポンプ、バケツ、火叩きなどを携行させ、住宅などの屋上その他の高所に配置します。

(6) 防御線設定対策

町は、富士五湖消防本部と連携し、火災の延焼範囲が拡大し、通常の防御手段により難しい場合に应付するため、火災防御線を設定のうえ、延焼拡大を防止するものとします。

① 防御線の種別

- ・大防御線……大火災を防止する延焼阻止線
- ・中小防御線……火災、輻射熱、飛火等を防圧する所定の延焼阻止線

② 防御線の設定要件

次の事項に留意して定めます。

- ・地形、水利状況
- ・道路、公園、空地の有無
- ・建築物の粗密、耐火構造建物の有無
- ・自衛消防の有無

③ 部隊の配置

防御線には種別に応じ、次の事項に留意して必要な消防車、人員及び配置場所等を予定します。

- ・所要部隊の配置と担当方面の指定
- ・応援部隊の集結場所の指定
- ・各隊のとるべき水利と誘導方法の指定
- ・各隊のホースの延長数、進入部署

3 林野火災の応急対策

(1) 火災通報

町長又は消防本部消防長は、林野火災が発生したときは、県林務部関係機関、林業関係団体等へ早期に火災状況を通報します。

(2) 消防防災ヘリコプターの要請

火災の状況に応じ必要があるときは、知事に消防防災ヘリコプターの出動を要請します。

(3) 活動内容

町長又は消防本部消防長は、事前に林野火災防御計画を樹立するとともに、次の事項を検討します。

- ① 各部隊の出動地域（以下、消防団を含む）
- ② 出動順路及び防御担当区域
- ③ 携行する消防資器材
- ④ 指揮、命令、報告、連絡通信及び通信の方法
- ⑤ 隊員の安全確保
 - ・ 気象状況の急変による事故防止
 - ・ 落石、転落等による事故防止
 - ・ 進入、退路の明確化
 - ・ 隊及び隊員相互の連携
 - ・ 地理精通者の確保
 - ・ 隊員の服装
- ⑥ 応援部隊の要請、集結場所及び誘導方法
- ⑦ 防火線の設定
- ⑧ 消防防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターの出動要請基準
- ⑨ ヘリポートの設定及び給水場所の確保
- ⑩ 消火薬剤及び資器材等の確保
- ⑪ 救急救護対策
- ⑫ 食料、飲料水、資器材及び救急資材の運搬補給
- ⑬ 関係機関（県森林管理事務所、近隣市町村及び電力会社等）との連絡方法

(4) 資機材整備

町が所有する消防水利及び資機材又は今後整備すべき資機材については、本編第2章 第4節「消防予防対策」に定めるとおりですが、林野火災を想定した資機材、水利等の整備にも努めるものとします。

第 12 節 緊急輸送対策（地域防災課）

1 実施責任者

町では、災害時において町災対本部長（町長）の指揮のもと、適切な方法により被災者の避難、応急対策要員並びに応急対策に要する緊急物資の輸送等を迅速に実施します。ただし、町で対処できないときは、他市町村若しくは県又は各輸送機関に、車両、要員等の応援を要請します。

2 輸送力の確保

人員、資材及び物資の輸送にあたり、次の方法のうち最も適切な方法によって行います。

（１）自動車

自動車については、町所有車両をはじめ次の車両を使用する。

- ① 町所有車両（消防用自動車を含む）等の使用
- ② 公共的団体所有の車両の使用
- ③ 営業車用の車両の使用
- ④ その他自家用車両の使用

町有車両については、緊急通行車両として活用します（緊急通行車両の確認手続き等については次節参照）。

（２）電車

自動車の使用が不能な場合、又は電車によることが適当な場合は、富士急行(株)所有の電車を活用します。

（３）船舶

町で所有する船舶を活用するほか、富士五湖観光船協会各支部などの民間の遊覧船及びモーターボートへの協力要請、活用を図ります。

また、湖上による被災者の避難及び緊急物資輸送のための防災用栈橋の整備を進めます。

（４）ヘリコプター

町長は県知事に対し、県の消防防災ヘリコプター及び自衛隊のヘリコプターによる輸送を要請します。なお、ヘリコプターの発着可能場所は次のとおりです。

【山梨県消防防災ヘリコプター場外離着陸場等】

場外離着陸場	緊急離着陸場
河口湖小海公園 本栖湖スポーツセンター	町民グラウンド 河口湖美術館芝生広場 河口湖八木崎公園 河口湖総合公園 勝山小中学校グラウンド 精進小グラウンド 富士豊茂小学校グラウンド

【自衛隊利用予定のヘリポート等】

ヘリポート等名称	住所	施設規模	広さ (幅×長) (m)	消防署からの所要時間 (分)
町民運動場	船津 5552	大型	90×120	5
船津小学校校庭	船津 3737	大型	60×130	5
小立小学校校庭	小立 2446	大型	121×74	5
旧上九一色中学校校庭	本栖 20	中型	70×80	12
富士豊茂小学校校庭	富士ヶ嶺 1209	中型	70×80	11
精進湖畔	精進	小型	70×50	8
湖南中学校校庭	船津 1164	大型	100×128	3
大石小学校校庭	大石 1425	大型	75×134	15
河口小学校校庭	河口 1560	大型	52×137	10
西湖南運動場	西湖 2068-1	大型	100×80	30
勝山小中学校グラウンド	勝山 1047	中型	90×80	8

(5) 人夫等による輸送

前項までの方法による輸送が不可能なときは、人夫等により輸送します。

3 災害救助法による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送については、同法及び運用方法によるが、その概要は次のとおりとします。

(1) 輸送及び移送の範囲

- ① 被災者を避難させるため、町長及び警察官等避難指示者の指示による避難
- ② 救護班で処理できない重症患者の後方医療機関への患者移送
- ③ 救出のため必要な人員・資材等の輸送及び救出した被災者の移送
- ④ 飲料水の輸送及び飲料水確保のため必要な人員・機械・器具・資材の輸送
- ⑤ 被災者に支給する被服・寝具その他生活必需品・炊出用食料・薪炭・学用品及び救助に必要な医療衛生材料・医療品等の輸送
- ⑥ 死体捜索及び死体処理のための輸送

死体捜索のための必要な人員・資材等の輸送及び死体処理のための救護班員あるいは衛生材料等の輸送並びに死体の移送（死体移送のための人員を含む）

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とします。

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とします。

第 13 節 交通対策（都市整備課、地域防災課）

災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、住民等の避難及び災害応急対策の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行います。

また、危険箇所の表示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者のとるべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路保安施設等のための措置を行います。

1 交通規制

（１）基本方針

災害時における交通規制の基本方針は次のとおりです。

- ① 町内被災地域での一般車両の走行は原則として禁止します。
- ② 町内被災地域への一般車両の流入は原則として禁止します。
- ③ 町内被災地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り原則として制限しません。
- ④ 避難路及び緊急輸送路は、優先的に機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止します。
- ⑤ 避難路、緊急輸送路以外の道路についても、交通の混乱が生じないよう必要な措置をとります。
- ⑥ 高速自動車道等については、県内全てのインターチェンジからの一般車両の被災地域への流入を禁止します。
- ⑦ アンダーパス等、早期浸水のおそれがある危険箇所は、監視を強化し、必要に応じ通行禁止の措置をとります。

（２）交通規制の実施責任者

① 県警察

県警察は、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、被害状況に応じ、避難路及び緊急輸送路等の確保に重点をおいた交通規制を迅速、的確に実施することとします。

② 道路管理者

道路管理者（町長）は、異常気象等による道路施設の破損などが発生し、交通の安全を確保する必要があるときは、通行を規制します。

（３）交通規制の標示

① 県公安委員会

県公安委員会は、災害対策基本法等に定められた標示を設置します。ただし、緊急を要し標識を設置する猶予がないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行います。

② 道路管理者

道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年 12 月 17 日）に定められた標識等を設置します。

(4) 交通規制の措置

- ① 道路の破損等の状況により、交通規制の必要があると認めるときは、次の事項を明示し、一般通行に支障がないようにします。

- ・規制の対象
- ・規制する区域又は区間
- ・規制する期間

- ② 県公安委員会は、前項の規制を行うときは、あらかじめ当該道路の道路管理者に規制対象等の必要な事項について通知されるので、町は速やかに地域住民等に周知します。さらに、関係都道府県の公安委員会に通知します。

③ 道路管理者

道路管理者が規制措置を行ったときは、富士吉田警察署長に通知します。

道路管理者	予定指定区域	
国	139号	富士河口湖町富士ヶ嶺（県境）から大月市大月町二丁目（20号分岐点）（富士吉田市上吉田字上町～下吉田字新田を除く）
中日本高速道路(株)	中央自動車道西宮線・富士吉田線、東富士五湖道路、中部横断道山梨県全線	
県	上記以外の国道、県道及び林道	
町	町道全線	

(5) 道路標識の設置基準

① 道路標識を設ける位置

標識の種類	位置
通行の禁止	歩行者又は車両等の通行を禁止する区間の前面における道路の中央又は左側の道路
通行制限	通行を制限する前面の道路
迂回路線	迂回路線の入口及び迂回路の途中交差点

② 道路標識の構造

堅固なもので作り、所定の位置に設置し、修理および塗装等の維持管理を常に行い、夜間でも遠方から確認できるよう照明又は反射装置を施します。

2 緊急輸送路の確保

(1) 基本方針

- ① 道路管理者は、災害が発生した場合には災害対策基本法第 76 条の 6 の規定により、道路における車両の通行が停止し又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることができます。
- ② 緊急輸送路の確保にあたっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に十分配慮します。
- ③ 被災地への流入車両を抑制するため、必要があると認めるときは、被災地周辺の都道府県警察とともに周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施します。
- ④ 陸路が寸断され道路の通行が不能な場合、又は渋滞等により被災地への到着が困難な場合は、船舶による湖上輸送を実施します。

(2) 緊急輸送路確保のための措置

① 交通管制施設の活用

県公安委員会は、効果的な道路規制を実施するため、必要に応じて、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努め、町はこれに協力します。

② 放置車両の撤去等

警察官は、緊急輸送路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行います。

道路管理者は、以下に掲げる場合には自ら車両移動等の措置をとることができます。

- ・車両の移動を命ぜられた運転者が当該措置をとらない場合
- ・車両の運転者が現場にいないために移動等の命令ができない場合
- ・道路管理者が、道路の状況その他の事情により車両移動等の措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととした場合

③ 運転者等に対する措置命令

警察官は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行います。

道路管理者は、放置車両の運転者その他物件の所有者に対し、車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動する措置をとることを命ずることができます。

④ 信号機用電源付加装置の設置

県公安委員会は、緊急通行車両の円滑な進行を確保するため、緊急輸送路の主要交差点の信号機に停電用発電機を設置し、混乱防止を図ります。

⑤ 障害物の撤去

警察官は、緊急輸送路の障害物撤去について、道路管理者、消防機関、自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとります。

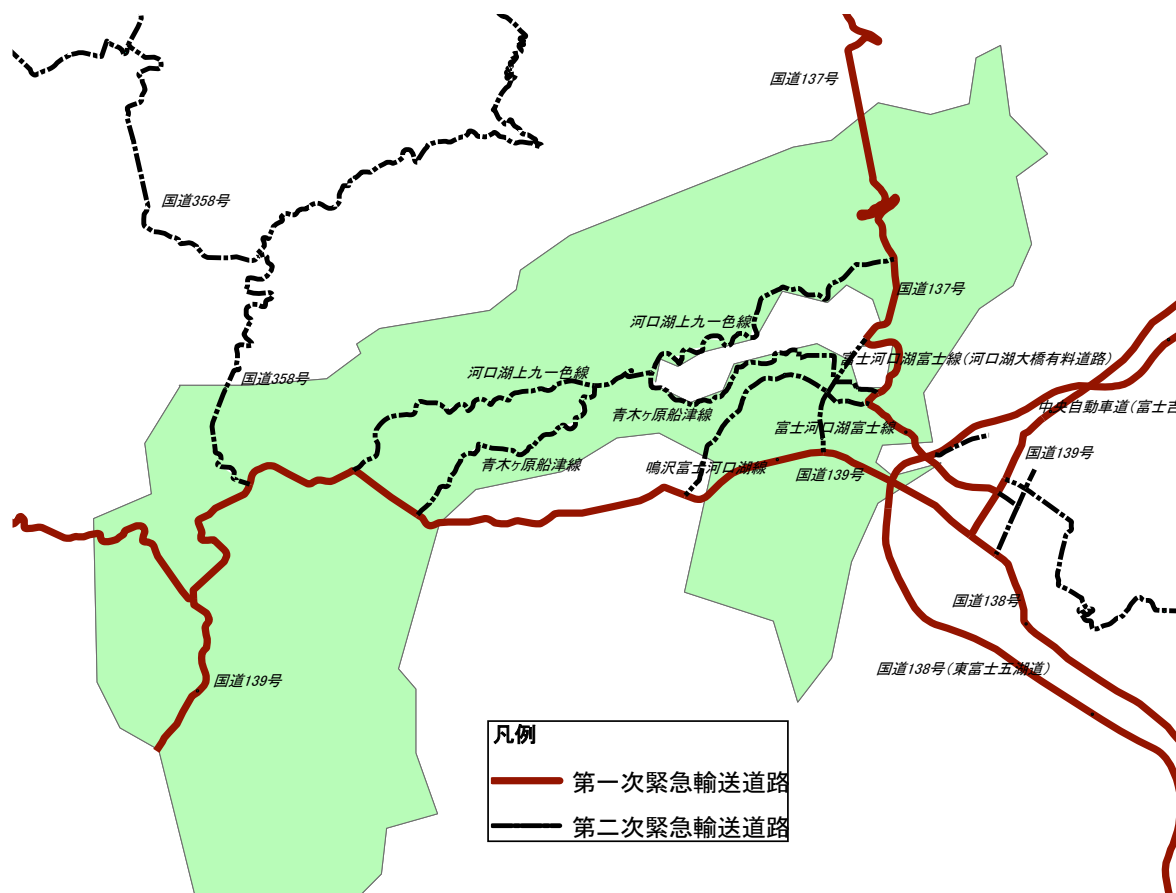
⑥ 湖上輸送の活用

災害時において、緊急の湖上輸送に備え、防災用栈橋の確保整備を行います。

(3) 緊急輸送路の種類

① 道路輸送路

町内の緊急輸送路は、最優先に確保する道路（第一次）と災害の状況に応じて確保する道路（第二次）に区分されています。



② 湖上輸送路

町内4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）に、道路交通網の寸断等により孤立するおそれのある地区の輸送路として、各地区に防災用栈橋を設置整備し、湖上の緊急輸送路を確保します。輸送にあたっては、富士五湖観光船協会各支部等船舶の所有者に協力要請します。

【防災栈橋設置場所】

番号	地区	設置場所	規模
1	船津	船津 4039－1 先	L=27.5m、W=2.0～4.0m (富士五湖汽船栈橋を使用)
2	小立	小立 1204－3 先	L=27.5m、W=2.0～4.0m
3	大石	大石 2585－83 先	L=38.0m、W=2.0～2.8m
4	河口	河口 2987 先	L=46.8m、W=2.0m

3 運転者のとるべき措置

(1) 走行中の運転者の措置

- ① できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させます。
- ② 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周辺の状況に応じて行動します。
- ③ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路の外に移動します。やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、ドアをロックせずに駐車します。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなる場所に駐車しないようにします。

(2) 避難時の運転者の措置

避難のために車両を使用しない。

(3) 通行禁止区域内の運転者の措置

- ① 速やかに車両を次の場所に移動させます。
 - ・道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
 - ・区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所
- ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車します。
- ③ 通行禁止区域内において、警察官の指示があるときは、その指示に従い車両を移動又は駐車します。

4 緊急通行車両の確認申請

(1) 緊急通行車両の確認手続き

災害対策基本法施行令第33条の規定に基づく、県知事又は県公安委員会の行う緊急通行車両の確認手続きは、次のとおりです。

① 確認申請の場所

- ・県防災危機管理課
- ・県警察本部交通規制課
- ・警察署
- ・交通検問所など

申請時に、標章及び緊急通行車両の確認証明証が交付されます。

② 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両は、おおむね次に掲げる業務に従事する車両です。

- ・警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- ・消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
- ・災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- ・施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ・清掃、防疫その他保健衛生に関する事項

- ・ 犯罪予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項

【緊急通行車両に係る標章】



備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

番 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書証			
		知 事 ㊞ 公安委員会 ㊞	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

（備考）用紙は、日本工業規格 A 5 とする

③ 標章の表示

標章は当該車両の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けます。

④ 標章及び確認証明書の返納

有効期間の終了した標章及び確認証明書は、交付を受けた機関に返納します。

⑤ 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会（警察本部交通規制課経由）は、災害発生時の交通検問所等における確認手続きの効率化を図るため、事前に緊急通行車両の届出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証の交付を行っています。

本町においても公用車、消防車等について、事前に公安委員会に確認申請を行い、事前届出済証の交付を受けています。

⑥ 緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両の確認

届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、確認のために必要な審査は省略されます。

5 交通情報及び広報活動

災害発生時における道路の被害状況等交通情報の把握に努めるとともに、これらの交通情報、交通規制の実施状況、車両の使用の抑制その他運転手のとるべき措置についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関との協定を締結するとともに、道路交通情報センターとの連携の緊密化を図ります。

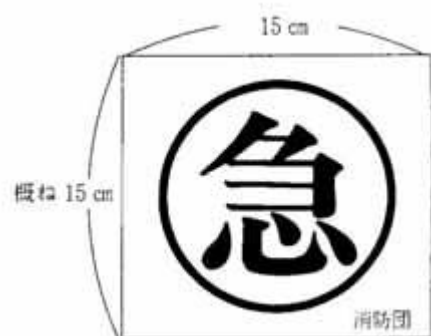
また、インターネット等により情報提供を行います。

6 災害出動車両の有料道路の取扱い

道路交通法施行令第3条の緊急自動車及び災害対策基本法施行令第33条の緊急通行車以外の車両で、救助補助、水道活動等に出動するため、有料道路を通行するときの取扱いは次のとおりです。

（1）緊急出動の取扱い

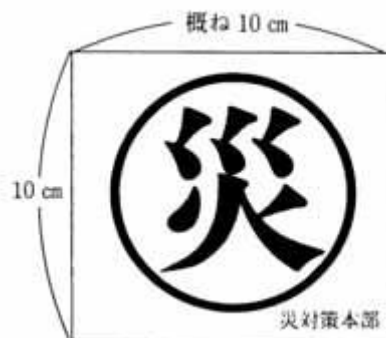
災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、もしくは発生直後に緊急出動するときは、通行車両の責任者が作成した次の表示を貼付した車両を無料とします。



（通行車両の責任者が作成して貼付する。）

(2) 災害復旧等の出動の取扱い

- ① 災害応急復旧等に出動する車両が有料道路を通行するときは、富士・東部県民センター、富士・東部建設事務所、町、消防本部及び消防団（以下「関係機関」という。）に申し出ます。
- ② 申し出を受けた町は、山梨県道路公社（055-226-3835）又は中日本高速道路株式会社八王子支社（0426-91-1174）（以下「有料道路管理者」という。）に速やかに通報します。
通報内容は、通行予定時刻、目的、行先、車両数、通行区間及び代表者氏名とします。
- ③ 通報を受けた有料道路管理者は、適当と認めたとき通行料を無料とします。
- ④ 通行する当該車両は、通行車両の責任者が作成した次の表示を貼付します。



（通行車両の責任者が作成して貼付する。）

第 14 節 避難対策（地域防災課、福祉推進課、消防本部、環境課）

1 避難対策

大規模な災害発生時等において、多数の避難者の発生が予測されます。このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、町長は、避難に関する可能な限りの措置をとります。

町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があります。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される場合に、避難の準備や避難に時間を要する人（高齢の方、障害のある方、乳幼児をお連れの方等）へ避難の開始を呼びかける「避難準備・高齢者等避難開始」の伝達を行います。

併せて、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備及び、ペットとの同行避難（※）について適切な体制整備に努めるものとします。

※同行避難：災害発生時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難場所まで安全に避難すること。同行避難は避難所での人とペットの同居を意味するものではありません。

（１）避難の実施責任者

避難の実施責任者は次のとおりですが、町長がその全部又は大部分の事務を行えない場合は、県知事が代行して避難の勧告・指示を行います。（災害対策基本法第 60 条第 6 項）

- ① 町長（災害対策基本法第 60 条）
- ② 県知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
- ③ 水防管理者（水防法第 29 条）
- ④ 消防職員・団員（消防法第 28 条）
- ⑤ 警察官（災害対策基本法第 61 条、消防法第 36 条において準用する同法第 28 条、警察官職務執行法第 4 条）
- ⑥ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（自衛隊法第 94 条）

（２）避難の勧告・通知

避難の勧告・指示を行った場合は、次のとおり報告・通知します。

避難の勧告・指示者	報告・通知先
町長	知事（災害対策基本法に基づく指示の場合）
知事（県職員）	警察署長（地すべり等防止法に基づく指示の場合）
水防管理者	警察署長（水防法に基づく指示の場合）
警察官	町長（災害対策基本法に基づく指示の場合）、 公安委員会（警察官職務執行法に基づく指示の場合）
自衛官	防衛大臣が指名するもの

(3) 避難の勧告・指示等の基準

町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化します。このため、避難勧告及び避難指示（緊急）のほか、地域住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策の対応をしつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を発表します。

【集中豪雨等、洪水・土砂災害予測時の三類型避難情報】

集中豪雨や洪水・土砂災害予測時の避難情報については、事態が緊迫した際の混乱防止や被害軽減を図るため、以下の3種類の避難情報の伝達を行ないます。

避難情報の種類	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	- 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、避難準備開始
避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害が発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
避難指示（緊急）	- 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 災害が発生した状況	- 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 - 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

【避難情報を発表する目安】

風水害、土砂災害の際の避難等については、県及び気象庁による土砂災害警報情報システムの情報等を参考とし、河川の目視状況や斜面崩壊・土石流の前兆現象等を踏まえ総合的な判断を行い発表します。

種別	発 令 の 目 安		
	河川氾濫等	内水氾濫等	土砂災害
避難準備・高齢者等避難開始	(1) 今後の雨量等により、河川が「はん濫注意水位」を超え、さらに水位が上昇することが予想されるとき (2) その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき	(1) 大雨洪水警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき (2) 小規模な浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大するおそれがあるとき (3) その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき	(1) 土砂災害警戒情報システムにおいて、危険度予測レベル1（凡例 黄色）に到達したとき（同時に「土砂災害警戒情報」が発表） (2) その他人命保護上、避難準備を要すると認められるとき（通報・パトロール等）
避難勧告	(1) 今後の雨量等により、河川が「避難判断水位」を超えるおそれがあるとき (2) 河川管理施設に異常（漏水・亀裂等）が確認されたとき (3) その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき	(1) 大雨洪水警報、又は記録的短時間大雨情報等が発せられ、避難を要すると判断されたとき (2) 床下浸水や道路冠水が発生し、被害が拡大しているとき (3) その他人命保護上、避難勧告を要すると認められるとき	(1) 土砂災害警戒情報システムにおいて、レベル2（凡例 橙色）に到達したとき (2) 土砂災害発生の前兆現象が確認され、災害の危険が目前に切迫していると判断されるとき
避難指示（緊急）	(1) 状況がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫したとき、又は危険区域に残留者がいるとき (2) 堤防の決壊等、河川が氾濫したとき (3) その他緊急に避難する必要があると認められるとき	(1) 床上浸水が発生し、被害が拡大しているとき (2) その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき	(1) 土砂災害警戒情報システムにおいて、レベル3（凡例 赤色）に到達したとき (2) 近隣で土砂移動現象や、土砂災害が発生したとき (3) その他人命保護上、避難指示を要すると認められるとき

(4) 避難の勧告・指示の内容

避難の勧告、指示にあたっては、次の事項を明示して行います。しかし、緊急時にあってすべての内容を明示する猶予がないときは、内容の一部もしくは全部を除いた避難の勧告又は指示を行います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 発令日時② 発令者③ 対象地域及び対象者④ 避難すべき事由⑤ 危険の度合い（河川などの状況や発災時期、予想される被災状況等の説明）⑥ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の別⑦ 避難の時期（避難行動の開始時期と完了させるべき時期）⑧ 避難する場所⑨ 避難の経路（又は通行できない経路）⑩ 住民のとるべき行動や注意事項（近所に声をかけながら避難することなど）⑪ 本件担当者、連絡先など |
|--|

(5) 避難の伝達方法

避難の報告・勧告は次の方法により地域防災課及び政策企画課（広報担当）が行います。

- ① 防災行政無線
- ② 広報車（消防団車両含む）による巡回
- ③ 伝達員による直接広報
- ④ 報道機関からの放送（河口湖 CATV 他）
- ⑤ 電話（有線、無線）
- ⑥ サイレン、鐘
- ⑦ 安心安全メール、フェイスブック、エリアメール

(6) 避難誘導の方法

- ① 誘導責任者・・・消防団長
- ② 避難誘導者・・・消防団員

避難誘導にあたっては、町職員、警察官、自主防災会（災害救助協力隊を含む）、事業所の自衛消防組織等と協力して行い、災害の状況に応じて適切な避難場所へ誘導します。

また、避難場所までの経路の安全性をあらかじめ確認し、必要に応じて避難道路を選定します。

なお、学校・保育所、事業所・宿泊施設、その他多数の人が集まる場所においては、原則として施設の防火管理者、管理者等が、避難誘導を実施します。

2 避難計画の作成

町は、地域住民の意見を取り入れ、避難計画を作成し、自治会（区）等の単位ごとに避難組織の整備に努めるとともに、発災時には、必要に応じて指定避難所を開設します。なお、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図ります。

<避難計画の概要>

- ・ 防災用具、非常持ち出し品、食料等の準備及び点検
- ・ 災害別地域別の指定緊急避難場所及び指定避難所の所在、名称、収容可能人員
- ・ 危険地域、危険施設物等の所在、場所
- ・ 避難の勧告及び指示を行う基準及び伝達方法
- ・ 避難経路、誘導方法及び避難の際の携帯品の制限
- ・ 収容者の安全管理及び負傷者の救護方法
- ・ 障害者や高齢者など避難行動要支援者に対する避難支援計画の具体化（避難行動要支援者一人ひとりの避難支援プランの策定、迅速な安否確認等）
- ・ 市町村・県の区域を越える避難の実施方法等

<避難所等の選定基準>

○ 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保するため、災害の危険が及ばない場所又は施設を地震、洪水等の災害の種類ごとに緊急時の避難場所として町長が指定するもの。（複数の異常な現象の種類を対象に指定可能）

○ 指定避難所

被災者が一定期間滞在する場であり、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保するため、公共施設等のうち町長が指定するもの。

- ・ 指定避難所における避難民の1人当りの必要面積は2㎡以上とします。
- ・ 指定避難所は、要避難地区の全ての住民を収容できるよう配置します。
- ・ 指定避難所は、土砂災害や浸水などの危険のおそれがないところにします
- ・ 指定避難所のうち、体育館や武道場等は、天井材や照明器具など高所に設置されたものの落下防止等、避難住民の安全に配慮された施設とします。
- ・ 指定避難所は、要避難住民の避難経路を考慮し、主要道路、河川等を横断する場所ではできる限り避けて選定します。
- ・ 高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安定して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定するものとします。
- ・ 要配慮者にも配慮し、介護施設等による福祉避難所の開設、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所を確保します。

<避難所の整備>

- ・ 避難施設の耐震性、耐火性の診断、改修
- ・ 町災対策本部、地区災対本部、関係機関などとの連絡手段の確保
- ・ 通信機器、自家発電設備、夜間照明施設

- ・食料、飲料水、毛布、マット、段ボール、衣料などの生活必需品の備蓄
- ・仮設トイレなどの衛生設備
- ・避難所の運営に必要な資機材
- ・避難者のプライバシーが極力保護されるよう、部屋割りの工夫、あるいは段ボールなどの間仕切りなどの整備
- ・テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備

＜避難道路＞

- ・避難道路沿いには、土砂災害や出水等のおそれがないものとします。
- ・避難道路の選択にあたっては、多数の避難者の集中や混乱に配慮します。
- ・避難道路は、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案します。

3 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設・運営

町内の避難所及び収容人員等は資料編「避難場所等一覧」のとおりです。これらの避難場所は地区ごとに区分けしていますが、災害時には居住地区以外にある避難場所に避難することもできます。

避難所の開設は福祉推進課（社会福祉担当）が統括し、避難所の管理責任者は施設の管理責任者としてします。

避難所を設置した際には、福祉推進課は住民等へ避難所の開設を連絡するとともに、避難人員及び病人、介護を要する人などの把握、災対本部との連絡、避難所開設の記録などを行います。

また、避難所の運営にあたっては、情報の伝達、食料、飲料水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるよう努めるとともに、必要に応じて他の市町村に協力を求めます。

加えて、乳幼児、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者のニーズの把握、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等にも配慮します。これらの者への情報提供等についても、放送や口頭による音声だけでなく、掲示板、張り紙などの視覚情報でも伝達を行うほか、周囲の避難者にも協力を求める等、伝達漏れのないよう配慮に努めます。

さらに、環境省が策定した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」に同行避難が明記されたことから、ペットの同行避難について対策を図るとともに、飼い主が平常時から備えるべき対策について、飼い主を含めた住民への必要な情報の提供と意識の啓発を行います。

なお、避難所ごとに収容されている、避難者に関わる情報の早期把握に努めるとともに住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達します。

(2) 避難所で収容できない場合の措置

避難所が被災により使用できなくなったとき、又は避難者を収容しきれなくなったときは、次のような代替措置をとります。

- ① 他の公共施設への設置
- ② 民間施設の借用

- ③ テントの設置
- ④ 他の避難所への振り分け
- ⑤ 他市町村への依頼

(3) 避難所に滞在できない被災者への配慮

大規模災害などの場合には、指定した避難所以外の所へも多数の避難者が集まることが予想されます。

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康診断の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとします。

4 避難行動要支援者対策

各地区に居住する高齢者、乳幼児、障害者、妊産婦等をあらかじめ民生委員、福祉委員等で把握します。避難先までの支援、移送は原則として本人の親族又は民生委員、福祉委員及び自主防災組織が指定する者が担当し、町は自主防災会を通じて支援又は移送に必要な資機材の提供その他の援助を行います。また、必要に応じてガイドヘルパーなどの協力を得ます。

避難所開設時には、乳幼児、高齢者、障害者等の要配慮者に対する生活環境の確保や健康状態の把握、情報の提供等には十分配慮し「福祉相談窓口」を設置するとともに、特に、障害者、寝たきりの高齢者など、一般の避難者との共同生活が難しく、介護が必要な者等に対しては、要配慮者専用スペースを確保し、福祉施設への入所や各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立します。

なお、必要に応じて老人福祉施設等二次避難所（福祉避難所）を確保するとともに、疎開避難について検討します。また、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めます。

5 防火対象物等の避難対策

学校、福祉施設等多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建物の管理者は、避難が必要と認めた場合は、人命、身体の安全を第一義とし必要な処置をとります。

特に学校における避難は、次の事項に留意します。

- ・台風等の予報により災害が予想される場合は、臨時休校や状況により一斉早退する。
- ・教職員が引率して集団登下校させる等、連絡網により状況を的確に判断し学校長の判断により適切な処置を行う。
- ・豪雨による土砂流出等、児童生徒の登下校時に危険のおそれがある場合は、その状況に応じて学校長は必要な処置をとる。

6 帰宅困難者等対策

(1) 実施機関

交通の途絶等により滞留者が発生したときは、町、県、警察、道路管理者、鉄

道事業者、バス事業者等関係機関は、相互に密接な連絡をとり、必要かつ的確な措置をとります。

町災対本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、必要な措置をとります。

(2) 具体的な措置

- ① 町は、滞留者に対し適切な情報を伝達、広報し、身の安全と不安の解消に努めます。
- ② 帰宅途中で救護が必要になった人への救護対策として、関係機関、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア等と連携しつつ、幹線道路沿いの公共施設等（避難所等）を一時開放し、水・食糧、簡易地図等の配布及び情報の提供を行います。
- ③ 滞在所の確保に当たっては、男女ニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮します。
- ④ 長期にわたって滞留することを余儀なくされたとき、又は危険が予測されるときは、町は最寄りの指定避難所等の安全な場所に誘導し保護します。

7 孤立集落への対応

町は、孤立のおそれのある集落に対し事前調査を行い、地域の実情に応じ、衛星携帯電話や県と連携したヘリコプターによる救援活動体制の整備などに努めます。また、住民同士の自助、共助の能力を高めるため、食料や医薬品の備蓄、負傷者の応急手当や高齢者の介護などのための対策を推進するものとします。

8 他地域からの避難者の受け入れ

町は、他地域からの避難者の受け入れについて、県との調整により、町営住宅等を活用し避難者の受け入れに努めます。なお、移送された被災者が避難した場所の運営は、移送元の他市町村が行い、町はその運営に協力します。

9 警戒区域の設定

町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。この場合、警察官及び自衛官は、災害対策基本法第 63 条第 2 項及び第 3 項の規定により、町長の職権を代行することができます。

県知事は、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合に、災害対策基本法第 73 条第 1 項の規定により、町長に代わって警戒区域の設定、立入の制限、退去命令などを行います。

10 災害救助法による避難

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者

(2) 避難場所

学校、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難場所設置の方法

- ① 既存建物を応急的に整備して使用しますが、適当な施設を得るのが難しいときは、野外に仮設物又は天幕を借り上げ設置します。
- ② 災害の状況により町で対応するのが難しいときは、隣接市町村へ収容を委託します。
- ③ 公用令書により土地建物を強制的に使用する場合があります。

(4) 開設期間

災害発生の日から7日以内としますが、やむを得ない場合に限り、厚生労働大臣に協議し、その同意を得て最小限の期間を延長できます。

(5) 費用

避難所の設置、管理、運営等に必要な経費は、次の範囲で支出します。

夏季（4月～9月）	1人1日当り 320円以内
冬季（10月～3月）	別に定める額を加算します

※高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。

- 1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用組合、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
- 2 避難に当たっての輸送費は別途計上天幕借上料、便所設置費等、全ての経費を含む。

11 広域一時滞在

(1) 実施・受入れ体制の確立等

町長は被災住民について、他の市町村に避難させ、一時的な滞在を図ろうとする場合に備え、他の地方公共団体との広域一時滞中に係る応援協定の締結及び本章第14節「避難対策」に基づき、被災住民の移送方法等について検討を行うなど、必要な措置が速やかに実施できるよう努めます。

また、県内外の他市町村から被災住民の受入れを求められた場合に備え、提供しようとする公共施設の選定、自己の管理下でない施設を提供しようとする場合は、あらかじめ当該施設を管理する者の同意を得るなど必要な体制の整備に努めます。

(2) 県内広域一時滞在

① 県内他市町村へ被災住民の一時的滞在を求める場合の対応

ア 協議の実施

災害発生により、町内の被災住民について、県内の他の市町村における一時的な滞在（県内広域一時滞在）の必要があると認められる場合、県内の他の市町村長（協議先市町村長）と被災住民の受入れについて協議を行います。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとします。(災害対策基本法第 86 条の 2 第 1 項及び第 86 条の 6 第 1 項)

イ 知事への報告

アの協議をしようとするときは、町長は、あらかじめ知事に報告します。ただし、報告することが困難なときは協議開始後、速やかに報告します。(災害対策基本法第 86 条の 2 第 2 項)

ウ 協議内容の公示及び通知等

協議先市町村長より受入れ決定の通知を受けたときは、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告します。(災害対策基本法第 86 条の 2 第 6 項)

エ 県内広域一時滞在の終了

町長は、県内広域一時滞在中の必要がなくなったと認めるときは、速やかにその旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告します。(災害対策基本法第 86 条の 2 第 7 項)

② 県内他市町村から被災住民の一時的滞在中を求められた場合の対応

ア 協議の実施

町長は、広域一時滞在中の必要があると認める市町村長(協議元市町村長)又は知事より、①ア又は(3)①の規定に伴い協議を受けた場合、被災住民を受け入れられないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとします。なお、必要に応じて、知事に助言を求めるものとします。(災害対策基本法第 86 条の 2 第 3 項及び第 86 条の 6 第 1 項)

イ 受入れ決定の通知等

町長は、受入れの決定をしたときは、速やかに協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知します。(災害対策基本法第 86 条の 2 第 4 項及び第 5 項)

ウ 県内広域一時滞在中の終了

町長は、協議元市町村長より県内広域一時滞在中の必要がなくなった旨の通知を受けたときは、速やかにその旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知します。(災害対策基本法第 86 条の 2 第 8 項)

(3) 県外広域一時滞在中

① 他市町村へ被災住民の一時的滞在中を求める場合の町長及び知事の対応

ア 知事に対する協議及び要求等

町長は、災害発生による被災住民について、県外の他の市町村における一時的な滞在中(県外広域一時滞在中)の必要があると認める場合、知事に対し協議を行い、知事が県外の当該市町村を含む都道府県知事(協議先知事)に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めるものとします。(災害対策基本法第 86 条の 3 第 1 項)

イ 知事による当該他の都道府県知事との協議

町長よりアの要求があったときは、知事は、協議先知事との協議を行います。また、知事は、必要に応じて内閣総理大臣に助言を求めるものとします。
(災害対策基本法第 86 条の 3 第 2 項及び第 86 条の 6 第 2 項)

ウ 受入れ決定の通知等

知事は、協議先知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかに町長に通知するとともに内閣総理大臣に報告します。(災害対策基本法第 86 条の 3 第 9 項)

エ 協議内容の公示及び通知

町長は、知事より受入れ決定の通知を受けたときは、速やかにその内容を公示し、被災住民への支援に関する機関等に通知します。(災害対策基本法第 86 条の 3 第 10 項)

オ 県外広域一時滞在の終了

町長は、県外広域一時滞在の必要がなくなったと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関する機関等に通知します。また、知事は、前段の報告を受けたときは、速やかに、協議先知事に通知し、内閣総理大臣に報告します。(災害対策基本法第 86 条の 3 第 11 項及び 12 項)

(4) 県外市町村からの避難住民の受入れ

① 知事から協議を受けた場合の対応

ア 被災住民の受入れ

町長は、知事から県外市町村からの避難住民の受入れの協議を受けた場合、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受け入れるものとします。(災害対策基本法第 86 条の 3 第 5 項)

イ 受入れ決定の通知等

町長は、被災住民の受入れ施設を決定した際は、直ちに施設を管理する者及び被災住民への支援に関する機関等に通知するとともに、知事に報告します。(災害対策基本法第 86 条の 3 第 6 項及び 7 項)

ウ 広域一時滞在の終了

町長は、知事より広域一時滞在の必要がなくなった旨の通知を受けた際は、速やかに、被災住民への支援に関する機関等に通知します。(災害対策基本法第 86 条の 3 第 14 項)

12 ペット同行避難の体制整備

これまでの大規模災害の経験から、飼い主とペットが同行避難することが合理的であると考えられるようになってきています。しかし、同行避難のためには、飼い主の日頃からの心構えと備えについて具体的な検討が急務であり、飼い主とペットが共に避難できた場合でも、避難所では動物が苦手な方や、アレルギーの方を含む多くの避難者が共同生活を送るため、町は災害時におけるペット同行避難の体制の整備をします。

(1) ペットとの同行避難を進めるための飼い主への啓発

- ① 住まいの防災対策
- ② ペットのしつけと健康管理
- ③ ペットが迷子にならないための対策（マイクロチップ等による所有者明示）
- ④ ペット用の避難用品や備蓄品の確保
- ⑤ 避難所や避難ルートの確認等の準備
- ⑥ 避難所・仮設住宅におけるペットの飼育マナーの遵守と健康管理

(2) 町が行う対策

- ① ペットの適正な飼育、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発
- ② ペットとの同行避難を含めた避難訓練
- ③ 避難所、仮設住宅等におけるペットの受け入れ、飼育に係る検討

第 15 節 食糧・飲料水及び生活必需品等の供給対策（地域防災課、福祉推進課、水道課）

災害発生直後の被災者の生活を確保し、人心の安定を図るためには、迅速な救援活動が非常に重要となります。なかでも食糧・飲料水の供給は、被災者の生命維持を図るうえで最も重要な対策であり、また、生活必需品等の確保についても重要な対策となります。

1 食糧供給対策

（１）実施機関

被災者及び災害応急業務の従事者等への食糧の確保と炊出し、その他食品の供給等は、町長が実施します。ただし、災害救助法が適用されたときは、県知事が町長の補助を得て行いますが、知事から委任されたときは町長が行います。

（２）食糧の確保

町は、各地区へ設置している防災備蓄倉庫等に非常用食糧を備蓄しています。（資料編：防災備蓄倉庫備蓄食糧一覧参照）町備蓄分で不足する場合は、町内の販売事業者から購入します。また、協定締結市町村に必要量の米穀の供給を依頼します。

（３）災害救助法が適用された場合の米穀の緊急引き渡し

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省総合食糧局長は知事からの通知を受けて延納売却を行うものとします。

町長は、必要量を把握のうえ、「災害救助用米穀の引渡要請書（様式１）」を作成し、知事に対して災害救助用米穀の供給を要請します。

（４）弁当、乾パン及びパンの確保

被災者への食糧供給は、乾パン等の備蓄品、炊出しや食糧等の確保に関する協定締結業者等からの納品物とします。

また、道路障害物除去が本格化し、輸送が可能となれば原則として米飯による炊出しや多様な食糧需要に対応するため、事業者・商工会等の協力も得て弁当・おにぎり等を調達します。

（５）副食、調味料等の確保

副食、調味料等については、食糧販売業者、商工会等に協力を要請し、確保するものとします。

（６）炊出しの実施

炊出しのため施設は、学校給食施設、保育所、公民館等を利用します。また、状況によっては各避難所で炊出しを実施します。

災害救助法が適用された場合の炊出しその他食糧品の給与基準は、同法及びその運用方針によりますが、その概要は次のとおりです。

① 給与を受ける者

- ・避難所に収容された者
- ・住屋が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者
- ・その他、滞留者等、給付を必要と認められる者

② 給与できる食品

直ちに食することができる現物

③ 給与の期間

災害発生の日から7日以内とします。ただし、大規模な災害の時は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最小限の期間を延長できます。

④ 給与の方法

町長が炊出しを実施しようとするときは、直ちに災害救助用米穀の数量を県知事に申請します。この場合、知事は申請を待つことなく、被害報告に基づき、災害救助用米穀の供給数量等を割当て、この旨を通知することができます。

⑤ 費用

1人1日1,110円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

（7）食糧の配布

町は、避難所等において食糧を被災者に配布します。また、食糧が必要な在宅の被災者は、最寄りの避難所等で受領するものとします。この場合、在宅の要配慮者については、自治会、自主防災組織等の協力を得て配布を行います。

（8）炊出しの協力団体

炊出しは、必要に応じ婦人会、日赤奉仕団、宿泊施設等の協力を求め、既存の給食施設を利用して行います。

（9）食品衛生上の注意

炊出しには飲料水を使用します。また、その他器具類、害虫等、衛生には十分に気をつけて行います。

2 飲料水等供給対策

（1）実施機関

被災者に対する飲料水の供給は、町長が行います。ただし、災害救助法が適用されたときは、県知事が町長の補助を得て行いますが、県知事から委任されたときは町長が行います。

また、災害の状況に応じ、飲料水の応急給水や災害復旧活動に対しての相互支援に関する連絡調整及び指導は、県が行います。

（2）給水活動

① 水の確保方法

- ・配水池等構造物…拠点構造物に対する緊急遮断弁の設置等
- ・耐震対策用貯水タンク…耐震性貯水槽等の整備
- ・予備水源…地下水や湧水の確保等（含む民間水源等）
- ・住民の備蓄

② 応急給水方法

- ・給水車、給水タンク車を用いた「搬入給水」

（被災者救護所、救急病院、給食提供所、その他町災対本部より指示された場所）

- ・指定避難所等での「拠点給水方式」

- ・仮設給水栓、仮設配水管による給水方式
- ・濾水器による給水

③ 応急給水資機材

- ・給水車、タンクをセットした給水タンク車（タンクによってはポンプも用意）
- ・小型発電機
- ・応急給水用ポリタンク、ポリ袋
- ・濾水器

④ 応急給水要員

班体制の編成方法等について事前に検討します。

⑤ 広報体制

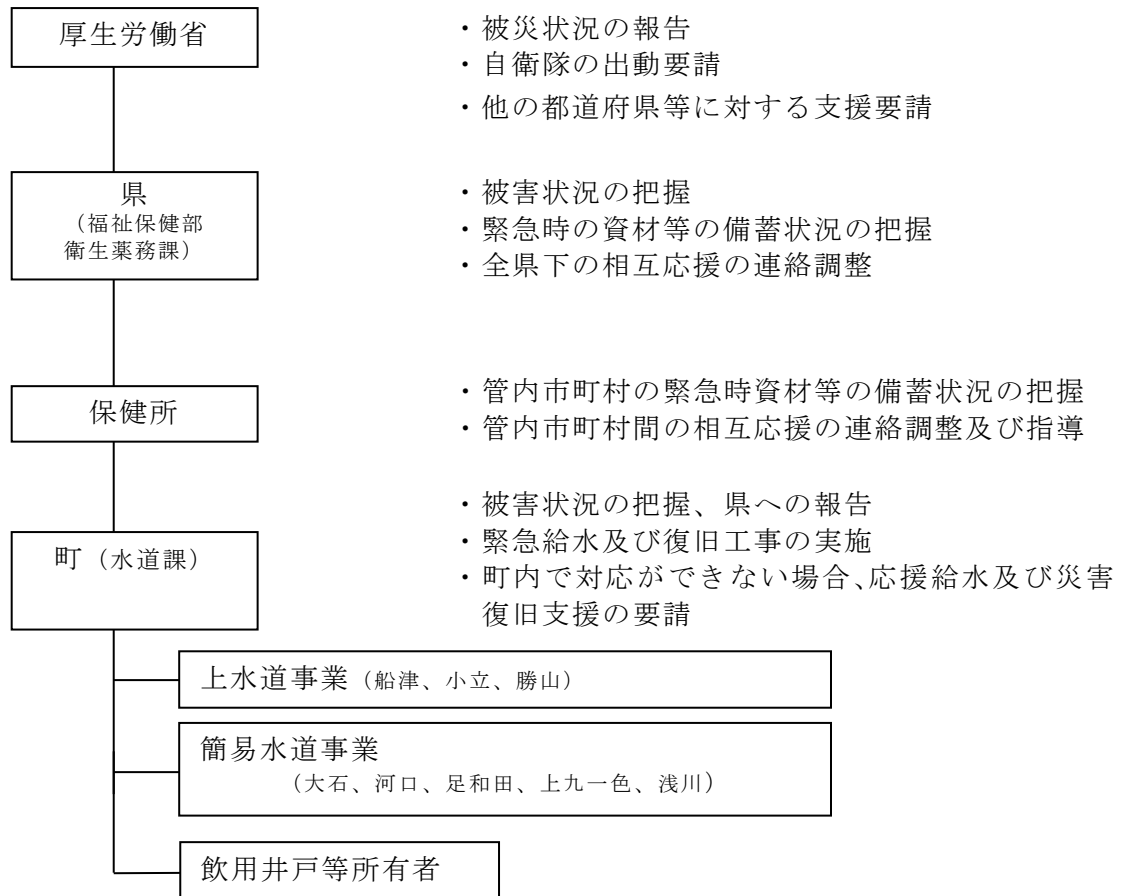
断水の状況、給水拠点場所、応急給水方法、水質についての注意事項など、わかりやすく間違わないよう広報に努めます。

⑥ 給水時の留意事項

給水は、避難所、医療機関、社会福祉施設など緊急性の高いところから行います。また、一人暮らし高齢者や障害者等の要配慮者に対しては、状況により福祉団体、ボランティア団体等の協力を得て、ポリタンク等による戸別給水の実施に努めます。

(3) 応急給水対策

応急給水の流れは、次のとおりです。



(4) 水質の保全

災害時には、水道水についても水質検査を強化するとともに、必要に応じて塩素の注入量を増加するなど、水質の保持に万全を期するものとします。

(5) 住民による備蓄の推進

大規模な災害が発生した場合には、発生直後の給水が困難であることから、住民に対し家庭内での必要量の飲料水・ポリ容器等の備蓄、また浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置を行うよう、あらかじめ広報誌等を通じて広報を行います。

3 生活必需品供給対策

(1) 実施機関

被災者に対する医療、生活必需品、燃料その他の物資の供給は町長が行います。ただし、災害救助法が適用されたときは、県知事が町長の補助を得て行いますが、県知事から委任されたときは町長が行います。

(2) 生活必需品の把握及び確保

- ① 町は、自主防災会、ボランティア等の協力を得て速やかに被災者が必要とする生活必需物資の品目・数量を把握・集計します。

- ② 町は、事業者あるいは商工会、農業協同組合に協力を依頼して必要な生活必需品を調達します。
- ③ 県知事は、町長が実施する生活必需物資の供給について特に必要があるときは、他市町村に応援を指示します。
- ④ 県は、県内大手小売業者等との「生活必需物資の調達に関する協定」に基づき、生活必需物資の物流在庫の数量を把握するとともに、必要量の確保に努めます。
- ⑤ 生活必需品の調達においては、乳幼児、高齢者等の要配慮者、女性への配慮を行うとともに、時間経過によるニーズの変化の把握に努めます。

(3) 災害救助法が適用されたときの給与（貸与）基準

① 給与（貸与）を受ける者

- ・全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者
- ・被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を失った者
- ・生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

② 給与（貸与）の期間

災害発生の日から 10 日以内とします。

③ 物資の購入計画

業者との協議により業者一覧表を作成し、これに年間平均の保有数等を記載します。

④ 給与（貸与）の品目

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行うものとします。

- ・寝具（タオルケット、毛布、布団等）
- ・被服（洋服、作業衣、婦人服、子供服等）
- ・肌着（シャツ、パンツ等）
- ・身の回り品（タオル、手拭、靴下、サンダル、傘等）
- ・炊事道具（鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等）
- ・食器（茶わん、皿、はし等）
- ・日用品（石けん、塵紙、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、固型燃料、木炭等）

⑤ 給与（貸与）費用の限度額

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	53,000	7,800
	冬	30,400	39,500	55,000	64,300	80,900	11,100
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

⑥ 物資の購入計画

業者との協議により業者一覧表を作成し、これに年間平均の保有数等を記載します。

(4) 災害救助法の適用に至らない場合の給与

災害救助法の適用を受けるほどではない一定基準以上の災害の場合は、「山梨県小災害内規」により、災害救助法の半額の限度内で生活必需品を給与します。

(5) 救援物資集積所の確保

町は、県及び他市町村等から搬送される救援物資及び調達物資の集積所を次の施設に開設するとともに、その所在地等を関係機関に周知します。

当該施設に搬送された救援物資等は、自主防災会やボランティア等の協力を得て、迅速かつ適正に仕分け、配分等を行います。当該施設には、管理責任者を配置し、物資の管理に万全を期するものとします。

第 16 節 応急仮設住宅（都市整備課）

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が実施します。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県へこれの実施又は要員、建築資機材について応援を要請します。災害救助法が適用されたときは、町長の補助を得て知事が行い、応急仮設住宅の管理、運営及び住宅の応急修理について知事から委任されたときは町長が行います。

2 災害救助法による応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

（１）応急仮設住宅の建設

① 応急仮設住宅供給の対象者

- ・住宅が全壊、全焼又は流出した者
- ・居住する住宅がない者
- ・自らの資金をもってしても住宅を確保できない者

② 応急仮設住宅の設置方法

あらかじめ建設可能予定地を把握しておき、町長が県知事に協力して敷地を選定します。

- ・プレハブ事業者との協定により、必要資材及び数量を確保します。
- ・設置は直営又は請負とします。

③ 住宅の規模及び着工期限

規模	費用	着工期限	備考
1 戸当り 平均 29.7 m ²	1 戸当り 2,660 千円以内	災害発生の日から 20 日以内	費用は、整地費、建築費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、事務費

④ 供給期間

建設工事が完了してから 2 カ年とします。

⑤ 入居者への対応

入居者の選定は抽選によって行いますが、介護を要する高齢者や障害者などの入居に配慮するとともに、住宅によって入居世帯の年齢構成等が偏らず、適正な地域社会が築かれるよう配慮します。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者の状況を踏まえ、コミュニティの形成にも考慮します。

また、不慣れな仮設住宅での生活上の不安や悩みなどを解消し、心身ともに健康を維持できるよう、相談や健康診査、介護等、必要な対応を図ります。

⑥ 住宅供与後における処置

町長は、建設工事完了後 2 カ年が経過した場合、又は応急救助の目的を達した場合、廃止等の処置をします。

(2) 住宅の応急修理

① 応急修理の対象者

- ・住宅が半焼又は半壊し、自らの資力をもってしても応急修理ができない者
- ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

② 応急修理の規模及び期間

費用	応急修理の期間	修理の規模	備考
1戸当たり 576千円以内	災害発生の日から1ヶ月以内	居室、炊事場、便所等必要欠くことのできない場所	費用は、原材料費、労務費、輸送費、事務費

(3) 公共・民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅の供給までの間、一時居住住宅として利用可能な既存公的施設については、あらかじめ調査選定し、応急仮設住宅供給までの間の居住の安定を図ります。

また、県等と協力し、民間賃貸住宅の借り上げ等による応急仮設住宅の供給を行います。

3 災害救助法が適用されない場合の建設、修理

災害救助法が適用された場合に準じて行います。

4 所要資材の要請

町の応急仮設用資材が不足する場合は、県に所要資材の数量を要請します。

第 17 節 医療対策（健康増進課）

1 町の実施事項

（１）医療関係団体との連携

災害が発生したとき、又はまさに発生しようとしているときは、町内の医療機関、保健所、消防署、地域県民センター、県医療救護対策本部（地区本部）など、医療関係団体と緊密な連携をとり、医療活動の万全を期します。さらに「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」及び「災害時における保健師活動マニュアル」に基づき、迅速かつ的確に対応可能な体制を構築します。

（２）医療の方法

① 医療救護班の編成

医療活動を必要とする事態が発生したときは、富士吉田医師会の協力を得て、医師、看護師、薬剤師、町保健師、日赤奉仕団などから構成する医療救護班を編成し医療活動を行います。

医療救護班は、概ね医師 2 名、看護師 4 名、補助者 2 名をもって構成します。

② 役割

医療救護班は主に次の応急医療活動を行います。

- ・ 傷病者の応急措置
- ・ 後方医療機関等への患者転送の要否及び転送順位の決定（トリアージ）
- ・ 軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
- ・ 助産救護
- ・ 被災住民等の健康管理
- ・ 死亡の確認及び遺体検索並びに遺体処理への協力

③ 救護所の設置

医療救護班による医療活動を実施する場合は、避難所等に救護所を開設し医療救護を行います。

町は、救護所を設置後、速やかに設置内容（以下の事項）について保健所に報告します。

- ・ 設置場所（医療救護所への連絡方法、付近の医療機関の状況、医療救護所への経路等）
- ・ ライフラインの確保状況（電気、ガス、水道等）
- ・ 医薬品等の必要性の有無（必要なものを具体的に明示）

（３）医薬品の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備します。

医薬品等が不足する場合は、県知事に調達斡旋を要請します。

（４）巡回訪問・相談の実施

町保健師、保健所などにより巡回訪問チームを編成し、避難所や家庭への医療相談、疾病予防、心のケアなどを行います。

2 町長の要請事項

町において、医療の供給が不足すると思われる場合は、次の事項を明らかにしたうえで、県知事に調達斡旋を要請します。なお、大規模な救出を要する医療救護対応が必要な場合は、県を通じ災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請します。

- （１）医療救護に必要とする人員（内科、外科、助産等別人員）
- （２）必要な医療救護班数
- （３）医療救護期間
- （４）医療救護班の派遣場所
- （５）その他、必要な事項（災害発生の原因）

3 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施します。また、実施にあたっては、必要に応じてトリアージを行い、効率的な活動に努めます。

4 医療機関

町内の医療機関は、平常時にはライフライン施設の機能維持、応急用医療資材の備蓄、災害時の医療スタッフの参集体制、役割分担等の整備を進めます。

災害が発生したときは、医師、看護師などの参集、医療設備の点検など患者の受入れ体制を整えます。

- （１）被害情報の収集・伝達
- （２）応需情報（診療可能状況）の報告
- （３）傷病者の検査及びトリアージ
- （４）傷病者の処置及び治療
- （５）助産救護
- （６）医療救護班、医療スタッフの派遣
- （７）死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力

5 医療機関の医療救護体制

医療機関は、被災傷病者等の受入れ、トリアージ、治療及び搬送等に努めるほか、県救護本部長の要請に基づき医療救護班及び医療スタッフの派遣を行います。

（１）災害拠点病院

災害時の救急患者に対する診療、消防機関等と連携した傷病者等の受け入れ及び広域搬送、医療救護班の派遣及び地域の他の医療機関への応急医療資機材の提供を行います。

① 基幹災害拠点病院…山梨県立中央病院（甲府市）

三次救急医療機関として、被災現場、救護所、地域災害拠点病院等から搬送された重篤救急患者の救命医療を行います。

② 地域災害拠点病院…富士吉田市立病院（富士・東部地区）

二次医療圏に1病院を指定します。

(2) 災害支援病院

災害拠点病院の機能を支援します。

- ① 基幹災害支援病院・・・山梨大学医学部附属病院（中央市下河東）
- ② 基幹災害支援病院・・・山梨赤十字病院（富士・東部地区：町内）
- ③ 地域災害支援病院・・・上野原市立病院、都留市立病院（富士・東部地区）

6 特殊医療対策

医療救護活動においては、透析医療、控滅症候群への対応、難病患者への対応、周産期医療、小児医療等の各分野について、関係機関の密接な連携に基づき円滑な救護活動の実施に努めます。町は、避難行動要支援者に係るデータ提供など支援体制の確立に努めます。

7 歯科医療対策

町は、歯科医師会、歯科医療機関の協力を得て、救護所において、又は巡回診察によって歯科医療救護活動を行います。

8 精神保健医療対策

精神障害者の被災による治療機会の喪失、被災体験からくる精神疾患の急発や急変、避難所生活等による精神疾患等に対しては、町内関係機関に協力を依頼して精神救護活動を行うものとするが、対応が困難な場合等には、地区医療救護対策本部に対して精神科救護班の派遣、精神科病院の空床の確保等を要請します。

9 地域保健対策

町は、医療救護班、地区医療救護対策本部等と協力し、保健師等による巡回健康相談チーム、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハチームを編成し、被災地における疾病予防や精神的ケア等の保健予防対策を実施します。

10 負傷者等の搬送体制

(1) 緊急搬送の対象

- ① 緊急搬送を必要とする傷病者
- ② 被災地へ搬送する医療救護班（機材、医薬品、食糧などを含む）
- ③ 医療救護に必要な医薬品

(2) 搬送主体

住民（自主防災会）、消防機関、医療機関、日赤、町災害対策本部、医薬品業者、指定薬局、広域応援機関、指定地方公共機関、自衛隊、ボランティアなど

(3) 搬送手段

搬送手段は次のとおりとし、平常時には町所有車両の点検を行うとともに、民間協力団体、業者所有車両の緊急車両登録を行います。また、関係機関と協力しドクターカーの整備を推進します。

- ① 搬送手段・・・救急車、患者搬送車（緊急車両）、公用車両（緊急車両）、医薬品業者及び指定薬局の社有車（事前登録緊急車両）、県消防防災ヘリコプター、ドクターヘリ

(4) 通信手段

電話、防災行政無線、衛星携帯電話などを活用します。

11 災害医療情報の提供

(1) 町による活動

災害時の医療情報を住民や消防機関に提供するとともに、必要に応じて報道機関などに報道を要請します。

① 診療可能な医療機関の情報

名称、所在地、電話番号、診療科、診療日・診療時間、医療機能に関する制約等

② 医療救護所に関する情報

医療救護所の所在地、連絡方法、診療時間、特定科診療日、巡回救護班の活動地域・診療時間、健康相談・保健指導などの窓口の開設日時

③ 保健予防に関する情報

12 災害救助法による医療及び助産

(1) 医療

① 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者。

② 医療の方法

医療救護班によって行うことを原則とします。

③ 医療の範囲

- ・診察
- ・薬剤又は治療材料の支給
- ・処置、手術、その他の治療及び施術
- ・病院又は診療所への収容
- ・看護

④ 費用の限度額

救護班	使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
病院又は診療所	国民健康保険診療報酬の額以内
施術者	その地域における協定料金の額以内

※患者等の移送費は、別途計上

⑤ 医療の期間

災害発生の日から 14 日以内とします。

(2) 助産

① 助産を受ける者

災害発生日以前又は以後 7 日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者（死産及び流産を含む）

② 助産の範囲

- ・ 分娩の介助
- ・ 分娩前後の処置
- ・ 必要な衛生材料の支給

③ 助産の方法

- ・ 医療救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関でもよいものとします。

④ 費用の限度額

- ・ 使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く）等の実費
- ・ 助産師の場合は、その地域の慣行料金の 8 割以内

第 18 節 防疫対策（健康増進課、環境課）

1 実施機関

被災地における防疫は、町長が行います。

2 防疫組織

災害が発生したときは、保健所等と緊密に連絡をとり、実情に即した指導協力を行います。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律などに定められた検病調査等は、同法に定めるところにより行います。

防疫の実施にあたっては、町内の衛生組織など関係機関の協力を得て、情報の的確な把握に努め、迅速な活動を行います。

3 感染症予防業務の実施方法

（１）検病調査及び健康相談

県の防疫班等の行う検病調査及び健康相談に協力します。

（２）ねずみ族、昆虫等の駆除

防疫班は、知事の指示に基づき、次の要領により防疫活動を行います。

- ① 浸水家屋、下水、その他不潔な場所で実施します。
- ② 避難場所の便所その他不潔な場所で実施します。
- ③ 井戸の消毒を行います。
- ④ 状況によって、地域、期間を定めてねずみ、昆虫等の駆除を行います。
- ⑤ 各世帯における消毒

床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール及びクロール石灰等の消毒剤を配布して、床、壁の拭浄、手洗設備の設置、便所の消毒、野菜等の消毒について衛生上の指示を行います。

4 患者等に対する措置

感染症患者又は保菌者が発見されたときは、速やかに県に報告し、保健所長と協議のうえ一般病院へ収容します。

5 臨時予防接種の実施

感染症の発生及びまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法第 6 条の規定による臨時予防接種を実施します。

6 避難所の防疫措置

災害対策本部長は、避難所を開設したときは、県の指導のもと避難場所における防疫の徹底を図ります。この場合、衛生に関する協力組織を作るよう指導し、その協力を得て行います。

7 住民の役割

飲食物等の衛生に注意し、感染症に関する正しい知識を持ち、その予防に注意を払うよう努めるとともに、県及び町が実施する措置に従い、防疫活動に協力するよう努めます。

8 被災動物等救護対策

町、県及び動物関係団体等は、協力・連携し、災害発生時における被災動物に対して次の項目について体制を整備する。

- (1) 避難所における飼育動物の適正管理
- (2) 飼料等の調達及び配布
- (3) 動物に関する相談の実施
- (4) 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- (5) 動物収容施設の確保等

第 19 節 廃棄物処理対策（環境課、水道課）

1 実施機関

被災地の廃棄物処理は町長が行いますが、被害が甚大で町のみでの対応では困難な場合は、富士・東部林務環境事務所環境課に連絡し、他市町村、応援団体又は県の応援を要請します。なお、町は、平時から大量の廃棄物の発生に備え一時保管場所の確保に努めるものとします。

2 清掃班の編成

効果的な処理活動を行うため、清掃班の編成を検討します。

3 廃棄物処理量の把握

大規模災害発生時においては、倒壊家屋など大量の災害廃棄物が発生するため、被害の状況から速やかに災害廃棄物の発生量を把握し、必要な器材や仮置場を確保します。

(1) 粗大ごみ発生量 (t) = 被害棟数 × 粗大ごみ発生原単位 (1.03t/棟)

(2) し尿発生量 (ℓ/日) = (避難住民数 + 断水世帯人口) × し尿発生原単位 (1.2ℓ/人・日)

(3) がれき発生量 (t) = 1 棟あたりの平均床面積 (㎡) × 発生源単位 × 解体建築物の棟数

がれき発生源単位：木造 0.696t/㎡

鉄筋 1.107t/㎡

鉄骨 0.712t/㎡

4 廃棄物の収集・処理

(1) ごみ

① 被害状況の把握

災害発生後、速やかにごみ処理施設の被害状況を把握するとともに、道路の被害状況、交通規制情報等を収集して、収集運搬ルートを確保します。また、避難所を始め被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握します。

② 収集

生ごみ等の有機性のごみは、できる限り自家処理するよう住民に周知し、ごみ排出量の減量化を図りますが、自家処理が困難な市街地部、浸水地域や重要施設のごみや生活上重大な支障を与えるごみを優先的に収集します。

③ 処理

ごみは、ごみ処理施設で処理するほか、必要に応じて環境衛生上支障のない場所を選び、埋立処理又は焼却処理を行います。

【不可燃物、粗大ごみ処理施設】

設置場所	設置者名	処理能力	処理方法
富士河口湖町河口	町	5t/5h	破砕・自動プレス
富士河口湖町精進	青木ヶ原ごみ処理組合	20t／日	破砕・自動プレス

(2) し尿

① 収集

し尿の収集は汲み取り車、運搬車により行います。

② 処理

し尿の処理はし尿処理施設で行うほか、必要に応じて環境衛生上支障のない場所を選び、埋立処理を行います。

【し尿処理施設】

設置場所	設置者名	処理能力	処理方法
富士河口湖町精進	青木ヶ原衛生センター	50 kℓ／日	嫌気性消化処理

5 水洗トイレ用水の確保

被災後、断水した場合は、自主防災組織等の協力により井戸・湖水等で用水を取水するなど、水洗トイレ機能の確保を図ります。

6 仮設トイレの設置

断水によりトイレが使用できない等の場合は、速やかに仮設トイレを確保し、避難所、被災地域等に設置します。なお、仮設トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、自主防災組織等の協力により、十分な衛生上の配慮を行います。

7 災害廃棄物処理

(1) 仮置場の確保

災害時において発生する倒壊家屋など災害廃棄物は、処理に長時間を要するため、災害廃棄物仮置場については、交通の利便性や災害の状況、地域の環境などを勘案しながら、民有地を含めて選定する。

(2) 分別収集体制の確保

災害時において大量に発生する災害廃棄物を効率よく処理・処分するためには、排出時における分別の徹底が必要なため、住民に対して分別の徹底を周知する。

(3) がれきのリサイクル

応急活動後、町は、がれきの処理・処分の進捗状況を踏まえ、破砕・分別等を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

第 20 節 救出対策（地域防災課、消防本部）

1 実施機関

被災者の救出は富士五湖消防本部、富士吉田警察署等と連携協力のもと町長が行います。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県にこれの実施又は要員、資機材の応援を要請します。また、災害救助法が適用された場合は、町長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには町長が行うものとします。

2 救出の方法

救出は、災害の状況によって異なりますが、警察署、消防署などの関係機関と緊密な連絡をとり迅速に行います。なお、救出作業は消防団が主体となり、防災関係機関・団体、地区災害対策本部、自治防災会、自治消防隊（ラビット隊）、住民などの協力により行います。

3 事業者との連携

救出活動に必要な、作業用重機、資機材、要員が不足するときは、建設事業者・関係機関の協力を得て実施します。

4 応援要請

対応が困難な救出事案に対しては、近隣市町村及び県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、東京消防庁消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）、自衛隊の派遣を要請し、迅速な救助活動を実施します。

5 地域住民による初期活動

（１）救出活動

地域住民は、自らの在住地区において建物倒壊、火災炎上等により、現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を発見したときには、危険が及ばない範囲で緊急救助活動や負傷者に対する応急手当等の応急救護活動を実施するものとします。

（２）関係機関への通報

要救助者等を発見した場合には、速やかに町及び消防機関など関係機関に通報するとともに、警察、消防署の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとします。

（３）要配慮者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の要配慮者に対して、災害発生時には安全の確認や必要な介助等を行い、要配慮者の安全確保を図るものとします。

6 災害救助法が適用された場合の対応

（１）救出を受ける者

① 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

② 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

※輸送費、人件費は、別途計上

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内とします。

7 災害救助法が適用されない場合

災害救助法が適用された場合に準じて行います。

第 21 節 遺体の保護対策（住民課、福祉推進課、消防本部、警察署）

1 実施機関

遺体の搜索、処理は町長が行います。ただし、町で対処できないときは、他市町村又は県に、これの実施又はこれに要する要員及び資機材の応援を要請します。また、災害救助法が適用された場合は、町長の補助を得て知事が行うが、知事から実施を委任されたときには町長が実施するものとします。なお、死体の検視は、警察が行います。

2 行方不明者及び遺体の搜索

（1）行方不明に関する相談窓口の設置

家族等からの行方不明者の搜索依頼の受付は、町役場に相談窓口を設置し、富士吉田警察署と連携を図りながら対処します。また、行方不明の届出の際には、行方不明者の住所、氏名、年齢、性別、身体、着衣、その他の特徴など必要事項を記録します。

（2）搜索活動

搜索活動は、町、消防団のほか富士吉田警察署等に協力を要請し、搜索班を編成し実施します。また必要により自主防災会（治）等地域住民の協力を得て行います。

人命救助、救急活動及び遺体、行方不明の搜索中に遺体を発見したときは、災害対策本部及び富士吉田警察署に連絡するとともに身元確認を行うものとします。

（3）遺体の処理

① 処理方法

遺体は、医師の検案（原則として鑑察医又は県派遣の救護班によって実施）を行います。

遺体の検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成します。

② 遺体の収容

警察官による検視及び検案を終えた遺体は、町が指定する遺体収容（安置）所に輸送します。

なお、災害により死亡した者が少ない場合には、遺族等へ引き渡すまで、医療機関の霊安室において遺体を収容するものとしますが、不足する場合には葬祭業者に協力を依頼します。それでもなお不足する場合には、被災を免れた公共施設に遺体収容所を設置して遺体を収容します。また、町は、平素から遺体用防腐剤等の調達先、葬祭業者及び寺院等との災害時における協力体制の確立を図るものとします。

③ 処理期間

災害発生の日から 10 日以内とします。

④ 死体処理に要する費用の限度

区分	限度条件
洗浄、縫合、消毒	死体 1 体当たり 3,400 円以内
一時保存	・ 既存建物利用の場合は、通常の借上料 ・ 既存建物利用できない場合は、借上料 1 体 5,300 円以内
検案	救護班の活動として行われる場合は費用は必要ないが、救護班で無い場合はその地域の慣行料金とする

(4) 広域火葬に係る連絡体制、応援要請

町長は、大規模災害により、平時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、遺体の火葬を行うことが不可能となった場合、また、火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、広域火葬について、速やかに県に応援を要請します。

県は、要請により広域火葬が必要であると判断した場合は、県内の火葬場設置者や、必要に応じて近隣都県に協力を依頼するなど、連絡調整等を図ります。

(5) 遺体の埋葬

災害の際、死亡した者で遺族等が災害のため埋葬することが困難な場合に、応急的に埋葬を行い、埋葬は火葬に付するものとします。

① 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬します。

② 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたるとともに、埋葬にあたっては火葬とします。

③ 被災地以外に漂着した死体のうち、身元が判明しないものの埋葬は行旅死亡人扱いとします。

④ 縁故者の判明しない焼骨は、納骨堂又は寺院に一時保管を依頼し、縁故者が判り次第、引き渡します。

⑤ 埋葬の期間

災害発生の日から 10 日以内とします。

⑥ 費用の限度額

大人（12 歳以上）	小人（12 歳未満）	備考
1 体当たり 210,400 円以内	1 体当たり 168,300 円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む

3 死亡者に関する公報

遺体の引渡し等を円滑に実施するため、町は、死亡者に関する公報に関して、県と連携を保ち、町庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設や地域住民等への情報提供を行います。

第 22 節 障害物の除去対策（都市整備課、農林課）

1 実施機関

障害物の除去は町長が行います。災害救助法が適用された場合は知事が行い、知事から委任されたときは町長が行います。

障害物が道路及び河川にある場合は、その維持管理者が除去します。

2 災害救助法が適用された場合の対応

（1）対象

- ① 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- ② 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること
- ③ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと
- ④ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

（2）除去の対象数

災害救助法適用市町村ごとに、半壊及び床上浸水戸数の 1.5 割以内とします。

ただし、県知事が特に必要と認めたときは、この割合の範囲内で市町村間で融通できます。

（3）実施期間及び費用の限度額

実施機関	費用の限度額	備考
災 害 発 生 の 日 か ら 10 日 以 内	1 世帯当り 134,800 円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具 の借上費、輸送費、及び人夫賃等

（4）障害物の保管場所

道路交通の障害、盗難等の危険、人命財産の被害にならない安全な場所を選定します。このため、平常時に予定候補地を調査します。

（5）保管工作物等

保管した工作物等が破損のおそれがあるとき又は保管に不相当な費用手数を要するときは、その工作物等を売却し、代金を保管します。

3 災害救助法が適用されない場合の対応

町長が、災害救助法が適用された場合に準じて行います。

4 民間業者等との災害支援協定

災害発生時において、障害物除去等の対応については、速やかに機械、運搬車両等が出動できるよう、町内の建設業者等と災害支援協定を結びます。

第 23 節 生活関連施設の応急対策

(都市整備課、水道課、地域防災課、ライフライン等事業者)

1 建築物の応急対策

大規模な災害が発生したとき、被災した建物の倒壊や部材の落下等による二次災害を防ぐため、速やかに被災度の判定を行います。

(1) 応急危険度判定

- ① 建築士会等関係機関の協力を得て、登録されている応急危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した建築物の安全確認を行います。

※県からの派遣受け入れフローは資料編参照

- ② 危険度の判定は、予め策定した危険度判定マニュアルにより実施します。
- ③ 危険度を判定した建築物については、出入り口等見えやすい場所に「調査済み」・「注意」・「危険」のステッカーを貼付し、建築物の危険度がわかるようにします。
- ④ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、近隣県との相互支援体制の整備を図ります。

(2) 応急危険度判定士の養成支援

県による応急危険度判定士養成のための講習会、訓練等を支援します。

2 宅地対策

降雨や大規模地震等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行います。

町は、県に対し被災宅地危険度判定士の派遣要請を行い、危険度判定はその要請に基づき行われます。

危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行われ、被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示します。

※県からの派遣受け入れフローは資料編参照

3 上水道施設応急対策

水道事業者は、災害が発生したときは、富士河口湖町水道事業及び簡易水道事業危機管理マニュアルに基づき応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めます。

(1) 要員の確保

各水道事業者が定める災害対策計画に基づき、応急復旧要員の確保を図ります。

(2) 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知します。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報を提供します。

(3) 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請します。

(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定めます。

(5) 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧します。

(6) 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため、状況により設置し又必要に応じて消火栓を設けます。

4 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれのあるものについて応急処置を行います。

(1) 要員の確保

下水道管理者が定める下水道地震災害行動マニュアルに基づき応急処置要員の確保を図ります。

(2) 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、管内工事業者等へ協力を要請します。

(3) 下水道地震対策緊急整備計画の策定

下水道管理者は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって状態が異なりますが、次の事項等を基準として整備計画を策定します。

① 応急処置の緊急度及び工法

② 処置資材及び作業員の確保

③ 設計及び監督技術者の確保

④ 復旧財源の措置

(4) 広報

下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努めます。

5 電力事業施設応急対策（東京電力パワーグリッド株式会社）

（１）防災体制

① 非常態勢の区分

非常態勢の区分	非常態勢の条件
第 1 非常態勢	・ 災害の発生が予想される場合 ・ 被害が発生した場合
第 2 非常態勢	・ 大規模な被害が発生した場合 （大規模な被害の発生が予想される場合を含む） ・ 東海地震注意情報が発表された場合
第 3 非常態勢	・ 大規模な被害が発生し、停電復旧に長期化が予想される場合 ・ 警戒宣言が発せられた場合 ・ 県内並びに首都圏で震度 6 弱以上の地震が発生した場合 ・ 噴火警報が発せられた場合

② 災害対策組織

災害が発生したときには、災害対策本部を、速やかに設置します。

（２）応急復旧対策

① 応急対策要員、資機材の確保

応急対策に従事可能な人員をあらかじめ調査、把握しておき、定められたルートによって速やかに対応します。

また、工具、車両、発電機車、変圧器車等を整備して応急出動に備えるとともに、手持ち資機材の確保に努めます。

② 設備の予防強化

- ・ 洪水等の被害を受けるおそれのある発電所においては、諸施設の災害予防について応急施設を講じます。
- ・ 工事实施中のものは速やかに工事を中止し、あるいは補強又は応急措置を講じます。

③ 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大に伴い円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があったときは、適切な危険防止措置を講じます。

④ 災害時における広報

次の事項について、テレビ・ラジオ・新聞などの報道機関に要請して広報を行うとともに、広報車等により直接当該地域に周知します。

- ・ 感電事故及び漏電による出火の防止
- ・ 電力施設の被害状況、復旧予定

⑤ 被害情報の収集

あらゆる方法を活用して被害状況の早期把握に努め、復旧計画を樹立します。

6 液化石油ガス応急保安対策

(1) 発災後、県に災害対策本部が設置された場合、(社)山梨県エルピーガス協会に「災害対策本部」を設置します。

(2) 応急対応

- ① 関係機関との連携
- ② 一般消費者向け広報
- ③ 応急復旧資機材の調達
- ④ 復旧要員の派遣

7 一般ガス事業施設応急保安対策

(1) 一般ガス事業者の名称、所在、供給区域等

名 称	吉田瓦斯株式会社
所在地	富士吉田市下吉田 6-5-1
施設種別	ガスの製造設備及び導管等の供給
施設の状況及び供給状況	富士吉田の市街地及び富士河口湖町船津、忍野村の一部 7,000 戸へ導管により供給
修理機材名及び数量	修理資材は当面必要数量について常に備蓄しており、さらに日本ガス協会を通じて全国のガス会社、資機材メーカーとの応援体制ができています

※防災体制：非常災害（地震）対策要領による

(2) 予備施設及び貯蔵原材料

名 称	吉田瓦斯株式会社
予備動力	175kV ディーゼル発電機 1 基
貯蔵原材料	LPG100 t 7 日分

(3) 発災時の措置

名 称	吉田瓦斯株式会社
停電時	予備動力を使用し、平時の供給又は保安供給を行います。
交通途絶時	パイプライン接続供給方式のため措置は不要。
生産設備被災時	主要な受け入れ設備が被災しない限り供給可能です。
供給設備被災時	修理資材をもって応急処理を行い極力供給の確保に努めますが、やむを得ないときは地域的にガスの送出を停止し、速やかに応急処理を行います。全供給区域被災のときは、一時ガスの送出を停止します。災害の状況によって日本ガス協会の応援態勢があります。
貯蔵設備被災時	一部被災の場合は能力の範囲において限定供給を続けます。

8 電気通信施設応急対策（東日本電信電話株式会社(山梨支店)、株式会社 NTT ドコモ(山梨支店)）

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図ります。

(1) 防災体制

- ① 災害対策組織

東日本電信電話株式会社(山梨支店)及び株式会社 NTT ドコモ(山梨支店)の長は、非常態勢が発令された場合は、速やかに対策組織を設置します。

② 被災地特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。

③ 携帯電話の貸出し

ドコモは、災害救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部等への携帯電話の貸出し及び避難所での充電サービスに努めます。

④ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供します。

(2) 災害時における広報

① 災害の発生が予想される場合、又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の復旧状況等の広報を行い、通信ができないことによる社会不安の解消に努めます。

② テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店等前掲示板等により直接当該被災地に周知します。

③ 災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりのふくそうトーク案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、自治体との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施します。

(3) 設備の応急復旧

① 東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施します。

② 復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事象者と提携し、早期復旧に努めます。

9 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれのあるものの早期復旧措置をとります。

(1) 要員の確保

富士急行が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努めます。

(2) 広報

列車抑止や運転規制を行うとき又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達します。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供します。

(3) 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事業者に要請します。

(4) 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努めます。

10 危険物等応急保安対策

(1) 火薬類

- ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のあるときは速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け、かつ見張人をつけます。
- ② 運搬道路が危険なとき、又は搬送の余裕がないときは、火薬類を付近の水中に沈めるなど、安全上の措置を講じます。
- ③ 前記の措置によらない場合は、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓などを安全に密閉し、防火の措置を講じ、かつ必要に応じて付近の住民に避難するよう警告します。
- ④ 運搬中、火薬類が爆発又はそのおそれのあるときは、災害防止の応急措置を講ずるとともに、警察官に通報します。

(2) 高圧ガス

- ① 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止するなど、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、この作業に必要な者以外は退避させます。
- ② 充填容器が危険な状態になったときは、不燃性ガス以外のガスは極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官などの協力を得て付近住民の避難等を実施します。
- ③ 輸送中に災害が発生したときは、車両等の運転手等は、消防機関、警察及び荷受人などへ通報します。緊急やむを得ないときは、付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行います。
- ④ 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行います。

(3) 危険物

- ① 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断します。
- ② 危険物施設の管理者等は、危険物の取り扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じます。
- ③ 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請します。
- ④ 危険物運搬車両の運転手等は、輸送中に危険物が漏れるなどの災害が発生したとき又はそのおそれのある場合は、災害防止の応急措置を講ずるとともに、消防機関、警察等に速やかに通報します。
- ⑤ 県及び町は、引火、爆発又はそのおそれのある場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡をとり、警戒区域を設定するとともに、付近の住民に避難等の

指示又は勧告をします。

(4) 毒物劇物

毒物劇物の管理者等は、保健所、警察署、消防署等関係機関の協力を得て次の措置を講じます。

- ① 毒物劇物の管理者等は、汚染区域の拡大防止のため危険区域を設定して、関係者以外の立入を禁止します。
- ② 状況に応じて、交通遮断、緊急避難等、住民へ広報活動を行います。
- ③ 中和剤、吸収剤などを使用して、毒物劇物の危険除去を行います。
- ④ 飲料水が汚染したとき又はそのおそれのあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報します。

(5) 放射性物質

管内には、放射性物質の使用施設がないので省略します。

11 日本郵政グループの災害時特別取扱い

(1) 郵便事業関係(被災者が差し出す郵便物の料金免除及び郵便葉書等の無償交付)

安否の報告や避難先の連絡に役立てるため、被災者が差し出す郵便物の料金を免除するとともに、被災地の郵便局において被災世帯に対し、郵便葉書及び郵便書簡を郵便局窓口において無償交付します。

(2) ゆうちょ銀行関係(通帳等を紛失した被災者への非常取扱い)

通帳、証書、印章等をなくした場合であっても、本人確認ができる時には次の取扱いを実施します。

- ① 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し
- ② 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金等の払戻し
- ③ 民営化前に預入した定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金を担保とした貸付
- ④ 払戻証書による払戻金及び返還金支払い通知書による返還金の払渡し

(3) かんぽ生命保険関係(保険料払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱)

保険料の支払いが困難な場合、保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払い等の非常取扱いを実施します。

第 24 節 応急教育対策（教育委員会）

1 実施機関

応急教育は、公立学校については当該学校の設置者が、私立学校等は、当該学校長が実施します。災害救助法が適用されたときは、町長の協力を得て県知事が行います。ただし、県知事から委任されたときは、県知事の補助機関として町が町教育委員会及び学校長等の協力を得て実施します。

2 発災時の対応

- (1) 学校長は、「富士河口湖町教育員会地震対策マニュアル」等に沿い、児童・生徒等が学校管理下にあるときに災害が発生した場合、緊急避難の指示を与え、児童・生徒等を保護します。その後、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合、保護者に児童・生徒等の引渡しを図り、児童・生徒等を帰宅させます。
- (2) 災害の規模、児童・生徒等、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会に報告します。
- (3) 状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校等の適切な措置を講じます。
- (4) 避難所の開設等の災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立します。

3 応急教育の実施予定場所

(1) 実施予定場所

町教育委員会は、災害の程度に応じ、概ね次の方法であらかじめ応急教育実施の予定場所を選定します。

- ① 学校の一部が被災したとき
 - ・ 特別教室・空き教室・体育館等の利用
 - ・ 二部授業の実施
- ② 学校の全部が被災したとき
 - ・ 公民館、公共施設等の利用
 - ・ 近隣学校の校舎の利用
- ③ 特定の地区全体又は県内の大部分が被災したとき
 - ・ 避難先の最寄りの学校又は被害を受けなかった最寄りの学校の利用
 - ・ 応急仮校舎の建築

4 応急教育の方法

- (1) 速やかに被災教職員数を把握し、教育活動への支障を最小限にする体制の確立を図ります。
- (2) 欠員者が多数で授業（保育）の実施が困難なときは、県に補充措置を要請します。
- (3) 被災地域の幼児、児童生徒が転入学を希望するときは、関係機関の指示に基づ

- き、可能な限り弾力的に取り扱い、受入れ及び許可等を速やかに行います。
- (4) 学校においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症等の予防に努めます。
- (5) 被災児童・生徒等の心の相談等が必要な場合には、カウンセリングを実施します。

5 学校給食の措置

- (1) 緊急所要物資を把握し、その調達について関係者に協力します。
- (2) 被害施設及び物資を把握し、処分方法について指示するとともに、施設等の復旧を指示します。

6 学用品の供与

(1) 教科書の供給

被災校の学校別、学年別使用教科書の数量を速やかに県に報告するとともに、指示に基づき教科書供給店に連絡して供給を受けます。

(2) 学用品の供与を受ける者

災害救助法による支給基準に準じて、学校長を通じて対象者に支給します。

(3) 学用品の品目、期間及び費用

災害救助法に準じます。

(4) 災害救助法による教科書等学用品の給与

① 給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品を喪失又はき損し、就学に支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

② 給与の品目、期間及び費用

品目	期間	費用の限度額
教科書・教材	災害発生の日から1ヵ月以内	教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費
文房具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4,300 円以内 中学校生徒 1人当たり 4,600 円以内
通学用品	災害発生の日から15日以内	高等学校等生徒 1人当たり 5,000 円以内

第 25 節 ボランティア受け入れ対策（社会福祉協議会、福祉推進課）

大規模な災害が発生したときには、町内外から多くのボランティアの参集が予想されるため、その受け入れ体制を整えます。

1 実施機関

ボランティアの受け入れ及び連絡調整は、町社会福祉協議会が行います。

2 活動内容

（１）必要な応急活動情報の把握

町社会福祉協議会は、町災対本部と連絡を取り合い、災害応急対策にどのような活動が必要とされているかを把握します。

町災対本部は、町奉仕団、公共職業安定所を通じて雇い入れた労働者などを考慮のうえ、人員が不足している活動の情報を町社会福祉協議会へ提供します。

（２）ボランティアの調整、受け入れ

山梨県社会福祉協議会や日本赤十字社山梨県支部、山梨県ボランティア協会などと連絡を取り合い、町に直接申し出のあるボランティアを含め、ボランティアの受け入れ及び調整を行います。

（３）ボランティアへの情報提供

町社会福祉協議会は、各ボランティアへ必要とされる活動等の情報を伝えます。

また、ボランティアの活動を支援するため、活動に必要な資機材、食糧、宿泊施設などの情報を提供します。

町社会福祉協議会は、各ボランティア団体の中から長期の活動が可能なリーダー（ボランティアコーディネーター）を選び、ボランティア自身により組織編制及び運営が行えるように協力します。

第 26 節 災害救助法（地域防災課、福祉推進課）

1 目的

応急的、一時的救助を行うことにより、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とします。

2 事態が急迫している場合の救助の実施

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つことができないときは、委任されている範囲外の救助であっても救助に着手することができます。この場合は、直ちにその状況を県知事に報告し、その後の措置について県知事から指示を受けなければなりません。

なお、災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて町長が救助を実施します。

3 災害救助法の適用基準

災害救助基本法及び同法施行令の定めるところによりますが、概ね次のとおりです。

（１）適用基準

- ① 住家の滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、次の数以上であること。

【富士河口湖町の場合】

人口 25,329 人（平成 27 年国勢調査）

↓

15,000 人以上 30,000 人未満の市町村の区分に該当し、滅失した住家の数は 50 世帯となります。（半焼、半壊等は、滅失世帯の 1／2、床上浸水等は 1／3 として換算します）

- ② 県の区域内において、同一災害により県下に 1,000 世帯以上の住宅が滅失を生じた場合は、当該市町村は上記世帯数の 1／2 以上であること。

- ③ 県の区域内において、県下に 5,000 世帯以上の住宅が滅失を生じた場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、多数の世帯の住家が滅失したこと。

- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は危害を受けるおそれが生じたこと。

4 災害救助法の適用手続き

- （１）町長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは、県知事に対しその旨を要請します。

- （２）県知事は、町長の要請に基づき、必要があると認めたときは災害救助法を適用します。

- （３）県知事は、災害救助法を適用したときは、当該市町村及び県の各部局に指示す

るとともに、関係防災機関に通知し、内閣府に報告します。

5 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、県知事が行います。

ただし、県知事には、救助を迅速かつ的確に行うため必要があるときは、県知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することができます。この場合、県知事は町長が行う事務の内容及び期間を町長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を町長が行うこととした場合は、直ちにその旨を公示します。

第4章 災害復旧対策

第1節 計画の方針（政策企画課）

災害復旧は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設、改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して計画します。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 道路、橋梁災害復旧事業計画
 - (4) 下水道災害復旧事業計画
 - (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産業施設災害復旧事業計画
 - (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
 - (2) 林業用施設災害復旧事業計画
 - (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
 - (4) 共同利用施設災害復旧事業計画
- 3 中小企業施設災害復旧事業計画
- 4 都市災害復旧事業計画
- 5 上水道等災害復旧事業計画
- 6 住宅災害復旧事業計画
- 7 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画
- 9 学校教育施設災害復旧事業計画
- 10 社会教育施設災害復旧事業計画
- 11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画（総務課）

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置します。また、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置します。

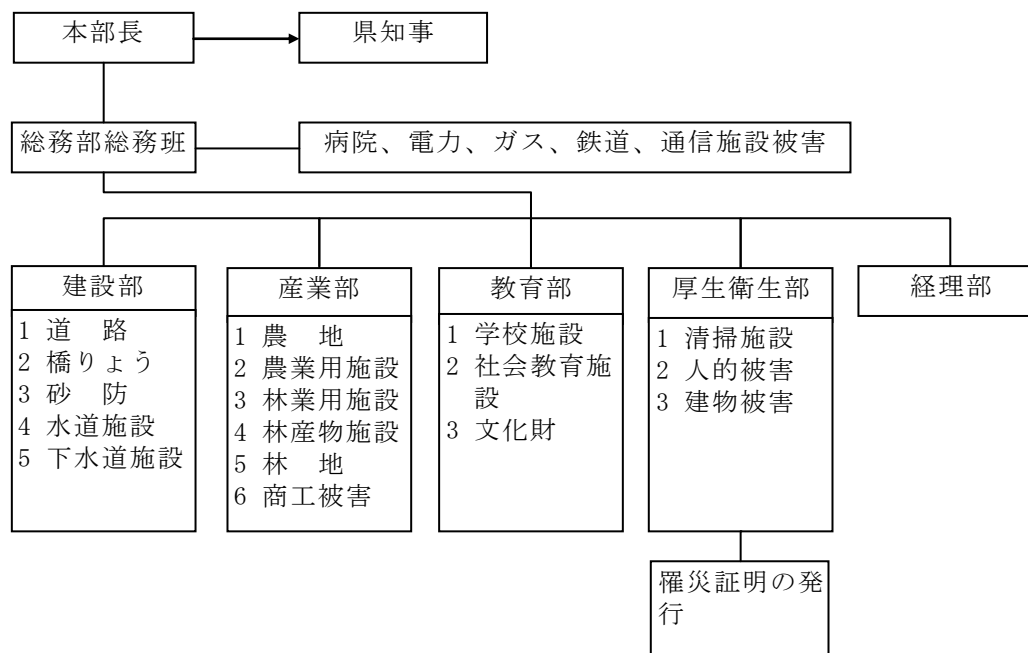
1 激甚災害に関する調査

- （１）知事は、町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせます。
- （２）町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力します。
- （３）関係各部は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置します。

2 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係部長は、国の機関と密接に連絡のうえ指定の促進を図ります。

【調査項目及び報告系統】



第3節 被災者生活再建の支援

(地域防災課、福祉推進課(社会福祉班)、総務課、住民課、税務課)

1 生活資金の支援

国、県及び町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、被災者生活再建支援金、山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度、山梨県・市町村被災者生活再建支援制度などにより、被災者の自立的な生活再建の支援を行います。

(1) 被災者生活再建支援法の適用要件

① 対象になる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満)における自然災害

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はエの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)における自然災害

② 対象となる被災世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

(2) 被災者生活再建支援金の支給条件

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	支給額	
	複数世帯	単数世帯
全壊世帯(法第2条第2号イ)	100万円	75万円
解体世帯(法第2条第2号ロ)	100万円	75万円
長期避難世帯(法第2条第2号ハ)	100万円	75万円
大規模半壊世帯(法第2条第2号ニ)	50万円	37.5万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	支給額	
	複数世帯	単数世帯
居住する住宅を建設し、又は購入する世帯（法第3条第2項第1号）	200 万円	150 万円
居住する住宅を補修する世帯（法第3条第2項第2号）	100 万円	75 万円
居住する住宅を賃借する世帯（公営住宅を除く）（法第3条第2項第3号）	50 万円	37.5 万円

※住宅の再建方法が2以上に該当する場合の加算支援金の額は、そのうちの最も高いものとする。

（3）山梨県個人住宅災害緊急建設資金貸付制度

① 新築住宅 400 万円、18 年償還（うち3年据置）

② 改修住宅 200 万円、11 年償還（うち1年据置）

※住宅金融支援機構と併せ貸し

※貸付利率は融資受付時の支援機構の融資金利と同率

(4) 災害援護資金等貸与計画

区 分	生活福祉資金	災害援護資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
対 象 者	罹災低所得世帯（原則官公署の発行する被災証明書が必要）	災害救助法その他政令で定める災害により災害を受けた世帯（所得制限あり）	災害により住宅及び家財等に被害を受けた母子及び父子並びに寡婦世帯
貸 付 世 帯 数	予算の範囲内	制限なし	予算の範囲内
資 金 の 種 別	福祉資金・福祉費（災害を受けたことにより臨時に必要となる経費）		住宅資金、事業開始・継続資金
貸 付 限 度 額	150 万円以内	350 万円以内	住宅 200 万円以内 事業開始 283 万円 事業継続 142 万円
貸 付 期 間	7 年以内 （6 月以内の据え置き）	10 年以内 （うち 3 年据え置き）	住宅 7 年以内 2 年据置 開始 7 年以内 2 年据置 継続 7 年以内 2 年据置
償 還 方 法	月賦等	年賦又は半年賦	月賦等
貸 付 利 率	年 1.5%（保証人がいる場合は無利子）	年 3 %	年 1.5%（保証人がいる場合は無利子）
そ の 他	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子	据置期間中は無利子
実 施 機 関	山梨県社会福祉協議会	町（県は全額町に貸与、国はそのうち 2 / 3 を貸与する。）	県

2 産業の支援

国、県及び町は、各種の災害復旧資金の貸付など中小企業金融対策、山梨県農業災害対策資金や天災資金、農林漁業セーフティネット資金(日本政策金融公庫資金)など農業災害関係金融対策などにより、事業・産業の自立的再建の支援を行います。

(1) 中小企業金融対策

実施機関及び金融機関名	資金名	融資対象	限度額	利率	期間	担保等	備考
日本政策金融公庫 甲府支店 中小企業事業 (代理店) 山梨中央銀行本店 商工中金 各都市銀行 各信用金庫 各信用組合	災害復旧貸付	災害救助又は法的発動に被害を被った中小企業者	既往貸付の残高に拘らず(直貸) 一般 15,000 万円以内 組合 45,000 万円以内 (代理貸) 一般 7,500 万円以内 組合 22,600 万円以内	基準利率 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	10 年以内 (2 年以内の措置期間を含む。)	力的担保及び保証人の徴求にあたっては、個別中小企業の実情に応じ、弾	特別利率を適用する場合は市町村長の発行する罹災証明書が必要。
日本政策金融公庫 甲府支店 国民生活事業 (代理店) 各信用金庫 各信用組合	災害貸付	公庫、金庫が特に指定した地域に所在する中小企業者	(1) 各貸付ごとの融資限度額に1災害3,000万円を加えた額 (2) 特に異例の災害の場合は、その都度定める (3) 代理店取扱 1,500 万円	それぞれの融資制度の利率 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。			1 直接被害者は原則として市町村長の発行する罹災証明書が必要。 2 災害の発生した日から6ヵ月目の月末まで。
商工組合中央金庫 甲府支店 (代理店) 各信用組合	災害復旧資金	指定した地域に所在する中小企業者	その都度定める	商工中金所定の利率 ただし、特定の激甚災害の場合は、その都度定める。	設備資金 20 年以内 運転資金 10 年以内 (各3年以内の据置期間を含む。)		
山梨県 (取扱店) 各都市銀行 山梨中央銀行 各信用金庫 各信用組合 商工中金	経済変動対策融資 (災害復旧関係)	改令で指定する被災区域に所在する被害を被った中小企業者	設備資金 5,000 万円 運転資金 5,000 万円 (一企業限度額 5,000 万円)。	1.60%	設備資金 10 年以内 (1 年以内の据置期間を含む) 運転資金 7 年以内 (1 年以内の据置期間を含む)	金融機関または信用保証協会の定めるところによる	直接被害者は原則として市町村長の発行する証明書が必要。
	経済変動対策融資 (東日本大震災復興関係)	改令で指定する被災区域に所在する被害を被った中小企業者	設備資金 3,000 万円 運転資金 3,000 万円 (一企業限度額 3,000 万円)。	1.60%	設備資金 10 年以内 (2 年以内の据置期間を含む) 運転資金 10 年以内 (2 年以内の据置期間を含む)		

(2) 信用保証について

① [激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律]による災害関係保障の特例

ア 機関名 山梨県信用保証協会

イ 概要

(ア)災害関係保障に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額と同額の別枠とする。

(イ)信用保証料の低減措置をとる。

② 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」による東日本大震災復興緊急保証の特例

ア 機関名 山梨県信用保証協会

イ 概要

(ア)東日本大震災復興緊急保証に係る中小企業者1人当たりの保証限度額は、一般保証限度額、災害関係保証限度額と同額の別枠とする。

(イ)信用保証料の低減措置をとる。

(3) 農業災害関係金融対策

災害の程度、規模等によって異なるが、おおむね次のとおりです。

① 山梨県農業災害対策資金

資金の目的	自然災害により被害を受けた農業者の経営の安定を図る。
貸付対象者	自然災害により被害を受けた農業者（法人を含む）で、市町村長が被害を認定し、市町村からの利子補給が確実な者
資金の用途	経営安定のための経費及び農業施設等の復旧にかかる経費
貸付限度額	500万円以内（個人・法人とも）
貸付利率	無利子（県・市町村・JAが負担） ※保証料もJA負担
据置期間	1年以内（復旧資金は3年以内）
償還期限	5年以内（復旧日資金は10年以内）
資金源	JA

② 天災資金

貸 付 対 象	天災融資法が発動された場合で、農作物減収量 30%以上で、その損失額が 平年農業総収入の 10%以上の被害農業者及び林産物損失額 10%以上又は林 産施設損失額 50%以上の被害林業者で町長の認定を受けた者及び在庫に著 しい被害を受けた農協、同連合会等
資 金 の 使 途	種苗、肥料、飼料、農薬、小農機具、家畜、家禽、薪炭原木及び椎茸ほだ 木の購入資金、炭釜構築資金その他政令で定めるもの 被害組合の事業運営に必要な資金
貸 付 限 度 額	(被害農林業者の経営に必要な資金) 農林業者 個人 200 万円、法人 2,000 万円（法令で定める資金として貸し付けられ る場合は 500 万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は 2,500 万円） の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政令で定める額のどち らか低い額 激甚災害の場合、個人 250 万円、法人 2,000 万円（政令で定める資金と して貸し付けられる場合は 600 万円、政令で定める法人に貸し付けられる 場合は 2,500 万円）の範囲内で政令で定める額か、損失額を基準として政 令で定める額のどちらか低い額 (被害組合の運営に必要な資金) 農協、同連合会等 農協 2,500 万円（連合会 5,000 万円） 激甚災害の場合、農協 5,000 万円（連合会 7,500 万円）
貸 付 利 率	知事が告示する特別被害地域内の特別被害農林業者（損失額が平年総収入 の 50%以上の者）に対しては年 3 %以内、他の者に対しては年 6.5%以内 又は年 5.5%以内
据 置 期 間	—
償 還 期 限	特別被害農林業者は 6 年以内、他は 5 年以内で政令で定める。 激甚災害の場合については 7 年以内
資 金 源	農協又は金融機関

③ 農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫資金）

貸 付 対 象	天災により農業用施設が流亡、滅失又は大破を被った農業者、認定農業者、 認定就農者等
資 金 の 使 途	災害により被害を受けた経営の再建に必要なもの等
限 度 額	600 万円 ただし、簿記記帳を行っている者については、年間経営費の 3/12 に相当す る額、又は粗収入の 3/12 に相当する額のいずれか低い額
貸 付 利 率	年 0.35～0.45%
据 置 期 間	3 年以内
償 還 期 限	10 年以内
資 金 源	国の財投資金を日本政策金融公庫が貸し付ける。

3 義援金品募集配分計画

(1) 実施機関

義援金品の募集及び配分は、次の関係機関、団体等により協議会を構成して行います。

県、町、日本赤十字社県支部、社会福祉協議会、共同募金会、婦人会、報道機関、その他の関係機関・団体

(2) 義援金品の募集及び配分

義援金品の募集及び配分は、協議会において、被害の程度、範囲及び県内外の別に応じてその方法等を協議し、それぞれ関係機関、団体の特色を生かしながら実施します。

(3) 義援金品の募集及び配分結果の公表

協議会は、報道機関等を通じて、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表します。

4 労働力確保対策

災害応急対策活動に従事する人材が不足するときの労働力の確保は、町長が町を管轄する公共職業安定所長に対し、次の事項を明らかにして、文書又は口頭で申し込みます。

- ・職業別所要求人の数
- ・作業場所及び作業内容
- ・作業時間、賃金等の労働条件
- ・宿泊施設の状況
- ・必要とする期間
- ・その他必要な事項

また、災害応急対策に公共職業安定所長の斡旋により就労する者の賃金は、同一地域の同種業務及び技能について支払われる一般賃金水準を基にします。

5 罹災証明書の交付等

町は、被災者生活再建支援金の支給、各種減免措置その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に罹災証明書の交付体制等を確立し、被災者に罹災証明書の交付等を行います。

このための平常時より、住家被害の調査の担当者の育成などを計画的に進めるなど、必要な業務の実施体制の整備に努めます。

6 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めます。

7 各種行政サービスの実施体制の整備

避難の長期化などに対応するため、国、県及び町は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討します。

第3編 地震災害編

第1章 地震災害編の概要

本編に規定があるものを除いては、「第2編 一般災害編」に基づきます。

大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章の南海トラフ地震に関する事前対策計画をもって充てます。

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 町

町は、防災関係機関等の協力を得て次に掲げる地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施します。

(1) 地震災害予防対策

- ① 地震防災に関する組織の整備
- ② 町及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ③ 地震防災知識の普及及び教育、並びに過去の災害から得られた教訓の伝承・広報
- ④ 大規模な地震防災訓練の実施
- ⑤ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- ⑥ 地震防災に関する施設及び設備の整備、点検
- ⑦ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ⑧ 建築物等の長寿命化計画の作成・実施による、適切な管理及び耐震対策の促進
- ⑨ 危険物等災害予防対策の推進
- ⑩ 地震防災応急計画の作成指導
- ⑪ 自主防災組織の育成、指導、その他町民が実施する地震対策の推進
- ⑫ 地震火災対策の推進
- ⑬ 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 地震災害応急対策

- ① 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
- ② 警戒宣言又は東海地震に関連する情報及び地震情報等の伝達、広報の実施
- ③ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
- ④ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
- ⑤ 避難の勧告及び指示
- ⑥ 被災者の救出、救助その他の保護

- ⑦ 食料、飲料水、生活必需品等の確保及び供給
- ⑧ 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
- ⑨ 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ⑩ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- ⑪ 緊急輸送の確保
- ⑫ 被災した児童・生徒の応急教育の実施
- ⑬ 被災施設及び設備の応急復旧
- ⑭ 広域一時滞在に関する協定の締結
- ⑮ 他機関への応援要請
- ⑯ 前各号のほか、災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ① 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
- ② 激甚災害に関する調査及び指定の促進

2 県

県は、地震災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸対策を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理すべき防災に関する事務又は業務を助け、かつその総合調整を行います。

3 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

- ① 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
- ② 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - ・ 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - ・ 手形交換の特例措置
 - ・ 休日営業の特例措置
 - ・ 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - ・ 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - ・ 保険料支払いの迅速化措置
- ③ 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸与

(2) 関東信越厚生局

- ① 管内の情報収集及び伝達に関すること
- ② 関係機関との連絡調整に関すること

(3) 関東農政局（山梨支局）

- ① 災害時における食糧供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
- ② 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
- ③ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導

- ④ 地震防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全施設等の整備
- ⑤ 地震防災に関する情報の収集及び報告
- ⑥ 主要食糧等の在庫状況把握
- (4) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
 - ① 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持造成
 - ② 民有林直轄治山事業の実施
 - ③ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (5) 関東経済産業局
 - 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- (6) 関東東北産業保全監督部
 - ① 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなどの危険物等の保安の確保
 - ② 鉱山に関する災害の防止及び災害時における応急措置
- (7) 関東運輸局（山梨運輸支局）
 - ① 緊急輸送の要請に速やかに対処するため関係運送事業団体、輸送業者との連絡体制の確立
 - ② 緊急輸送に使用しうる連絡体制の確立
- (8) 東京航空局（東京空港事務所）
 - ① 航空の安全確保のための航空情報の発出
 - ② 必要に応じ一般航空機の運航規制措置
- (9) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ① 東海地震及び南海トラフ地震に関連する情報等の通報
 - ② 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - ③ 地震情報の発表と伝達
 - ④ 緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報、地震防災知識の普及
 - ⑤ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- (10) 関東総合通信局
 - ① 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - ② 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸出し
 - ③ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - ④ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (11) 山梨労働局
 - ① 工場、事業所における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導
 - ② 事業場内労働者の二次災害の防止
- (12) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）
 - 管轄する道路について計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行います。

- ① 防災上必要な教育及び訓練
- ② 通信施設等の整備
- ③ 公共施設等の整備
- ④ 官庁施設の災害予防措置
- ⑤ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- ⑥ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
- ⑦ 災害時における復旧資材の確保
- ⑧ 災害発生が予測されるとき又は災害時における応急工事等
- ⑨ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
- ⑩ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - ・地震防災応急対策に係る措置
 - ・地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - ・中央防災会議主事会議の申し合わせ
 - ・大規模な地震に係る防災会議
 - ・地震防災上必要な教育及び広報
- ⑪ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

(14) 関東地方環境事務所

- ① 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- ② 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

4 自衛隊（第1特科隊）

災害派遣の準備において、「地震災害警戒本部員会議への参加」及び警戒宣言、地震予知に関する情報伝達のほか、本編第2編第1章第1節(4)「自衛隊」と同じとします。

5 指定公共機関

(1) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）

- ① 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する
- ② 電気通信システムの一部の被災がほかに重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る
- ③ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する
- ④ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する
- ⑤ 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る

(2) 日本赤十字社（山梨県支部）

- ① 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- ② 応援救護班の体制確立とその整備
- ③ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- ④ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- ⑤ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- ⑥ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- ⑦ 義援金の募集及び配分

(3) 日本放送協会（甲府放送局）

- ① 警戒宣言の伝達及び状況報告
- ② 非常組織の整備
- ③ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
- ④ 地震予知に関する情報等の広告、ニュースの可及的速やかな報道

(4) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

- ① 東海地震等に関する情報の伝達
- ② 利用者への広報
- ③ 災害時における復旧資機材と人員の配備
- ④ 緊急輸送を確保するための措置

(5) 日本通運株式会社（山梨支店）

- ① 安全輸送の確保
- ② 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
- ③ 各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立

(6) 東京電力パワーグリッド株式会社

- ① 電力供給施設の災害予防措置
- ② 災害発生に備える人員等の確保、配備手配
- ③ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保

(7) 日本銀行（甲府支店）

- ① 警戒宣言発令時以降の通貨の円滑な供給に必要な事前の諸措置
- ② 警戒宣言発令時以降における金融上の応急措置についての指導及び助言
- ③ 警戒宣言発令時における預貯金引出の集中等、店頭混乱の未然防止のために必要な広報に対する協力指導

(8) 日本郵便株式会社

- ① 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- ② 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
- ③ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ④ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
- ⑤ 郵便局窓口業務の維持
- ⑥ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）

- ⑦ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
- ⑧ 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

6 指定地方公共機関

- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ① 地域住民に対する各種情報等の報道
 - ② 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制
 - ③ 日本放送協会に準ずる措置
- (2) 輸送機関（富士急行株式会社、山梨交通株式会社、社団法人山梨県トラック協会）
 - ① 安全輸送の確保
 - ② 災害対策用物資等の輸送体制の確立手配
 - ③ 災害応急活動のための知事及び各機関からの車両借上要請に対し、可及的速やかに即応しうる体制の整備
- (3) ガス供給機関（吉田瓦斯株式会社、日本簡易ガス協会関東支部山梨県部会、社団法人山梨県エルピーガス協会）
 - ① ガス供給施設の保安整備
 - ② 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ③ 被災地に対するガス供給体制の確立
- (4) 医師会（山梨県医師会、富士吉田医師会）
 - ① 被災者に対する救護活動の実施
 - ② 収容施設の調査、医薬品備蓄状況の確認及び調達
- (5) 山梨県道路公社
 - ① 警戒宣言、地震予知に関する情報等の伝達
 - ② 有料道路の利用者への広報
 - ③ 有料道路の復旧資材と人員等の配備手配
 - ④ 緊急輸送を確保するための有料道路の整備

7 富士吉田警察署

- (1) 地震災害時における治安、交通、犯罪の予防、通信等の災害応急措置
- (2) 地震災害広報並びに避難の指示及び誘導
- (3) 被災者の救出、救護
- (4) 情報の収集、伝達
- (5) 緊急通行車両の確認及び確認証明書の発行

8 富士五湖消防本部（河口湖消防署）

- (1) 地震災害の防衛及び警戒

- (2) 消防自動車その他機械・器具等の配備、運用
- (3) 自衛消防隊及び地区防災組織育成指導
- (4) 救助、救急措置
- (5) 火災警報及び気象情報に関すること
- (6) 地震予防査察
- (7) 防火対象物の立入検査及び指導
- (8) 消防計画及び地震防災応急計画に関すること
- (9) 建築同意事務に関すること
- (10) 危険物製造所等の許認可及び検査

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等

- (1) 農業協同組合（北富士農業協同組合、JAクレイン富士豊茂支店）
 - ① 町が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - ② 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ③ 被災農家に対する資金の融資又はその斡旋
 - ④ 農林業生産資材等の確保、斡旋
- (2) 商工会（河口湖商工会）
 - ① 町が行う商工業関係被害調査、融資の斡旋の協力体制の確立
 - ② 災害時における物価安定についての協力体制の確立
 - ③ 救助用物資、復旧資材の確保、斡旋についての協力体制の確立
- (3) 観光連盟
 - ① 町が行う観光関係被害調査、応急対策に対する協力
 - ② 災害時における帰宅困難者等の保護についての協力
 - ③ 避難所の確保についての協力、斡旋
- (4) 病院等医療機関の管理者
 - ① 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検
 - ② 災害時における病人等の収容、保護体制の確立
 - ③ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達
- (5) 社会福祉施設及び学校施設の管理者
 - ① 児童生徒に対する地震予知に関する情報等の伝達
 - ② 避難計画による避難又は状況に応じた下校の督励
 - ③ 施設設備の整備点検及び消防水利の確保
 - ④ 災害時における収容者の保護受入れの準備
 - ⑤ 火気使用及び実験実習の中止
 - ⑥ 応急医薬品の整備

10 その他の公共的団体

(1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、富士河口湖町社会福祉協議会）

- ① 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- ② ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保

(2) 山梨県ボランティア協会

- ① 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- ② ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保

(3) 自主防災組織（自主防災会等）

- ① 地震予知情報及び地震情報の住民への伝達
- ② その他相互扶助
- ③ 避難行動要支援者等の支援

第 2 節 富士河口湖町の地盤の特質と地震災害の歴史

1 地形及び地質

一般災害編「第 2 編 第 1 章 第 2 節」によります。

2 地震災害の歴史

歴史資料等で、本町に特に大きな被害をもたらした地震は、東海地域が震源と考えられる明応地震（1498 年）、宝永地震（1707 年）、安政東海地震（1854 年）などがあげられます。

【山梨県に被害をもたらした主な地震】

年月日		内 容 （M：マグニチュード）
明治以前	1498（明応 7. 8. 25）	辰刻大地震、東海道全般被害甚大（明応地震 M8. 6）
	1498（明応 7. 8. 28）	西海、長浜、大田原、大原ことごとく壁に押され死傷無限（妙法寺記）
	1703（元禄 16. 11. 23）	江戸・関東諸国で震度大、甲府では城・町で潰 134 軒、半潰 166 軒、堤破損 3, 160 間、郡内で死 83、潰家 211、半潰 115、山崩れ合計 10 万坪（元禄地震 M8. 2）（新編日本被害地震総覧：1989）
	1707（宝永 4. 10. 4）	未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ、潰家は東海、近畿中部、南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士川は山崩れのために塞がった（宝永地震 M8. 4）（新編日本被害地震総覧：1989）
	1707（宝永 4. 10. 5）	卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐などで本震より強く感じ、大きな被害（潰家 7, 397、同寺 254、死 24）となった（新編日本被害地震総覧：1989）
	1782（天明 2. 7. 15）	丑刻及び戌刻に大地震、相模・武蔵・甲斐で被害大、甲斐の都留郡長池村（現山中湖村）では家数 37 軒のうち 30 潰る（新編日本被害地震総覧：1989）
	1854（嘉永 7. 11. 4）	五ツ半過ぎ、東海・東山・南海諸道に大地震、甲府では町屋 7 割潰れ、鰍沢では住家 9 割潰れ、死 150（安政東海地震 M8. 4）（新編日本被害地震総覧：1989、地震の辞典：1987） 甲府に大火が起こり、勤番支配は社倉より米・味噌・塩を放出して罹災民に施す（甲府略志）

年月日		内 容 (M: マグニチュード)
明治以降	1891 (明治 24. 12. 24)	山梨・静岡県境を震央とする地震 (M6. 5)、北都留郡で地割れ数か所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
	1898 (明治 31. 4. 3)	山梨県中部を震央とする地震 (M5. 9)、南巨摩郡睦合村 (現南部町) で山岳 (安部岳) の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
	1902 (明治 35. 5. 25)	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村 (現大和村) に小亀裂等
	1915 (大正 4. 6. 20)	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 9)、甲府市水道管亀裂 4～5 か所
	1918 (大正 7. 6. 26)	神奈川県西部を震央とする地震 (M6. 3)、谷村 (現都留市) で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂 7～8 か所
	1923 (大正 12. 9. 1)	関東大地震 (M7. 9 甲府震度 6)、県内死者 20 人、負傷者 116 人、全壊家屋 1,761 棟、半壊 4,992 棟、地盤の液状化現象 3 か所
	1924 (大正 13. 1. 15)	丹沢地震 (M7. 3 甲府震度 6)、県東部で負傷者 30 人、家屋全壊 10 棟、半壊 87 棟、破損 439 棟、水道破損 60 か所
	1944 (昭和 19. 12. 7)	東南海地震 (M7. 9)、甲府市付近で負傷者 2 人、家屋全壊 26 棟、半壊 8 棟、屋根瓦落下 29 か所等 (山梨日日新聞)
	1976 (昭和 51. 6. 16)	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 5)、県東部で住家等一部破損 77 棟、道路 22 か所、田畑 31 か所、農業用施設 79 か所等
	1983 (昭和 58. 8. 8)	山梨県東部を震央とする地震 (M6. 0)、県東部を中心に 19 市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者 5 人、住家半壊 1 棟、一部破損 278 棟、田 147 か所、農林業用施設 55 か所、道路 21 か所、商工被害 78 件、停電全世帯の 66% 等、被害総額 3 億 5 千万円
	1996 (平成 8. 3. 6)	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 8)、県東部を中心に 14 市町村で被害、負傷者 3 人、住家一部破損 86 棟、水道被害 3,901 戸等、被害総額 1 億 5 千万円
	2011 (平成 23. 3. 11)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) (M9. 0)
	2011 (平成 23. 3. 15)	静岡県東部を震央とする地震 (M6. 4) 富士河口湖町は震度 5 強
	2012 (平成 24. 1. 28)	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 5) 富士河口湖町は震度 5 弱

第3節 地震被害の想定

1 基本的考え方

文部科学省地震調査研究推進本部が示す東海地震（M8クラス）の発生確率は今後30年以内に90%程度と切迫性が高く、本町においても強震動を受けることが想定されています。

中央防災会議（内閣府）は、平成13年12月に、新たな東海地震の想定震源域を示すとともに、平成14年には地震防災対策強化地域を見直したことを機に、山梨県は「山梨県東海地震被害想定調査報告書」を平成17年5月に公表しました。この調査報告書における本町についての被害想定及び、「山梨県地震被害想定調査報告書」（平成8年3月）による被害想定（東海地震を除く）を整理し、本計画の災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策の目安とします。

また、国は、東海・東南海・南海地震が起きる南海トラフの巨大地震（3つの地震が連動した場合）の想定震源域を従来の約2倍に拡大し、マグニチュード9.1に引き上げた報告（平成24年8月）をまとめており、これに基づき県の被害想定が見直された際には、その結果も反映するものとします。なお、本町の震度は6強（最大ケース）と推計されています。なお、新たに身延断層が政府の地震調査研究推進本部により主要活断層帯に指定（平成29年）されました。

（1）想定される地震

山梨県地域防災計画によると、想定される地震の規模は、次のとおりです。

■想定される地震一覧（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

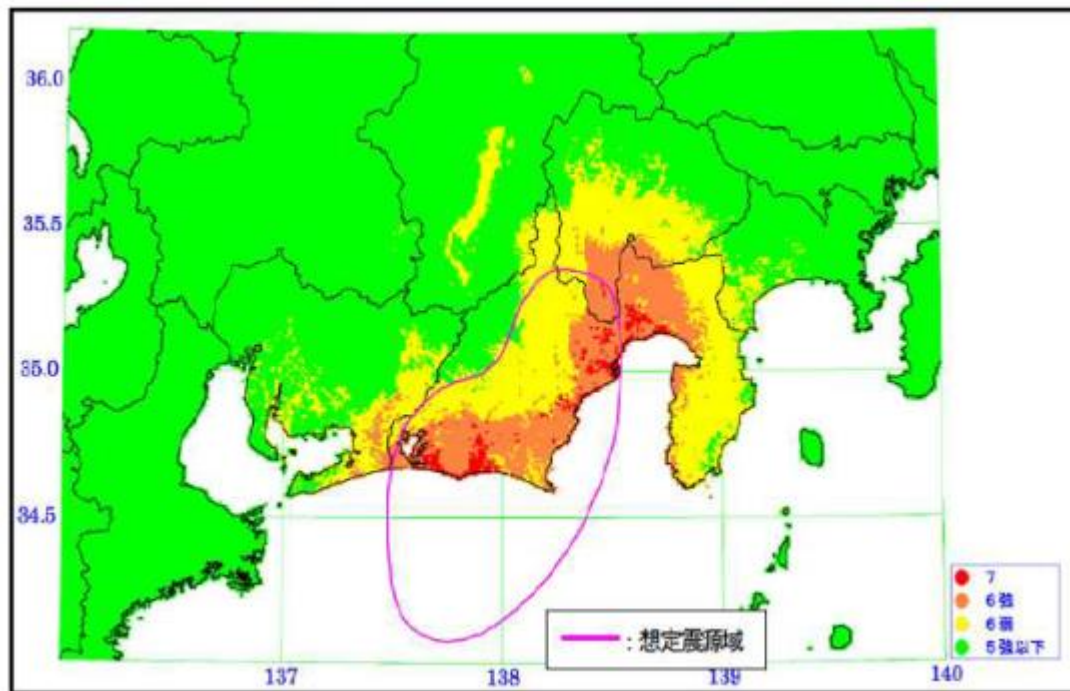
想定地震	地震の状況
東海地震	身延町、南部町の一部で震度7、甲府市、笛吹市の一部、峡南地域及び富士北麓地域の一部で震度6強の地域が分布。
南関東直下プレート境界地震（次頁M7，M9，M14）	震源により異なるが、旧北都留郡、旧南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡、都留市で震度6弱、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度6強の地域が分布。
釜無川断層地震	断層に沿って震度6強の地域が帯状に分布。 また、震度7の地域が韮崎市、富士川町、南アルプス市に分布。
藤の木愛川断層地震	甲州市、笛吹市で震度7の地域が分布。
曾根丘陵断層地震	甲府市、笛吹市、中央市、市川三郷町で震度7の地域が分布し、断層から甲府盆地側に震度6強の地域が分布。
糸魚川－静岡構造線地震	断層に沿って震度6弱が帯状に分布し、釜無川に沿って震度6強の地域が分布。

(2) 想定震源域



(出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月）)

■ 東海地震震源域

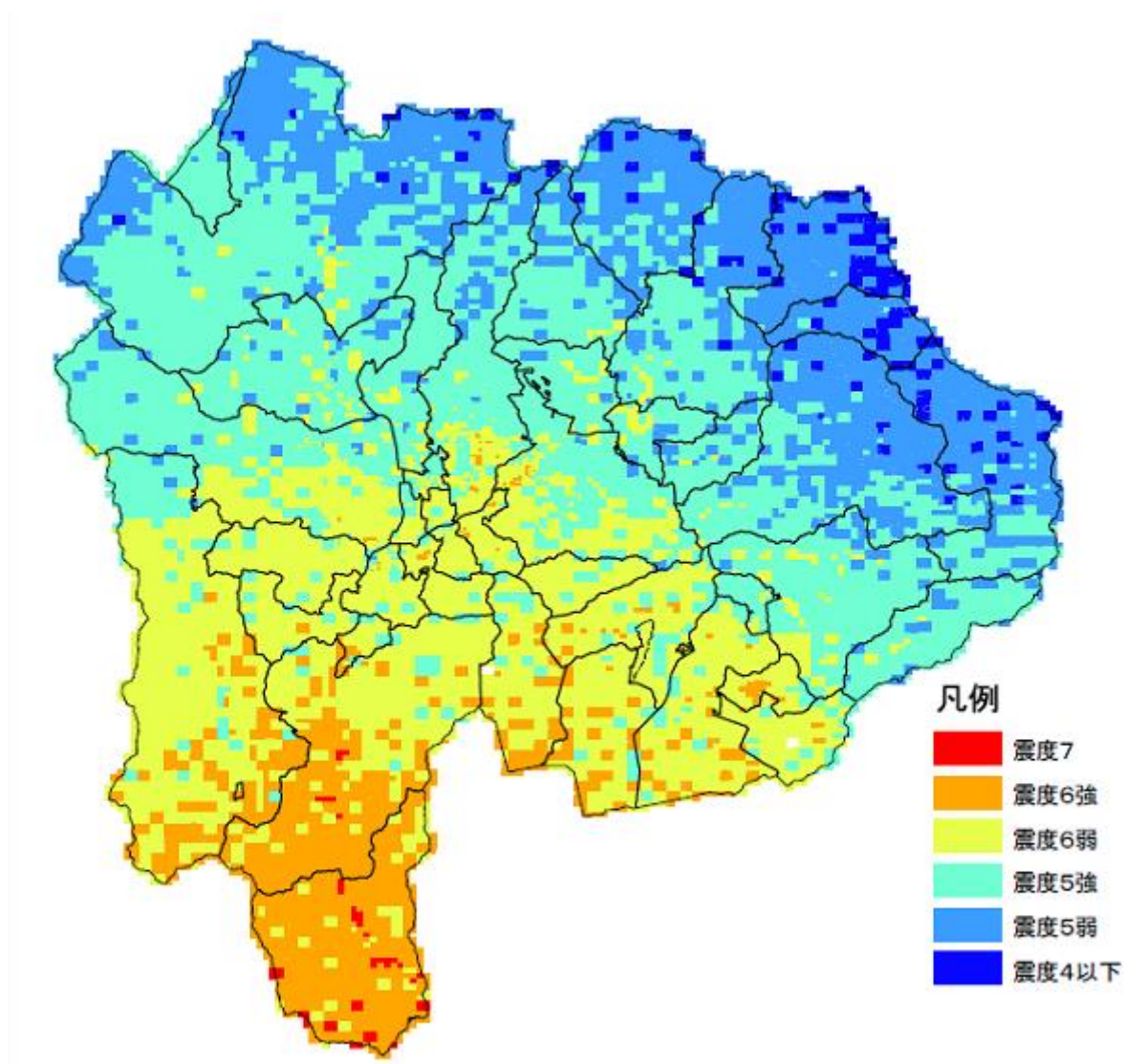


(3) 想定地震動

想定地震	地区別震度
東海地震	ほぼ全域 震度 6 弱 南部に震度 6 強が分布
南関東直下プレート境界地震（M 7，M 9，M 1 4）	全域 震度 5 弱
釜無川断層地震	ほぼ全域 震度 5 強 最南端の一部 震度 5 弱
藤の木愛川断層地震	
曾根丘陵断層地震	
糸魚川－静岡構造線地震	

なお、東海地震においては、湖岸沿いの沖積層に液状化発生の可能性がある場所が分布します。

■ 東海地震の想定震度（出典：山梨県東海地震被害想定調査）



2 被害想定

（１）建物被害

山梨県地震被害想定調査報告書（H 8 年 3 月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17 年）によると、富士河口湖町の建物被害は、次のとおりです。

■ 想定される地震による建物被害想定

（出典：山梨県地域防災計画（平成 19 年 1 月））

（単位：棟）

想定地震	全壊	半壊	合計
東海地震	454	2,082	2,536
南関東直下プレート境界地震	56	692	748
釜無川断層地震	107	920	1,027
藤の木愛川断層地震	337	2,012	2,349
曾根丘陵断層地震	7	38	45
糸魚川－静岡構造線地震	3	14	17

(2) 人的被害

山梨県地震被害想定調査報告書（H8年3月）及び山梨県東海地震被害想定調査報告書（H17年）によると、富士河口湖町の人的被害は、次のとおりです。

なお、東海地震については、冬朝5時、予知なしの場合とし、その他の地震では、平日の夕方6時を想定したものです。

（出典：山梨県地域防災計画（平成19年1月））

（単位：人）

想定地震	死者	重傷者	軽傷者	合計
東海地震	25	32	269	326
南関東直下プレート境界地震	3	17	181	201
釜無川断層地震	5	19	203	227
藤の木愛川断層地震	17	36	404	457
曾根丘陵断層地震	0	4	30	34
糸魚川－静岡構造線地震	0	2	9	11

(3) 出火想定

東海地震について、冬5時に地震が発生した場合は、1件の出火が想定され、うち1件が炎上しますが、これらは全て消火され5棟の焼失が想定されます。

春秋12時に地震が発生した場合は、昼時で調理用の器具が多く利用されている時間帯であるため2件の出火が想定され、うち1件が炎上しますが、これらは全て消火され、5棟の焼失が想定されます。

冬18時の地震発生の場合は、暖房器具が多く利用される冬季で、かつ最も調理器具が利用される時間帯であるため、出火件数は6件と多く、うち3件が炎上し、11棟の焼失が想定されます。

なお、東海地震の予知ありの場合は、火気器具や電熱器具等の使用が差し控えられるため、出火する可能性は低いと想定されます。

(4) 急傾斜地崩壊危険箇所の危険度

東海地震における急傾斜地崩壊危険箇所の危険度ランクの想定は以下のとおりです。

想定地震	ラ ン ク			計
	危険性が高い	危険性がある	危険性が低い	
東海地震	69	24	2	95
南関東直下プレート境界地震（M9）	8	3	1	12
藤の木愛川断層地震	11	1	－	12

※地すべり危険箇所はありません。

(5) ライフライン被害

東海地震におけるライフライン被害の想定は以下のとおりです。

	被害率
断水率	旧上九一色村を除く全域で 60% 以上～80% 未満 旧上九一色村は 80% 以上～99.2% 未満
停電率	旧上九一色村を除く全域で 20% 以上～40% 未満 旧上九一色村は 40% 以上～60% 未満
都市ガス供給停止率	60% 以上～80% 未満
LP ガス機能支障率	15% 以上～30% 未満
一般電話通話支障率	2% 以上～6% 未満
下水道機能支障率	0.2% 以下

3 南海トラフ地震及び首都直下地震対策

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法及び首都直下地震対策特別措置法により、本県の市町村がそれぞれの地震の対策地域に指定されました。町は県と協力し、これまでの地震対策と合わせ、法の主旨に基づく地震防災対策を平素から進めます。

(1) 南海トラフ地震防災対策推進地域

小菅村、丹波山村を除く 25 市町村

(2) 首都直下地震緊急対策区域

甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、上野原市、甲州市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村 14 市町村

第2章 災害予防対策

第1節 地震に強いまちづくり（都市整備課、地域防災課、農林課）

1 事業計画

本町の地勢的特性や社会的条件等を考慮し、地震に強いまちづくりを進めます。

基盤整備は、予算上の制約や長期間の施工期間を要するなどの課題があるため、それぞれの事業の優先順位を十分に考慮し、まずできるところから取り組んでいく必要があります。このため、地震防災上、緊急に整備すべき施設に関し、計画的に整備を進めます。

2 道路施設等

道路管理者は、道路、橋梁の耐震性の強化などの対策を講じていますが、今後、更に道路施設等の安全強化を推進します。

（1）道路の整備

町は、地震発生時の道路機能を確保するため、管理道路について定期的に危険箇所の調査を実施し、速やかに工事等を実施します。特に、本町の町道の多くは、幅員が狭く、蛇行道路が多いため、整備の優先順位を明確にして整備を進め、また、土砂災害等により孤立化の恐れがある地域に関しては、長期的観点からう回路の整備を検討します。

また、水害の発生しやすい地域へ新たに建設する道路については、道路の高さを確保するよう努めます。

災害時の消火活動を円滑に進めるため、消防道路の整備を今後も引き続き進めます。

なお、国道及び県道については、各道路管理者に安全強化を要請します。

（2）橋梁の整備

道路管理者は、地震発生時に橋梁の機能を確保するため、管理橋梁について国土交通省「所有施設の地震に対する安全性等に関する点検について」により実施した道路橋梁耐震点検結果に基づき、補修対策等が必要なものを指定するとともに、工法と実施時期を定め、道路橋梁の整備を図ります。

また、今後新設する橋梁については、過去の大規模地震を踏まえた国の設計基準に基づいて整備します。

（3）トンネルの整備

道路管理者は、地震発生時におけるトンネルの安全確保のため、管理トンネルについて点検を実施し、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施します。

（4）横断歩道橋の整備

横断歩道橋は、国土交通省通達「立体横断施設技術基準」に基づいて建設されているため、地震発生時の落橋の可能性は小さいものと考えられますが、建設後の年数の経過により構造細部に変化を生じていることもあるため、本体と階段の

取付部等の安全点検調査を実施し、補強等が必要なときは、速やかに工事を実施します。

3 河川

河川等施設は、「国土交通省河川砂防技術基準」に基づき施工されており、地震発生時の決壊等の可能性は極めて小さいものと考えられます。

地震が発生したときには、直ちに管理施設の点検調査を行い、補強等を必要とするときは、速やかに工事を実施します。

また、災害応急活動等を効果的に進めるため、河川敷の利用について、占有者の協力を得ながら、県に使用許可を要請します。

4 ため池等

建設後の年数を経過したものを中心に、亀裂又は漏水の状況を点検するとともに、必要に応じて補強及び漏水防止等の改修を行い、適切な維持管理で予防の万全を期します。

5 土砂災害危険箇所対策

土砂災害の危険箇所は、地震を誘因として災害が発生するおそれがあるため、次のような対策を講じます。（詳細は「第2編 第2章 第5節 風水害等の予防」参照）

（1）土砂災害対策

- ① 予防治山事業の促進
- ② 保安林の整備
- ③ 土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所など危険箇所の住民等への周知徹底
- ④ 危険箇所の調査、巡視
- ⑤ 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域等の指定促進

（2）警戒宣言発令時等の警戒・避難対策

大規模地震対策特別措置法による警戒宣言発令時及び地震発生時において、土砂災害発生のおそれのある地区については、次の事項を考慮して警戒・避難体制を整備します。

① 事前避難対象地区の指定

避難が必要となる危険区域等を事前に指定します。

② 避難収容施設の指定

事前避難対象地区を指定するときは、当該避難対象地区の住民及び滞留者等（以下「避難者」という。）を収容する施設をあわせて指定します。

収容施設の指定にあたっては、次の事項に留意して安全で適切な場所とします。

- ・ 地域の実情を踏まえ、耐震・耐火の建築物とすること。なお、設備（電気、給排水）についても十分配慮すること。
- ・ 避難対象地区との経路が、比較的近距離でかつ安全なこと。
- ・ 当該施設の所有者若しくは管理者の承諾が得られること。

③ 避難路の設定

避難者が安全かつ迅速に避難できるよう、避難対象地区と収容施設とを結ぶ避難経路を設定する。

- ・避難路について、がけ崩れ等の危険が予想されないこと。
- ・崩壊、倒壊のおそれのある建造物、石垣、ブロック塀等、避難路周辺の危険要因の把握に努め、極力これを避けること。
- ・その他、避難の障害となる事由のないこと。

(3) 地域住民への周知

町は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、地震による危険性を周知徹底するとともに、警戒宣言発令時、あるいは地震発生時に速やかに避難体制がとれるよう、あらかじめ啓発に努めるため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとします。

6 液状化災害対策

地盤の液状化による公共・公益施設の機能障害を最小限にするため、各施設の管理者等は、施設の設置にあたって、当該地盤の特性を考慮して、地盤改良、基礎杭の打設等により被害を防止します。

県は、小規模建築物については、液状化の危険度を示すマップを作成し、県のホームページなどに掲載して、情報提供を行います。

7 住宅地対策

(1) 危険市街地の解消

土地区画整理事業や道路整備事業などを推進し、老朽家屋、狭隘道路等の解消を図ります。

(2) 公園の整備

火災の延焼遮断帯として、あるいは避難地ともなる公園などのオープンスペースの整備を図ります。

8 町庁舎の代替施設の確保

大地震などの大規模災害により、災害対策本部となる町庁舎が機能しなくなった場合を想定し、代替施設となる施設に通信設備などの整備を図ります。

第2節 火災対策（消防本部、地域防災課）

大規模な地震が発生したときには、火元や着火物の転倒、落下、接触などにより、同時に多くの火災が発生することが予想され、時間、季節、風向きによっては、延焼が拡大する危険があります。町は、出火、延焼拡大予防のため、初期消火等の指導の徹底、消防力の充実強化及び消防水利の整備など、火災対策を進めます。

次の「1 出火予防対策の推進」については、地震時以外の火災予防と同様に、次の対策を講じますが（詳細は「第2編 第2章 第4節 消防予防対策」）、この中で「(4) 一般家庭への指導」については、特に地震に関連する対策を付け加えてあります。

1 出火予防対策の推進

- (1) 建築同意制度の効果的活用
- (2) 建築物の不燃性の向上
- (3) 文化財の保護対策
- (4) 一般家庭に対する指導

町は、自治会（区）や自主防災組織等を通じて、各家庭に対して消火器具・消火用水及び防火思想の普及徹底を図ります。

また、次の事項について指導し、初期消火活動の重要性を認識させ、地震発生時における災害予防の徹底を図ります。

- ① 地震防災に関する知識の習得
- ② 家庭における防火防災計画の策定
- ③ 耐震自動消火装置付の石油燃焼器具、及び耐震自動ガス遮断装置付きガスメーター並びに安全装置付きガス燃焼器具及び電気用品等の火災予防措置
- ④ 防災訓練等への積極的参加の促進
- (5) 防火管理者の育成指導
- (6) 予防査察の強化指導
- (7) 危険物等の安全確保指導
- (8) 防火思想、知識の普及啓発

町は、防災関係機関、関係団体及び報道機関等の協力を得て、防災訓練や防災週間、その他さまざまな催し物を活用して、防火防災思想及びに知識の普及に努めます。

2 延焼予防対策の推進

(1) 初期消火体制の確立

- ① 町は、地震直後の初期消火に対応するため、自主防災会、自治消防隊（ラビット隊）等に防火用水、可搬式小型動力ポンプ等を整備します。また、富士五湖消防本部河口湖消防署、町消防団及び自主防災会、ラビット隊等の有機的連携による初期消火体制の確立を図ります。

- ② 町は、耐震性貯水槽の整備を推進すると同時に、既設の防火水槽についても必要なものについては、耐震性の向上を図ります。
- ③ 通常の消火栓等だけでは消火活動が間に合わない場合を想定し、プール、河川、湖等の水の利用を図ります。特に、湖水の利用にあたっては、ラビットなどが乗り入れられるよう、消防用道路の整備を進めます。
- ④ 各家庭へ初期消火のための防火用水、消火器、バケツの設置などを促進します。

(2) 消防力等の充実整備

① 消防力の強化

町は、警戒宣言発令時又は地震発生時に速やかに部隊を編成し消火活動が行えるよう、消防組織と消防力の整備を図ります。

② 広域消防応援体制の確立

同時多発火災などへの対応を強化するため、近隣市町村等との間で締結している相互応援協定の内容充実を図ります。

第3節 生活関連施設の安全対策の推進（水道課、各事業者）

1 水道施設安全対策の推進

町及び水道事業者は、水道施設の一層の耐震化を図り、水道水の安全供給と二次災害の防止のため、次により水道施設の整備を図ります。

（1）施設の現況

町の水道施設状況は資料編のとおりです。

（2）水道水の確保

① 取水、配水施設等の耐震性の強化を図り、消毒施設を併設した予備水源の確保と貯留水の流出防止のため、配水池に緊急遮断弁装置を設置するよう努めます。

② 緊急時用貯水槽や大口径配水管の整備により、貯水機能の強化に努めます。

（3）送・配水管の新設、改良

送・配水管の布設にあたっては、耐震性の強い管を採用し、水管橋等特に必要な部分には耐震工法を施すほか、石綿セメント管等の老朽管は布設替えを行い、送・配水管の耐震性の強化に努めます。

（4）配水系統の相互連絡

2以上の配水系統を有する水道施設にあつては、幹線で各系統相互の連絡を図るよう努めます。

また、隣接の水道事業者間で協定を締結し、緊急連絡管を整備して相互援助給水を行い得るよう努めます。

（5）電力設備の確保

水道施設用電力の停電に配慮した受電設備（地下水源の揚水のための自家用発電機を含む）の整備に努めます。

（6）復旧工事用資機材の整備

復旧工事を速やかに施工するため、あらかじめ必要な復旧工事用資機材を備蓄するとともに、工事用資機材について製造業者と優先的に調達できるよう調整します。

（7）応急給水用機材の整備

応急給水義務者である町の応急給水活動を支援するため、次の機材の整備・点検に努めます。

① 給水タンク車

② 表流水（湖、河川）の飲用水利用のための急速簡易ろ過機及び応急ろ過施設

③ 表流水の水源揚水のための水中ポンプ（発電機付）

（8）資材備蓄計画

応急復旧工事用備蓄資材については、幹線部分を対象として、上水道、簡易水道ごとに材料の備蓄に努めます。

2 下水道施設安全対策の推進

町は、下水道施設のより一層の耐震化を図り、排水及び処理機能を確保するとともに、下水道を有する施設、資源を活用した地域の防災機能の向上を図るため、次の対策を実施します。

(1) 重要幹線管渠

重要幹線管渠については、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図ります。

また、その他の管渠については、被災時にも下水の流下機能を確保できるよう工夫を施します。

(2) 下水処理場、ポンプ場

下水処理場、ポンプ場は下水道の最も根幹的な施設であり、液状化対策等の基礎地盤対策、躯体、配管の継手等の耐震対策を行い、十分な耐震性を確保します。

下水処理場、ポンプ場においては、施設が被災したときにも必要最小限の処理が行えるよう応急対策を加味した整備を図ります。

また、電力供給の停止に備え、マンホールポンプ用の可搬式発電機を整備します。

(3) 代替施設

下水道施設が損傷したとき、その機能を代替できるよう重要幹線や下水処理内の水路等の複数系列化を図るとともに、管渠、下水処理場、ポンプ場のネットワーク化を図ります。

(4) 施設の維持管理

施設の維持管理においては、点検等による危険箇所の早期発見とこれの改善を行い、施設の機能保持を図ります。

3 電気施設安全対策の推進

(1) 東京電力パワーグリッド㈱

東京電力パワーグリッド㈱は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被害が発生したときの各施設の機能を維持するため、次の予防対策を実施します。

① 電力供給施設の耐震性確保

電力供給施設は、各法令、基準に基づいた耐震設計がなされているが、既往災害例等を参考に、各施設の耐震性の確保を図ります。

② 防災資機材及び緊急用資材の整備

災害時に備え、復旧用資材、各種工具、車両等の防災用資機材の整備を図るとともに、無線設備の整備を図ります。

③ 要員の確保

- ・緊急連絡体制の整備
- ・交通途絶時等の出勤体制の確立

(2) 町の対策

大規模地震などにより複数の市町村が被災したときに電力不足にならないよう、公共施設などへの予備電源の整備を図ります。

4 都市ガス安全対策の推進

都市ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施します。

(1) 施設・設備の安全確保

① 供給施設

- ・ 主要導管の耐震化
- ・ 導管網のブロック化
- ・ マイコンメーターの普及拡大
- ・ 移動式ガス発生設備の整備

② 製造施設

- ・ 原料貯蔵槽及びガス発生装置の耐震化、緊急遮断弁の設置
- ・ 防火、消火施設の充実
- ・ 保安電力の確保

(2) 防災資機材及び緊急用資材の整備

① 応急復旧用資機材、食糧、医療品等の確認、点検及び整備

② 通信施設の整備

(3) 要員の確保

① 緊急時の社内及び日本ガス協会間の連絡体制の確立

② 交通途絶時等の出動体制の確立

(4) ガス使用者に対する周知

① ガス使用者への注意事項の周知

② 広報体制の確立

5 簡易ガス安全対策の推進

簡易ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施します。

(1) 施設・設備の安全確保

① 簡易ガス保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検

② 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化

③ ボンベ収納庫の耐震化促進及びボンベ転倒防止措置の強化

(2) 地震災害発生時の留意事項の広報の徹底

簡易ガスの場合、個別の使用者の適切な対応が二次災害防止に大きな役割を果たすことから、ガス使用者に対して、地震発生時の知識普及に努めます。

(3) 要員の確保

緊急連絡体制の整備を図るとともに、地震防災に係る訓練を実施します。

6 液化石油ガス安全対策の推進

液化石油ガス事業者は、地震発生時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するとともに、災害が発生したときの被害拡大防止のため、次の予防対策を実施します。

(1) 施設・設備の安全確保

- ① 地震防災規定等に基づく自主点検及び訓練の実施
- ② 緊急遮断弁等耐震機器及び消火設備の整備
- ③ 容器・収納庫の耐震化の促進及び容器転倒防止措置の強化促進
- ④ 保安要員の確保

(2) 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備

- ① 緊急時の社内及び関係機関との連絡体制の整備
- ② 応急用資機材、工具類の整備

(3) 消費先の安全確保

- ① 容器転倒防止措置の強化
- ② 地震防災機器の設置促進と消費者啓発の強化
- ③ 消費者に対する地震発生時におけるガス栓及び容器バルブの閉止等の緊急措置及び二次災害防止のための知識啓発
- ④ 消費者との通報連絡体制の整備

7 通信施設安全対策の推進

NTT 東日本(株)山梨支店は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の予防対策を実施します。

(1) 施設・設備の安全確保

- ① 電気通信施設の耐震化
- ② 主要伝送路の多ルート・分散化

(2) 通信途絶防止対策

県内各地の公共的施設及び防災関係機関等へ緊急連絡のため無線電話を配備し、通信の途絶を防止します。

- ① 災害時優先電話の確保
- ② 特設公衆電話の設置

(3) 通信の輻輳対策

地震発生によって安否確認や見舞い電話等の殺到による通信機能のマヒ状態を防止するため、地震等災害発生時の通話規制措置実施における利用案内等の周知に努めます。

(4) 応急復旧用資機材の配備

電気通信施設が被災した場合、早期に復旧活動ができるよう、各事業所へ応急復旧用資機材等を配備します。

- ① 可搬型移動無線機
- ② 車載型衛星通信地球局
- ③ 非常用移動電話局装置

- ④ 移動電源車及び可搬型電源装置
- ⑤ 応急復旧ケーブル
- ⑥ 特殊車両

(5) 要員の確保

- ① 緊急連絡体制の整備
- ② 交通途絶時の出動体制の確立
- ③ 県外等からの全社的復旧支援体制の確立

8 鉄道施設安全対策の推進（富士急行㈱）

鉄道事業者は、地震発生時における旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次の予防措置を推進します。

(1) 施設・設備の安全確保

- ① 耐震性を考慮した線区防災強化を促進し、耐震構造への改良を促進するとともに、地震発生時における要注意構造物の点検をします。
 - ・ 橋梁の維持、補修
 - ・ のり面、土留の維持及び改良強化
 - ・ トンネルの維持、補修及び改良強化
 - ・ 建設設備の維持、補修
 - ・ 通信設備の維持
- ② 地震計の設置
 - ・ 地震計の設置により、地震発生における早期点検体制の確立を図ります。
- ③ 耐震列車防護装置等の整備
 - 一定以上の震度を感知したとき、列車を自動的に、又は信号を発することにより停止させる耐震列車防護装置を整備します。

(2) 防災資機材の整備

- ① クレーン車、モーターカー、トラック、ジャッキ、レール、電線類等の整備を図ります。
- ② 重機械類、その他必要な資機材の確保を図ります。

(3) 要員の確保

- ① 緊急連絡体制の整備
- ② 交通途絶時の出動体制の確立

(4) 帰宅困難者対策

- ① 主要駅における水や食糧など緊急物資の備蓄倉庫の設置の促進

第4節 都市型災害の防止、軽減対策（都市整備課、総務課、消防本部）

1 建築物の耐震計画

町及び県は、地震による建築物の破損等の被害を防止するため、耐震改修促進計画を推進します。

（１）一般建築物の耐震性向上

- ① 簡易耐震診断表による自宅の自己診断を推進します。
- ② 県建築指導課、富士・東部建設事務所及び建築士会の「地震相談窓口」における、家屋の耐震等に関する相談に応じるとともに、パンフレットの配布、ホームページへの掲載など、各種媒体を利用した広報活動を推進します。
- ③ 無料耐震診断の実施（対象：昭和 56 年 5 月 31 日以前に建設された木造 2 階建て以下の個人住宅）
- ④ 耐震設計、耐震改修工事への補助（対象③による耐震診断の結果に基づいて行う耐震設計、耐震改修の工事）

（２）公共建築物の耐震化の向上

- ① 町有施設の耐震診断を実施し、補強の必要な建物は速やかかつ計画的に耐震改修を行います。
- ② 避難、救護及び災害対策活動等の拠点となる学校施設、社会福祉施設等防災上重要な建築物の計画的な耐震診断を実施し、補強の必要な建物は速やかかつ計画的に耐震改修を行います。改修にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設促進を図ります。

また、建築物における天井の脱落防止や外壁等の落下物対策、エレベーターの閉じ込め防止対策を促進します。

（３）多数のものが利用する特定建築物等の安全対策の向上

観光施設、旅館、ホテル、集会場等については防災査察を実施し、必要に応じて改修等について必要な助言指導を行います。

2 落下・倒壊危険物対策

（１）道路上及び周辺の構築物

道路上及び周辺の構築物が落下、倒壊することによる被害を防止し、避難路、緊急輸送路などを確保するため、道路管理者、公安委員会、電力会社、電信電話会社は、それぞれ道路周辺等の構築物等の点検、補修、補強を行います。

また、町は、下記の設置者等に対し同様の措置を講じるよう指導・啓発します。

物 件 等	対策実施者	措 置 等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図る。
交通信号等		施設の点検を行い、危険の防止を図る。
枯街路樹等		樹木除去等適切な管理措置をとる。
電柱街灯等		点検を実施し、倒壊等の防止を図る。
アーケード等		新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各管理者による点検、補修を実施する。
看板広告物		安全管理の実施を許可条件とする。
ブロック塀	所有者	点検を実施し、危険なものは改良工事を行う。新設にあたっては、安全なものを設置する。
ガラス窓	所有者・管理者	落下等により通行人に被害を与えないよう補強する。
自動販売機		転倒等で道路の通行、安全に支障のないよう設置する。
樹木・煙突	所有者	倒壊のおそれのあるもの、不要のものは除去する。

(2) 生垣への助成

ブロック塀から生垣へ改修する際の助成制度の活用を促進します。

3 公共施設災害予防対策

(1) 老朽建築物の改築促進

- ① 老朽度の著しい建物については、町の整備計画に併せて計画的に改築の促進を図ります。改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の促進を図ります。
- ② 建物の定期点検などを実施して、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努めます。

(2) 町有施設の耐震診断

- ① 現行の建築基準法（昭和 56 年施行）以前に建築された町有建物のうち、防災復旧活動の拠点となる出張所や支所、避難所となる学校施設や社会福祉施設等を優先して耐震調査を実施し、必要に応じて耐震補強を実施するとともに、非構造部材の落下防止対策を実施し、避難所機能の確保を図ります。

また、これ以外の耐震改修の努力義務がある建物については、耐震診断を行ったものを中心に、緊急性や建替計画など考慮するなかで、順次、耐震補強を実施します。

(3) 建物以外の施設の補強及び整備

- ① 建物以外の施設の定期点検及び臨時点検を実施し、危険なものには必ず補強工事を実施するとともに、移動しやすいものは格納するなどして災害の防止に努めます。
- ② 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にします。

4 危険物施設等災害予防対策

災害時における危険物施設等からの火災、爆発、漏洩等による被害の発生及び拡大を防止するため、次の対策を推進します。

(1) 危険物施設の地震対策指導

町は、県及び富士五湖消防本部と連携して、各種法令及び技術基準に基づく安全確保対策を、施設等の維持管理及び危険物等の生産、流通、貯蔵・取扱いの実態に即して徹底させるため、事業者に対して防災指導、査察、検査等により、次の地震対策を指導します。

- ① 施設の耐震化の促進
- ② 緊急措置作成に関する指導
- ③ 関係行政機関、関係団体との密接な連携
- ④ 地震防災教育、訓練の充実

(2) 事業者の地震対策

事業者は、自主保安体制の充実のため、次の地震対策を実施します。

- ① 自衛消防組織の充実強化
- ② 防災資機材の整備充実

5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県、町等は、その制度の普及促進に努めます。

第5節 防災施設及び防災資機材の整備、充実

一般災害対策（「第2編 第2章 第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充」）に記載しています。

第6節 広域応援体制の確立

一般災害対策（「第2編 第3章 第3節 広域応援体制」）に記載しています。

第7節 防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進（地域防災課）

1 防災知識の普及

町職員、住民等への防災知識の普及については、一般災害対策（「第2編 第2章 第2節 防災知識の普及、防災訓練」）に記載したとおりですが、このほか地震に関しては、特に次の事項について普及を図ります。

「自分の身は、自分で守る」が防災の基本であることから、住民が自覚を持つよう防災意識の普及啓発に努めます。その際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

さらに、初期消火、近隣負傷者の救出救護、避難等災害時に活躍する自主防災組織の育成強化に努めます。

（1）町職員に対する教育

町は、職員に地震災害応急対策及び警戒宣言発令時対策に万全を期するため、次の事項について研修会等により防災に関する教育を行います。

- ① 地震に関する基礎知識
- ② 東海地震と地震予知、警戒宣言に基づく措置及び情報伝達
- ③ 町及び各機関が実施している地震対策と課題
- ④ 地震予知情報が出されたとき及び地震が発生したときに具体的にとるべき行動に関する知識（職員の初動体制、任務分担等）
- ⑤ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得

（2）住民に対する防災知識の普及

町は住民が、災害発生時に的確な判断に基づいた行動が取れるよう努めます。地震予知情報が出された場合及び地震発生時における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動などについて、より具体的な方法により、実践的な教育や防災知識の普及を図ります。

① 啓発の方法

- ・ 広報誌、町ホームページ及びCATV（町広報番組）、ソーシャルネットワークサービスの活用、ハザードマップなど防災関係資料の作成・配布

- ・ 県立防災安全センターの活用
- ・ 講演会等の開催、自主防災組織に対する指導

② 啓発の内容

- ・ 東海地震及び地震に対する基礎知識
- ・ 危険地域及び避難方法や避難生活に関する知識
- ・ 東海地震に関する情報、警戒宣言の性格及び情報の的確な入手方法
- ・ 警戒宣言が出されたとき及び地震発生時の行動指針、応急対策に関する知識
- ・ 防災関係機関が講じる地震防災応急対策の概要
- ・ 住宅の耐震診断と補強、応急手当、家具の固定、火災予防、非常持出し品の準備等平常時における準備
- ・ 緊急地震速報の内容、緊急地震速報利用の心得
- ・ 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- ・ 過去の災害に関する教訓

(3) 幼児、児童、生徒等に対する教育

町は、幼児、児童、生徒に対し、災害に関する過去の教訓を活かした防災教育を実施するとともに、関係職員、父母等に対して地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時の避難、保護の措置について、防災知識の普及を図ります。

(4) 防災関係機関による防災知識の普及

県警察は、自動車の運転者及び使用者に対し、地震発生時、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時における自動車の運行措置について、運転免許更新時等の機会に防災教育を実施します。

鉄道事業者、N T T、中日本道路、東京電力、ガス会社等の防災関係機関は、それぞれの地震防災対策及び利用者のとるべき措置等について、防災知識の普及を図ります。

2 自主防災組織活動の推進

大規模地震の際には、次の事情等により防災関係機関の活動が困難になることが予想されます。

- ・ 電話が不通になり、防災関係機関への通報が困難となります
- ・ 道路が遮断され、消火活動等が困難となります
- ・ 各地で同時に火災が発生し、消防力が分散されます
- ・ 水道管の破損や停電などにより、消防活動が困難となります

このような状況の中で、被害の防止や軽減を図るには、住民の自主的な防災活動が必要となります。そこで町は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」趣旨のもと結成されている自主防災組織の充実強化を促進します。

(1) 自主防災組織の編成及び活動

① 班編成と災害時の活動

自治会（区）を母体として組織し、地域の実情に応じて概ね次の通りの班編成とします。

会 長	総 務 班	（全体調整、他機関との連絡調整、被害・避難状況の全体把握）
	情 報 班	（情報の収集、伝達）
	消 火 班	（消火器等による消火）
	救 出 ・ 救 護 班	（負傷者の救出救護）
	避 難 誘 導 班	（住民の避難誘導等）
	給 食 ・ 給 水 班	（給食・給水活動）

② 平常時の活動

地域防災リーダーを中心に防災知識の普及並びに過去の災害から得られた教訓の伝承、防災訓練、地域の危険物の点検、災害危険箇所の調査、防災資機材の備蓄、防災倉庫の整備、防災マップ・AED マップの作成・配布などを行い、地域の防災力の向上を図ります。

(2) 町の指導

① 町は、全ての自治会（区）において自主防災組織が結成されるよう、その推進に努めます。また、防災資機材等の配備についても計画的に推進し、自主防災組織の育成強化に努めます。

② 県及び町は、県立防災安全センター等を活用して研修会等を開催し、自主防災組織指導者の知識・技能の向上に努め、組織の中心となる人材の育成の充実を図ります。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、研修等については、男女共同参画の視点からの災害対応について理解を深める内容とします。

③ 町は、自主防災組織と各消防本部及び消防団とが連携した防災訓練を行い、平常時からの連携が強化されるように努めます。

3 企業防災の促進

一般災害対策編第2章第2節1（10）「企業防災の促進」に基づき、組織の充実強化を図ります。

4 地震防災応急計画作成の対象となる施設・事業所

本町における地震防災応急計画を作成する施設又は事業所の計画に定める基本的事項は、次のとおりです。

なお、本町の管理する施設又は事業所が個々に定める地震防災応急計画をもって、本町の防災計画に定めたものとみなします。

(1) 基本的計画事項

- ① 地震情報の収集及び部内への伝達
- ② 発災に備えての人員、資機材の確保体制
- ③ 工事中建築物の工事の中止等
- ④ 自主防災体制の強化
- ⑤ 避難措置及び保護
- ⑥ 地震防災訓練の実施
- ⑦ 地震防災上必要な教育及び広報
- ⑧ その他地震防災上必要な事項

(2) 助言

町は、上記事業所の計画作成又は活動にあたっての助言を行います。

第8節 災害ボランティア支援体制の整備

一般災害対策（「第2編 第2章 第13節 災害ボランティア支援体制の整備」）に記載しています。

第9節 防災訓練（地域防災課）

一般災害対策（「第2編 第2章 第2節 防災知識の普及、防災訓練」）に記載していますが、このほかに大規模地震に対応する防災訓練を実施します。

1 地震総合防災訓練

町は、国・県及び周辺市町村並びに防災関係機関と協力のうえ、関係機関及び住民の自主防災体制との協働体制の強化を目的として、町に係る大規模な地震を想定した地震総合防災対策を実施します。

(1) 実施時期

9月1日を中心とする「防災週間」等

(2) 参加機関

町、防災関係機関、自主防災組織、事業所、民間団体及び地域住民

(3) 実施内容

地震防災応急対策の実施及び地震発生後に対する災害応急対策の実施を内容とします。

(4) 訓練項目

大規模地震に対する応急対策を実施します。

- ① 東海地震観測情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言などの町各課、防災関係機関、住民等への伝達訓練
- ② 地震防災応急対策の実施と、各機関における実施情報収集訓練

- ③ 町各課、防災関係機関による地震防災応急対策の実施について協議する地震災害警戒本部の運営訓練
- ④ 近隣市町村との広域応援訓練

2 情報の収集伝達訓練

地震発生時における有線通信の途絶等の状態に備え、町防災行政無線、県防災行政無線の円滑な運用を図るため、県、山梨県地区非常無線通信協議会と連携し通信訓練を実施します。

第 10 節 要配慮者対策の推進

一般災害対策(「第 2 編 第 2 章 第 12 節 要配慮者対策の推進」)に記載しています。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制（地域防災課）

1 配備体制

地震が発生したときの災害対策本部等の組織は一般災害時と同じですが（「第2編 第3 第1節 活動体制」）、災害対策本部等の設置基準、職員の配備基準は次のとおりです。

【職員の配備基準】

種 別		配備の基準	配備の内容	配備要員
警戒体制	第1 配備	①震度4の地震を観測したとき ②その他必要により町長が配備を指示したとき	災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手する。	地域防災課職員及び課長職が配備につく。 ただし、上記以外の所属においても災害の状況により必要な場合は、町長又は所属長の判断で配備につく。また、各所属では臨機応変に配備人員の増強あるいは配備体制の解除等の措置をとる。
	第2 配備	①震度5弱の地震を観測したとき ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ③その他必要により町長が配備を指示したとき	事態の推移により速やかに災害対策本部に移行できるようにする。	第1次配備要員に加え第2配備要員（係長）が配備につく。 ただし、各所属では臨機応変に配備人員の増強あるいは配備体制の解除等の措置をとる。
災対本部体制	第3 配備	①大規模災害が発生したとき ②震度5強以上の地震を観測したとき ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ④その他必要により町長が配備を指示したとき	職員は自主的に参集し、情報、水防、医療、避難、救護等の応急対策活動を行う。	全職員が配備につく。 （臨時、嘱託を除く。）

※災害の規模及び特性に応じ、この基準によりがたいときは、臨機応変の配備体制を整えます。

※「大規模災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、被害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害対策を必要とする場合です。

(1) 災対本部設置基準

- ① 災害が発生し、救助を必要とするとき
- ② 災害が広域な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき
- ③ 震度5強以上の地震が発生したとき
- ④ 東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき
- ⑤ その他町長が必要と認めた場合

(2) 組織体制

町本部の組織編成は、「富士河口湖町災害対策本部条例」（資料編参照）及び「富士河口湖町災害対策本部規程」（資料編参照）に基づきます。

町災害対策本部長（以下「町災対本部長」という。）は、町長とします。また、町災対副本部長（副町長）、町災対本部員（職員等）を設置します。町本部長は、必要あるときには教育委員会に指示することができます。

(3) 東海地震に関する情報が発令された場合の配備職員の配備基準

【東海地震に関する情報が発令された場合の配備体制】

種 別	配備の基準	配備体制
第1配備	東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき	情報収集、連絡活動のため、本部長が指名した者
第2配備	東海地震注意情報が発表されたとき	第1次配備要員、第2次配備要員
第3配備	東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき、又は本部長が指示したとき	全職員 （地震災害警戒本部を設置、地震発災後は災害対策本部に移行）

2 地震直後の活動

震災直後においては、災害対応組織を立ち上げるとともに、おおまかな被害状況を把握し、町の対応だけでは困難な被害の場合、ただちに応援要請をします。また、人命の安全確保を最重視し、火災の延焼防止・救出・避難誘導等及びそれに必要な各緊急対策を実施します。

(1) 災害対応組織の立ち上げ及び庁舎等の安全確保（30分程度）

勤務時間内（開庁時）の行動	① 庁舎内及び町の施設内にいる住民の安全確保・避難誘導に努める。（各課で事前に誘導員を決めておく。） ② 各施設の防火管理者は、火災に十分注意する。 ③ 各施設管理者は、建物の被害状況を把握するとともに、付近の被害状況を総務課防災係に報告する。（災害対策本部設置前は総務課に報告） ④ 非常電源、無線の確認及び障害がある場合の対処を行う。 ⑤ 災害対策本部が設置されたとき、庁舎正面玄関に「富士河口湖町災害対策本部」の表示を掲出する。 ⑥ 避難所となる施設の職員にあっては、避難所対応職員の到着までその場に留まり、避難所対応職員に引き継いだ後、震災時の各担当の活動につく。
勤務時間外の行動	町内在住の参集者は、自宅付近の被害状況を総務課職員係に報告する。また、その他の参集者にあっても参集途上で確認した被害状況は速やかに報告する。 ※その他は勤務時間内の対応と同じ。

(2) 初動活動の目安

地震直後	災害対応組織の立ち上げ及び庁舎等の安全確保 自主参集（勤務時間外）、応援要請の判断
3時間後まで	被害情報の収集、住民への広報、自衛隊への派遣要請、消防活動、救助・救急活動、医療、応急避難、避難行動要支援者の安全確保、警戒区域の設定、二次災害防止、交通規制
6時間後まで	避難所の開設、救護所設置、消防活動、救助・救急活動、医療活動、報道対応
12時間後まで	後方医療機関搬送、緊急道路障害物除去等、保健活動（緊急）、避難所への給水・備蓄品の供給、救助・救急活動、医療活動
24時間後まで	災害救助法の適用、ライフライン施設の応急・復旧対策、公共施設の応急・復旧対策、救助・救急活動、医療活動
72時間後まで	滞留者代替輸送の実施、炊き出し・生活必需品の供給等、行方不明者の搜索、遺体の処理

3 職員動員の伝達

一般災害時（「第2編 第3章 第2節 職員の配備体制」）に準じます。

第2節 情報の収集・伝達（地域防災課）

地震が発生したとき、効果的な応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）や被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報が不可欠です。このため、町は関係機関と連携し、情報の収集・伝達を迅速に行うこととしますが、このとき、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段を用いて収集・伝達し、被害規模の早期把握を行います。

1 異常現象発見時の通報・伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町長又は警察官に通報します。通報を受けた町長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実情把握に努めるとともに、関係機関に伝達します。

地震等により火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等へ通報が殺到したとき、その状況を直ちに県及び消防庁に報告します。

2 地震に関する情報等の伝達

（1）甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に關係する地震に関する情報等を伝達又は発表します。

① 山梨県に關係する地震に関する情報等の種類及び内容

種 類	内 容
緊急地震速報	発表基準：最大震度 5 弱以上（予想） 内 容：震度 4 以上が予測される地域に対し発表し、テレビ、ラジオ、携帯電話等で広く伝達します。
震度速報	発表基準：震度 3 以上 内 容：地震発生約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国を約 190 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	発表基準：震度 3 以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない） 内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	発表基準：以下のいずれかを満たした場合 ・震度 3 以上 ・大津波警報、津波警報または津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合 内 容：地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

各地の震度に関する情報	発表基準：震度 1 以上 内 容：震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	発表基準：震度 5 弱以上 内 容：観測した各地の震度データをもとに、1 km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	発表基準：震度 3 以上 内 容：高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 20～30 分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	発表基準：国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測したとき 内 容：地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。日本や国外への津波に関しても記述して発表。
その他の情報	発表基準：顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 内 容：顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表。

② 伝達先

甲府地方気象台は、次の機関へ情報を伝達します。

山梨県（防災危機管理課）、NHK（甲府放送局）、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、甲府CATV、CATV富士五湖、エフエム甲府、国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所）、県警察本部、東京電力パワーグリッド、N T T 東日本（山梨支店）、東京ガス（甲府支社）、陸上自衛隊北富士駐屯地

（２）全国瞬時警報システム（J-ALERT）による地震に関する情報

J-ALERT で伝達される気象庁が作成する地震に関する情報は、緊急地震速報、震度速報、震源・震度に関する情報、東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報となっています。

（３）放送機関による放送

① 放送機関は、取材した事項及び防災関係機関から依頼のあった事項を放送します。

② 放送する事項は次のとおりです。

- ・災害発生状況、道路通行状況、公共交通機関運行状況、ライフライン状況、生活必需品・医療品等供給状況、公共施設運営状況、社会秩序保持のために必要な事項

3 被害情報の収集

(1) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報を直ちに県へ報告します。

また、消防機関へ通報が殺到する情報を知り得たときは、その状況を直ちに電話により県へ報告します。

これらの情報を得た県は、自らも被害規模に関する概括的な情報を把握し、あわせて消防庁に報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡します。

県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡します。

(2) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性を連絡します。また県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町へ連絡します。

県及び公共機関は、指定行政機関を通じ、国の非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を随時連絡します。また、指定行政機関にあっても、自ら実施する応急対策の活動状況を国の非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ県及び公共機関に連絡します。

(3) 報告の種類・様式

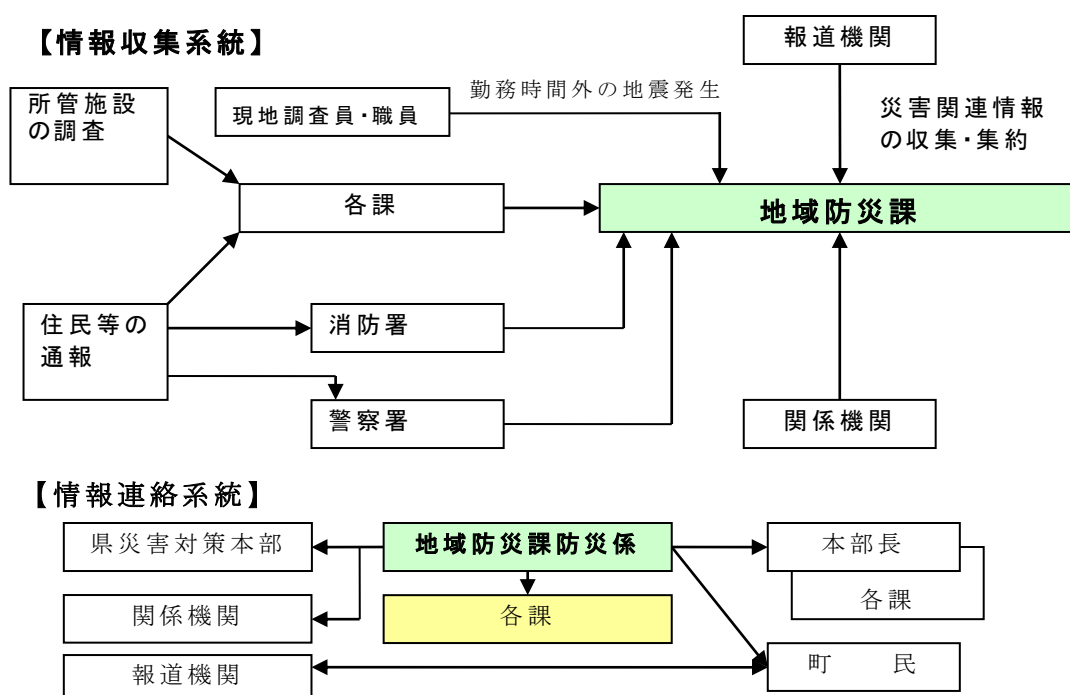
① 「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づく報告

町は、「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、県に被害報告を行います。

種 類	報告時期
災害速報	特に緊急を要する災害発生直後の被害の第1次情報であり、災害が発生したとき直ちに行います。
中間報告	災害対策本部の定めたスケジュールにより定時に行います。
確定報告	災害状況が確定し、応急措置が完了したときに、直ちに行います。

(4) 町における情報連絡系統

震災時における町の情報収集・情報連絡系統は次のとおりとし、地域防災課へ情報を集約し、伝達・報告の基点とします。



(5) 被害状況の緊急調査

応急対策活動、広域応援要請等を実施する上で必要となる概括的な被害状況について、地震発生直後から収集・把握します。各課担当者は、収集した情報を総務課に報告します。

【実施担当部と収集すべき情報】

地域防災課防災係	①関係機関から概括的な被害情報収集を行う。 ②参集職員からの現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。 ③県防災行政無線からの情報収集を行う。
地域防災課地域係 情報推進係	町民、自主防災組織、民間協力団体、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集する。
総務課職員係	庁舎及び職員等の被災状況、職員の参集状況
施設所管各部及び福祉推進課社会福祉係	避難所開設状況及び避難開始状況・避難者概数
健康増進課健康増進係	医療機関の稼動状況、死者数・負傷者等搬入状況、医療救護状況、救出事案の状況
健康増進課及び福祉推進課、住民課	避難行動要支援者・行方不明者の状況

都市整備課	緊急輸送道路・町内道路の被災状況及び事故・渋滞等状況 道路被害状況の集約、住宅等全半壊被害状況、急傾斜地等二次災害危険状況
水道課	水道施設の被災状況、下水道施設の被災状況
観光課	観光施設からの情報集約
教育委員会	学校の措置、児童・生徒の避難状況

第3節 災害広報（地域防災課）

震災時の広報は一般災害編（「第2編 第3章 第6節 災害広報」）に準じますが、パニックを防止し、初期消火・救助の協力、速やかな避難態勢をとるため、関係機関と協力のうえ、町民・自主防災組織に対して随時正確な情報を提供し、初動活動協力への呼びかけをします。

1 広報内容

町民に対し、災害情報、支援情報、ライフライン被害情報等の広報活動を実施します。

地域防災課防災係	①関係機関から概括的な被害情報収集を行う。 ②参集職員からの現地の被害情報等を収集するとともに、各部から情報収集を行う。 ③県防災行政無線からの情報収集を行う。
地域防災課地域係 情報推進係	町民、自主防災組織、民間協力団体、テレビ・ラジオ等の報道からの重要情報を収集する。
総務課職員係	庁舎及び職員等の被災状況、職員の参集状況
施設所管各部及び福祉 推進課社会福祉係	避難所開設状況及び避難開始状況・避難者概数
健康増進課健康増進係	医療機関の稼働状況、死者数・負傷者等搬入状況、医療救護状況、救出事案の状況
健康増進課及び福祉推 進課、住民課	避難行動要支援者・行方不明者の状況
都市整備課	緊急輸送道路・町内道路の被災状況及び事故・渋滞等状況 道路被害状況の集約、住宅等全半壊被害状況、急傾斜地等 二次災害危険状況
水道課	水道施設の被災状況、下水道施設の被災状況
観光課	観光施設からの情報集約
教育委員会	学校の措置、児童・生徒の避難状況

2 要配慮者への広報

要配慮者には、消防団・自主防災組織・ボランティア・民生委員等の協力を得て、的確に情報を提供します。

3 放送機関への報道要請・情報発表等

地域防災課防災係及び情報推進係は、県・放送機関と連携して避難勧告等の緊急情報を報道します。

また、町において収集した災害状況は、その災害規模に応じ、その都度定時発表回数を定め、放送機関への情報を提供します。

第4節 火災対策（消防本部、地域防災課）

1 初期消火の徹底

大規模地震等の発生時には、同時多発火災により極めて甚大な被害が予想されるため、火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業所、自主防災会、ラビット隊等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行います。また、各防災関係機関は、地震発生直後、あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかけます。

2 消火活動

消火活動については、「第2編 第3章 第11節 消防対策」に記載したとおりに消火活動、応援要請を行います。特に同時多発火災が発生したときには、次のような原則により消火活動にあたるものとします。

火災の状況が消防力を下回るときは、先制防御活動により一挙鎮圧を図り、また反対に上回るときは、次の原則に基づき選択防御により行います。

（1）重要防御地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行います。

（2）消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行います。

（3）市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取り扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたります。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を優先とした活動を行います。

（4）重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防御上必要な消火活動を優先します。

（5）火災現場活動の原則

① 出動隊の指揮者は災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定します。

② 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧します。

③ 規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止します。

第5節 交通対策（都市整備課、地域防災課）

地震が発生した際の住民等の避難及び災害応急対策の円滑な実施のために行う交通規制、緊急輸送路の確保、緊急通行車両の確認等は、一般災害時と同様に行います（「第2編 第3章 第13節 交通対策」）。

なお、大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53政令第85号）第12条の規定に基づく、知事又は県公安委員会の行う緊急輸送車両の確認手続きについても、一般災害時と同様に行います。

第6節 避難（地域防災課、福祉推進課）

地震発生時の避難の勧告、避難所の開設方法等は一般災害時に準じて行いますが（「第2編 第3章 第14節 避難対策」）、地震の場合には先に掲げた避難施設へ避難する前に余震が落ちつくまでの間、建物のない広い場所に避難することが必要です。

なお、避難は、自主避難を基本とし、自治会（区）単位等で避難するか、又は直接避難所等へ避難することを原則とします。

地震発生時の避難方法は次のような手順により行います。

- 1 平常時に、各地区で建物のない広い空き地、農地等を確認しておきます。
- 2 地震が発生したら、町による避難の勧告・指示に従い、避難誘導者の指示のもと、すぐには家などの建物を飛び出さず、地震が収まってから、空地等へ避難します。
- 3 その後、被害程度が軽微の場合は自宅等へ帰宅します。
- 4 自宅等に帰宅できない場合には、先に掲げた避難場所へ避難します。

なお、「広域応援体制」、「緊急輸送対策」、「食糧・飲料水及び生活必需品等の供給対策」「応急仮設住宅」、「医療対策」、「防疫対策」、「廃棄物処理対策」、「救出対策」、「死体の保護対策」、「障害物の除去対策」、「生活関連施設の応急対応」、「応急教育対応」、「ボランティア受入れ対策」、「災害救助法」については、それぞれ「第2編一般災害編第3章 災害応急対策」に準じます。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

本章は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

1 南海トラフ地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務

南海トラフ地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務については、第3編 地震災害編 第3章 災害応急対策と同様の体制で対応します。

2 南海トラフ地震臨時情報等

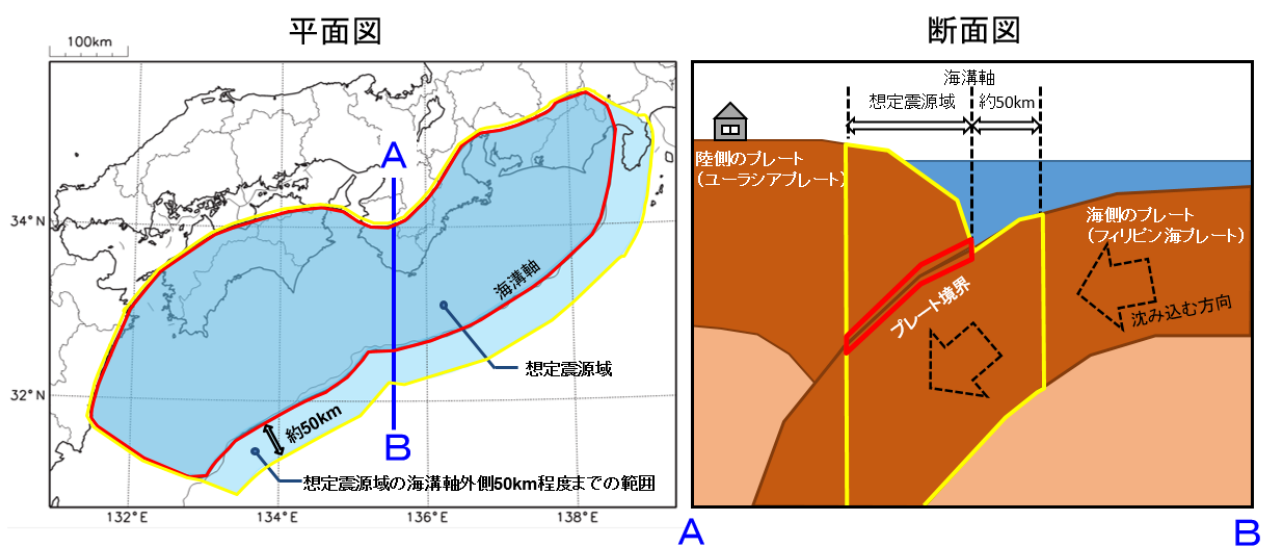
（1）情報の種類と発表条件

南海トラフ地震に関連する情報は、以下の2種類の情報名で発表されます。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	・ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・ 観測された以上な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	・ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討委員会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

南海トラフ地震臨時情報は、キーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で除法発表されます。

キーワード	情報発表条件
(調査中)	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・監視領域内でマグニチュード 6.8 以上の地震が発生 ・1 箇所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性があるなど、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他、想定震源域内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の厳冬が必要と認められる現象を観測
(巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード 8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
(巨大地震注意)	・監視領域内において、モーメントマグニチュード 7.0 以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくり滑りが発生したと評価した場合
(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意) のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合



気象庁 HP より

第2節 関係者との連携協力の確保（地域防災課、観光課）

1 資機材、人員等の配備手配

（1）物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を検討しておくものとします。

山梨県等に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要となる物資等の供給の要請をすることができます。

（2）人員の配置

山梨県に対し人員の配備状況を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、山梨県等に応援を要請するものとします。

（3）災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、富士河口湖町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等をするものとします。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めます。

2 他機関に対する応援要請

（1）相互応援協定

富士河口湖町は、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、応援協定を締結しています。（資料編「15 災害協定一覧」参照）

必要があると認めるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとします。

3 帰宅困難者への対応

（1）一斉徒歩帰宅の抑止対策

富士河口湖町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとします。

（2）一時滞在施設等の確保

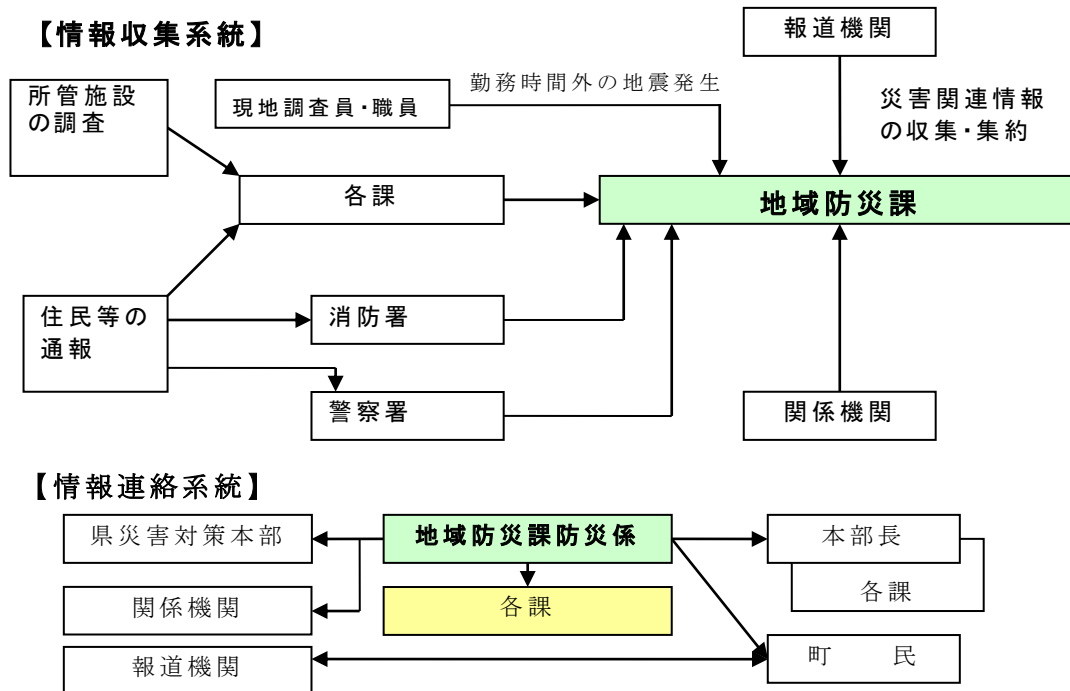
観光客等の帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとします。

第3節 広報活動（地域防災課、政策企画課、消防本部、各事業者）

1 町の広報活動

（1）広報体制

町警戒本部（地域防災課・政策企画課）において、居住者等に対する的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めます。



（2）広報内容

- ① 南海トラフ地震臨時情報の周知及び内容説明
- ② 主な交通機関の運行状況及び交通規制状況
- ③ ライフラインに関する情報
- ④ 強化地域内外の生活関連情報
- ⑤ 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ
- ⑥ 地震防災応急計画を作成すべき事業所への計画実施の呼びかけ
- ⑦ 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置
- ⑧ 家庭において実施すべき事項
- ⑨ 自主防災組織等に対する防災活動の呼びかけ
- ⑩ 金融機関が講じた措置に関する情報
- ⑪ 町の体制の状況
- ⑫ その他必要な事項

（3）広報の手段

- ① 町

住民に対する広報は、広報車、防災行政無線、サイレン、警鐘、ケーブルテレビ河口湖、北富士有線テレビ放送、ホームページ、安心安全メール、防災アプリ、公式SNS、FM富士五湖、FMふじやまなどを活用して行うほか、自主防災会等を通じて行います。必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による放送を依頼します。

また、住居者等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整えます。

② 消防団

町消防団長は、各分団長に対し、消防無線及び有線電話を通じて伝達するとともに、各分団長の指揮により消防車両拡声器での広報又はサイレン、警鐘により伝達を行います。

【地震防災信号】

警 鐘		サイレン		
● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		鳴る	休み	鳴る
5 点 休 5 点		約 45 秒	約 15 秒休	約 45 秒
備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続します。 2 必要があれば、警鐘及びサイレンを併用します。				

2 県警察の広報活動

(1) 広報内容

- ① 南海トラフ地震に関する情報等の正確な内容
- ② 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- ③ 交通の状況と交通規制の実施状況
- ④ 犯罪予防等のための住民のとるべき措置
- ⑤ その他混乱防止のための必要かつ正確な情報

(2) 広報手段等

- ① 交番、パトカー勤務員による広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用
- ② 署、交番等作成の広報紙の配布及び立看板等の活用
- ③ 警察施設等を利用した住民相談窓口の開設
- ④ ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等の活用
- ⑤ 新聞、テレビ、ラジオ等への積極的協力要請
- ⑥ 自主防災組織との連携
- ⑦ ヘリコプターによる広報

3 防災関係機関の広報活動

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行います。

(2) 電力供給機関

報道機関を通じて、具体的な電気の安全措置に関する広報を行います。

(3) ガス供給機関

報道機関を通じて、具体的なガス機器等の安全措置に関する広報を行います。

(4) N T T

報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況並びに利用制限措置等について広報を行います。

(5) 鉄道会社

報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行います。

(6) バス会社

報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行います。

(7) 道路管理者

報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行います。

(8) 水道管理者

防災行政無線、広報車及び報道機関を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、災害時の対応等について広報を行います。

(9) その他防災機関

上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切に広報活動を行います。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保（地域防災課、消防本部、各事業者）

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、情報の収集・伝達を行います。

（1）職員参集

（2）山梨県及び防災関係機関との連絡体制の確保

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（1）体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、町の災害に関する会議等の設置等、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、一般災害発生時と同様に対応します。「第2編第3章 第1節 活動体制」参照

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとします。

（3）災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

（4）町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとします。

併せて、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとします。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

（１）南海トラフ巨大地震災害警戒本部の設置

「富士河口湖町南海トラフ地震災害警戒本部」（以下「警戒本部」という。）を設置します。

（２）警戒本部の組織・編成

警戒本部の組織・編成は、「富士河口湖町地震災害警戒本部条例（昭和 54 年条例第 15 号）」（資料編参照）及び「富士河口湖町地震災害警戒本部活動要領（昭和 55 年訓令甲第 2 号）」（資料編参照）に定めるところによります。

警戒本部の長は、地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）とし、町長とします。

警戒本部に、地震災害警戒本部副部長及び地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）を置きます。

なお、本部員は次に掲げる者をもってあてます。

- ① 山梨県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- ② 町の教育委員会の教育長
- ③ 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- ④ 町の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が委嘱する者
- ⑤ 町の消防団長
- ⑥ 富士五湖消防本部の消防長又は消防吏員のうちから町長が委嘱する者

（３）警戒本部の任務

警戒本部の主な任務は次のとおりです。

- ① 南海トラフ地震に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達
- ② 自主防災組織や防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告
- ③ 避難の勧告又は指示
- ④ 避難場所の開設
- ⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難場所の設置及び帰宅支援対策の実施
- ⑥ 食糧、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導
- ⑦ 救急・救助のための体制確保
- ⑧ 近隣都県からの避難者（牧之原市原子力災害広域避難計画における避難を含む）の受け入れ準備
- ⑨ 富士山噴火、首都直下地震等の災害発生への警戒
- ⑩ その他地震防災対策の実施

（４）災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M 8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M 6.8 程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常と

は異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。) に対して警戒する措置をとるものとします。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

災害応急対策をとるべき期間は、南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表され、かつ警戒本部が行う残務処理が終了するまでとします。なお、南海トラフ巨大地震が発生した場合は、警戒本部を廃止し、災害対策本部へ移行します。

4 南海トラフ巨大地震が発生したときの対策

(1) 町災害対策本部

町長は、南海トラフ巨大地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため、町災害対策本部を設置します。

また、警戒本部から災害対策本部に移行するときの災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努めます。

(2) 町災害対策本部の任務

- ① 南海トラフ地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- ② 被災者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整
- ③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示
- ④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請
- ⑤ 避難路の確保、避難誘導、避難所の設置運営
- ⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出
- ⑦ ボランティアの受け入れ
- ⑧ 自主防災組織との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は、民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫、その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ 近隣都県からの避難者（牧之原市原子力災害広域避難計画における避難を含む）の受け入れ準備
- ⑭ 富士山噴火、首都直下地震等の災害発生への警戒
- ⑮ その他災害発生の防御、拡大防止のための措置等

第5節 避難活動（地域防災課、福祉推進課）

1 避難勧告又は指示の基準等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、地震による災害の発生が予想される地域の住民をあらかじめ避難させる必要があると認められるとき。なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表時において、避難場所までの距離が遠い等により、迅速な避難ができない場合は、この段階で避難行動要支援者の避難を実施することができるものとします。

2 町が行う避難活動

（1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に避難の勧告又は指示の対象となる地区は、概ね次の基準により町長が定める地区とします。

- ① がけ地、山崩れ崩落危険地域
- ② 崩落危険のある、ため池等の下流地区
- ③ その他町長が危険と認める地区

現在、本町における対象地区は土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域です。（資料編を参照）

（2）町長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時に、事前避難対象地区に避難の勧告又は指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定します。

また、町長は、自主防災組織に対し次の指導を行います。

- ① 防災用具、非常持出品及び食糧の準備
- ② 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ③ 避難場所の点検及び収容準備
- ④ 収容者の安全管理
- ⑤ 負傷者の救護準備
- ⑥ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護

（4）町長は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行います。

（5）外国人、観光客等に対する避難誘導等の対応について定めます。

（6）帰宅困難者、観光客の保護、滞在場所の設置及び帰宅支援の対策を実施します。

3 避難場所における避難生活の確保

（1）町が設置した避難所には、情報連絡のための町職員又は消防団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努めます。

（2）ビニールシート、テント等の野営資材は、町の資材のほか、住民、自主防災組織等が準備するものとします。

（3）食糧等の生活必需品は、各人が3日分（保存できるものは1週間分）を用意するものとします。

- (4) 町は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議します。
- (5) 町は、生活必需品の不足している者への斡旋に努めます。
- (6) 町は、要配慮者に配慮するとともに、重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援します。

第6節 応急活動（各課）

1 食糧及び生活必需品の調達

（1）基本方針

南海トラフ地震臨時情報発表時に必要な食糧及び生活必需品は、住民が自主的に確保するものとし、住民の自助努力で確保できないものについて、町が緊急物資として斡旋します。

また、南海トラフ地震臨時情報発表期間が長期化して、物資が逼迫（ひっばく）したときには緊急の措置を講じます。

（2）対策

南海トラフ地震臨時情報発表時には、町は次の対策を講じます。

- ① 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋をします。
- ② 緊急物資の在庫状況の把握と流通在庫等の提供を要請します。
- ③ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋を要請します。
- ④ 緊急物資の受入れ場所の確保と受入れ体制の整備をします。受入れ場所は、基本的には町役場に集め、各地区の必要数量を調整の上、各避難所等へ配送します。具体的な調達方法は一般災害に準じて行います（「第2編 第3章 第15節 食糧・飲料水及び生活必需品等の供給対策」参照）。
- ⑤ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のため指導を行います。

2 飲料水の確保、給水活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）および同（巨大地震注意）発表後、次の体制により給水を行います。

（1）第1次供給体制

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、町は緊急貯水を実施します。一時的に大量の水道水が必要となるので、閉鎖井戸の活用、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要水量の確保に努めます。
- ② 町は、住民に対して飲料水の確保及び浴槽等に風呂水の汲み置きをするなどの措置をとるよう広報します。
- ③ 町は、応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図ります。
- ④ 町は、二次災害の防止のため、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止します。
- ⑤ 町は、給水車、給水用資機材の点検と給水体制の確保を図ります。
- ⑥ 町は、水道工事事業者及び電力会社等との協力体制を整えます。

(2) 第2次供給体制

地震発生後の水道管の破損による給水区域については、給水車による供給を続ける一方、破損状況、水需要状況を見極め、緊急を要する場合は仮設工事又は仮復旧工事を行う体制を整えます。

(3) 第3次供給体制

応急的な供給措置を講じたところについては、速やかに調査、計画を行い、本復旧事業に着手します。

3 医療活動

(1) 町は、役場庁舎、出張所又は避難場所等（「第2編 第3章 第17節 医療対策」参照）に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材（担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等）を配備し、受け入れ体制について保健所に通知します。

(2) 町は、傷病者を搬送するための車両、要員を確認します。

(3) 町は、医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受け入れ体制について広報します。

4 清掃、防疫等活動

(1) 町の活動

① 仮設便所の準備を行います。

② 清掃、防疫のための資機材を準備します。

(2) 自主防災組織、住民の活動

① し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備します。

② 必要に応じ、自主防災組織、自治会に清掃班を編成し、資機材、仮設便所を準備します。

5 幼児、児童、生徒の保護活動

(1) 南海トラフ地震臨時情報が発表されたときには各施設の地震対策マニュアル等に沿い、学校、幼稚園、保育所（以下「学校等」という。）は、児童生徒等の安全を確保するため、県及び県教育委員会等と連携し、次の措置を講じます。

① 事前避難対象地区にある学校等は、授業（保育）又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の措置を講じます。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とします。このため、集団下校の際の安全の確保について措置を講じておきます。

② 事前避難対象地区にない地域にある学校等においても、遠距離通学等、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後に帰宅の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記①と同様な措置を講じます。

(2) 授業(保育)中に南海トラフ地震臨時情報が発表されたときには、学校等は次の措置を講じます。

- ① 直ちに授業(保育)又は学校行事を中止します。
- ② 安全な場所に全員を誘導し、児童等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じます。このとき、小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とします。このため、集団下校の際の安全の確保について対策を講じておきます。
- ③ 留守家族、交通機関等の理由により保護者の引き取りがないときは、学校などにおいて保護します。長期間保護するときの寝具、食糧等の措置については、町地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じます。

(3) 登下校中に南海トラフ地震臨時情報が発表されたときに備え、次の事項を徹底します。

- ① ブロック塀、橋、歩道など危険箇所から離れます。
- ② 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難します。
- ③ 留守家族の生徒等は、できるだけ学校に集合します。
- ④ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者(乗務員、添乗員、車掌等)の指示により行動し、自分の判断による行動はとらないようにします。

(4) 授業(保育)終了後に南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき翌日からの授業(保育)又は学校行事を中止します。

6 自主防災活動

県、町等が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産の保護を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施するものとします。

(1) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合

南海トラフ地震発生の際の地震防災応急対策を迅速・的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施するものとします。

- ① 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保します。
- ② 南海トラフ地震発生に対する自主防災組織本部の運営のための資機材、備蓄食糧の確認を行います。
- ③ 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかけます。
- ④ 地域住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかけます。
- ⑤ 南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時に、事前避難対象地区内の病人等避難行動要支援者が避難を開始する場合には、南海トラフ地震発生に対する地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施します。なお、避難の実施にあたっては、町や避難所の施設管理者等と十分な連携を確保します。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発せられた場合

① 自主防災組織の活動拠点整備

情報の収集・伝達等を迅速に実施するため、地区内に活動拠点を設けます。

② 情報の収集・伝達

- ・町からの南海トラフ地震臨時情報等が、正確に全世帯に伝達されているか確認に努めます。
- ・テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努めます。
- ・実施状況について、必要に応じ町へ報告します。

③ 初期消火の準備

可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとります。

④ 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認します。

⑤ 家庭内対策の徹底

次の事項について、各家庭へ呼びかけます。

- ・家具の転倒防止
- ・タンス、食器棚等からの落下等防止
- ・出火防止及び防火対策
- ・備蓄食糧・飲料水の確認
- ・病院・診療所の外来診療の受診を控えること

⑥ 避難行動

- ・事前避難対象地区の住民等に対して町長の避難勧告又は指示を伝達し、事前避難対象地区外のあらかじめ指定された避難場所へ避難させます。
- ・自力避難が困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場合には、町保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難場所まで搬送します。
- ・避難場所まで距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを町長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに避難場所まで避難します。
- ・事前避難対象区域外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空き地等への避難を勧めます。

⑦ 避難生活

- ・避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をします。
- ・医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備します。
- ・飲料水、食糧等の生活必需品に不足が生じた場合は、町等と連携をとり、その確保に努めます。

⑧ 社会秩序の維持

- ・ラジオ、テレビ、町防災行政無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことのないように努めます。

- ・生活物資の買占め等の混乱が生じないように、地域住民に対して呼びかけます。

第7節 防災関係機関等の講ずる措置（各事業者等）

1 電力（東京電力パワーグリッド）

東京電力パワーグリッド非常災害対策本部を設置し、必要な電力を供給する体制を確保するよう努めます。

2 通信（NTT、NTTドコモ）

「地震災害警戒本部」を設置し、情報連絡体制の確立を図るとともに、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講じます。

状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供します。

通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講じます。また、利用者に対し、その通信の疎通状況等を、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努めます。

3 ガス（ガス供給機関）

必要なガスを供給する体制を確保するよう努めます。

ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めます。

4 金融機関

県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ措置を講ずるよう要請します。

5 鉄道（富士急行）

（1）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- ① 旅客列車については、平常通り運行を継続します。ただし、貨物列車については、原則として最寄りの駅に抑止を行います。
- ② 旅客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請します。また、南海トラフ地震発生後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知します。
- ③ 南海トラフ地震発生により想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施します。

（2）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発せられた場合

- ① 列車内、駅構内の旅客に地震に関する情報を伝達するとともに、運転状況等の問い合わせに対し、適切な案内を行います。
- ② 強化地域内への列車の進入は、原則として制限します。

③ 強化地域内を運転中の列車は、地震防災上最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させます。

④ 駅施設の旅客及び駅に停止した列車内旅客のうち、自己の責任において行動を希望する者以外は、原則として駅施設内又は列車内に待機させます。児童生徒については、学校と連絡をとり、対応を協議します。

待機する旅客に対しては、食事の斡旋等を行います。食事の斡旋が不可能となったときには、町に食事の斡旋の援助要請をします。なお、斡旋方法や体制等については、あらかじめ町と協議しておくものとします。

待機が長期間となった場合、又は危険が見込まれるとき及び発災後は、町の定める避難場所へ旅客を避難させます。

⑤ 病人発生等緊急を要するときは応急措置を行い、指定救急医療機関に収容します。

⑥ 輸送確保の見込み等について、利用者に広報をします。

⑦ その他、滞留旅客の保護のため必要な事項については、町と連携した対策を行います。

6 バス（富士急行、山梨交通）

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

① 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請します。また、南海トラフ地震発生後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知します。

② 帰宅困難者が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施します。

③ 南海トラフ地震発生により想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施します。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発せられた場合

① 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達します。

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）の発表を入手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停止するとともに、旅客に対し避難地を教示します。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとります。

7 病院、診療所

病院、診療所は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時から南海トラフ地震発生時において県から要請される、次に掲げる措置を講ずるものとします。

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

① 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受け入れは原則として制限します。なお、外来患者の受け入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示など、外来患者の混乱をきたさない措置を十分に講じます。

- ② 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための準備的措置を講じます。
 - ③ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生後の重症患者等の治療体制を確保するとともに、帰宅可能入院患者の家族等への引き渡しに係る連絡体制や必要車両の確保などの準備的措置を講じます。なお、必要に応じて入院患者の家族等への引き渡しを実施することができます。
 - ④ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引き渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保など、準備的措置を講じます。なお、必要に応じて入院患者の移送、家族等への引き渡しを実施することができます。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発せられた場合
- ① 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を講じます。
 - ② 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生後の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能入院患者の家族等への引き渡しを実施します。
 - ③ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引き渡しを実施します。

8 百貨店、スーパー等

百貨店、スーパー等は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時から南海トラフ地震発生時において、県から要請される次に掲げる措置を講ずるものとします。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- ① 百貨店、スーパー、小売店舗のうち、食糧、飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知します。また、南海トラフ地震発生後の公共交通機関の運転停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の地震防災応急対策の内容を周知します。
- ② 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講じます。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発せられた場合

- ① 百貨店、スーパー、小売店舗のうち、食糧、飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、建物の耐震性の安全性が確保されている場合は、住民の日常生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができます。

- ② 顧客に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）の発表、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運転停止、道路交通規制等の内容を周知します。
- ③ 営業を継続する場合にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全措置を十分に実施し、顧客、従業員等の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講じます。

9 町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、県ボランティア協会

- （１）速やかに地震災害等救済のための対策本部を設置し、支援体制を確立します
- （２）ボランティアの受付、調整等を行います。
- （３）防災ボランティアに対するニーズ等の情報を提供します。
- （４）災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行います。

第8節 交通対策（地域防災課、都市整備課、警察署、交通事業者）

南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表時から南海トラフ地震発生時における交通混乱・交通事故の防止、住民等の避難及び緊急輸送路の確保のため、次の交通対策を実施します。

1 基本方針

（１）南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時

不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、南海トラフ地震が発生したときの交通規制等の状況を広報します。

（２）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）発表時

- ① 県内での一般車両の走行は極力抑制します。
- ② 県内への一般車両の流入は極力制限します。ただし、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。
- ③ 県外への一般車両の流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しません。ただし、静岡方面へ流出する車両は極力制限します。
- ④ 避難路及び緊急輸送路は、優先的にその機能を確保します。また、避難路、緊急輸送路以外の道路についても、交通の混乱が生じないよう必要な措置をとります。
- ⑤ 高速道路については、一般車両の県内への流入を制限するとともに、県内におけるインターチェンジ等からの流入を制限します。

2 交通規制の実施

交通規制の実施にあたっては、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき交通規制を実施します。

また、大規模地震災害特別措置法等で定められた標示等を設置しますが、緊急を要し標示等を設置する猶予がないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場の警察官の指示により行います。

3 緊急輸送路の確保

緊急輸送路は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）発表と同時に一般車両の通行を禁止制限する第1次緊急輸送路、及び第1次緊急輸送路の規制開始の状況に応じて一般車両の通行を禁止制限する第2次緊急輸送路とします（道路の種類、位置は「第2編 第3章 第13節 交通対策」）。

4 運転者の行動

南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時及び南海トラフ地震発生時の運転者のとるべき措置を次のとおり定めます。

（１）走行車両の行動

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して南海トラフ地震に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報により行動します。
- ・不要不急の旅行や出張等を自粛します。

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）発表時

- ・南海トラフ地震発生したと知ったときは、後発地震の発生に備えて低速走行に移行するとともにカーラジオなどにより継続して南海トラフ地震に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動します。
- ・車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動します。やむを得ない場合は道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、キーはつけたままとし、窓は閉め、ドアロックはしません。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げとなるような場所に駐車しないよう留意します。

（２）避難時の車両使用禁止

避難のために車両を使用しません。

5 道路啓開

警察官は、南海トラフ地震が発生したときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路啓開を適切に実施します。

6 交通検問

南海トラフ地震が発生したときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、交通要点に警察官等を配備して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回、交通誘導規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施します。

7 交通情報及び広報活動

① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、運転者等に対して情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請します。また、南海トラフ地震発生後の交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知します。
- ・南海トラフ地震発生に対する交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施します。

② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発せられた場合

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)(巨大地震警戒)が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関等との連携の緊密化を図ります。

第9節 事業所等対策計画（各事業所）

各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定の事業所等では、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとします。

また、一定規模以下の事業所等にあっても、南海トラフ地震発生時の対応措置をあらかじめ定めるものとします。

なお、地震災害の社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとります。

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

（1）施設内の防災体制の確立

- ① 施設の利用・営業等の中止・継続の方針
- ② 防災要員の確保、体制の整備、及び情報収集・伝達体制の整備
- ③ 施設内の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置
- ④ 避難誘導の方法、避難路等の確認

（2）顧客、従業員等への対応

- ① 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の発表の周知、内容の説明
- ② 南海トラフ地震発生後の地震防災応急対策の内容
- ③ 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）が発せられた場合

（1）施設内の防災体制の確立

- ① 原則、施設の利用・営業等を中止します。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができます。
- ② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）（巨大地震警戒）の周知、内容の説明
- ③ 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施します。
 - ・施設内の設備・機器等の転倒・落下防止等の安全措置
 - ・防災要員の確保、体制の整備、及び情報収集・伝達体制の整備
 - ・顧客、利用者等への避難誘導の実施

（2）従業員等への対応

保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩、自転車による従業員の避難を実施します。

第4編 富士山火山災害編

第1章 総論

第1節 富士山火山災害編の概要

この計画は、町民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、富士山火山防災対策協議会（以下「協議会」といいます。）が策定した「富士山火山広域避難計画（平成28年3月）」（以下「広域避難計画」といいます。）に基づき、町、県、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものです。

本編に規定があるものを除いては、一般災害編によります

第2節 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した証拠があり、または、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には、110の活火山があり、現在は休火山や死火山という用語は用いられていません。富士山も、1707年に噴火記録（宝永噴火）がある活火山です。

富士山は、日本の中央に位置し、広大な裾野を形成しています。大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想され過去の履歴から、噴火に伴う様々な現象が発生する可能性が想定されます。

第3節 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観や豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵であり、地域住民の生活の一部を支えています。このため、富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要があります

第4節 富士山の現況等

1 富士山の概要（地形、地質、その他）

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート、ユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は、約500㎓と我が国の陸域の火山の中で最大です。山腹斜面の勾配は、標高1000m以下では10度未満と緩く、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっています。

2 富士山の活動史

(1) 富士山は、約 70 万年前から 20 万年前までに活動した“小御岳火山”、約 10 万年前から 1 万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動続ける“新富士火山”に大きく区分されます。

“古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生しました。“新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流や火砕物（火山灰、火山礫など砕けた形で噴出されたもの）の噴出によって特徴づけられ、噴火口の位置や噴出物の種類等から 5 つの活動期（噴火ステージ）に分類できます

小御岳火山の時代…約 70～20 万年前。

現在の富士山よりやや北側に小御岳火山が誕生しました。

古富士火山の時代…約 10 万年前に小御岳火山の中腹で古富士火山が噴火を開始。爆発的な噴火を繰り返しました。少なくとも 4 回の山体崩壊が発生させました。

新富士火山の時代…約 1 万年前、古富士火山を覆うように新富士火山（現在の富士山）が噴火を開始。新富士火山は、玄武岩質の溶岩を多量に流し、約 1 万年前～8 千年前頃には、静岡県三島市や本県大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出しました。

【新富士火山の主な噴火ステージ】

噴火ステージ	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
ステージ 1	約 11,000 年前 ～約 8,000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出量は、新富士火山全体の 8～9 割に及ぶ
ステージ 2	約 8,000 年前 ～約 4,500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんど無く、間欠的で比較的小規模な火砕物噴火
ステージ 3	約 4,500 年前 ～約 3,200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
ステージ 4	約 3,200 年前 ～約 2,200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
ステージ 5	約 2,200 年前以降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

(2) 富士山は、日本にある山の最高峰であり、山頂の中心に北西から南東方向に約 100 個の側火口があります。

有史後の主な噴火は、貞観 6～7 年(864～865 年)の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩が流出し、また、宝永 4 年(1707 年)の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸(東京都)にも大量の火山灰を降らせました。

以来 300 年、現在まで静かな状態が続いています。しかし、平成 12 年 10 月～12 月、翌年 4 月～5 月には、富士山直下の深さ 15 km 付近を震源とする低周波地震の多発が確認されました。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではありませんでしたが、改めて富士山は活火山であることが認識されたところです。

「郷土史年表」等による富士山の主な災害は次のとおりです。

【富士山の主な災害の歴史】

800(延暦 19. 4. ～)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出 (日本紀略)
864(貞観 6. 5. ～)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火) (三代実録)
1083(永保 3. 2. 28)	富士山大噴火 (扶桑略記)
1435(永享 7. 1. 30)	富士山に山炎が確認 (王代記)
1559(永禄 2. 2.)	この月の申の日、富士の雪代出水し、田畑、集落を押し流す (妙法寺記)
1572(元亀 3. 2.)	上吉田村 (現在の富士吉田市)、富士山雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う (新地割付帳)
1707(宝永 4. 11. 23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)
1951(昭和 26. 3. 6)	富士山麓に大雪代発生し、忍野村 50 年来の大被害
1954(昭和 29. 11. 27～28)	低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者 15 人
1980(昭和 55. 8. 14)	富士山で大落石事故、死者 12 人

3 富士山における噴火の特徴

“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおりです。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火、及びこれらの混合型の噴火で、少数ですが、火砕流の発生も確認されています。
- (2) 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火していますが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていません。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2200 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火で、最大の溶岩流噴火は貞観噴火です。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されています。

第5節 想定火口範囲及び想定される火山現象とその危険性

1 想定火口範囲

国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）で示されたとおり、約3200年前以降に形成された火口の位置及びこれらの既存火口を山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域を噴火する可能性のある範囲とし、噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある危険区域とします。

2 想定される火山現象とその危険性

（1）想定される前兆現象

前兆現象	内 容
火山性地震（かざんせいじしん）	火山周辺に起きる震源の浅い地震であり、噴火する前や噴火中に地震が起こる現象です。多くは、身体に感じない小さな地震ですが、時として震度5から震度6弱程度の強い揺れになるおそれもあります。
火山性微動（かざんせいびどう）	地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動といいます。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測されます。
山体膨張（さんたいぼうちょう）	山体の一部が膨張する現象です。
噴気（ふんき）	火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気ですが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガスなどが含まれることもあります。

（2）火山災害事象の解説

火山災害事象	内 容
溶岩流（ようがんりゅう）	1000℃前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やします。流れの速さは温度などの条件によって様々ですが、通常は、人が歩く程度若しくはそれより遅い速さです。
降灰（こうはい）	細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後に降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くに行くにしたがって徐々に薄くなります。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、除灰や堅牢な建物への避難が必要となります。

火山災害事象	内 容
噴石（ふんせき）	噴火時に火口から放り飛ばされる直径数センチ以上の岩片を噴石といいます。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもあります。特に、火口から半径2 km以内は大きな噴石がたくさん飛散する可能性があるので危険です。なお、このような噴石のほか、小石や軽石は、風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがあります。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10 kmほど離れた場所で20 cm程度の軽石が到達し、さらに20 km離れたところにも数センチの軽石が到達しました。
火砕流（かさいりゅう）・火砕サージ（かさいさーじ）	高温の溶岩・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象です。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を、火砕サージと呼びます。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は焼失し、人は死傷します。また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要があります。
融雪型火山泥流（ゆうせつがたかざんでいりゅう）	雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象です。主に谷底など低いところへ流れ下りますが、あふれて流れる危険性もあります。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となります。
降灰後の降雨による土石流（こうはいごのこううによるどせきりゅう）	山の斜面に厚く積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象です。特に、厚さ10 cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなります。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから発生が予想される場合には早めの避難が必要となります。
岩屑なだれ（がんせつなだれ）	山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れてきます。富士山では、約2900年前に静岡県御殿場方面に崩れたことや、さらに昔も複数回あった可能性があると記録があります。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張や山体に亀裂が発生するなど顕著な変化が観測された場合には早めの避難が必要となります。
雪泥流（せつでいりゅう）	雪代（ゆきしろ）・スラッシュ雪崩（なだれ）ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことにより流水が引き金となり、雪や土砂と混じって流下する現象です。富士山では、中世や江戸時代には麓の村を襲った大規模な雪代があったことが古文書に記録されています。

火山災害事象	内容
水蒸気爆発（すいじょうきばくはつ）	熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯や湖に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがあります。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石や爆風の危険があるので注意が必要となります。
火山ガス（かざんがす）	火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気ですが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがあります。
空振（くうしん）	噴火に伴う空気の振動が伝わる現象です。人体に対する直接の影響はありませんが、規模が大きい場合には、窓ガラスなどが割れることもあるので注意が必要です。
洪水氾濫（こうずいはんらん）	川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流や溪流などからの土砂流入によって下流に流されてきて川底に溜まることによって、本流の河床が上昇して洪水を起こす現象です。宝永噴火後には、神奈川県酒匂川などで繰り返し被害がありました。川沿いでは注意が必要です。
津波（つなみ）	山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生します。富士山で発生した実績は記録されていませんが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要があります。

第6節 噴火警報・火山情報等の種類と発表基準

国（気象庁）の発表する噴火警報・火山情報等の種類及び発表基準と、富士山において考えられる火山の状態と想定される現象等は次のとおりです。

1 噴火警報・火山情報等の種類

（1）噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表します。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表します。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられます。

（2）噴火予報

気象庁が、警報の解除を行う場合等に発表します

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒の必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災行動対応」を5段階に区分して発表する指標です。噴火警報・予報に含めて発表します。富士山における噴火警戒レベルの取り扱いは次のとおりです。

名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5（避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定）。 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲は危険）。
		4（避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。（可能性が高まっている。）	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要配慮者の避難等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険）
噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3（入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入っただけには生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。状況によっては、今後の情報等に注意を促す。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まりが見られる。
	火口周辺	2（火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入っただけには生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
噴火予報	火口内等	1（活火山であることの留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によっては、火口内で火山灰の噴出等が見られる。（この範囲に入っただけには生命に危険が及ぶ）	特になし。	・火山活動は静穏（深部低周波地震の多発等も含む）。

(4) 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供します。

① 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、人々の生活に影響を及ぼす降灰のおそれがある火山に対して発表します。
- ・ 噴火の発生に関わらず、火山の活動状況に応じて一定規模の噴火を仮定して定期的に発表します。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供します。

② 降灰予報（速報）

- ・ 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表します。
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。
- ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。
- ・ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表します。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供します。

③ 降灰予報（詳細）

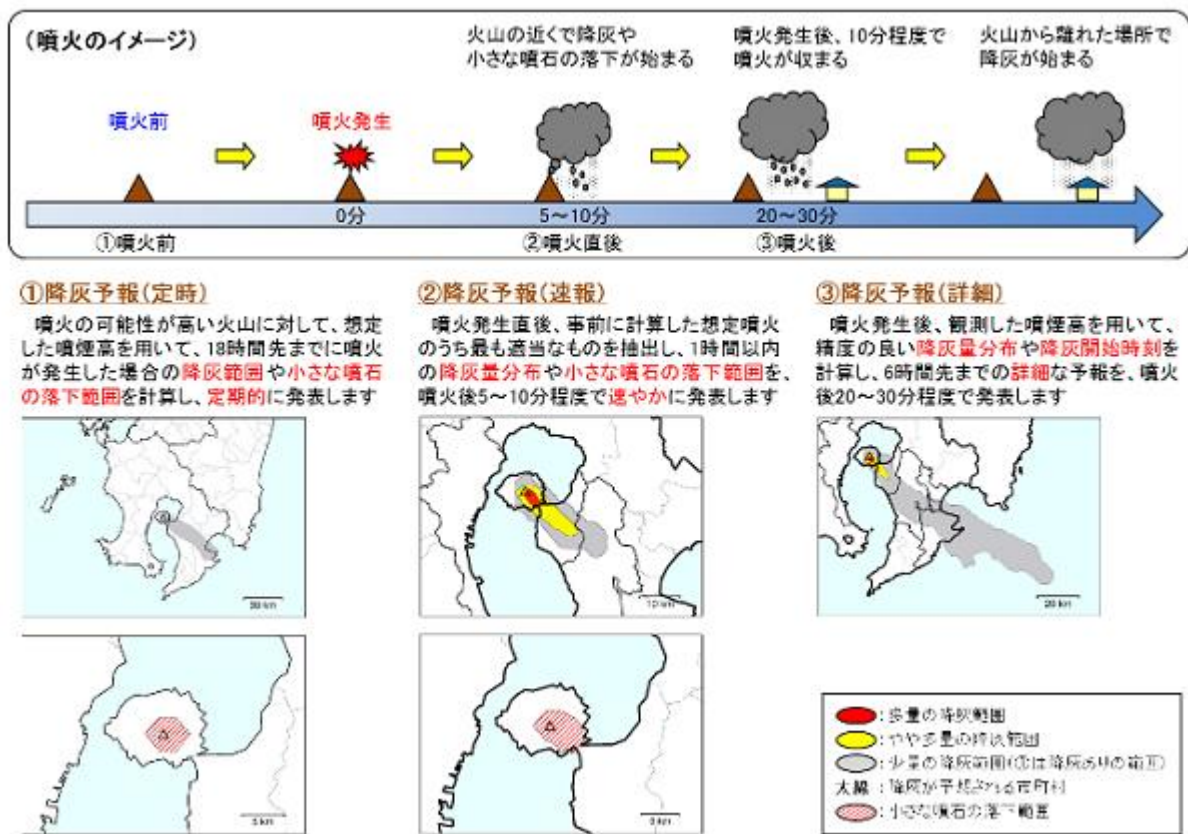
- ・ 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表します。
- ・ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表します。
- ・ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表します。
- ・ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後20～30分程度で発表します。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供します。

【降灰量階級と降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

【降灰量階級ととるべき行動等】

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ				
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	・外出を控える ・慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が始まる	・運転を控える ・降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	・がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm≦ 厚さ<1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	・マスク等で防護 ・喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	・徐行運転する ・短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある ・道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始）	・稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	・窓を閉める ・火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う	・フロントガラスの除灰 ・火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	・航空機の運航不可



(5) 火山情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表します。

① 火山の状況に関する解説情報

火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表します。臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表します。

② 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を対象に発表します。

なお、以下のような場合には発表しません。

- ・ 普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合
- ・ 噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合

③ 富士山の火山活動解説資料

地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表します。

④ 週間火山概況

過去1週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表します。

⑤ 月間火山概況

前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表します。

⑥ 噴火に関する火山観測報

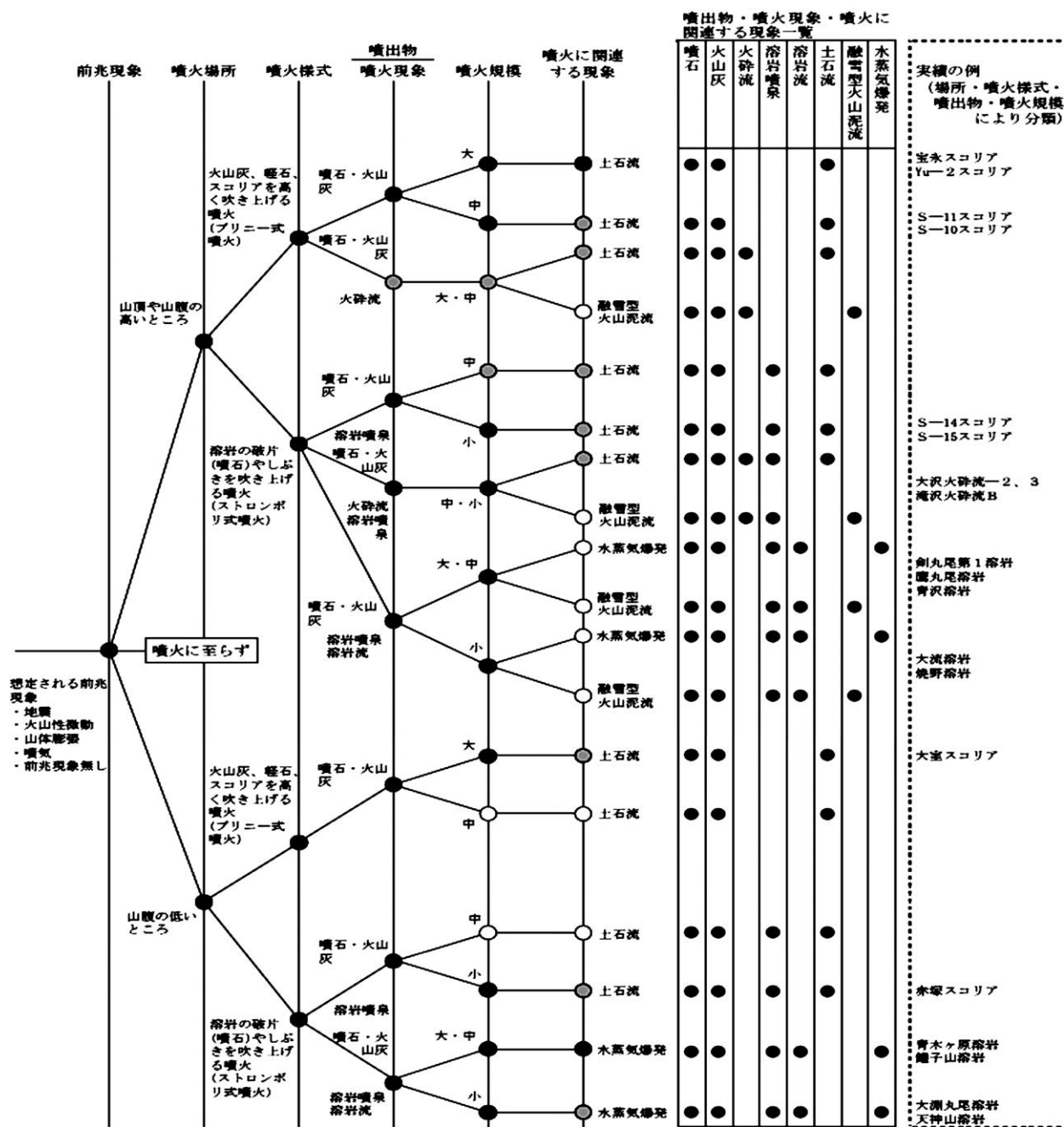
噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表します

第 7 節 避難計画

1 噴火の概略シナリオ

富士山で起こりうる噴火については、必ずしも起こりうる全ての現象や推移を網羅したものではありませんが、富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成 16 年 6 月）で示された噴火のシナリオを表記します。

【国の富士山ハザードマップ検討委員会報告書で示された噴火のシナリオ】



噴石	噴火時に火口から空中に放り飛ばされる直径数cm以上の岩塊。
溶岩噴泉	火口から溶岩のしぶきがジェット状に噴出する現象。噴火初期に生ずることが多い。高さは最大で数100mに達する。
ストロンボリ式噴火	粘性の低いマグマの火山で、数秒～数分の間隔で起きる爆発的噴火、溶岩のしぶきや火山灰、噴石、火山弾などが放出される。
ブリーニ式噴火	多量の軽石や火山灰、スコリア等を連続的に高く噴出するタイプの噴火。成層圏にまで達するような巨大な噴煙を上げる場合もある。

- 3200年前以降の富士山における火山活動で実績として確認されている事例
 ◎ 厳密な証拠はないが、ほぼ確実に発生していたと予測される事例
 ○ 富士山での実績は知られていないが、他火山の例などから発生が考えられる事例
- (注意)
- 1) 噴火割れ目が大きくなった場合や複数の噴火口から噴火した場合、「山頂や山腹の高いところ」と「山腹の低いところ」の両者で同時に噴火する場合があります。
 - 2) 火砕流の湖流入時の二次爆発、プリニー式噴火による二次的溶岩流等の可能性もあります。
 - 3) 噴火様式が変化し、プリニー式噴火からストロンボリ式噴火に移行するような場合もあります。
 - 4) 水蒸気爆発に伴って、火砕サージが発生する可能性があります。
- 以上の他にも、このツリー図に含まれていないケースが起きる場合があります。

2 対象とする火山現象と影響想定範囲及び避難対象エリア

(1) 対象とする火山現象広域避難計画で対象としている次の火山現象とします。

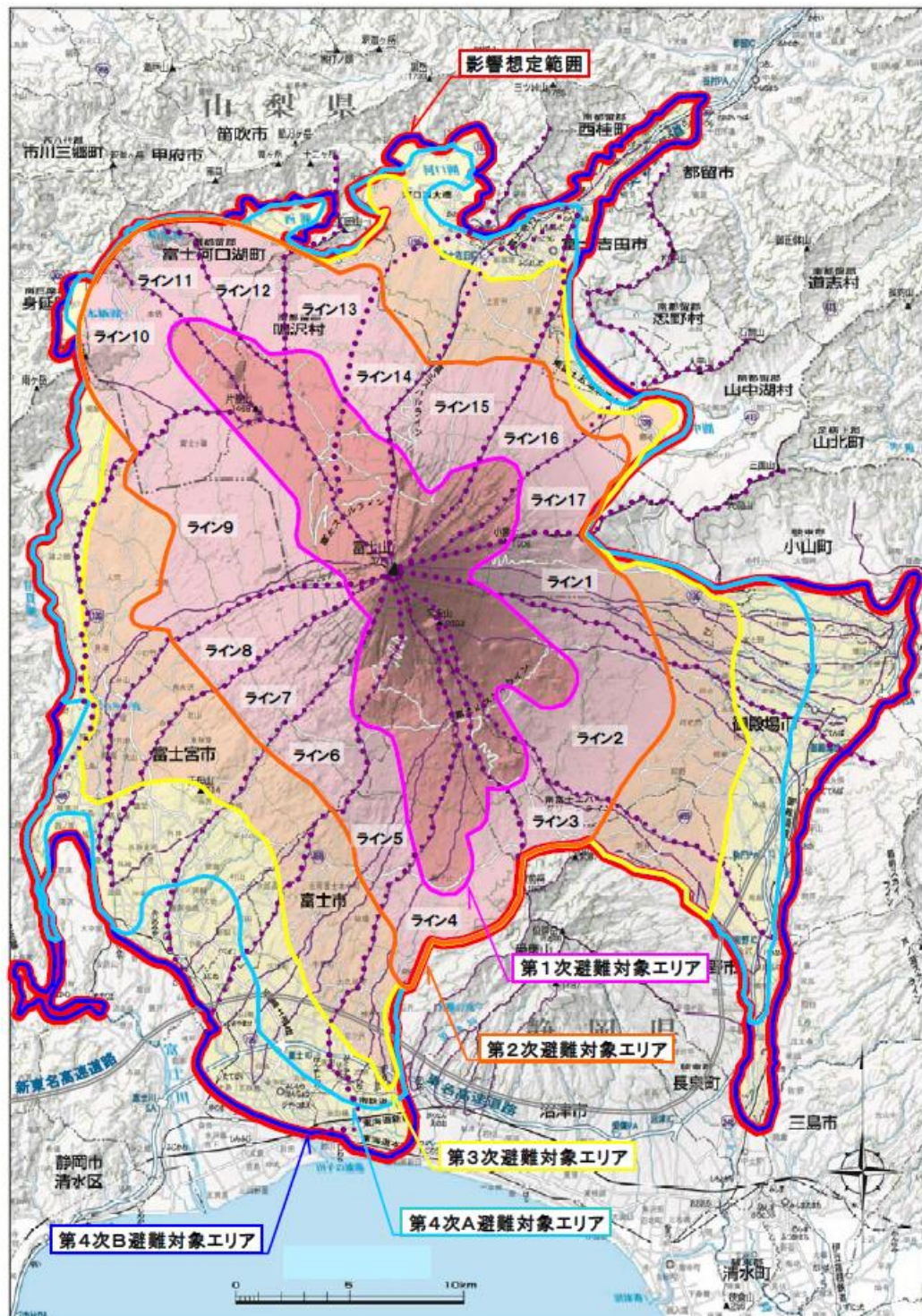
- ① 火口形成
- ② 火砕流・火砕サージ
- ③ 噴石
- ④ 溶岩流
- ⑤ 融雪型火山泥流
- ⑥ 降灰
- ⑦ 降灰後の降雨による土石流

(2) 各火山現象の影響想定範囲

富士山ハザードマップ検討委員会報告書及び広域避難計画で示された範囲とし、その影響想定範囲を図Ⅰから図Ⅴに示します

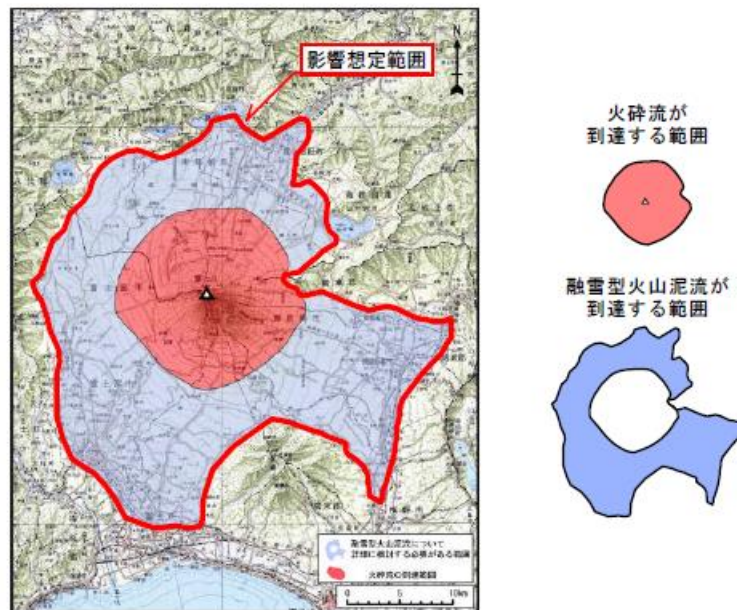
【図－I】

「想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流、融雪型土石流の影響想定範囲と避難対象エリア」



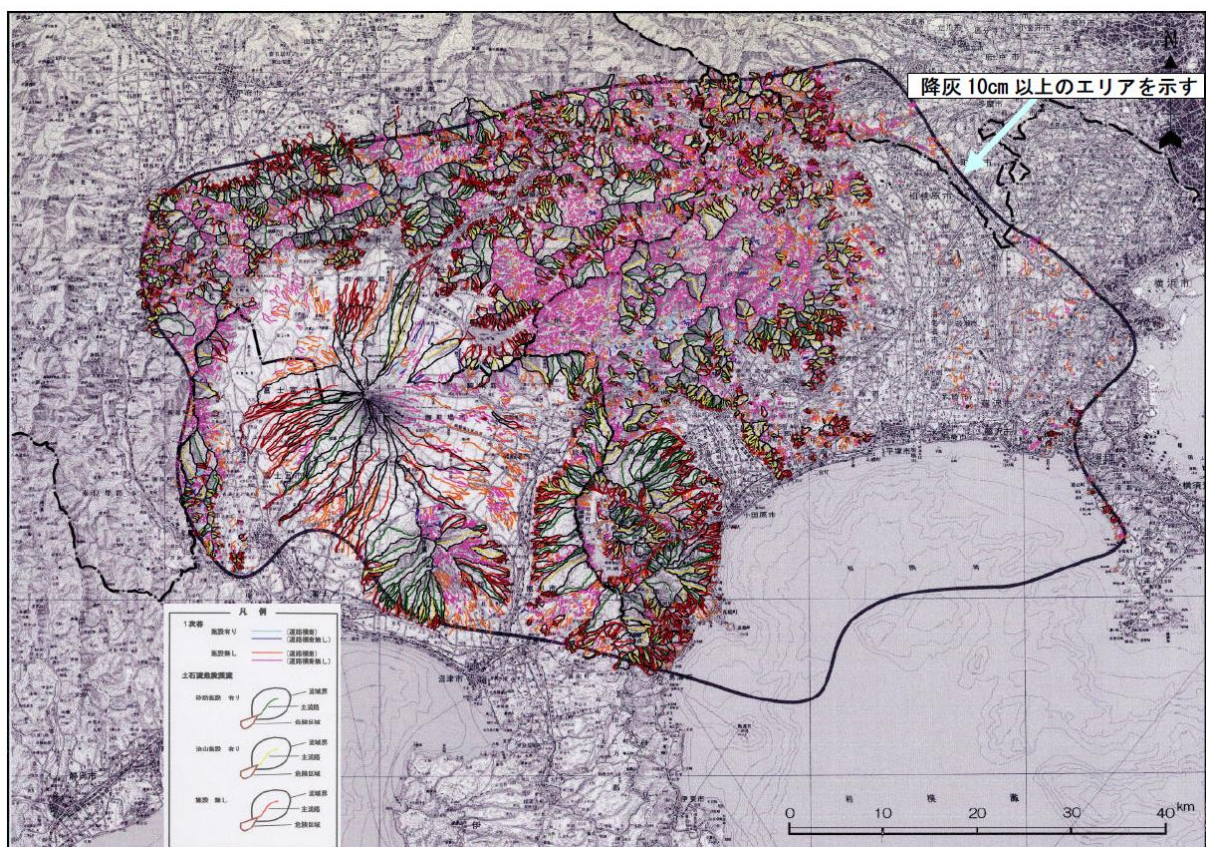
【図－Ⅱ】

「火砕流及び融雪型火山泥流の影響想定範囲」



【図－Ⅲ】

「降灰後の土石流の影響想定範囲」



【図－Ⅳ】

「降灰の影響想定範囲」



【図－Ⅴ】

「小さな噴石の影響想定範囲」



(3) 避難対象となる範囲

広域避難計画で定める想定影響範囲と避難対象エリアは次のとおりです。

火山現象	避難対象	説明
大きな噴石・火砕流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 (火口形成・火砕流・大きな噴石・溶岩流)
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流・大きな噴石・溶岩流(3時間以内)到達範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間～24時間)到達範囲
	第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間～7日間)到達範囲
	第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間～約40日間)到達範囲
融雪型 火山泥流	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の想定影響範囲には避難対象エリア外もある
	避難対象エリア	※融雪型火山泥流の流化、堆積が予想される範囲 (シミュレーション結果等により流化が想定される範囲)
降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲 (降灰堆積深2cm以上)
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※1, 2, 3
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※2
小さな噴石	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲
土石流後	災害想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の影響想定範囲には避難対象エリア外もある
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、または土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※2 気象庁があらかじめ実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※3 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

3 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、段階的に避難準備や避難を行う。

(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

噴火警戒レベル	溶岩流			
	火砕流・大きな噴石			
	火口形成			
	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次A避難対象エリア
噴火前	3	避難準備・避難 避難 入山規制 【全方位】	—	—
	4	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	—
	5	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難準備 避難 入山規制 【全方位】
噴火直後	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難 【必要なライン】	避難準備 避難 入山規制 【必要なライン】

※上段：一般住民 中段：避難行動要支援者 下段：観光客・登山者

噴火警戒レベル	噴火警戒レベル	融雪型火山泥流	降灰		小さな噴石
		避難対象エリア	避難対象エリア	屋内退避対象エリア	影響想定範囲
噴火前	3	—	—	—	—
	4	避難準備 避難 入山規制 【全方位】	避難準備 避難準備 避難準備 【全方位】	—	—
	5	避難 避難 避難 【全方位】	避難 避難 避難	避難準備 避難準備 避難準備	—
噴火直後		避難 避難 避難 【必要な範囲】	避難準備 避難準備 避難準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備

※上段：一般住民 中段：避難行動要支援者 下段：観光客・登山者

(4) 噴火開始後の火山現象発生別の避難

	溶岩流				
	第1次避難 対象エリア	第2次避難 対象エリア	第3次避難 対象エリア	第4次A避難 対象エリア	第4次B避難 対象エリア
現象の 発生	溶岩流の流下の場合				
			※A	※A	※B
噴火開 始後	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】	避難準備 避難 入山規制 【対象ライン】	避難 避難 避難 【対象ライン】

※A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合

※B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合

	融雪型 火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後土石流
	避難対象 エリア	避難対象 エリア	屋内退避 対象エリア	影響想定範囲	降灰区域内の 避難対象エリア
現象の 発生		火山灰の降下の場合		小さな噴石の降 下の場合	土石流の危険が ある場合
噴火開 始後	(事前避難)	避難 避難 避難	屋内退避 屋内退避 屋内退避	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備・避難 避難準備・避難 避難準備・避難 (降雨の状況に より)

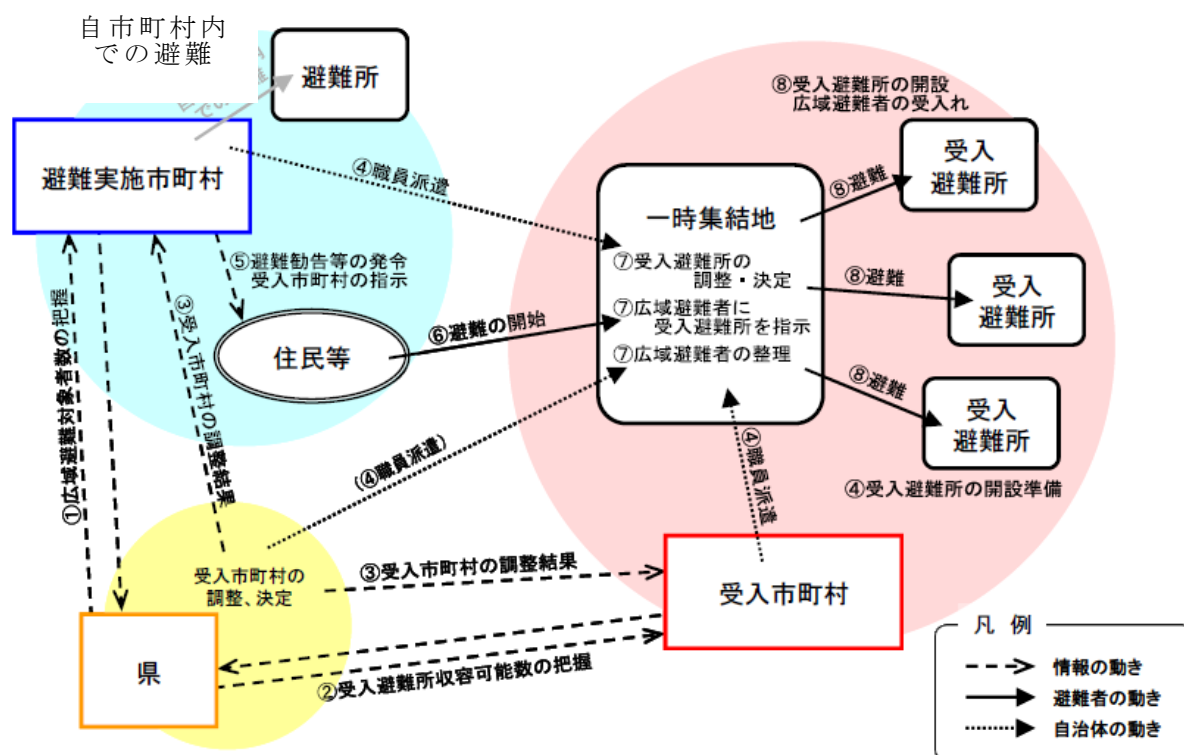
4 広域避難に係る基本事項

(1) 溶岩流等(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、噴火の規模によっては町外への広域避難となります。

(2) 広域避難先の調整

- ① 県は、避難先となる受け入れ市町村を決定し、避難実施市町村に示し避難受け入れに関する事項について調整します。
- ② 避難実施市町村は、県から示された受け入れ市町村に基づき、受け入れ避難所を決定します。この際、受け入れ市町村に一時集結地を設け避難者を一旦集合させ、受け入れ避難所の細部についての指示を行う等、避難の混乱を防ぐものとしします。

【広域避難の受け入れ調整フロー図】

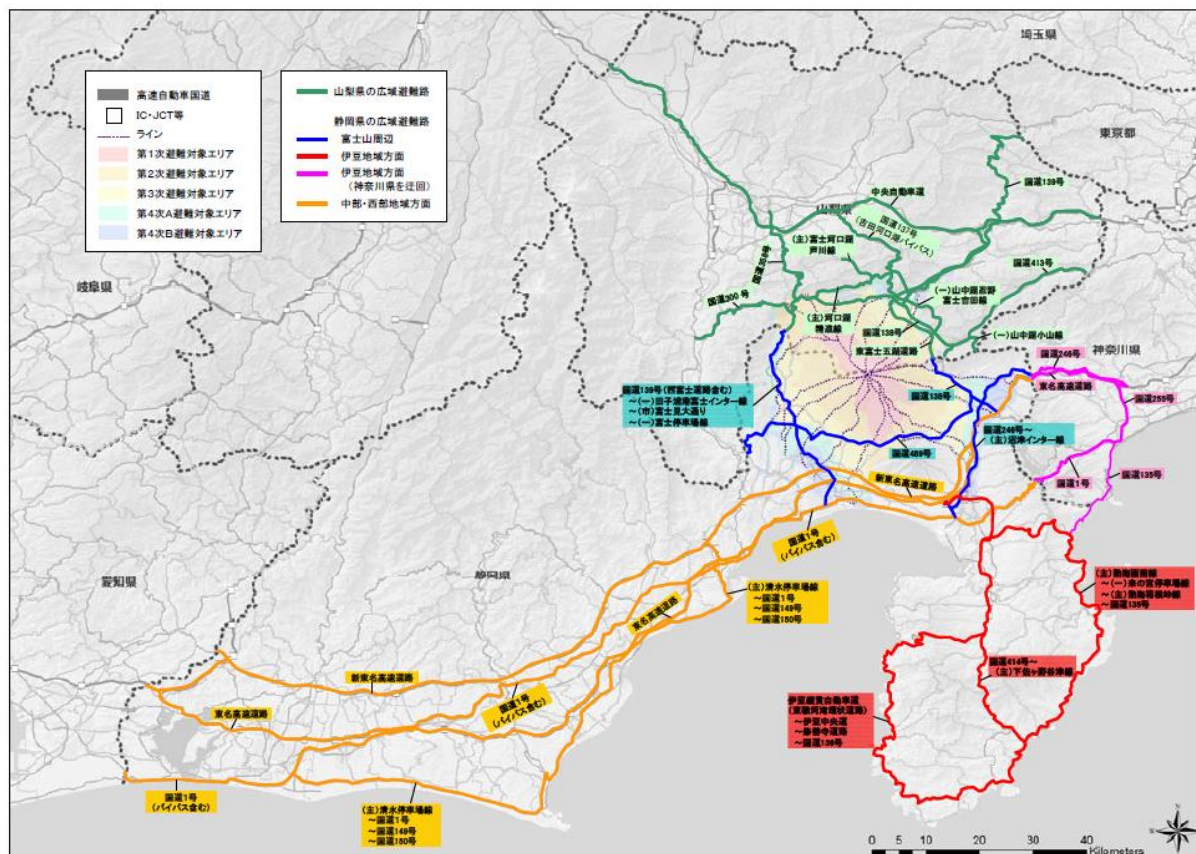


③ 広域避難者は同一県内の他市町村で受け入れることを基本としますが、受け入れ避難所の収容可能数の不足や火山活動等の状況等から、各県（山梨県、静岡県、神奈川県）への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受け入れを要請します。ただし、被災等により各県も受け入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受け入れを要請します。

(3) 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定しています。

避難実施市町村は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受け入れ市町村の一時集結地や受け入れ避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定します。



5 避難促進施設の指定

火山の噴火時に、噴火警報や避難指示等の情報を住民や登山者に確実に伝え、円滑かつ迅速に避難するためには、不特定多数の者が利用する施設や、避難に時間を要するよう配慮者が利用する施設における利用者の安全を確保するための取り組みが重要になります。

このため、富士山ハザードマップで示される第2次避難対象エリアに所在する集客施設および要配慮者利用施設を避難促進施設として指定します。

第2章 災害予防対策

第1節 火山防災対策の検討体制の整備

1 火山防災協議会の設置

活動火山対策特別措置法（以下「活火山法」という。）に基づき、富士山における火山災害警戒地域として本町も指定されました。本町及び山梨県、富士吉田市、都留市、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、身延町（以下「富士山周辺市町村」という。）、静岡県、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町は、国、関係機関及び火山専門家等と連携し、想定される火山現象に応じた警戒避難体制の整備に関する必要な協議を行うための火山防災協議会を設置します。

2 警戒避難体制の整備

火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について、富士山における統一的な防災対策を検討する観点から、「噴火シナリオ」や「火山ハザードマップ」、「噴火警戒レベル」、「避難計画」等の一連の警戒避難体制について協議します。

第2節 関係機関との連携体制の整備

1 県は、必要に応じて国、富士山の火山災害に関係する県内外の市町村及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報及び対策の状況等について情報共有を行います。

2 県は、静岡県・神奈川県と締結した「富士山火山防災に関する協定」の具体化を図るとともに、国、県内外の市町村、関係都県との連携体制の整備に努めます。

3 県は、国、市町村、公共機関及び火山専門家等と連携して「富士山火山防災対策協議会」を設置し、富士山の噴火等に係る平常時からの共同検討体制を構築します

第3節 避難活動体制の整備

1 避難に関する体制の整備

町は、町長が避難に関連する判断を行うにあたり、必要に応じて県や火山専門家から迅速かつ的確な助言を求めることができるように、それらと連携できる体制の整備に努めます。

2 広域避難のための体制の整備

（１）町は、噴火被害が広域に及ぶ可能性を想定して、関係市町村・県等と協力し近隣市町村に避難するための広域避難計画の策定に努めます。

（２）町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）により、住民

等が近隣市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について、協定を締結するように努めます。

- (3) 町は、町外から受け入れた避難者の安否情報の収集や町外へ避難した者の情報把握の方法の整備に努めます。
- (4) 町は、広域応援要員のための宿泊施設や活動拠点として利用可能な大規模施設をあらかじめ把握するよう努めます。また、被災地周辺の活動拠点を後方支援するための拠点として既存施設の活用を検討します。
- (5) 町は、近隣市町村に避難するための広域避難計画を策定する際、必要に応じて、県に対して調整、避難受け入れ先の確保等に関する調整等の支援を求めます。
- (6) 国土交通省関東整備局甲府河川国道事務所、県、町、警察、中日本高速道路(株)八王子支社大月保全・サービスセンター、富士急行(株)と、広域避難を実施する際の協力体制を協議して、体制の整備に努めるものとします。

3 富士河口湖町避難計画の策定

- (1) 町は、広域避難計画に定める事項を基に、詳細な避難対応や対策を記載した市町村避難計画を策定します。
- (2) 県は、富士山周辺市町村が避難計画を策定する際の県内市町村との調整、避難者受け入れ先の確保等に関する調整など支援を行います。
- (3) 町は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）により、住民等が近隣の市町村に分散して避難することに備え、事前に近隣市町村と避難者の受け入れなど必要な事項について、協定を締結するように努めます。

4 避難場所及び避難所の整備

町は、噴火による災害から避難する住民等の指定緊急避難場所及び指定避難所の整備・指定について、次の点に留意します。

- (1) 車両で集団避難する場合の二次避難地（指定緊急避難場所）をあらかじめ指定します。
- (2) 要配慮者の避難については、再避難をさける地域とします。
- (3) 大量の降灰を想定して、堅牢な建物の確保に努めます。
- (4) 避難所として指定した建物について、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めます。
- (5) 指定避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努めます。
- (6) 指定避難所に食糧、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めます。
- (7) 一次・二次避難地（指定緊急避難場所）は、原則として徒歩で避難できる範囲とします。
- (8) 要配慮者のための福祉避難所について、社会福祉施設や公的な宿泊施設及び民間の宿泊施設などの利用ができるよう、協定を締結するなど、十分な施設の確保に努めます。

- (9) 避難所の整備及び運営方法等については、自主防災組織の他、各地域の様々な立場の住民と事前に協議等を行い、発災時に迅速な対応ができるよう努めます。

5 避難経路の設定

- (1) 町長は、速やかに住民が避難できるように、車両の使用や渋滞予測、避難に要する時間、噴火災害や土砂崩れの危険性などを考慮して、避難経路をあらかじめ設定します。
- (2) 町長は、交通規制の箇所、手段等について、公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行います。

第4節 災害に強いまちづくり

1 安全な土地利用

- (1) 町は、火山の噴火現象を想定し、防災上重要な施設（避難場所、高齢者や障害者・児童・乳児等の要配慮者利用施設、危険物施設など）を設置する場合は、安全な場所に確保されるよう努めます。
- (2) 町は、火山噴火による危険性が差し迫った状態にある場合には、短時間に多数の住民等の避難が必要となる場合があることを勘案し、あらかじめ避難のための道路、広場等の整備の推進に努めます。
- (3) 町は、噴火による災害軽減を図るため、土地の所有者及び利用者に対し、ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲に関する情報提供を積極的に行います。

2 公共施設等の安全確保

- (1) 町は、公共施設、避難所となる施設並びに学校について、火山災害に対する安全性を考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努めます。
- (2) 施設管理者は、医療・社会福祉施設などの災害時要配慮者利用施設等について、火山災害に対する安全性を考慮し、不燃堅牢化を推進するなど建物構造の強化に努めるものとします。

3 情報発信拠点等の整備

町は、気象情報、火山に関する情報、観光情報等の富士山に関する各種情報について、地域住民や観光客等に向けた発信サービスを行うために、生涯学習館、観光案内施設、富士山火山防災センター、研究施設、博物館・資料館等の既設施設を拠点とした情報ネットワーク化を図ります。

4 砂防・治山施設の整備

町は、災害に強い町土の形成を図るため、火山噴火災害にも考慮した治山・治水、砂防事業等の保全事業を総合的・計画的に推進するよう県に要請します。

5 ライフライン施設等の安全確保

ライフライン管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとします。

第5節 防災関連施設・地域防災力等の把握

町は、防災対策を円滑に実施するため、被害が想定される地域及びその周辺における防災関連施設、防災体制、地域特性等に関するデータの整備に努めます。なお、主な項目については、次のとおりです。

- (1) 地域の人口（昼・夜間別）、世帯数
- (2) 消防職員・団員数、消防車両等の配置状況、自主防災組織の状況
- (3) 輸送能力、輸送路、優先的に啓開を有する道路、交通規制実施予定区域
- (4) 火山災害時における避難所の状況
- (5) 避難ルート、一次避難地、二次避難地（指定緊急避難場所）の状況
- (6) 医療施設、社会福祉施設の所在地及び職員数、入院・入所・通所者数等の状況
- (7) 広域防災拠点、ヘリポート
- (8) 通年の気象データ
- (9) 災害対策本部設置予定場所・施設の状況
- (10) 備蓄倉庫

（※注）一次避難地・・・地区ごとに一時的に集合して、状況・安否の確認や集団を形成する場所とし、集合した人々の安全が確保できる空地・小公園をいいます。

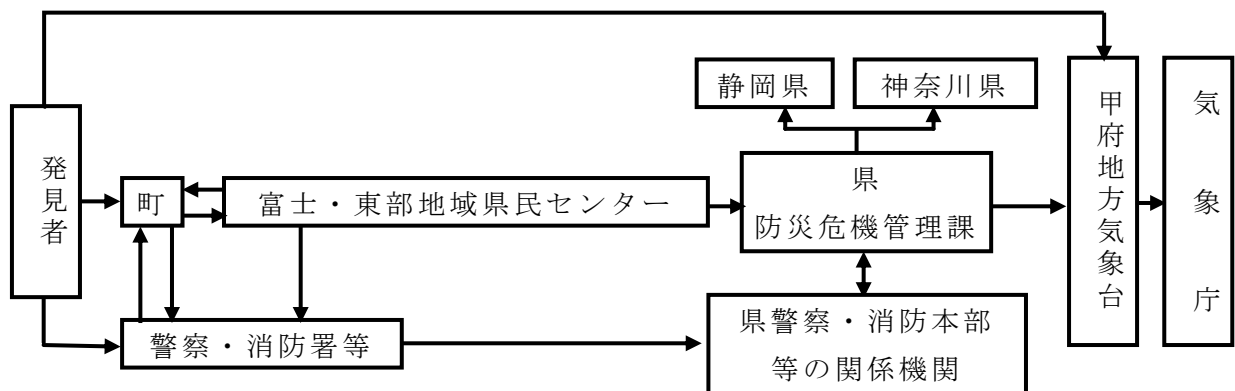
二次避難地・・・一次避難地から避難所へ避難する前の中継点で、町長が指定した住民の避難誘導等を行うことが可能な小中学校のグラウンド、町内会の集会場施設等のうち指定緊急避難場所の要件を満たすものをいいます。

第6節 情報伝達体制の整備

1 異常現象発見時の通報・伝達

- (1) 火山災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに町又は消防機関若しくは警察署（以下「町等」という。）に通報するものとします。
- (2) 通報を受けた町等は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに、速やかに県に伝達します。また、受理した異常現象は環富士山火山防災連絡会構成市町村に伝達します。
- (3) 県は、町等から受理した異常現象に関する情報を速やかに甲府地方気象台に伝達するとともに、関係機関及び静岡県、神奈川県にも伝達します。

【伝達系統】



2 通報を要する異常現象

(1) 噴煙

噴煙の出現、増加又は減少、色の変化

(2) 火口付近の状態

火口の出現、噴気活動の活発化、新噴気孔出現、硫黄などの昇華物の顕著な付着、硫黄溶解、地割れの出現、火口底の地形変化

(3) 地熱地帯の状態

地熱地帯の出現又は拡大、地温の上昇、草木の立ち枯れ

(4) 鳴動

異常音の発生

(5) 火山性地震

有感地震の発生

(6) 温泉、湧水

新温泉の湧出、湯量の増加又は減少、温度の変化

(7) 河川、湖沼、井戸などの異常

変色、混濁、発泡、温度の変化、水位の変化、沿岸魚類の移動

(8) その他

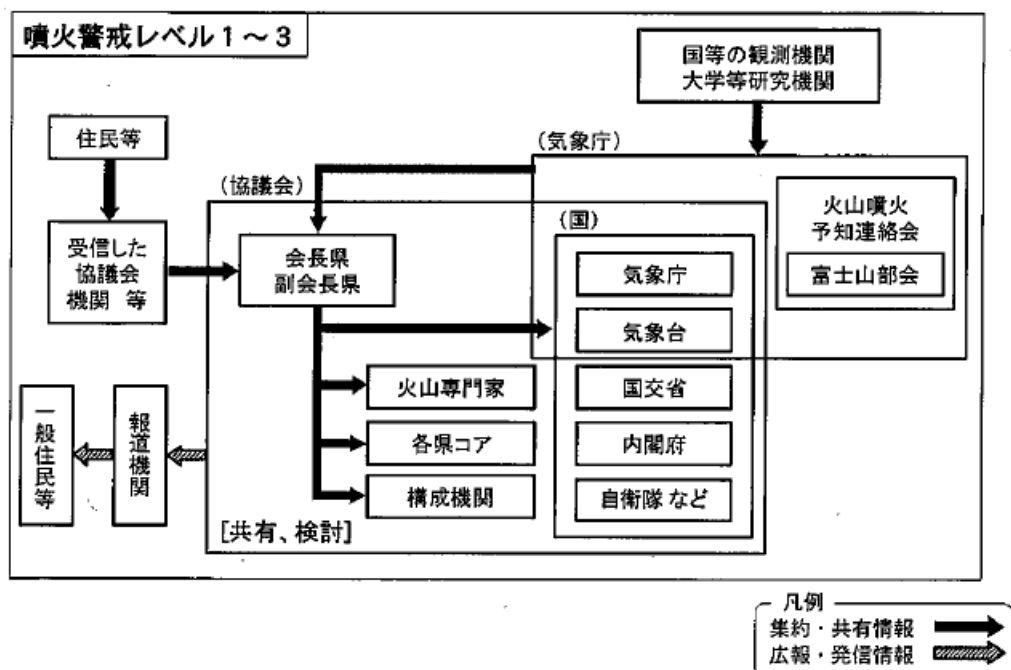
火映、異常臭、動物が鳴かなくなる、動物の死体など

3 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町村の発令する避難勧告等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報、発信します。

噴火警戒レベル 1～3 の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告します。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達します。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行います。

※協議会：国（内閣府（防災担当）、国土交通省、気象庁）、火山専門家、三県（山梨県、静岡県、神奈川県）及び周辺市町村など 67 機関が参加し、富士山火山防災対策協議会を設立。



4 避難に係る情報伝達体制

(1) 町は、避難勧告等の避難に関する情報が的確に伝達できるように防災行政無線、有線放送、広報車によるほか、自主防災組織、報道関係、警察、消防機関等と連携した多様な伝達体制の整備を図るとともに、訓練等を通じて、協力体制の強化に努めます。

(2) 町は、入山客、観光客等一時滞在者の避難状況の把握、問い合わせ対応について、観光協会等関係機関との連携体制の整備に努めます。

第7節 火山観測・監視体制の整備

町は、火山観測データや、必要に応じて県、気象庁及び関係機関が行う火山災害対策等に関する調査研究データの提供の依頼をするなど、観測・監視体制の整備に努めます。

第8節 火山に関する知識・防災知識の普及・啓発・教育

1 住民等に対する普及・啓発・教育

町は、災害に強い地域体制の充実と広域的な地域防災力の向上並びに広域避難計画などの周知を図るとともに、次により、富士山火山に関する基礎知識、防災対策の普及・啓発・教育に努めます。

- (1) 広報誌・ホームページ等の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 火山災害に関する印刷物等の作成、配布
- (5) シンポジウムや講演会等の開催
- (6) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

2 町の職員に対する防災知識の普及

町は、職員に対し、講習会、研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及徹底を図ります。

3 観光客・観光事業者に対する普及・啓発

- (1) 町は、町観光連盟等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、宿泊施設などにおいて掲示又は配布をし、火山防災知識の普及・啓発を図ります。
- (2) 町は、観光連盟等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、広域避難計画の周知を図ります。
- (3) 観光事業者は、富士山周辺の洞窟や溶岩樹形等独特な地形や自然、また、富士山ゆかりの神社や史跡などの歴史的資源を活用した観光プログラムにより、観光客に対し火山に関する一般知識と防災知識の普及に努めるものとします。

4 教職員等への普及活動

町は、教職員等を対象に学識者等専門家による講習・研修会等を開催し、火山に関する知識や理解を深めるとともに、教材や教育方法等についても検討します。

5 児童・生徒等への普及・啓発

町は、小学校低学年・高学年、中学生等学年別に、富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる

等、火山に関する総合的な教育の推進に努めるとともに、保護者等に対して火山災害時の避難、保護の措置について、知識の普及を図ります。

6 自動車運転者等に対する防災教育

県警察は、自動車の運転者及び使用者に対し、火山災害時における自動車の運行措置等について、各種講習会等により防災教育を実施するよう努めます。

7 防災上重要な施設の管理者等に対する教育

町は、危険物を有する施設等、防災上重要な施設の管理者に対して火山災害の防災教育を実施するよう努めます。

8 普及・教育内容

- (1) 火山に対する一般的知識
- (2) 気象、火山災害発生原因等に関する知識
- (3) 防災計画及びこれに伴う防災体制
- (4) 火山災害予防措置
- (5) 火山災害危険箇所、適切な避難場所、避難経路等に関する知識
- (6) 災害伝言ダイヤル等、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用に関する知識
- (7) 過去の災害に係る教訓
- (8) 広域避難計画

第9節 防災訓練

1 町及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等

富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害や地震などの様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の熟知、問題点の抽出を図ります。

なお、ハザードマップや噴火シナリオ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫に努めます。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 広域市町村合同訓練
- (3) 住民（自主防災組織）における避難訓練
- (4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- (5) 車両等を使用した避難訓練
- (6) 噴火警報・火山情報等の情報伝達訓練
- (7) 通信障害を想定した災害対応訓練
- (8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練
- (9) 個別訓練（家族会議等）

2 町民

町民は、町及び県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が実施する噴火を想定した防災訓練に参加し、的確な火山防災対応の体得に努めるものとします。

第 10 節 火山専門家との協力体制の整備

1 町は、避難範囲を設定するためには、異常現象の分析、噴火の見通しに関する判断等の専門的知識が必要となるため、地域において富士山に詳しく適宜解説等の情報交換が行える火山専門家（以下「火山専門家」という。）から必要に応じ火山活動に応じた防災対策に関する適切な指導・助言を受けられる体制を構築します。

2 火山専門家は、富士山の監視、県を通じて得た情報等を基に、甲府地方気象台と連携しながら、県及び市町村等への火山活動を解説するものとします。

また、平時においては、富士山噴火対策に関する適切な指導・助言、講習会等の活動に関する協力を行うものとします。

第 11 節 自主防災活動

避難範囲内の自主防災組織は、町と協力して、次の自主防災活動に努めるものとします。

- (1) ハザードマップに基づく火山現象の影響予想範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- (3) 一次避難地となる場所の選定
- (4) 火山災害時の避難経路及び避難所等の確認
- (5) 住民等に対する避難誘導方法の検討
- (6) 避難行動要支援者名簿等に基づく避難行動要支援者の把握
- (7) 要配慮者に対する支援方法の検討
- (8) 噴火を想定した防災訓練の実施

第 12 節 各施設等の防災対応力の向上

1 要配慮者利用施設の防災対策の推進

(1) 要配慮者施設の管理者

① 避難対象範囲内の要配慮者利用施設の施設管理者は、利用者等の安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努めるとともに、保護者への連絡方法及び引き渡し方法を明確にしておくものとします。また、平時から施設の被災などに備え、近隣市町村等の施設管理者と入所者の受け入れ等にかかる協定の締結などに努めるものとします。

② 町との連携のもと、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織との日常の

連携を図り、利用者の実態に応じた協力が得られるよう平時の体制づくりに努めるものとします。

(2) 町

避難対象範囲内の施設管理者に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行います。

2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進

(1) 避難対象範囲内の施設管理者

- ① 避難対象範囲内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるように、避難方法、避難の開始時期等に関する避難計画の策定に努めるものとします。
- ② 避難対象範囲内の観光事業所等の施設利者は、施設利用者に対する火山防災知識の普及のため、火山災害に関する印刷物の掲示やパンフレット等の配布を積極的に行うよう努めるものとします。
- ③ 観光客の帰宅促進を支援できる体制の整備に努めるものとします。

(2) 町

避難対象範囲内の観光施設等に対して避難計画策定の促進を図るとともに、必要に応じて調整・支援を行います。

第 13 節 家畜避難体制の整備及び逃走防止の措置

- 1 町及び畜産農家、農業協同組合、家畜商等（以下、「畜産農家等」という。）は、協力・連携して噴火による家畜の被害を最小限に止めることができるよう、噴火の影響が及ばない地域への家畜移送や家畜の逃走による被害を最小限に止める措置についての検討を進めるものとします。
- 2 町は、畜産農家等が円滑、かつ安全に家畜避難、家畜逃走防止措置等が講じられるよう、火山情報等を的確に伝達できる体制の整備を図ります。

第 14 節 避難輸送体制の整備

- (1) 町は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、避難輸送計画を策定し、バス事業者との協定の締結等の連携体制の構築に努めます。また、燃料事業者との協定締結に努めます。
- (2) 町は、鉄道事業者と避難手段・輸送路の確保のため運行増発・協定の締結の連携体制の整備に努めます。
- (3) 町は、避難車両の確保、町とバス事業者等との連携体制について、必要に応じて、県に対して調整・支援を求めることができます。

第 15 節 道路啓開体制の整備

道路管理者は、火山災害によって通行に支障をきたす場合に備えるため、優先的に啓開を要する道路の選定、要員の確保及び道路啓開資機材・除灰に必要な車両の確保等を行うものとします。

第 16 節 医療救護体制の整備

- 1 町は、噴火による負傷者等が発生した場合を想定して、被害拡大防止のための広域医療体制を構築するよう努めます。
- 2 町は、火砕流等による重度熱傷患者に対する迅速かつ高度な医療のため、治療可能な医療機関の把握、治療に必要な医療品等の調達確保を見据えた体制を構築するよう努めます。
- 3 町は、あらかじめ拠点となる救護所、救護病院等を複数指定するように努めます

第 17 節 食糧及び生活必需品の調達

- 1 基本方針
 - (1) 避難時に必要な食糧及び生活必需品は、事前に住民が自主的に確保するよう努めます。
 - (2) 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋します。
- 2 町
 - (1) 緊急物資の在庫状況を定期的に把握するとともに、流通業者等と緊急時の供給体制を確保するための協定を締結します。
 - (2) 救援物資の受け入れ場所を確保するとともに、受け入れ体制を整備します

第 18 節 飲料水の確保、給水活動

- (1) 町は、火口周辺警報の発表に伴い、必要に応じて給水車、給水用資機材の点検を行うとともに、町民に対して緊急貯水の呼びかけを行います。
- (2) 応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び復旧方法等の実施体制の確立を図ります。
- (3) 大量降灰等により浄水場の配水処理能力へ影響が発生し、給水量の減少が予測される場合、避難所等を拠点に給水体制の確立を図ります。
- (4) 水道工事事業者との協力体制の整備を図ります。

第 19 節 災害ボランティア支援体制の整備

町は、富士河口湖町社会福祉協議会及び富士河口湖町ボランティア協会等と協力して、地域のボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策の推進に努めます。

第 20 節 要配慮者支援体制の整備

1 要配慮者支援体制

- (1) 町は、要配慮者に対する支援のため、事前に支援体制を整備し、情報の伝達や安否確認、緊急避難場所又は避難所における対応が迅速かつ的確に実施できるよう努めます。
- (2) 町は、必要に応じて社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業と事前に協定を締結し要配慮者の支援体制の整備を行います。
- (3) 地域においては、自主防災組織が中心となり、行政組織、地域組織、福祉関係団体等が協力して要配慮者の支援にあたり、日頃から連携して火山災害時の協力体制に努めるものとします。
- (4) 町は、必要に応じて、県に対して保健師及び栄養士等の派遣並びに要配慮者のための物資の提供について要請します。

2 要配慮者の把握

町は、火山災害発生時の適切な対応に役立てるため、民生委員、福祉関係団体、自治会（区）、自主防災組織等と協力して要配慮者の把握にあたります。

3 人材確保

町は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者、外国語の通訳、通訳ボランティア等の人材確保に努め、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努めます。

第 21 節 避難促進施設における避難確保

町は、指定した避難促進施設における避難確保計画の策定および避難確保計画に基づく訓練を支援し、不特定多数の者が利用する施設や避難に時間を要するよう配慮者が利用する施設における利用者の安全の確保に努めます。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

1 基本方針

- (1) 町、県及び防災関係機関は、火山災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、各自の行うべき災害応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ、その組織体制について計画を定めます。
- (2) 職員の動員計画においては、夜間、休日等の勤務時間外における災害の発生にあたっては、職員を確保できるよう配慮します。
- (3) 火山災害発生時における各応急対策の実施にあたっては、十分な人員を確保できるよう各課室間における人員面での協力体制の整備を図ります。
- (4) 火山応急対策の総合かつ円滑な実施を図るため、町、県及び防災関係機関相互の連携を強化し応援体制の整備を図ります。

2 町の活動体制

- (1) 町は、富士山に火口周辺警報（噴火警戒レベル3）が発表された場合には、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、富士河口湖町災害警戒本部を設置します。
- (2) 町は、富士山に噴火警報（噴火警戒レベル4・5）が発表された場合には、その所掌事務に係る災害応急対策を実施するため、富士河口湖町災害対策本部を（以下「災害対策本部」という。）を設置します。
- (3) 町本部長は、火山災害の規模や程度等により必要があると認めるときは、現地対策本部を設置します。
- (4) 町は、噴火警報（噴火警戒レベル5）発表時に設置される国・県・町等からなる合同現地警戒本部と連携を図ります。

3 噴火時における合同現地対策本部の確保

- (1) 町は、火山災害時における国等との円滑な連携を期するため、国・県・町の合同現地対策本部が設置される場合に備え、あらかじめ設置場所等の検討を行います。
- (2) 町は、あらかじめ合同現地対策本部に派遣する職員等について検討を行います。
- (3) 合同現地対策本部設置後、町は、国、関係機関と協力し、情報収集、広報、避難対策等の活動別に班を立ち上げ活動を行います。
- (4) 町及び県の意思決定の迅速化を図るため、合同現地対策本部での全体会議において、関係者間の情報共有を図るように努めます。

第2節 町職員の配備体制

職員の配備基準は次の基準によるものとします。

1 第一次配備体制

《噴火予報：噴火警戒レベル2（火口周辺規制）相当の情報が発表されたとき》
火山活動把握に必要な観測体制の強化を図り、情報の連絡体制を確立します。又、火山災害関連情報の収集をはじめとする応急対策活動に着手します。

《配備要員》

地域防災課職員及び課長職が配備につきます。ただし、上記以外の所属においても災害の状況により必要な場合は、町長又は所属長の判断で配備につきます。また、各所属では臨機応変に配備人員の増強あるいは配備体制の解除等の措置をとります。

2 第二次配備体制

《火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制）が発表されたとき》

事態の推移に伴い、噴火に備えた警戒態勢を確立し災害時要配慮者の避難や自主避難等の対応にあたります。又、速やかに災害対策本部に移行できるように努めます。

《配備要員》

第1次配備要員に加え第2配備要員（係長）が配備につきます。ただし、各所属では臨機応変に配備人員の増強あるいは配備体制の解除等の措置をとります。

3 第三次配備体制

《噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）が発表されたとき》

速やかに災害対策本部を設置し、一般住民等の避難をはじめとする応急対策活動が円滑に行えるよう努めます。又、災害対策本部は、国の非常（緊急）災害対策本部が設置されたときは、これと密接な連携を図るよう努めます。

《配備要員》

全職員（臨時、嘱託を除く。）

第3節 廃止基準

災害対策本部の廃止にあたっては、本部長が町地域に対する火山災害の発生するおそれがなくなったと認めるとき、又は本部長が、概ね火山災害応急対策を終了したと認めるときとします

第4節 情報の伝達・収集・広報

1 噴火警報・火山情報等の伝達

(1) 甲府地方気象台

気象庁地震火山部（火山監視・情報センター）が富士山についての噴火警報・火山情報等を発表した場合、甲府地方気象台は、噴火警報・火山情報等について知事への通報及び県内関係機関への伝達を行うものとします。

なお、県内への影響が予想される他火山の降灰予報についても同様の通報・伝達を行います。

(2) 県

- ① 噴火警報・火山情報等を受理したときは、その内容、予想される災害、とるべき措置を付加して、市町村長並びに関係機関に伝達するものとします。
- ② 火山専門家から火山活動状況、噴火警報・火山情報等に関する内容について助言を受けた場合、必要に応じて、甲府地方気象台、市町村長、関係機関に伝達するものとします。
- ③ 火山噴火に起因する土石流災害が急迫した場合、国とともに緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市町村長、関係機関等に周知します。

(3) 町

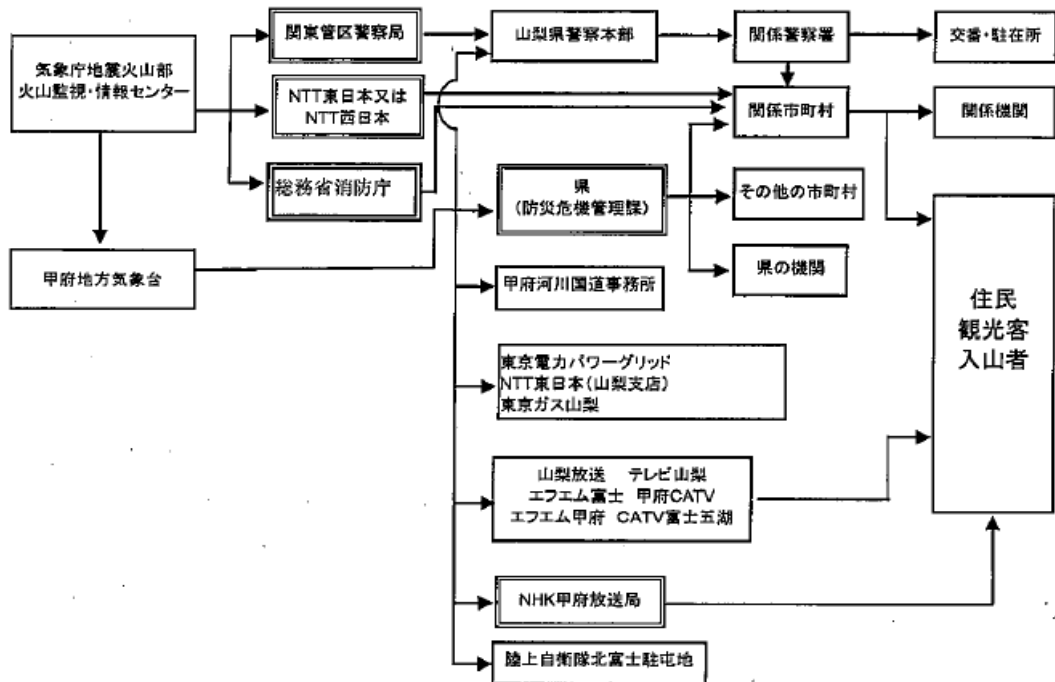
- ① 火口周辺警報、噴火警報及び土砂災害緊急情報を受理したときは、内容、予想される災害、とるべき措置等を直ちに、防災行政無線、広報車等で当該地域住民、観光客、登山者等並びに関係機関に迅速かつ的確にその内容の周知徹底を図ります。
- ② 噴火予報を受理したときは、必要に応じて、内容、とるべき措置を的確に当該地域住民、観光客、登山者等に周知徹底します。

(4) 道路管理者

火口周辺警報及び噴火警報を受理したときは、その内容について、道路情報提供装置による伝達に努めるものとします。

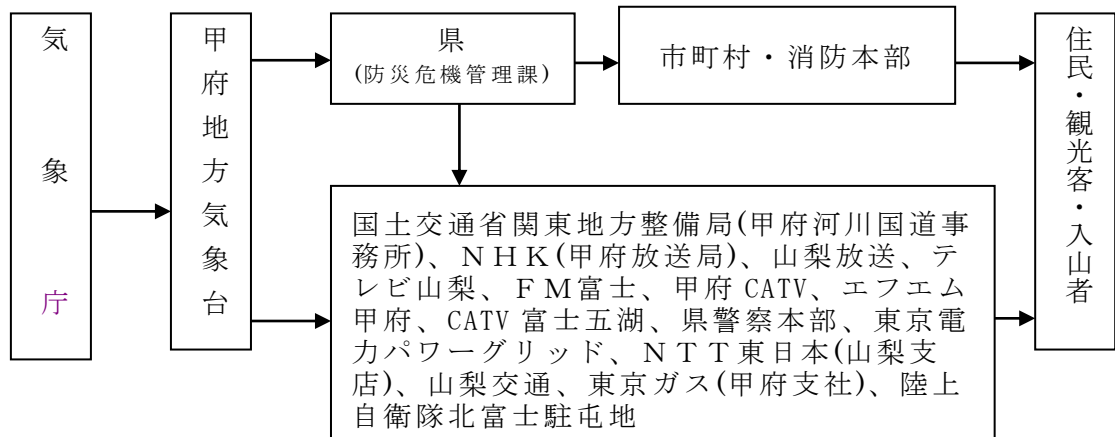
【伝達系統】

① 噴火予報・火口周辺警報及び噴火警報



注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第7条第1号の規程に基づく噴火警報の法定通知先。

② 降灰予報及び火山情報



注) 伝達の詳細は各機関において別途定めるものとします。

2 入山自粛・観光客等の帰宅促進の情報伝達

- (1) 町は、火口周辺警報が発表された場合、山小屋等へ噴火警報に関する内容、予測される災害、とるべき措置等を直ちに、伝達するとともに、警察、消防機関、道路管理者と連携して、立て看板の設置や巡回等により登山者・入山者の早期下山を呼びかけます。
- (2) 町は、噴火警報が発表された場合、広報車、防災行政無線、ホームページ等を

活用して、帰宅促進の広報を行います。

- (3) 県は、火口周辺警報及び噴火警報が発表された場合、報道機関に対して入山自粛を呼びかけ、観光客の帰宅促進についての報道を依頼するとともに、可能な限りヘリコプターを活用した広報を行います。
- (4) 県、町及び町観光連盟は、観光客の誘導にあたり、互いに連携し、道路の規制及び交通機関の運行に関する情報等を収集して、観光施設、宿泊施設等に対して情報提供を行います。

3 避難に関する情報伝達

- (1) 町長は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）に加え、車両の使用の可否など避難の手段等を、防災行政無線、広報車等で危険地域の住民、観光客、入山者、関係機関等に速やかに伝達するほか、その内容の周知徹底のため警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得ます。
- (2) 町は、要配慮者への情報伝達にあたっては、的確な情報伝達を行うよう民生委員、福祉関係団体、自治会（区）等に協力を得て速やかに伝達を行います。
- (3) 町長は、避難勧告又は指示（緊急）等を行った場合には、町観光連盟、関連する観光事業者に伝達して、一時滞在者の避難や帰宅促進・観光自粛等の対応を呼びかけます。

4 安否情報

町は、自治会（区）、自主防災組織、消防団、民生委員等と協力・連携して、避難実施状況を迅速に確認するとともに、安否情報を的確に広報・案内できるよう努めます。

5 被害情報等の収集・伝達

(1) 被害状況の確認

- ① 県は、地上調査及び消防防災ヘリコプターによる上空からの調査等の多様な手段を用いて情報を収集するものとします。
- ② 町及び県は、降灰に関する広域の情報について、道路、鉄道及び電力等の各管理者等が持つ情報も収集します。

(2) 情報の伝達

町、県及び防災関係機関は、防災行政無線又は有線電話等により相互に情報を伝達するとともに、住民等に対しては、マスメディアやインターネットなどを使い、定期的に情報を伝達します。

6 問い合わせ対応

町は、火口周辺警報及び噴火警報等の内容や意味、公共機関の状況等の問い合わせのため窓口を設けます

第5節 避難行動

1 基本方針

噴火の始まる前には、群発地震の発生、低周波地震の増加、火山性微動等の異常現象が予測されるため、気象庁から発信される火山情報による火山活動の状況、又段階に応じて住民等を安全な場所へ避難させることを避難行動の基本とします。

2 避難勧告又は指示（緊急）等

（1）町長

火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に危険が及ぶと認められるときは、あらかじめ定められた計画に基づき、危険地域の住民等に対して速やかに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または指示（緊急）を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得ます。この場合には、速やかにその旨を知事に報告します。

（2）知事

町長が避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）の全部もしくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、町長に代行して避難勧告又は指示（緊急）を行うとともに、その内容の周知徹底のために警察官、消防職員、消防団、報道機関等の協力を得るものとします。

（3）警察官

火山噴火による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命、又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために必要がある場合、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、又は町長から要請があったときは、必要と認める地域居住者等に対し、避難の立ち退きを指示することができます。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を町長に通知します。

（4）災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害の状況により、住民等の生命、身体に危険が切迫していると認められるときで、町の吏員、避難指示（緊急）に関する権限の委任を受けた職員、警察官がその現場にいない場合に限り、危険地域の住民等に対して避難のための立ち退きを指示することができます。この場合には、直ちに避難の指示をした旨を防衛大臣の指定する者に通知します。

3 避難勧告又は指示（緊急）等の内容

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）は、次の内容を明示して行います。なお、緊急時にあって、すべての内容を明示する猶予がないときは、内容の一部もしくは全部を省略して行うことができます。

（1）避難対象範囲

- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は指示（緊急）の理由
- (5) その他必要な事項

4 警戒区域の設定

(1) 町長

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができます。

(2) 知事

町長がその全部もしくは大部分の事務を行うことができなくなった場合には、町長に代行して警戒区域の設定等の災害基本法第 63 条第 1 項に規定する町長の権限を実施するものとします。この場合に知事はその旨を公示します。

(3) 警察官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、かつ町長もしくは、町の吏員、警戒区域の設定等に関する権限の委任を受けた職員が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは、直ちに警戒区域の設定等の災害基本法第 63 条第 1 項に規定する町長の権限を実施することができます。この場合には、直ちに警戒区域を設置した旨を町長に通知します。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

火山災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときで、町長もしくは、町の吏員、警戒区域の設定等に関する権限の委任を受けた職員、警察官が現場にいない場合に限り、警戒区域の設定等の災害基本法第 63 条第 1 項に規定する町長の権限を実施することができます。この場合には、直ちに警戒区域を設置した旨を町長に通知します。

5 住民等の避難準備・避難行動

- (1) 町長等により入山自粛の呼びかけ等が実施されたときは、平常どおり営業を継続する観光施設等においては、施設利用者に対して情報の伝達を確実にする体制をとるとともに、輸送車両の確保等緊急時の避難に関する準備を開始するものとします。
- (2) 住民等は、避難勧告又は指示（緊急）があった場合、原則として、自治会（区）があらかじめ選定した一次避難地に集合し協力して安否確認等を行うものとします。登山者・入山者は、入山規制が行われた場合には、速やかに下山します。
- (3) 住民等は、一次避難地において安否確認等を行った後に、町長があらかじめ指

定した二次避難地に移動し、町が用意する車両で避難対象範囲外に避難又は退去するものとします。なお、自ら避難のために交通手段を確保できるものは、当該交通手段により避難対象範囲外に避難又は退去するものとします。

(4) 要配慮者のうち施設に入院、通所又は入所している者は、施設管理者が他の施設等への移動もしくは家族への引渡しを実施するものとします。

(5) 医療機関に入院している者は、町、県、当該医療機関が後方医療機関への輸送を実施します。

6 状況に応じた避難行動

町長は、次のとおり火山活動状況及び火山情報に応じた避難対応を行います。

なお、次表の火山情報については、本編第1章第7節によるものであり、避難対象地域については、本編第2章第7節に示す避難範囲によるものです。

■ 火山活動の状況に応じた避難対応

火山活動の状況 (噴火警戒レベル及び噴火警報等)	避難対象地域	町長の避難対応		
		住民に対して		一時滞在者に対して (入山者、観光客等)
		一般住民	避難行動 要支援者	
火口周辺警報 (レベル2:火口 周辺規制)相当の 情報が発表され たとき			避難開始の 情報を発令	五合目への立入規 制等(状況に応じて 火口周辺の規制範 囲を判断)
火口周辺警報 (レベル3:入山 規制)が発表され たとき	第1次 避難対象範囲	—	状況に 応じて 要配慮 者の 避難 準備 等	登山禁止、入山規 制等、危険な地域 への立入規制等 (状況に応じて 規制範囲を判断)
噴火警報(レベ ル4:避難準備) が発表されたと き	第1次 避難対象範囲	避難勧告又は指示 を実施 (当該地域への入 山を規制するた め、特に必要があ ると認めるとき は、警戒区域の設 定)	避難勧告又 は指示	避難
	第2次 避難対象範囲	避難準備・高齢者等 避難開始を発令 (避難所・福祉避難 所の開設)	避難勧告又 は指示	入山規制
	第3次 避難対象範囲	必要に応じて避難 の準備を行う旨の 情報を発令 (避難所の開設)	避難開始の 情報を発令 (福祉避難 所の開設)	当該地域内での観 光自粛等の帰宅呼 びかけを実施
噴火警報(レベ ル5:避難)が 発表されたと き	第1次及び第2次 避難対象範囲	第1次避難対象範囲は、避難勧告又は指示を継続 第2次避難対象範囲は、避難勧告又は指示を実施 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認 めるときは、警戒区域を設定)		
	第3次 避難対象範囲	避難準備・高齢者等 避難開始を発令(避 難所・福祉避難所 の開設)	避難勧告又 は指示を発 令	入山規制
噴火警報が発表 された後に噴火 して、火口周辺 警報及び噴火警 報が発表されたと き	第1次避難対象範 囲の全域及び第2 次避難対象範囲の うち噴火発生場所 に基づき火山現象 が予想される範囲	避難勧告又は指示を継続		
	第2次避難対象範 囲のうち噴火発生 場所に基づき火山 現象が予想される 範囲以外の範囲	火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除		
		避難準備の呼びかけを実施		当該地域内での入 山・観光自粛、帰宅 の呼びかけを実施
	第3次 避難対象範囲	必要に応じて避難 準備の呼びかけを 実施	避難準備の 呼びかけを 実施(福祉避難 所の開設)	当該地域内での観 光自粛等の帰宅呼 びかけを実施

火山活動の状況 (噴火警戒レベル及び噴火警報等)	避難対象地域	町長の避難対応		
		住民に対して		一時滞在者に対して (入山者、観光客等)
		一般住民	避難行動要支援者	
噴火警報が発表されずに噴火して、火口周辺警報及び噴火警報が発表されたとき	第1次避難対象範囲の全域及び第2次避難対象範囲のうち噴火発生場所に基づき火山現象が予想される範囲	避難勧告又は指示を実施 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定) ※自ら噴火を確認した者は、避難勧告又は指示を待たずに直ちに当該地域から避難		
	第2次避難対象範囲のうち噴火発生場所に基づき火山現象が予想される範囲以外の範囲	避難準備の呼びかけを実施 (避難所・福祉避難所の開設)		当該地域内からの下山の呼びかけ及び入山自粛等の呼びかけを実施
	第3次避難対象範囲	必要に応じて避難準備の呼びかけを実施	避難準備の呼びかけを実施(福祉避難所の開設)	当該地域内での観光自粛等の帰宅呼びかけを実施
溶岩流が発生し火口周辺警報及び噴火警報が発表されたとき	第3次避難対象範囲のうち溶岩流の影響が予想される範囲	避難勧告又は指示を実施		
	溶岩流の流下により、その影響が第3次避難対象範囲を越えることが予想される範囲	避難勧告又は指示を実施		
降灰により火口周辺警報及び噴火警報が発表されたとき	降灰が予想される範囲	降灰時における注意の呼びかけを実施		
	大量の降灰が予想される範囲 (概ね 30 cm/日)	避難勧告又は指示を実施		

7 住民等が実施する自衛措置

- (1) 住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用するものとします。
- (2) 避難行動要支援者等（介護者を含む）、特に避難行動に時間を要する者は、避難勧告又は指示（緊急）後では、迅速・円滑な避難が困難な場合があることから、町長から避難準備・高齢者等避難開始の発令があった場合には、早期の避難を行うものとします。
- (3) 一時滞在者は、町長等から下山の呼びかけ、入山自粛の呼びかけ及び観光自粛の呼びかけがあった場合には、呼びかけの対象となった地域からの積極的な退去に努めるものとします。

8 避難所の開設・運営

(1) 避難所の開設

- ① 町長は、火山災害により被害を受け、又は受けるおそれのある者を対象に、火山現象に適した避難所を開設します。
- ② 町長は、住民に避難準備の呼びかけを実施した場合に、火山現象に適した避難所を開設します。
- ③ 町長は、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確保したうえ、管理者の同意を得て避難所として開設するよう努めます。

(2) 避難場所の管理運営

- ① 町は、各指定避難所の適切な運営管理に努めます。また、指定避難所における情報の伝達、食糧・水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、自治会（区）等の組織化を図り、自主的な運営管理が行えるよう努めるとともに、必要に応じて、他の市町村に協力を求めます。
- ② 避難所ごとに収容されている、避難者に関わる情報の早期把握に努めるとともに住所地の市町村へ速やかにその情報を伝達します。その際には、個人情報の取り扱いに留意しながら、効率的な情報共有を行うこととします。
- ③ 避難所において生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、避難者のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等男女双方の視点等にも配慮します。また、要配慮者に対し、福祉施設への入所や、各種支援を行う者の配置など、支援体制を確立します。
- ④ 避難所における避難者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努めます。
- ⑤ 応急仮設住宅の迅速な提供等による避難者の住宅確保を図り、指定避難所の早期解消に努めます。
- ⑥ 女性や高齢者等、要配慮者が意思決定に参画できる体制とし、避難所運営の責任者に男女双方を配置し、お互いの意見が取り入れられる体制とします。

第6節 避難区域・警戒区域の見直し

- 1 町長は、新たに火山災害の危険性が発生した範囲、又は火山災害の危険性が解消された範囲について、安全性等を十分に確認し、避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行います。
- 2 町長は、避難範囲の縮小又は避難解除及び警戒区域の見直しを行う場合、県に助言を求めることができます。その際、県は必要に応じて専門的な知識を持つ関係機関及び火山専門家等と噴火の見通しや今後の活動評価について協議を行います。

第7節 一時帰宅の実施

- 1 町長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には、対象範囲を決定して一時帰宅を指示することができます。なお、一時帰宅にあたっては、2次災害の防止を考慮して、警察、消防、自衛隊等関係機関の協力を得て、十分な安全対策を講じるものとします。
- 2 町長は、一時帰宅を行う場合、県に助言を求めることができます。その際、県は必要に応じて関係機関及び火山専門家と協議を行います。

第8節 家畜避難及び逃走防止

畜産農家等は、噴火警報（レベル4：避難準備）が発表された場合、第2次避難対象範囲を基本として家畜避難及び逃走防止措置の対策を講じるものとします。

第9節 交通応急対策

火山災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、住民等の避難の円滑化に努めるとともに、道路の被害状況、交通状況及び気象の状況の把握に努め、迅速、的確な交通規制を行うものとします。又、危険箇所の標示、迂回指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の抑制その他運転者が取るべき措置についての広報、危険防止、混雑緩和及び道路施設保全等のための措置を行うものとします。

町は、交通規制が実施された場合、その内容を把握し円滑な避難対策を県や関係機関と連携する体制整備に努めます。

- 1 交通応急対策の基本方針
 - (1) 災害の発生が緊迫した場合には、車両等の通行安全を確保し迅速・円滑な避難及び危険地域内での災害応急対策の円滑化を図るため、当該地域への一般車両の乗り入れは、原則として禁止又は制限します。

- (2) 被害拡大防止及び災害応急対策活動を確保するため、災害が発生している地域での一般車両の走行及び乗り入れを禁止又は制限します。
- (3) 避難路等については、優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の走行を禁止します。
- (4) 被災地域、その周辺の防災上重要な道路については、必要な交通規制を実施します。

2 交通規制の実施

- (1) 富士吉田警察署及び道路管理者は、「火口周辺警報」及び「噴火警報」の発表に伴い、町で定めた防災避難マップに基づき設定された避難範囲や合同現地対策本部において新たに設定した避難範囲を基に、迅速・円滑な避難が行えるよう、必要に応じ交通規制及び通行禁止等の措置を講じます。
- (2) 道路管理者は、火山現象による道路施設の破損、施設構造の保全、交通の危険を防止する等、必要があると認めたときは、通行を規制します。
- (3) 道路管理者は、「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」（昭和 35 年 12 月 17 日）に定められた標識等を設置します。

第 10 節 民心・社会秩序安定のための活動

- 1 町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋します。
 - (1) 緊急避難等で非常持ち出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋
 - (2) 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請
 - (3) 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行います。
- 2 町は警察署が行う被災者等の安全・安心を確保するための警察活動に協力し、公共の安全と秩序の維持にあたるものとします。
- 3 町は、県、富士山周辺市町村、警察、消防等と連携して、地域全体が集団避難を行わなければならない事態が発生した場合の無人化した地域について、二次災害を十分に警戒しながら、治安維持活動に努めます。

第 11 節 降灰対策

- 1 町は、降灰があった場合、県や他の市町村等と協力し降灰分布を把握するとともに、甲府地方気象台等から降灰にかかわる風向・風速情報を収集し、報道機関等の協力を得て降灰状況を住民等へ周知します。

- 2 民有地内の降灰除去は、各家庭及び各事業者による対応を原則とし、各家庭から排出された灰の回収は、町が実施するものとします。又、各事業所から排出された灰については、一時的仮置き場までの搬入を各事業者の責任において実施するものとします。
- 3 町は、集積した火山灰の一時的仮置き場、火山灰の利用等について事前に検討を行います。
- 4 道路管理者は、あらかじめ、ロードスweeper等の道路除灰作業に活用可能な資機材の所有状況を把握するとともに、富士山噴火に伴う道路除灰作業計画の策定に努めるものとします。

なお、大量の降灰や広範囲の降灰で、除灰機材の確保や作業方針の調整が必要な場合には、関係機関と連携を図り、道路除灰作業の方針を決定するものとします。
- 5 鉄道事業者は、降灰により鉄道施設に障害が生じたときは、工事関係者等の協力を得て降灰の除去等の応急対策を実施するものとします。

第12節 被害拡大防止対策

噴火時の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象に応じて次の対策を実施します。

- 1 町・県・防災関係機関
 - (1) 溶岩流流下防止（築塁、築溝、溶岩トンネルの爆破、放水活動など）
 - (2) 土石流流下防止（導流堤、遊砂地などの砂防・治山工事）
 - (3) 危険範囲からの危険物等の搬出
 - (4) 洪水氾濫防止（築堤）
 - (5) 降灰の除去（公共施設、電線の灰除去、水質汚濁防止など）
- 2 降灰があった地域の住民及び事業者
堆積した降灰の除去（住宅・事業施設など）

第13節 災害救助法による支援

災害救助法に基づく救助の実施は、知事が行うものとされています。ただし、災害救助法が適用されない場合の救助については、町長が行います。

第 14 節 住宅供給の実施

町は、火山災害により継続して居住することが困難となった住民が発生した場合、住民の要望、地域特性、避難前の地域社会の維持等に配慮した公営住宅の提供等を実施します。

1 応急的な住宅確保

町は、火山活動が活発化してから終息に至るまでの期間が長期に及ぶ場合は、住宅が被災していない場合の避難対象住民についても、長期間の避難生活が強いられる観点から応急的な住宅供給について検討します。その際、必要に応じて県に調整・支援を要請するものとします。

2 応急仮設住宅建設用地の確保

応急仮設住宅を建設するためには、事前に建設予定地を確保しておく必要があることから、町及び県との連携により応急仮設住宅の建設に適した用地を確保するため調査を実施します。

第 15 節 残留者・行方不明者等の搜索

1 町は、一般住民の噴火前避難にあたり、各避難所等から避難所情報を集約するとともに、残留者・行方不明者等の発生している区域を特定し県へ報告します。

2 町、県、消防職員・団員、警察、自衛隊等は、連携し搜索・救出班等を構成して対応することとします。

3 噴火時の搜索にあたっては、二次災害を防災するため、噴火の状況を把握したうえで安全確保に関する万全な対策を講じるものとします。

第 16 節 災害ボランティア支援対策

1 災害ボランティアの受け入れ

町は、県及び関係団体と相互に連携し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その他受け入れ体制を確保するよう努めます。

ボランティアの受け入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるような支援に努めるものとします。

2 災害ボランティア活動の促進

県は、火山災害時におけるボランティア活動の調整等のため、山梨県社会福祉協議会等が組織する山梨県民間社会福祉救援合同対策本部の整備促進に努めており、町においても、関係機関と連携するなかで防災ボランティアの育成に努めるものとします。

第 17 節 要配慮者支援対策

1 要配慮者への配慮

(1) 町は、避難誘導、指定避難所での良好な生活環境の確保、応急仮設住宅への入居にあたっては、要配慮者に十分配慮します。特に、高齢者、障害者の避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めます。

(2) 町は、避難場所等における要配慮者の生活を支援するため、必要に応じてホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、手話通訳者、ガイドヘルパーの協力を得つつ、計画的に実施します。

2 要配慮者向けの情報提供

町は、要配慮者に対応した情報提供が適切に行われるよう配慮します。

3 帰宅困難者等の保護

交通機関の管理者等は、自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客等並びに滞留者が発生したときは、町、警察等と密接な連携をとりつつ、情報提供や広報活動等により不安の解消と安全確保に努めるものとします。滞在期間が長期にわたるとき、又は危険が予測されるときは、最寄りの指定避難所等安全な場所に誘導し保護するものとします。町災対本部は、各機関を通じて滞留者の状況を把握し、必要な措置をとるものとします。

第 18 節 避難促進施設対策

町は、避難促進施設における避難が、各施設の作成する避難確保計画に基づき適切に実施されるように努めます。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 継続災害

大量の降灰があった場合には、土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予想範囲における災害防止のために、次の対応を行います。

- (1) 警戒基準雨量の見直し
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 降雨時の避難の実施

第2節 風評被害発生時の防止対策

- 1 町は、正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、見解を発表し被害防止に努めます。
- 2 町は、風評による被害を受けた事業者に対して、その被害を回復できるよう努めるとともに、事業が継続できるような制度・仕組みについて検討を行います。

第3節 弔慰金・生活再建資金等の供給

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、又、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の自立的生活再建の支援を行うよう努めます。

第4節 恒久住宅等の供給・再建

- 1 応急仮設住宅の解消や被災者の生活の再建を図るため、恒久的な住宅の供給を推進するよう努めます。
- 2 町は、被害調査を実施し、住宅の必要供給戸数を算出するとともに、被災地の復興方針等を踏まえ、住宅再建手法について検討します。その際、被災者の再建意向についても聞き取り調査等により把握し、公営住宅の供給計画、資金融資等による住宅の補修・再建等供給方針を定め、被災者に速やかに提示します。
- 3 町は、避難生活が長期化する場合には、要配慮者等の居住環境確保のため、公営住宅やホテル・旅館等の避難所としての積極的な活用を検討します。

第5節 義援金品募集配分計画

1 実施団体

次の関係機関、団体等をもって協議会を構成し実施します。

県・町・日本赤十字社山梨県支部・共同募金会・報道機関等

2 募集及び配分

協議会において、被害の程度、範囲及び県内外別に応じて、その方法等を協議し、それぞれの関係機関、団体の特色を活かしながら実施します。なお平時から災害時に速やかな配分等ができるよう、その方法等について検討に努めるものとします。

3 募集及び配分結果の公表

協議会は、決定した義援金品の募集及び配分結果を公表します。

第6節 税の減免・公共料金の特例措置等

町は、必要に応じて、地方税の申告期限・納入期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等、被災者の負担軽減を図ります。

第7節 職業安定

町は県と協力し、被災地における雇用維持を図るため必要な措置を講ずるとともに、被災地に対するきめ細やかな職業紹介を行うなどの雇用対策を推進します。

第8節 噴火災害発生後の新たな地域づくり

町は県と協力し、噴火に伴う被害範囲や被害状況を把握するとともに、火山専門家、学識者等の協力を得て、安全性や火山活動の継続に伴う影響範囲等の検討・調査を実施し、防災上の観点から災害危険区域の設定等、地域のあり方についての検討を積極的に行います。

第9節 火山資源の活用

1 町は、噴火履歴を観察できる露頭等の自然資源や既存の砂防えん堤等を活用した観光の振興を図るよう努めます。又、災害遺構も加えた新たな観光等による地域産業の活性化を図るよう努めます。

2 火山堆積物については、工業製品への活用等災害後の地域産業の振興に役立てるよう努めます。

第 10 節 各種行政サービスの実施体制の整備

噴火による避難の長期化などに対応するため、国、県及び町は、避難者の様々な行政手続きが一箇所で行える体制整備に向けて検討します。

資料編

目 次

1	富士河口湖町防災会議条例	1
2	富士河口湖町災害対策本部条例	4
3	富士河口湖町災害対策本部規程	5
4	富士河口湖町災害警戒本部条例	7
5	災対本部各課の主な分掌事務の表	8
6	消防力の現況（富士河口湖消防団）	13
7	防災備蓄倉庫資機材一覧	14
8	防災倉庫備蓄食糧等一覧	15
9	土石流危険溪流一覧	21
10	急傾斜地危険区域一覧	23
11	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	23
12	土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧	25
13	山地災害危険地一覧	33
14	指定文化財一覧	37
15	災害協定一覧	40
16	災害時優先電話一覧	45
17	災害時広報活動関係者連絡一覧	46
18	郵便局・ATM 一覧	46
19	避難立退区域（水害関係）	47
20	ヘリコプター発着場所一覧	48
21	避難場所一覧	49
22	避難施設一覧	50
23	福祉避難施設一覧	51
24	水道施設一覧	51
25	地区防災計画策定	51
26	災害報告取扱要領（山梨県被害情報収集・伝達マニュアルより抜粋）	52
27	被災建築物応急危険度判定フロー（山梨県地域防災計画より抜粋）	64
28	被災宅地危険度判定フロー（山梨県地域防災計画より抜粋）	65
29	富士山噴火避難促進施設	66
30	避難場所・避難施設一位置図	67
31	富士山噴火時の避難ゾーン	69

1 富士河口湖町防災会議条例

平成 15 年 11 月 15 日

条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、富士河口湖町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 富士河口湖町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 関係地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 富士吉田警察署長又はその指名する職員
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 町の教育委員会の教育長
 - (6) 町の消防団長
 - (7) 富士五湖消防本部の消防長又はその指名する職員
 - (8) 関係公共機関又は関係地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者。
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者。
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、2 人、22 人、5 人及び 5 人以内とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前の者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

富士河口湖町防災会議委員名簿

No	委員任命の該当条文	所属機関	役職
1	第3条第2項（会長）	富士河口湖町	町長
2	第3条第5項第1号	国土交通省甲府河川国道事務所	事務所長
3	第3条第5項第1号	陸上自衛隊北富士駐屯地第1特科隊第3中隊	隊長
4	第3条第5項第2号	山梨県富士・東部地域県民センター	所長
5	第3条第5項第2号	山梨県富士・東部建設事務所吉田支所	所長
6	第3条第5項第3号	富士吉田警察署	署長
7	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
8	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
9	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
10	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
11	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
12	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
13	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
14	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
15	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
16	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
17	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
18	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
19	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
20	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
21	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
22	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
23	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
24	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
25	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
26	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
27	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
28	第3条第5項第4号	富士河口湖町	
29	第3条第5項第5号	富士河口湖町教育委員会	教育長
30	第3条第5項第6号	富士河口湖町消防団	団長
31	第3条第5項第7号	富士五湖消防本部	消防長
32	第3条第5項第8号	東京電力パワーグリッド(株)大月支社	大月支社長
33	第3条第5項第8号	NTT 東日本(株)山梨	災害対策室長
34	第3条第5項第8号	(社)山梨県 LP ガス協会	吉田瓦斯株式会社
35	第3条第5項第9号	健康科学大学	準教授
36	第3条第5項第9号	女性団体連絡協議会	会長
37	第3条第5項第9号	男女共同参画推進委員会	委員長
38	第3条第5項第9号	防災士	防災士代表者

2 富士河口湖町災害対策本部条例

平成 15 年 11 月 15 日

条例第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、富士河口湖町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総理し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 富士河口湖町災害対策本部規程

平成 15 年 11 月 15 日

訓令第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、富士河口湖町災害対策本部条例(平成 15 年富士河口湖町条例第 16 号)第 4 条の規定に基づき、富士河口湖町災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動の開始及び終了の時期)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると認めるときは、本部の活動を開始するものとする。

2 本部は、災害の危険が解消したと認められる場合又は災害に対する応急措置がおおむね完了したと認められるときに、活動を終了する。

(副本部長)

第 3 条 災害対策副本部長は、副町長をもって充てる。

(平 17 訓令 9・平 19 訓令 6・一部改正)

(本部員)

第 4 条 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、町の職員をもって充てる。

(部、班及び事務分掌)

第 5 条 本部に、部及び班を置き、その名称及び分掌事務は別表第 1 のとおりとし、部長及び班長は分掌に定める者をもって充てる。

(部長会議)

第 6 条 部長会議は、部長をもって構成する。

2 部長会議は、本部長が招集する。

(本部の配備の基準等)

第 7 条 本部の配備の基準は、別表第 2 のとおりとする。

2 各部長は、前項の配備基準により、分掌事務についてあらかじめ配備計画を立て、これを本部員に周知徹底するとともに編成計画表を本部長に提出するものとする。

(活動の要領)

第 8 条 前条の規定に基づく配備下における本部員の活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1) 各部長は、本部に参集し、情勢に対応する措置を検討する。

(2) 各班長は、本部からの指令又は連絡に即応して必要な措置を講ずる。

(3) その他の本部員は、上司の命により災害対策活動に従事する。

(非常参集)

第 9 条 本部員は、勤務時間外及び休日において災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況の推移に注意し、所属の部又は班と連絡をとり、必要がある場合は、所定の場所に参集するものとする。

(連絡員)

第 10 条 第 2 及び第 3 配備体制が発令されたときは、各部は連絡員 1 人を所定の場所に常駐させ、本部との連絡に当たらせるものとする。

(被害報告)

第 11 条 各部長は、それぞれ当該分掌事務に係る被害状況を本部長に報告するものとする。

(その他)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、非常災害に際し必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 15 年 11 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年訓令第 9 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年訓令第 6 号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表 略

4 富士河口湖町災害警戒本部条例

平成 15 年 11 月 15 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。)第 18 条第 4 項の規定に基づくほか、富士山火山噴火災害対策等のために富士河口湖町災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第 2 条 災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総理し、その職員を指揮監督する。
- 2 警戒本部に、災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。
- 3 副本部長は、副町長をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
- (1) 山梨県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
 - (2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 町の教育委員会の教育長
 - (4) 町の消防団長
 - (5) 富士五湖消防本部の消防長又は消防吏員その他の職員のうちから町長が任命する者
 - (6) 町の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が任命する者
- 6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。
- 7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、町の職員のうちから、町長が指名する。
- 8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。
- (平 17 条例 18・平 19 条例 3・一部改正)

(部)

- 第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 11 月 15 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 18 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 3 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

5 災对本部各課の主な分掌事務の表

※太字は大規模災害時における初動期の主要事務

課名	所属係名	事務分掌
地域防災課	防災係	1 本部の設置、会議に関すること 2 各課・係へ指令伝達及び各課の総合連絡調整 3 気象予警報の受領・伝達 4 避難準備情報・避難勧告・避難指示の発令 5 警戒区域の設定 6 消防団・防災関係機関との連絡 7 防災行政無線の運用 8 交通規制の指示 9 災害情報の総合収集、報告 10 県・市町村、防災関係機関への応援要請 11 自衛隊派遣要請 12 その他本部長の指示する事項
	地域係 勝山出張所 足和田出張所 上九一色出張所	1 自主防災組織（各集落）との連絡 2 緊急連絡所の設営 3 課内への応援（災害初動期）
	情報推進係	1 報道機関に対する避難勧告等の報道要請及び連絡調整 2 町民に対する災害広報 2 重要情報・システムの保護 3 安全安心メールの配信、ホームページ等の運用

課名	所属係名	事務分掌
総務課	総務係 管財係	1 庁舎の停電対策等保安対策 2 電話交換事務(通信確保) 3 町有車の配車及び自動車の借上げ調達措置 4 災害応急資材及び災害用品の調達 5 被害状況の整理及び集計 6 災害救助法の適用申請 7 本部と議会との連絡調整 8 全般庶務
	秘書係	1 本部長の秘書
	職員係	1 職員の動員・出勤命令 2 職員の配置計画 3 各課職員の相互応援調整 4 職員の勤務の把握及び夜間勤務対策 5 り災職員の公務災害補償及び福利厚生 6 課内への応援（災害初動期）
	財政係	1 総務課又は課内への応援（災害初動期） 2 災害応急対策に要する経費の支出 3 災害復旧の予算措置 4 災害義援金、物資等の受付及び配布

課名	所属係名	事務分掌
政策企画課	政策調整係 企業誘致・まちづくり推進係 男女共同参画・国際係	1 地域防災課又は課内への応援（災害初動期） 2 国、県に対する陳情対策 3 復興計画の作成
	広報統計係	1 町民の要望、苦情等の受理及び連絡 2 災害の写真の収集整理

課名	所属係名	事務分掌
税務課	資産税係 住民税係 収納係	1 課内への応援（災害初動期） 2 家屋被害状況調査 3 被害者の実態調査及び被害状況の調査集計 4 税の減免措置に関すること

課名	所属係名	事務分掌
住民課	窓口係 戸籍係 児童・手当年金係 国保・老人医療係	1 主食配給及び調達手続き 2 被災者の救助及び捜索 3 行方不明者相談窓口の設置 4 り災者名簿の作成及びり災証明の発行 5 り災世帯調査計画及びり災者救助計画 6 遺体の一時収容 7 埋火葬手続き

課名	所属係名	事務分掌
健康増進課	健康増進係	1 情報収集 2 医療救護所の設置及び医療助産活動 3 保健所及び医療機関との連絡 4 被災者及び避難所の保健対策及び健康相談 5 防疫対策及び感染症予防対策 6 疾病等発生調査 7 衛生施設の被害状況調査及び災害応急対策 8 被災地の消毒 9 衛生薬品等の調達・供給 10 食品の検査
	在宅介護係	1 情報収集 2 避難行動要支援者の救助救援・避難誘導・安否確認 3 要配慮者の介護サービス

課名	所属係名	事務分掌
福祉推進課	社会福祉係	1 情報収集 2 避難行動要支援者の救助救援・避難誘導・安否確認 3 避難所の開設・管理・避難者の救護 4 社会福祉施設の被害状況調査及び災害応急対策 5 救助物資の配布計画 6 避難者に対する給食 7 衣服・寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 8 福祉避難所の設置・運営 9 生業に必要な資金の貸与 10 り災見舞金品の配布 11 社会福祉協議会・日本赤十字社・日赤奉仕団との連絡調整 12 ボランティアの受け入れ

課名	所属係名	事務分掌
子育て支援課	児童福祉係	1 保育園児の避難対策 2 保育園児の保護者への引き渡し 3 避難所の開設・管理、避難者の救護 4 児童福祉施設の災害応急対策 5 応急保育の実施

課名	所属係名	事務分掌
環境課	生活環境係 環境整備係 資源保全係	1 環境衛生施設の被害状況調査 2 災害時のし尿、ゴミ、がれき処理対策 3 仮設トイレ等の確保 4 救援物資の輸送協力 5 飼育動物の保護 6 放射線量のモニタリング

課名	所属係名	事務分掌
農林課	農政班 農政係 振興係 地籍調査係	1 危険農耕地等の巡視 2 農耕地・農作物及び山林・林道関係被調査 3 農道・林道・橋梁・耕地の災害復旧 4 病虫害防除対策 5 農林業資材の調達斡旋 6 営農資金・農林業資金の調査
	畜産係	1 家畜・家さん及び畜舎等の被害調査・応急救護・防疫 2 課内への応援（災害初動期）

課名	所属係名	事務分掌
観光課	観光係 観光施設係 観光振興係	1 観光客の避難・救助、帰宅支援 2 観光施設の被害状況調査 3 観光施設の避難所活用 4 観光施設の災害応急対策及び災害復旧 5 観光連盟等関係機関との連絡調整 6 災害資金の融資斡旋
	商工係	1 商工施設の被害状況調査 2 商工業団体との連絡調整、応急対策 3 商工施設の災害応急対策及び災害復旧 4 課内への応援（災害初動期） 5 災害資金の融資斡旋

課名	所属係名	事務分掌
都市整備課	都市計画係	1 建物被害状況調査 2 町営住宅・町有建物の被害状況調査及び災害応急対策 3 建物の応急危険度判定、被災宅地判定 4 応急仮設住宅の建設 5 災害公営住宅、民間住宅等の確保 6 公共施設の災害復旧 7 課内への応援（災害初動期）
	建設係 用地係 公園管理係	1 水位の観測及び危険箇所の警戒・監視 2 水防活動 3 土砂災害警戒区域等調査 4 交通規制及び道路の啓開、障害物の除去 5 土木施設の被害状況調査及び災害応急対策 6 災害用資機材の確保及び建設・土木事業者との連絡調整 7 土木施設の災害復旧

課名	所属係名	事務分掌
水道課	上水道業務係 上水道施設係 出納係	1 水道・温泉施設被害状況調査 2 被害地区及び町内全般の飲料水対策 3 被災地・避難所における飲料水の水質保全 4 災害用資機材の確保及び水道事業者との連絡調整 5 災害時における応急給水計画 6 水道・温泉施設の復旧
	下水道施設係 下水道業務係	1 下水道施設被害状況調査 2 下水道施設の応急対策 3 下水道施設の災害復旧対策 4 課内への応援（災害初動期）

課名	所属係名	事務分掌
教育委員会	学校教育係 学校施設係	1 児童・生徒の避難対策 2 児童・生徒の保護者への引き渡し 3 児童・生徒の安否確認 4 教育施設の被害状況調査及び報告 5 所管避難所の運営に関する調整・協力 6 被災児童・生徒の調査 7 災害時の応急教育 8 学校用品の調達配布 9 教育施設被害時の応急教育施設の選定 10 被災施設の応急修理 11 教育施設の災害復旧
	社会教育係 社会体育係 文化財係 文化振興係 青少年教育係	1 所管施設利用者の避難対策 2 所管施設・文化財等の被害状況調査及び報告 3 所管避難所の運営に関する調整・協力 4 被災施設の応急修理 5 所管施設の災害復旧 6 課内への応援（災害初動期）

課名	所属係名	事務分掌
出納室	出納係	1 各課への応援 2 災害に関する義援金等の出納保管 3 災害関係経費の支払い

備考

- 1 緊急連絡所設置の場合は、その運行について、そのつど本部長が定める。
- 2 状況に応じて、職員配置の変更調整を行うものとする。
- 3 各課長は、原則として本部に常駐すること。
- 4 課長補佐は、所管する事務の属する部付きとする。
- 5 各施設の本部員は、その担当する施設に常駐すること。ただし、教育委員会、中央公民館、図書館の職員（用務員を除く。）は本部において執務する。
- 6 機構改革により担当を変更する場合があるが、新しい課等が当該事務を継承すること。

【課や係の分掌事務における共通事項】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 所管施設の被害状況報告に関すること② 職員の動員報告に関すること③ 所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること④ 係関連の災害記録に関すること⑤ 住民等の避難誘導等、緊急時の救助活動等に関すること⑥ 本部等の指示、要請に従い、各課の応援に関すること⑦ 所管施設の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること⑧ 所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること |
|---|

なお、消防団の事務は以下の通りとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 住民への災害情報の伝達に関すること② 消防及び水防に関すること③ 避難誘導・救出に関すること④ 被害情報の収集及び報告に関すること⑤ 遺体及び行方不明者の捜索に関すること⑥ 災害の警戒及び防御に関すること⑦ 防犯・秩序維持に関すること⑧ その他災害活動に関すること |
|---|

6 消防力の現況（富士河口湖町消防団）

令和2年4月現在

区 分			数
消防団	消防団数		1
	分団数		7
	団員数		297（定数 351 人）
	水防団員兼務者		297（定数 351 人）
	消防ポンプ自動車数（ポンプ付き積載車含む）		24
	指揮車		1
各自主防災会	小型動力ポンプ数	ポンプ付き積載車	6
		手引動力ポンプ	46
消防水利	消火栓（公設）		880
	防火水槽 （公設）	100m ³ 以上	38
		40～100m ³ 未満	240
		40m ³ 未満	100

7 防災備蓄倉庫資機材一覧

令和元年 12 月 13 日現在

資機材名	形式	合計	庁舎	船津	浅川	小立	大石	河口	勝山	長浜	大嵐	西湖南	根場	精進	本栖	富士ヶ嶺
救急箱		10				1	2	1	4					1	1	
放送セット		1	1													
毛布		1980	155	350		80	140	120	175	130	100	150	120	220	130	110
スペースブランケット		500	500													
ろ過機		4		1		1				1				1		
担架		22		5		2	4	2	2	7						
ベッド		6		2			2			2						
発電機		19	4	3		1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1
水中ポンプ		1	1													
蓄電池		5	1	5		2	2	1		1					3	
投光器		45	9				4	2	5	3	1	1	1	5		4
懐中電気		45		12		9			10	26	5	5	5	2		2
ブルーシート		164	22			10	18	20	9	8	10	11	11	13	10	11
日用品セット	日赤品	120	100							10						
軍手		120							120							
スコップ	角型	5							5							
スコップ	丸型	53							5	12	12	12	12			
スコップ	丸型 小	20								20						
チェンソー		3	1						2							
リアカー		3		1				1	1							
電気ドラム	コードリール	23	3	3					4		3	3	3	2	1	1
のこぎり		33							10	8	5	5	5			
なた		29							5	9	5	5	5			
バール		32							2	15	5	5	5			
カセットコンロ		31	1	5		2	2	3	2	3	5	2	1	2	2	1
コンロガスボンベ		31	9	8		2	2	4	3	6	2	3	3	3	3	3
土嚢袋		4200	1000				600	600	200	400	200	200	200	400	200	200
トラロープ		52	11	4		2	5	5	3	3	2	3	3	5	3	3
簡易トイレ		21	2	4		3	2	2	2	4				1		1
レスキューセット		16		4				1			2	2	2	3	1	1
メガホン		40		9		4	7	2	2	2	3	3	3	2	1	2
避難ルーム		226	6	44		20	20	20	20	8	16	8	8	24	16	16
ひなんテント		17	4					1		2	2	2		2	2	2
ひなんテント		7	7													
やかん		43	4	7		5	4	5	5	2	2	1		4	2	2
アルコール消毒		100		20		10	10	10	10	5	5	5	5	10	5	5
マスク		8000					2000					2000		2000	2000	
炊出しセット		13	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

8 防災倉庫備蓄食糧等一覧

令和元年 12 月 10 日

地区	設置場所	設置年月	備蓄状況		
船津	船津 3737 (船津小学校敷地)	平成 12 年 8 月	御飯	1 箱あたり 50 食	700 食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食	200 食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	200 食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食(小分け)	550 食
			御飯（水無OK）	1 箱あたり 30 食	60 食
			缶詰、クラッカー	1 箱あたり 60 食（3 缶）	240 食
			パン	1 箱あたり 48 食	960 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	576 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	200 食
			合 計		3,686 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	840 本
船津	船津 (湖南中体育館西)	平成 30 年 3 月	御飯	1 箱あたり 50 食	50 食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食	食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食(小分け)	100 食
			御飯（水無OK）	1 箱あたり 30 食	60 食
			缶詰、クラッカー	1 箱あたり 60 食（3 缶）	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	192 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	576 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	50 食
			合 計		1,088 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	120 本
船津	船津 5546-3 (町民体育館駐車場)	平成 25 年 3 月	御飯	1 箱あたり 50 食	450 食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食	450 食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	200 食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食(小分け)	300 食
			御飯（水無OK）	1 箱あたり 30 食	60 食
			缶詰、クラッカー	1 箱あたり 60 食（3 缶）	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	768 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	768 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	50 食
			合 計		3,106 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	600 本
船津	船津 1747 (中央公民館)		御飯	1 箱あたり 50 食	50 食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食	食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食(小分け)	100 食
			御飯（水無OK）	1 箱あたり 30 食	60 食
			缶詰、クラッカー	1 箱あたり 60 食（3 缶）	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	48 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	48 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	食
			合 計		366 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	120 本
浅川	浅川 655-1 (浅川公民館)		御飯	1 箱あたり 50 食	食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食	100 食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	50 食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食(小分け)	50 食
			御飯（水無OK）	1 箱あたり 30 食	120 食
			缶詰、クラッカー	1 箱あたり 60 食（3 缶）	180 食
			パン	1 箱あたり 48 食	144 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	384 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	150 食
			合 計		1,178 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	120 本

小立	小立 2558 (小立小学校職員駐車)	平成 11 年 8 月	御飯	1 箱あたり 50 食	650 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	450 食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	100 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食(小分け)	300 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	60 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	240 食
			パン	1 箱あたり 48 食	960 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	576 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	200 食
			合 計		3,536 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	600 本

小立	小立 677 (小立福祉センター内)		御飯	1 箱あたり 50 食	50 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食(小分け)	100 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	60 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	48 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	50 食
			合 計		368 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	120 本

大石	大石 1436 (大石小学校駐車場敷地)	平成 9 年 8 月	御飯	1 箱あたり 50 食	300 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	100 食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	200 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食(小分け)	400 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	60 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	864 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	240 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	50 食
			合 計		2,274 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	2,760 本

大石	大石 72 (大石出張所)		御飯	1 箱あたり 50 食	50 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食(小分け)	100 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	60 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	48 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	50 食
			合 計		368 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	120 本

河口	河口 1560 (河口小学校敷地)	平成 10 年 8 月	御飯	1 箱あたり 50 食	300 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	200 食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食(小分け)	950 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	150 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	864 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	576 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	140 食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	50 食
			合 計		3,290 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	2,760 本

河口	河口 (河口湖北中体育館南)	平成 3 1 年 3 月	御飯	1 箱あたり 50 食	100 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	180 食
			パン	1 箱あたり 48 食	240 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	150 食
			合 計		670 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	240 本

河口	河口 6-1 (河口出張所)		御飯	1 箱あたり 50 食	食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食(小分け)	100 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	120 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	240 食
			パン	1 箱あたり 48 食	48 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	200 食
			合 計		708 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	120 本

勝山	勝山 4029-5 (勝山ふれあいセンター)	平成 7 年 10 月	御飯	1 箱あたり 50 食	600 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	350 食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食(小分け)	100 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	120 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	624 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	384 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	210 食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	50 食
			合 計		2,498 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	360 本

勝山	勝山 1007 (勝山公民館)	平成 29 年 月	御飯	1 箱あたり 50 食	150 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食(小分け)	400 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	120 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	240 食
			パン	1 箱あたり 48 食	144 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	240 食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	200 食
			合 計		1,494 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	456 本

長浜	長浜 1225 (足和田保育所裏敷地内)	平成 8 年 6 月	御飯	1 箱あたり 50 食	200 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	250 食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	150 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食(小分け)	400 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	150 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	384 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	384 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	210 食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	50 食
			合 計		2,238 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	552 本

大嵐	大嵐 602 (大嵐小学校敷地内)		御飯	1 箱あたり 50 食	250 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	100 食
			御飯	1 箱あたり 50 食 (小分け)	150 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食 (小分け)	400 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	120 食
			汁、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	240 食
			パン	1 箱あたり 48 食	432 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	48 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	210 食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	200 食
			合 計		2,150 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	672 本

西湖	西湖南 1-3 (西湖南公民館敷地)	平成 23 年 7 月	御飯	1 箱あたり 50 食	200 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	50 食
			御飯	1 箱あたり 50 食 (小分け)	食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食 (小分け)	400 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	120 食
			汁、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	240 食
			パン	1 箱あたり 48 食	480 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	192 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	210 食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	50 食
			合 計		1,942 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	432 本

根場	西湖西 5-18 (根場公民館敷地)	平成 23 年 7 月	御飯	1 箱あたり 50 食	250 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	50 食
			御飯	1 箱あたり 50 食 (小分け)	食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食 (小分け)	50 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	120 食
			汁、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	384 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	192 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	140 食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	食
			合 計		1,246 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	312 本

精進	精進 514 (精進小学校敷地内)	平成 19 年 12 月	御飯	1 箱あたり 50 食	350 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	50 食
			御飯	1 箱あたり 50 食 (小分け)	食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食 (小分け)	300 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	120 食
			汁、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	480 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	192 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	140 食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	50 食
			合 計		1,742 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	432 本

精進	精進 159 (居村 精進公民館)		御飯	1 箱あたり 50 食	150 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食	食
			御飯	1 箱あたり 50 食 (小分け)	50 食
			御飯 (アレルギー不使用)	1 箱あたり 50 食 (小分け)	50 食
			御飯 (水無OK)	1 箱あたり 30 食	120 食
			汁、クラッカー	1 箱あたり 60 食 (3 缶)	180 食
			パン	1 箱あたり 48 食	240 食
			パン (卵不使用)	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	192 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食 (2 缶)	140 食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	200 食
			合 計		1,322 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本 (500ml)	216 本

本栖	本栖 20 (旧上九一色中学校)	平成 20 年 7 月	御飯	1 箱あたり 50 食	250 食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食	100 食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食(小分け)	150 食
			御飯（水無OK）	1 箱あたり 30 食	120 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食（3 缶）	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	336 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	192 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	140 食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	50 食
			合 計		1,398 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	312 本

本栖	本栖 331 (本栖公民館)		御飯	1 箱あたり 50 食	50 食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食	食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食(小分け)	50 食
			御飯（水無OK）	1 箱あたり 30 食	120 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食（3 缶）	60 食
			パン	1 箱あたり 48 食	48 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	50 食
			合 計		378 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	192 本

富士ヶ嶺	富士ヶ嶺 1209 (豊茂小学校敷地内)	平成 20 年 7 月	御飯	1 箱あたり 50 食	350 食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食	150 食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食(小分け)	350 食
			御飯（水無OK）	1 箱あたり 30 食	120 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食（3 缶）	240 食
			パン	1 箱あたり 48 食	384 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	384 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	210 食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	200 食
			合 計		2,388 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	1,032 本

富士ヶ嶺	富士ヶ嶺 1219-1 (上九一色出張所)		御飯	1 箱あたり 50 食	食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食	食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食(小分け)	100 食
			御飯（水無OK）	1 箱あたり 30 食	120 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食（3 缶）	食
			パン	1 箱あたり 48 食	240 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	食
			合 計		460 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	72 本

役場	船津 1700 (役場地下倉庫)		御飯	1 箱あたり 50 食	150 食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食	50 食
			御飯	1 箱あたり 50 食(小分け)	200 食
			御飯（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食(小分け)	650 食
			御飯（水無OK）	1 箱あたり 30 食	300 食
			ジュ-、クラッカー	1 箱あたり 60 食（3 缶）	360 食
			パン	1 箱あたり 48 食	528 食
			パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	食
			ビスケット	1 箱あたり 48 食	720 食
			クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	食
			ラーメン	1 箱あたり 50 食	200 食
			合 計		3,158 食
			飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	2,424 本

アルファ化米	1 箱あたり 50 食	5,650 食
アルファ化米（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食	2,650 食
アルファ化米	1 箱あたり 50 食（小分け）	1,300 食
アルファ化米（アレルギー不使用）	1 箱あたり 50 食（小分け）	6,450 食
御飯（水無しOK）	1 箱あたり 30 食	2,640 食
シチュー、クラッカー	1 箱あたり 60 食（3 缶）	3,360 食
パン	1 箱あたり 48 食	9,888 食
パン（卵不使用）	1 箱あたり 48 食	288 食
ビスケット	1 箱あたり 48 食	6,576 食
クラッカー	1 箱あたり 70 食（2 缶）	1,750 食
ラーメン	1 箱あたり 50 食	2,500 食
合 計		43,052 食
飲料水	1 箱あたり 24 本（500ml）	15,984 本

人口(2019.4.1)	26,430 人
食料数	43,052 食
充足率(1 食)	162.9%
充足率(1 日) 2 食	81.4%
充足率(3 日) 6 食	27.1%

9 土石流危険溪流一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

河川名	溪流名	字	人家戸数	公共施設数
河口湖	天神沢	二町	3	1
河口湖	袖ノ口沢	奥	37	7
河口湖	奥川	奥	25	27
河口湖	節待川	奥	42	27
河口湖	藤川	奥	17	3
河口湖	西沢川	中央	316	20
河口湖	馬場川	中央	311	19
河口湖	馬場川の 1	中央	283	18
河口湖	大石沢	大石	68	6
河口湖	戸沢川	大石	0	2
河口湖	梨川	水口	24	6
河口湖	水口沢	大川端	47	2
河口湖	日影沢	河口	64	1
河口湖	御坂川	北浦	68	2
河口湖	西川	河口	68	1
河口湖	北浦沢	河口	65	1
河口湖	寺川	河口	69	2
河口湖	六首川	横町	61	1
河口湖	加藤沢	横町	36	
河口湖	山の神川の 1	横町	20	1
河口湖	山の神川	横町	20	1
河口湖	保地沢川	横町	11	
河口湖	横町沢	横町	21	1
河口湖	鯉の水川	横町	8	
河口湖	追坂沢	横町	3	4
河口湖	北浅川	浅川	7	
河口湖	浅川中央川	浅川	69	6
河口湖	白山川	浅川	57	5
本栖湖	竜ヶ岳沢	本栖	0	1
本栖湖	大久保沢	本栖	0	1
本栖湖	鳥帽子沢	本栖	0	1
精進湖	苗積沢の 2	宇ノ崎	1	2
精進湖	苗積沢の 1	宇ノ崎	1	1
精進湖	屋敷川の 3	他手合	1	1
精進湖	屋敷川の 4	他手合	3	5
精進湖	屋敷川の 2	他手合	3	5
精進湖	屋敷川の 1	他手合	3	4

河川名	溪流名	字	人家戸数	公共施設数
精進湖	他手合	居村	1	1
精進湖	宮沢川	精進	28	4
精進湖	精進川の1	精進	44	2
精進湖	精進川の2	精進	42	2
精進湖	精進の沢	精進	6	2
河口湖	大沢	大嵐	23	1
河口湖	中の沢の1	大嵐	23	2
河口湖	中の沢	大嵐	23	2
河口湖	大入溪流	大嵐	10	
河口湖	平浜沢	長浜	33	4
河口湖	大沢川の1	長浜	50	14
河口湖	大沢川	長浜	51	14
河口湖	宮沢の1	長浜	51	14
河口湖	軽沢	長浜	51	15
河口湖	宮沢の2	長浜	53	13
河口湖	宮沢川	長浜	52	4
河口湖	的場川	長浜	35	2
河口湖	大輪沢	長浜	18	
西湖	横沢	西湖	0	3
西湖	藤沢	西湖	0	3
西湖	青木沢	西湖	0	1
西湖	青木の沢1	西湖	0	1
西湖	青木の沢2	西湖	5	
西湖	東沢	西湖	2	2
西湖	西沢	西湖	2	2
西湖	西入川	根場	7	1
西湖	本沢川	根場	6	1
西湖	東入沢	西湖	5	2
西湖	坂の下沢	西湖	11	6
西湖	西ノ越川	西湖	11	7
西湖	桑留尾川	西湖	21	7
西湖	浅原川	西湖	1	1
西湖	三沢川の1	西湖	32	2
西湖	三沢川	西湖	32	2
西湖	三沢川の2	西湖	15	2
合計 72			—	—

10 急傾斜地危険区域一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

指定区域名	大字	字	指定年月日	指定 番号	指定面積 (ha)	保全戸数 (戸)
精進	精進	宿尻 他	昭和 51 年 11 月 22 日	697	4.84	36
船津	船津 他	大久保 他	昭和 53 年 7 月 24 日	285	24.00	47
大石	大石	下の峰 他	昭和 56 年 3 月 5 日	91	3.10	12
白山神社	浅川	高石 他	平成 1 年 3 月 20 日	121	0.53	5
矢羽根	西湖	矢羽根 他	平成 11 年 3 月 25 日	136	1.96	17
馬込	船津	馬込 他	平成 15 年 1 月 30 日	46	2.60	32
馬込	船津	馬込 他	平成 17 年 2 月 28 日	95	0.53	0
赤坂	船津	水川戸	平成 19 年 2 月 22 日	62	1.83	45
				計	39.39	194

11 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

平成 25 年 4 月 1 日現在

箇所名	大字	小字	人家戸数 (戸)	指定区域名
精進	精進	居村	8	
精進の 2	精進	居村	8	
大窪	精進	大窪	2	
他手合	精進	他手合	4	
他手合の 2	精進	他手合	2	
他手合の 3	精進	他手合	1	
苗積沢	精進	苗積沢	1	
苗積沢の 2	精進	苗積沢	2	
宇ノ崎	精進	宇ノ崎	1	
大石	大石	大石	5	
湯口	大石	湯口	11	
大石の 2	大石	大石	1	
中沢	大石	中沢	24	
大石の 3	大石	日月山	4	
大石の 4	大石	下ノ峰	8	大石
魚釣戸	大石	魚釣戸	2	
戸沢	大石	戸沢	3	
大石の 5	大石	大石	7	
西川	河口	西川	21	
西川橋	河口	国府下	1	
大桧	河口	大桧	1	

箇所名	大字	小字	人家戸数（戸）	指定区域名
横町	河口	横町	21	
横町東下側	河口	横町	6	
産星ヶ崎浅川	浅川	産星ヶ崎	18	
坂本	浅川	坂本	17	
久保	浅川	久保	7	
白山神社	浅川	高石	2	白山神社
船津	船津・浅川	水川戸・高石	28	船津
船津の 2	船津	船津	26	船津
馬込	船津	馬込	28	船津
勝山	勝山	勝山	1	
本沢	西湖	本沢	3	
根場	西湖	根場	3	
西湖	西湖	西湖	1	
雪頭ヶ岳	西湖	雪頭ヶ岳	2	
西之越	西湖	西之越	3	
浅原	西湖	浅原	1	
白根	西湖	白根	7	
矢羽根	西湖	矢羽根	5	矢羽根
上条	長浜	上条	9	
小宮	長浜	小宮	7	
天神下の 2	長浜	天神下	1	
天神下	長浜	天神下	1	
長浜	長浜	長浜	8	
小津原	西湖	小津原	2	
大輪山	西湖	大輪山	1	
大輪山の 2	西湖	大輪山	1	
大輪算の 3	西湖	大輪山	4	
合計 49			330	

12 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧

平成 23 年 4 月 1 日現在

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
上条-1	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
上条-2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
小宮-1	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
小宮-2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
天神下の 2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
天神下	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
長浜	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
上条Ⅱ	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
長浜Ⅱ	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
長浜Ⅱの 2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
長浜Ⅱの 5	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
長浜Ⅱの 6	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
本沢	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
根場	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
西湖	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
雪頭ヶ岳	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
西之越	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
浅原	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
白根	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
矢羽根-1	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
矢羽根-2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
小津原	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
大輪山	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
大輪山の 2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
西之越Ⅱ	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
桑留尾Ⅱ	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
桑留尾Ⅱの 2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
桑留尾Ⅱの 3	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
矢羽根Ⅱ	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
矢羽根Ⅱの 2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
根場Ⅲ	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
根場Ⅲの 2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
大輪山Ⅲ	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
大輪山Ⅲの 2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27
大嵐Ⅱ	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H18. 3. 27

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
栃久保Ⅱ	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
栃久保Ⅱの3	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大嵐Ⅱの3	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大嵐Ⅲ	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大輪山の3	西湖南	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大石-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大石-2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
湯口	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大石の2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
中沢	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大石の3	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大石の4	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
魚釣戸	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
戸沢	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大石の5	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
湯口Ⅱ	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
江木林Ⅱ-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
江木林Ⅱ-2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
桑崎山Ⅱ	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
魚釣戸Ⅱ-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
魚釣戸Ⅱ-2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
西川-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
西川-2	河口	急傾斜地の崩壊		H18.3.27
西川-3	河口	急傾斜地の崩壊		H18.3.27
西川橋	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
大桧	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
横町	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
横町東下側	河口	急傾斜地の崩壊		H18.3.27
広瀬Ⅱ	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
山宮Ⅱ	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
宮の上Ⅱ	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
宮の上Ⅱの2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
御坂トンネルⅡ	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
横町Ⅲ	河口	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
勝山	勝山	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
産屋ヶ崎浅川-1	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
産屋ヶ崎浅川-2	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
産屋ヶ崎浅川-3	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
白山神社	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
船津-1	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
船津-2	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
浅川Ⅱ	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
船津の2	船津	急傾斜地の崩壊	○	H18.3.27
御坂山-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
御坂山-2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
小田野	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
日影	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
上大久保	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大久保山-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
金山	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大久保山-2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
建石-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
建石-2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
江木林山-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
江木林山-2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大久保山-3	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大久保山-4	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大久保山-5	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
柚ノ口山-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
柚ノ口山-2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
下河原山	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
二夕町-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
久保井坂下-1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
久保井坂下-2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
久保井坂下-3	大石	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
東八杭-1	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
東八杭-2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
東八杭-3	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
東八杭-4	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
的場-1	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
山宮-4	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
谷抜-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
谷抜-2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
加藤-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
加藤-2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
巽沢	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
布干度-1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
布干度-2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
平浜-1	船津	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
平浜-2	船津	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
鳥坂	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大沢-1	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大沢-2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
前沢	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
口谷-1	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
口谷-2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
口谷-3	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
坂	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大和田道上-1	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大和田道上-2	大嵐	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
向浜	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
津原-1	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
津原-2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大輪山	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
大路原-1	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
井利	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
浅原	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H19.9.13
苗積沢	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
他手合の3-1	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
他手合の3-2	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
他手合	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
大窪-1	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
大窪-2	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
精進の2	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
精進	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
他手合の2	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
精進Ⅱ	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24
宇ノ崎-1	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20.7.24

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
宇ノ崎-2	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20. 7. 24
苗積沢の 2	精進	急傾斜地の崩壊	○	H20. 7. 24
西川河口の 1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
西川河口の 2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
西川河口の 3	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
梨川河口の 1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
梨川河口の 2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
明光山大石の 1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
桑崎山大石の 1	大石	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
桑崎山大石の 2	大石	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
長浜トンネル	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
六首川河口の 1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
六首川河口の 2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
六首川河口の 3	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
鯉ノ水川河口の 1	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
鯉ノ水川河口の 2	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
鯉ノ水川河口の 3	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
産屋ヶ崎	河口	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
戸沢川尾祖場	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
白山神社の 1	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
白山神社の 2	浅川	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
足和田長浜の 2	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
足和田長浜の 3	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
足和田長浜の 4	長浜	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
西湖小津原	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
西湖大輪山	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
西湖西の 1	西湖・西湖西	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 24
西湖西の 2	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 31
西湖西の 3	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 31
西湖西の 4	西湖	急傾斜地の崩壊	○	H23. 3. 31

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
大入溪流	長浜	土石流	○	H18.3.27
平浜沢	長浜	土石流	○	H18.3.27
大沢川の1	長浜	土石流		H18.3.27
大沢川	長浜	土石流	○	H18.3.27
宮沢の1	長浜	土石流		H18.3.27
軽沢	長浜	土石流	○	H18.3.27
宮沢の2	長浜	土石流	○	H18.3.27
宮沢川	長浜	土石流		H18.3.27
的場川	長浜	土石流	○	H18.3.27
大輪沢-1	長浜	土石流	○	H18.3.27
大輪沢-2	長浜	土石流		H18.3.27
八杭坂	長浜	土石流	○	H18.3.27
横沢	西湖	土石流		H18.3.27
藤沢	西湖	土石流	○	H18.3.27
青木沢	西湖	土石流	○	H18.3.27
青木の沢1	西湖	土石流	○	H18.3.27
青木の沢2	西湖	土石流	○	H18.3.27
東沢	西湖	土石流	○	H18.3.27
西沢	西湖	土石流	○	H18.3.27
西入川-1	西湖	土石流	○	H18.3.27
西入川-2	西湖	土石流	○	H18.3.27
本沢川	西湖	土石流		H18.3.27
東入沢	西湖	土石流		H18.3.27
坂の下沢	西湖	土石流	○	H18.3.27
西ノ越川	西湖	土石流	○	H18.3.27
桑留尾川	西湖	土石流		H18.3.27
浅原川	西湖	土石流	○	H18.3.27
三沢川の1	西湖	土石流	○	H18.3.27
三沢川	西湖	土石流		H18.3.27
三沢川の2	西湖	土石流	○	H18.3.27
大沢	大嵐	土石流		H18.3.27
中の沢の1	大嵐	土石流	○	H18.3.27
中の沢	大嵐	土石流	○	H18.3.27
天神沢	大石	土石流	○	H18.3.27
袖ノ口沢	大石	土石流		H18.3.27
奥川	大石	土石流	○	H18.3.27

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
節待川	大石	土石流	○	H18. 3. 27
藤川	大石	土石流	○	H18. 3. 27
西沢川	大石	土石流	○	H18. 3. 27
馬場川	大石	土石流		H18. 3. 27
馬場川の 1	大石	土石流		H18. 3. 27
大石沢	大石	土石流	○	H18. 3. 27
戸沢川	大石	土石流	○	H18. 3. 27
寺崎沢	大石	土石流	○	H18. 3. 27
梨川-1	河口	土石流		H18. 3. 27
梨川-2	河口	土石流	○	H18. 3. 27
水口沢	河口	土石流	○	H18. 3. 27
日影沢	河口	土石流	○	H18. 3. 27
御坂川-1	河口	土石流	○	H18. 3. 27
御坂川-2	河口	土石流	○	H18. 3. 27
北浦沢	河口	土石流	○	H18. 3. 27
寺川	河口	土石流	○	H18. 3. 27
六首川-1	河口	土石流		H18. 3. 27
六首川-2	河口	土石流	○	H18. 3. 27
加藤沢	河口	土石流	○	H18. 3. 27
山の神川の 1	河口	土石流	○	H18. 3. 27
山の神川	河口	土石流	○	H18. 3. 27
保地沢川	河口	土石流	○	H18. 3. 27
横町沢	河口	土石流	○	H18. 3. 27
鯉の水川	河口	土石流	○	H18. 3. 27
追坂沢	河口	土石流	○	H18. 3. 27
北浅川	浅川	土石流	○	H18. 3. 27
浅川中央川-1	浅川	土石流	○	H18. 3. 27
浅川中央川-2	浅川	土石流	○	H18. 3. 27
白山川	浅川	土石流	○	H18. 3. 27
大久保沢	本栖	土石流	○	H20. 7. 24
鳥帽子沢	本栖	土石流		H20. 7. 24
苗積沢の 2	精進	土石流	○	H20. 7. 24
苗積沢の 1	精進	土石流	○	H20. 7. 24
屋敷川の 3	精進	土石流	○	H20. 7. 24
屋敷川の 4	精進	土石流		H20. 7. 24
屋敷川の 2	精進	土石流	○	H20. 7. 24

区域名	概ねの位置（大字）	自然現象の種類	特別警戒区域を含む区域	告示日
屋敷川の1	精進	土石流	○	H20.7.24
他手合	精進	土石流	○	H20.7.24
宮沢川	精進	土石流		H20.7.24
精進川の1	精進	土石流		H20.7.24
精進川の2	精進	土石流	○	H20.7.24
精進の沢	精進	土石流	○	H20.7.24

土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定区域合計（か所）

自然現象の種類	指定区域数	
	土砂災害警戒区域	うち特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	173	170
土石流	78	59
合 計	251	229

13 山地災害危険地一覧

平成 22 年 3 月 31 日現在

【崩壊土砂流出危険地区】

大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積 (ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設	道路
本栖, 大久保	有	無	無	無	0	一部概成	2	1	国道
本栖, 北の山	有	無	無	無	0	無	0		国道
精進, 苗積	有	無	無	有	0	一部概成	2		県道
精進, 苗積	有	無	無	無	1	一部概成	4		県道
精進, 戸知久保	有	無	無	有	0	一部概成	5		国道
精進, 屋敷	有	無	無	無	0	未成	12		県道
精進, 屋敷	有	無	無	無	1	一部概成	12		県道
精進, 芹沢	有	無	無	無	0	未成	12		県道
精進, 甲斐道	無	無	有	無	1	一部概成	25	2	国道
精進, 精進	有	無	有	無	1	一部概成	25	2	国道
精進, 小田沢	有	無	無	無	1	一部概成	20	2	国道
精進, ウトウ川	有	無	無	無	1	未成	0		国道
精進, 瀬々波	有	無	無	有	0	一部概成	0		国道
精進, 瀬々波	有	無	無	有	0	一部概成	0		国道
精進, 大和田	有	無	無	有	3	一部概成	0	2	林道
精進, 大和田	有	無	無	有	3	一部概成	0	2	林道
精進, 東和田	有	無	無	有	8	一部概成	0	2	林道
本栖, 割石	有	無	無	有	3	未成	0		国道
本栖, 竜ヶ岳	有	無	無	有	1	未成	3	1	県道
本栖, 広川原	有	無	無	無	0	一部概成	0		県道
精進, 寿加	有	無	無	無	1	既成	0	1	国道
大石、節侍寺	有	無	有	有	2	一部概成	15		林道
大石、藤山	有	無	無	有	2	一部概成	7		町道
大石、西沢	有	無	有	有	1	一部概成	300	3	県道
大石、東	有	無	無	有	1	一部概成	370	3	県道
大石、明光山	有	無	無	有	0	一部概成	40	2	県道
大石、戸沢山	無	無	無	有	0	一部概成	10		県道
大石、城古山	有	無	無	有	1	一部概成	30	1	県道
河口、梢山	有	無	無	有	1	一部概成	5		国道
河口、御坂山	有	無	無	有	0	一部概成	2		国道

大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設	道路
河口	有	無	無	有	0	一部概成	0		国道
河口、輪名沢	有	無	無	有	1	一部概成	0		国道
河口、輪名沢	有	無	無	有	2	一部概成	0		国道
河口、八丁金ヶ窪	有	無	無	有	0	一部概成	0		国道
河口、滝の入山	無	無	無	有	0	一部概成	80	2	国道
河口、滝の入山	有	無	有	有	2	一部概成	20	1	国道
河口、天神沢	有	無	無	有	2	未成	8		国道
河口、天神沢	有	無	無	有	2	一部概成	8		その他
河口、木無山	有	無	有	有	3	一部概成	10	1	町道
河口、霜山	有	無	有	有	4	一部概成	10	1	町道
河口、霜山	有	無	無	有	3	一部概成	10		町道
河口、霜山	有	無	無	有	3	一部概成	20		国道
浅川、戸沢	有	無	無	無	0	一部概成	50	1	国道
浅川、浅川	有	無	有	有	2	一部概成	50	1	国道
浅川、白山川	有	無	無	無	1	一部概成	15		国道
河口、桜橋	有	無	無	有	2	一部概成	0		国道
河口、八丁金ヶ窪	有	無	無	有	8	一部概成	0		国道
河口、御巢鷹山	有	無	無	有	8	一部概成	0		国道
大石、十二ヶ岳	有	無	有	有	26	未成	6		町道
河口、小管山	有	無	有	有	9	一部概成	23		国道
河口、大萱	有	無	無	有	1	未成	0		国道
西湖、大輪山	有	無	無	有	1	一部概成	13	1	県道
西湖、駒形	有	無	無	有	1	一部概成	0		県道
西湖、津原	有	無	無	有	1	一部概成	14		県道
西湖、津原	有	無	無	有	1	一部概成	14		県道
長浜、大沢	有	無	無	有	1	一部概成	80	3	県道
長浜、大沢	無	無	無	有	1	一部概成	20	3	県道
長浜、尾崎	有	無	無	有	2	一部概成	5		県道
長浜、上足和田	無	無	無	有	1	未成	4		県道
大嵐、栃窪	有	無	無	有	1	一部概成	30	1	国道
根場、王岳	有	無	有	有	6	一部概成	25		県道
根場、大比羅	有	無	有	有	5	一部概成	25		県道

大字、字	保安林等	地すべり防止区域指定	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設	道路
根場、東入川	有	無	有	有	13	未成	20		県道
西湖	有	無	無	有	1	一部概成	7		県道
西湖、浅原	有	無	無	有	0	一部概成	0		県道
西湖、三沢	有	無	有	有	4	一部概成	47		県道
長浜、室沢	無	無	有	有	2	一部概成	55	1	県道
富士崎	無	無	無	有	1	一部概成	13		県道

【山腹崩壊危険地区】

大字、字	保安林等	他の法令等の指定	荒廃状況	面積(ha)	治山事業進捗状況	人家戸数	公共施設	道路
精進、他手合	無	無	無	3	無	10		県道
精進、他手合	無	無	有	3	一部概成	5		県道
精進、苗積	無	無	有	1	無	20		
大石、上の峰	有	有	無	13	一部概成	100	3	町道
河口、大築地	無	無	無	4	無	60	2	国道
河口、御坂山石岸	有	無	有	8	一部概成	4		国道
浅川、産屋ヶ崎	無	無	無	6	無	20		国道
浅川、西の団	無	無	無	5	無	20		国道
日影林	有	無	有	3	一部概成	18		国道
西湖、根湯	無	無	有	5	無	2		県道
西湖、雪頭	有	無	有	7	一部概成	5		県道
西湖、雪頭	有	無	有	11	一部概成	5		県道
西湖、雪頭	無	無	無	1	無	4		県道
西湖、雪頭	有	無	有	10	一部概成	15		県道
西湖、西村	有	無	有	12	一部概成	40		県道
西湖、東村	有	無	無	9	一部概成	30		県道
長浜、西の峰	無	無	無	4	無	30	3	県道
西湖、大輪山	有	無	無	8	一部概成	60		町道
大嵐、栃窪	有	無	有	9	一部概成	40	1	国道
大和田道上	無	無	有	22	無	18		国道
西湖、雪頭ヶ嶽	無	無	有	9	無	0		県道

大字、字	保安林 等	他の法 令等の 指定	荒廃状 況	面積 (ha)	治山事業 進捗状況	人家戸数	公共 施設	道路
西湖、大久保山	無	無	有	5	無	0		県道
西湖、大久保山	無	無	有	4	無	0		県道

【山地災害危険地合計（か所）】

崩壊土砂流出個所数	山腹崩壊個所数	地すべり個所数	合計
69	23	0	92

14 指定文化財一覧

平成 27 年 3 月現在

	名称	種別	所在地	指定	指定年月日
1	富士山	特別名勝	富士河口湖町外 1 市 3 村	国	昭和 27 年 11 月 22 日
2	船津胎内樹型	天然記念物	船津胎内	国	昭和 4 年 12 月 17 日
3	西湖蝙蝠穴及びコウモリ	天然記念物	西湖 2068	国	昭和 4 年 12 月 17 日
4	竜宮洞穴	天然記念物	西湖 2068	国	昭和 4 年 12 月 17 日
5	精進の大スギ	天然記念物	精進 84	国	昭和 3 年 1 月 31 日
6	富岳風穴	天然記念物	精進青木ヶ原 514	国	昭和 4 年 12 月 17 日
7	富士風穴	天然記念物	精進青木ヶ原 514	国	昭和 4 年 12 月 17 日
8	富士山原始林	天然記念物	本栖字大室山	国	大正 15 年 2 月 24 日
9	本栖風穴	天然記念物	本栖字石塚 222	国	昭和 4 年 12 月 17 日
10	富士御室浅間神社本殿	重要文化財	勝山 3951-1	国	昭和 60 年 5 月 18 日
11	河口の稚児舞	無形文化財	河口 1	県	昭和 35 年 11 月 7 日
12	丸木舟（3 隻）	有形文化財	船津 3964 富士博 物館	県	昭和 38 年 9 月 9 日
13	御室浅間神社文書 2 通	有形文化財	勝山 3951-1	県	昭和 33 年 6 月 19 日
14	富士御室浅間神社文書 23 通	有形文化財	勝山 3951-1	県	昭和 43 年 2 月 8 日
15	勝山記	有形文化財	勝山 3951-1	県	昭和 50 年 3 月 17 日
16	西海文書	有形文化財	西湖 295 薬明神社	県	昭和 33 年 6 月 19 日
17	鰐口	有形文化財	大嵐 6 蓮華寺	県	昭和 58 年 7 月 21 日
18	丸木舟	有形文化財	西湖 2068-1	県	平成 6 年 11 月 7 日
19	河口浅間神社の七本スギ	天然記念物	河口 1	県	昭和 33 年 6 月 19 日
20	フジマリモ及び生息地	天然記念物	西湖、河口湖、外 1 湖	県	昭和 33 年 6 月 19 日 平成 5 年 11 月 29 日
21	丸尾地藏堂	有形文化財	船津 5169	町	昭和 47 年 12 月 1 日
22	最乗塔	有形文化財	船津 5168	町	昭和 47 年 12 月 1 日
23	三十番神堂	有形文化財	小立妙法寺境内	町	昭和 49 年 5 月 14 日
24	妙法寺庫裏	有形文化財	小立 692	町	昭和 49 年 5 月 14 日
25	井出本家四脚門一棟	有形文化財	船津 8	町	昭和 49 年 5 月 14 日
26	井出家長屋門一棟	有形文化財	船津 20	町	昭和 49 年 5 月 14 日
27	円通寺庫裏	有形文化財	船津 3932	町	昭和 49 年 5 月 14 日
28	円通寺本堂	有形文化財	船津 3932	町	昭和 49 年 5 月 14 日
29	河口浅間神社本殿	有形文化財	河口 1	町	昭和 49 年 5 月 14 日
30	黒駒大絵馬	有形文化財	河口 1	町	昭和 57 年 5 月 27 日
31	三浦家の門	有形文化財	河口 15	町	平成 15 年 2 月 18 日

	名称	種別	所在地	指定	備考
32	神輿	有形文化財	勝山 3951-1	町	昭和 52 年 8 月 20 日
33	八王子神社本殿	有形文化財	勝山 938	町	昭和 54 年 1 月 26 日
34	武田不動明王座像	有形文化財	勝山 3951-1	町	昭和 63 年 2 月 27 日
35	聖徳太子像及び厨子	有形文化財	勝山 3951-1	町	平成元年 4 月 1 日
36	富士御室浅間神社里宮社	有形文化財	勝山 3951-1	町	平成元年 11 月 17 日
37	角行座像	有形文化財	勝山 3951-1	町	平成 6 年 9 月 11 日
38	浄蓮寺喚鐘	有形文化財	勝山 298	町	平成 6 年 9 月 11 日
39	妙本寺一棟内本堂、客殿、庫裏	有形文化財	勝山 609	町	平成 6 年 9 月 11 日
40	八王子神社拝殿一棟	有形文化財	勝山 938	町	平成 11 年 8 月 5 日
41	釈迦如来座像	有形文化財	大嵐 6	町	昭和 57 年 7 月 14 日
42	四天王像	有形文化財	大嵐 6	町	昭和 57 年 7 月 14 日
43	大嵐山の神社	有形文化財	大嵐 71	町	平成 15 年 4 月 17 日
44	天神社本殿	有形文化財	大嵐 71	町	平成 15 年 4 月 17 日
45	神札古判木	有形文化財	大嵐 71	町	平成 15 年 4 月 17 日
46	河口浅間神社参道の杉並木	天然記念物	河口 1	町	平成 15 年 2 月 18 日
47	河口浅間神社の栃の木	天然記念物	河口 1	町	平成 15 年 2 月 18 日
48	河口浅間神社の樅の木	天然記念物	河口 1	町	平成 15 年 2 月 18 日
49	藤の木	天然記念物	勝山 3951-1、3950	町	昭和 47 年 6 月 15 日
50	イヌザクラ	天然記念物	勝山 609	町	昭和 52 年 8 月 20 日
51	オオウラジロの木(ヤマナシ)	天然記念物	勝山 1785	町	昭和 52 年 8 月 20 日
52	勝山小学校創立記念樹(松)	天然記念物	勝山 1047	町	平成 7 年 9 月 23 日
53	コナラ	天然記念物	大嵐 71	町	平成 9 年 8 月 12 日
54	諏訪神社の大杉	天然記念物	精進 84	町	昭和 60 年 3 月 20 日
55	御坂城跡	史跡	御坂山 2740 の一部	町	昭和 47 年 12 月 1 日
56	うの島	史跡	大石 2584	町	昭和 47 年 12 月 1 日
57	河口湖掘り抜き	史跡	船津 4242 他	町	昭和 60 年 7 月 10 日
58	川窪寺屋敷跡	史跡	小立 1070	町	平成 2 年 9 月 17 日
59	富士御室浅間神社二合目本宮境内他	史跡	富士山二合目 3953-1	町	平成 7 年 9 月 23 日
60	東照宮御宿陣ノ跡	史跡	勝山 195-1	町	平成 15 年 10 月 8 日
61	神楽殿の礎石	史跡	大嵐 71	町	平成 15 年 4 月 17 日
62	渡辺囚獄佑の墓	史跡	本栖 94	町	昭和 60 年 3 月 30 日
63	山神社本殿	建造物	本栖 384-1	町	平成 13 年 12 月 12 日
64	諏訪神社本殿	建造物	精進 84	町	平成 13 年 12 月 12 日

	名 称	種 別	所 在 地	指 定	備 考
65	山神社宝篋印塔	建造物・石造物	本栖 384－1	町	平成 13 年 12 月 12 日
66	本栖六斎念仏	無形民族文化財	本栖 331	町	昭和 60 年 3 月 30 日
67	金銅薬師如来立像	有形文化財	小立 139	町	平成 18 年 12 月 20 日
68	廻り舞台	有形文化財	小立 692	町	平成 19 年 1 月 17 日
69	大杉地区溶岩樹型群	天然記念物	本栖 223	町	平成 20 年 5 月 12 日

15 災害協定一覧

平成 27 年 3 月現在

協定名	締結年月日	協定先
富士北麓災害時の相互応援に関する協定	平成 15 年 12 月 11 日	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町、都留市
甲府市・富士河口湖町消防団相互応援協定	平成 18 年 2 月 24 日	甲府市、富士河口湖町
防災行政用無線設備の共用に関する協定	平成 18 年 3 月 1 日	甲府市、富士河口湖町
環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定	平成 18 年 5 月 10 日	〔山梨県〕 富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町、都留市 〔静岡県〕 沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、長泉町、小山町、芝川町
災害時における応急対策業務に関する協定書	平成 18 年 9 月 15 日	（社）山梨県建設業協会都留支部、富士河口湖町
富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援協定書	平成 18 年 11 月 30 日	〔山梨県〕 富士吉田市、身延町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町 〔神奈川県〕 小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町 〔静岡県〕 沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆の国市、河津町、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、芝川町、富士川町
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	平成 21 年 3 月 26 日	山梨県石油協同組合湖畔支部
災害時における応急対策業務に関する協定	平成 21 年 4 月 1 日	富士河口湖町建設安全協議会

災害時における救援物資の提供に関する協定書	平成 21 年 11 月 6 日	コカ・コーラセントラルジャパン株式会社、富士河口湖町
富士河口湖町情報通信基盤施設を利用したサービス提供事業の運営に関する協定書	平成 22 年 11 月 25 日	河口湖有線テレビ放送有限会社、富士河口湖町
災害時における飲料等の提供協力に関する協定書	平成 22 年 12 月 8 日	アサヒカルピスビバレッジ株式会社、有限会社ミシマソフトドリンク、富士河口湖町
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	平成 22 年 12 月 9 日	富士山火山防災協議会（富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、身延町）、NPO 法人コメリ災害対策センター
災害時の情報交換に関する協定	平成 23 年 1 月 28 日	国土交通省関東地方整備局、富士河口湖町
災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	平成 23 年 6 月 12 日	山梨県石油協同組合、富士河口湖町
災害時における相互応援に関する協定書	平成 23 年 7 月 23 日	笛吹市、富士河口湖町
災害時の水道施設等の応急対策業務に関する協定	平成 23 年 8 月 4 日	富士河口湖町管工工事協会、富士河口湖町
全国ボート場所在市町村協議会加盟市町村災害時相互応援協定書	平成 24 年 7 月 27 日	宮城県：登米市、秋田県：由利本荘市、大潟村、福島県：喜多方市、茨城県：潮来市、埼玉県：戸田市、千葉県：香取市、新潟県：阿賀町、富山県：南砺市、福井県：美浜町、山梨県：富士河口湖町、長野県：下諏訪町、岐阜県：川辺町、海津市、愛知県：愛西市、東郷町、高浜市、三重県：大台町、兵庫県：豊岡市、加古川市、福岡県：遠賀町、熊本県：菊池市、大分県：日田市、鹿児島県：薩摩川内市
災害時における被害家屋状況調査に関する協定書	平成 24 年 10 月 31 日	山梨県土地家屋調査士会、山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会、富士河口湖町
緊急時解放備蓄型自販機に関する覚書	平成 24 年 12 月 19 日	大塚食品株式会社

災害時相互応援に関する協定	平成 25 年 3 月 9 日	仙北市（秋田県）・富士河口湖町
災害時における二次避難所（福祉避難所）施設利用に関する協定	平成 25 年 4 月 1 日	Pal-Pal、はまなし寮、スイートベリー-KATUYAMA、河口湖ハーバル工房、デイサービスセンターふれ愛、介護老人保健施設はまなす、ケアセンターこころ、デイサービスセンターはるみさん家、特別養護老人ホームなでしこ、ショートステイこころ
災害時における一時避難所としての使用に関する協定	平成 25 年 4 月 14 日	河口湖ショッピングセンター
災害時における支援協力に関する協定書	平成 25 年 4 月 19 日	マックスバリュートーヨー東海株式会社
災害時相互応援に関する協定	平成 25 年 4 月 20 日	羽生市（埼玉県）・富士河口湖町
災害発生時における富士河口湖町と河口湖郵便局、大石郵便局、河口郵便局、勝山郵便局、精進郵便局の協力に関する協定	平成 25 年 8 月 1 日	河口湖郵便局、大石郵便局、河口郵便局、勝山郵便局、精進郵便局、富士河口湖町
土砂災害及び洪水発生時もしくは発生の恐れがある場合における避難所施設利用に関する協定	平成 25 年 8 月 1 日	世田谷区、富士河口湖町
土砂災害及び洪水発生時もしくは発生の恐れがある場合における避難所施設利用に関する協定	平成 25 年 8 月 1 日	真澄寺、富士河口湖町
土砂災害及び洪水発生時もしくは発生の恐れがある場合における避難所施設利用に関する協定	平成 25 年 9 月 1 日	博報堂健康保険組合、富士河口湖町
災害時における災害緊急放送に関する協定	平成 25 年 10 月 25 日	河口湖有線テレビ放送有限会社
災害時における協力に関する協定	平成 25 年 10 月 31 日	富士吉田市、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

災害時等における家庭系 災害廃棄物の収集運搬お よび処理に関する確認書	平成 26 年 3 月 3 日	オリックス資源循環株式会社
災害時相互応援に関する 協定	平成 26 年 11 月 4 日	中央区（東京都）・富士河口湖町
災害時における一時避難 所としての使用に関する 協定	平成 26 年 11 月 25 日	宗教法人円通寺
災害時における二次避難 所（福祉避難所）施設利用 に関する協定	平成 27 年 1 月 15 日	元気丸、たんぼぼ
防災に関する協定	平成 27 年 11 月 13 日	河口湖有線テレビ放送、エフエムふ じやま、富士河口湖町
富士山火山噴火時の広域 避難に関する協定	平成 28 年 3 月 25 日	山梨市、笛吹市、富士川町、市川三 郷町、富士河口湖町
災害時における二次避難 所（福祉避難所）施設利用 に関する協定	平成 27 年 1 月 15 日	富士ふれあいセンター、富士河口湖 町
災害時における L P ガス の供給に関する協定	平成 28 年 2 月 12 日	一般財団法人山梨県エルピーガス協 会富士五湖地区会、富士河口湖町
災害時における救助犬の 出動に関する協定	平成 28 年 3 月 1 日	特定非営利活動法人日本救助犬協 会、富士河口湖町
災害時における相互協力 に関する協定	平成 28 年 11 月 24 日	健康科学大学、富士河口湖町
消防庁舎等使用不能時に おける施設使用に関する 協定	平成 29 年 3 月 1 日	富士五湖広域行政事務組合、富士河 口湖町
災害時における応急活動 の協力に関する協定	平成 29 年 2 月 21 日	一般社団法人 山梨県トラック協会 倉庫設置事業所
富士山監視映像データ提 供に関する協定	平成 30 年 6 月 1 日	富士砂防事務所、山梨県県土整備部、 富士河口湖町
災害時における避難行動 要支援者の一時避難所と しての使用に関する協定	平成 30 年 7 月 4 日	富士レークホテル、富士河口湖町
富士五湖消防管内市町村 消防団相互応援協定	平成 31 年 2 月 13 日	富士五湖消防本部管内市町村
災害時の医療救護活動に 関する協定	平成 31 年 2 月 25 日	山梨赤十字病院、富士河口湖町

災害時の応急対策活動に関する協定	令和 1 年 12 月 17 日	Hayakawa. D. K、富士河口湖町
新型コロナウイルス感染症対策期間中における民間施設の避難所使用要請に関する協定	令和 2 年 6 月 22 日	富士河口湖町観光連盟、富士河口湖町
災害時の応急対策活動に関する協定	令和 2 年 7 月 1 日	小林建設、富士河口湖町
災害時の応急対策活動に関する協定	令和 2 年 7 月 17 日	有限会社上田屋商会、富士河口湖町

16 災害時優先電話一覧

平成 29 年 4 月現在

ランク	施設名（設置場所）	電話番号
1	富士河口湖町地域防災課	0555-72-1170
1	富士河口湖町総務課	0555-72-1112
1	富士河口湖町農林課	0555-72-1115
1	富士河口湖町政策企画課	0555-72-1129
1	旧小立支所	0555-72-1517
1	中央公民館	0555-72-2932
1	町民体育館	0555-73-1220
1	河口分団詰所	0555-76-6119
1	河口住民センター	0555-76-7302
1	大石住民センター	0555-76-7702
1	大嵐児童館	0555-82-2022
1	勝山出張所	0555-83-2111
1	富士ヶ嶺第 3 水源	0555-89-2023
1	富士ヶ嶺公民館	0555-89-2111
2	船津小学校	0555-72-0052
2	小立小学校	0555-72-1512
2	小立保育所	0555-72-1646
2	船津保育所	0555-72-2007
2	河口湖南中学校	0555-72-1142
2	河口湖北中学校	0555-76-7324
2	河口小学校	0555-76-7334
2	河口保育所	0555-76-7617
2	大石小学校	0555-76-7714
2	大石保育所	0555-76-7754
2	大嵐小学校	0555-82-2132
2	西浜小学校	0555-82-2144
2	西浜中学校	0555-82-2644
2	勝山中学校	0555-83-2339
2	勝山小学校	0555-83-2027
2	勝山保育所	0555-83-2124
2	富士ヶ嶺保育所	0555-89-2024
2	富士豊茂小学校	0555-89-2113

※町有施設における緊急時の電話優先については、上記の通りランク 1 が 14 回線（他携帯 1 台）、ランク 2 が 21 回線となっている。（参考 一般電話は、ランク 4 とされている。）

17 災害時広報活動関係者連絡一覧

機関名	電話番号
富士河口湖町（代表）	0555-72-1111
富士河口湖町地域防災課	0555-72-1170
富士河口湖町政策企画課	0555-72-1129
富士河口湖町総務課	0555-72-1112
山梨県防災危機管理課	055-223-1432
山梨県消防保安課	055-223-1430
山梨県富士東部地域県民センター	0554-45-7801
陸上自衛隊北富士駐屯地	0555-84-8135
自衛隊山梨地方協力本部	0555-253-1591
富士五湖消防本部（代表）	0555-22-0119
富士五湖消防本部警防課	0555-22-4421
富士五湖消防本部河口湖消防署	0555-72-0119
富士吉田警察署	0555-22-0110
甲府河川国道事務所	055-252-5491
甲府地方気象台	055-222-9101

18 郵便局・ATM 一覧

平成 28 年 11 月現在

郵便局名	住所	電話番号	郵便	貯金	保険	ATM
河口湖郵便局	船津 3451	0555-72-1900	○	○	○	○
河口郵便局	河口 1088	0555-76-7930	○	○	○	○
勝山郵便局	勝山 4044-1	0555-83-2100	○	○	○	○
小立簡易郵便局	小立 748	0555-72-1517	○	○		
精進郵便局	精進 514-45	0555-87-2001	○	○	○	○
西浜簡易郵便局	長浜 799-3	0555-82-2211	○	○	○	
大石郵便局	大石 204	0555-76-7940	○	○	○	○
富士ヶ嶺簡易郵便局	富士ヶ嶺 1219-1	0555-89-2666	○	○	○	
本栖簡易郵便局	本栖 271	0555-87-2130	○	○	○	

19 避難立退区域（水害関係）

平成 27 年 3 月現在

河川名	避難立退区域	避難人員（人）	避難立退予定地
馬場川	大石	500	大石小学校、大石住民センター
奥川	大石	500	大石小学校、大石住民センター
的場川	長浜	100	西浜小・中学校
南沢川	大嵐	15	大嵐児童館
精進川	精進居村	100	精進公民館

20 ヘリコプター発着場所一覧

平成 27 年 3 月現在

No.	場 所	住 所	面 積
1	船津小学校校庭	富士河口湖町船津 3737	7,785 m ²
2	河口湖町民運動場	富士河口湖町船津 42-1	19,200 m ²
3	河口湖南中学校校庭	富士河口湖町船津 1164	12,800 m ²
4	小立小学校校庭	富士河口湖町小立 2446	9,499 m ²
5	八木崎公園多目的広場	富士河口湖町小立 897-1	10,000 m ²
6	くぬぎ平スポーツ公園多目的グラウンド	富士河口湖町小立 6816-2	12,000 m ²
7	大石小学校校庭	富士河口湖町大石 1425	6,385 m ²
8	大石公園 多目的広場	富士河口湖町大石 2525-1 先	3,500 m ²
9	河口小学校校庭	富士河口湖町河口 1560	6,701 m ²
10	河口湖北中学校校庭	富士河口湖町河口 3212	10,968 m ²
11	勝山小中学校校庭	富士河口湖町勝山 1047	9,106 m ²
12	小海公園 芝生広場	富士河口湖町勝山 3775-4 先	9,106 m ²
13	西浜小学校校庭	富士河口湖町長浜 1062	6,832 m ²
14	長浜下条浜河川敷	富士河口湖町長浜 2254 先	2,000 m ²
15	西湖前浜河川敷	富士河口湖町西湖 653 先	2,500 m ²
16	西湖桑留尾浜河川敷	富士河口湖町西湖 1027 先	2,500 m ²
17	西湖南運動場	富士河口湖町西湖 2068-1	10,000 m ²
18	西湖西運動場	富士河口湖町西湖西 12-1	10,000 m ²
19	大嵐運動広場 (大嵐小学校隣接)	富士河口湖町大嵐 576	13,082 m ²
20	上九一色中学校校庭	富士河口湖町本栖 20	11,711 m ²
21	精進湖畔 (北岸河川敷)	富士河口湖町精進	3,500 m ²
22	富士ヶ嶺スポーツ広場(富士豊茂小学校隣接)	富士河口湖町富士ヶ嶺 1209	5,600 m ²

飛行場外離着陸場等 (令和 2 年 9 月 1 日現在)

場 外 離 着 陸 場	緊 急 離 着 陸 場
1 河口湖小海浜公園 2 本栖湖スポーツセンター	1 河口湖町民グラウンド 2 河口湖八木崎公園 3 河口湖美術館芝生広場 4 河口湖総合公園 5 精進小グラウンド 6 富士豊茂小学校グラウンド

※山梨県消防防災ヘリコプター緊急運航マニュアルに基づくもの

21 避難場所一覧

平成 28 年 3 月現在

No.	場 所	住 所	面 積 A (㎡)	収容人員 (A/10 ㎡) (人)
1	富士河口湖町民運動場	富士河口湖町船津 5552	19,200 ㎡	1,920 人
2	鐘突堂スポーツ広場	富士河口湖町船津 4233-1	11,000 ㎡	1,100 人
3	船津小学校校庭	富士河口湖町船津 3737	7,785 ㎡	779 人
4	河口湖南中学校校庭	富士河口湖町船津 1164	12,800 ㎡	1,280 人
5	小立小学校校庭	富士河口湖町 2446	9,499 ㎡	950 人
6	八木崎公園多目的広場	富士河口湖町小立 897-1	10,000 ㎡	1,000 人
7	大石小学校校庭	富士河口湖町大石 1425	6,385 ㎡	639 人
8	河口小学校校庭	富士河口湖町河口 1560	6,701 ㎡	670 人
9	河口湖北中学校校庭	富士河口湖町河口 3210	10,968 ㎡	1,097 人
10	勝山小中学校校庭	富士河口湖町勝山 1047	9,106 ㎡	911 人
11	西浜小学校校庭	富士河口湖町長浜 2427	9,741 ㎡	974 人
12	長浜下条浜河川敷	富士河口湖町長浜 2251-1 先	2,000 ㎡	200 人
13	西湖前浜河川敷	富士河口湖町西湖 653 先	2,500 ㎡	250 人
14	西湖向浜河川敷	富士河口湖町西湖 207 先	500 ㎡	50 人
15	西湖桑留尾浜河川敷	富士河口湖町西湖 986 先	2,500 ㎡	250 人
16	西湖南運動場	富士河口湖町西湖 2068-1	10,000 ㎡	1,000 人
17	西湖西運動場	富士河口湖町西湖西 12-1	10,000 ㎡	1,000 人
18	大嵐小学校校庭(大嵐運動場)	富士河口湖町大嵐 559	13,082 ㎡	1,308 人
19	精進屋内ゲートボール場	富士河口湖町精進 159	570 ㎡	57 人
20	県営精進湖駐車場	富士河口湖町精進 264-2	1,750 ㎡	175 人
21	旧精進小学校校庭	富士河口湖町精進 514	5,393 ㎡	539 人
22	本栖キャンプ場駐車場	富士河口湖町本栖 218 先	5,500 ㎡	550 人
23	旧上九一色中学校校庭	富士河口湖町本栖 20	11,711 ㎡	1,171 人
24	県営本栖湖駐車場	富士河口湖町本栖 18 先	10,463 ㎡	1,046 人
25	富士豊茂小学校校庭(富士ヶ嶺 スポーツ広場)	富士河口湖町富士ヶ嶺 1209	10,645 ㎡	1,065 人
26	富士ヶ嶺公民館駐車場	富士河口湖町富士ヶ嶺 1219	80 ㎡	8 人
27	本栖湖スポーツセンター	富士河口湖町本栖 210	152,650 ㎡	15,264 人
合 計			353,049 ㎡	35,304 人

※避難場所の収容人員は、3 日以上避難生活を想定し、空地面積の 1/3 (障害、通路、共同部屋等 2/3) にテント (20 ㎡/1 張り) を設置することが可能と仮定し、テント 1 張り当り 6 人 (3 ㎡/1 人) を目安とした。

22 避難施設一覧

令和 2 年 7 月 1 日現在

No.	施 設 名	住 所	電話番号	面 積 B(m ²)	収容人員 (B/6 m ²) (人)
1	富士河口湖町民体育館	富士河口湖町船津 5542-1	0555-73-1220	4,215 m ²	703 人
2	富士河口湖町中央公民館	富士河口湖町船津 1747	0555-72-0001	2,215 m ²	369 人
3	船津地区公民館	富士河口湖町船津 3737	—	362 m ²	60 人
4	船津福祉センター	富士河口湖町船津 6713-51	0555-72-1417	266 m ²	44 人
5	船津小学校体育館	富士河口湖町船津 3737	0555-72-0052	1,420 m ²	237 人
6	河口湖南中学校体育館	富士河口湖町船津 1164	0555-72-1142	1,598 m ²	266 人
7	小立福祉センター	富士河口湖町小立 677	0555-72-2008	725 m ²	121 人
8	小立小学校体育館	富士河口湖町小立 2446	0555-72-1512	1,612 m ²	269 人
9	大石福祉センター	富士河口湖町大石 72	0555-76-7702	723 m ²	121 人
10	大石小学校体育館	富士河口湖町大石 1425	0555-76-7714	923 m ²	154 人
11	河口住民センター	富士河口湖町河口 6-1	0555-76-7302	995 m ²	166 人
12	河口小学校体育館	富士河口湖町河口 1560	0555-76-7334	936 m ²	156 人
13	河口湖北中学校体育館	富士河口湖町河口 3210	0555-76-7324	936 m ²	156 人
14	勝山小中学校体育館	富士河口湖町勝山 1047	0555-83-2027	1,410 m ²	235 人
15	勝山ふれあいセンター	富士河口湖町勝山 4029-5	0555-83-2111	3,110 m ²	518 人
16	勝山ふれあいドーム	富士河口湖町勝山 4133	—	1,351 m ²	225 人
17	足和田出張所	富士河口湖町長浜 2410	0555-82-2311	623 m ²	104 人
18	西浜小学校体育館	富士河口湖町長浜 2427	0555-82-2144	852 m ²	142 人
19	西湖公民館	富士河口湖町西湖南 1-3	0555-82-2148	442 m ²	74 人
20	西湖南体育館	富士河口湖町西湖 2068-1	—	1,020 m ²	170 人
21	根場公民館	富士河口湖町西湖西 5-18	0555-82-2088	389 m ²	65 人
22	大嵐小学校体育館	富士河口湖町大嵐 559	0555-82-2132	571 m ²	95 人
23	大嵐支所（児童館）	富士河口湖町大嵐 422	0555-82-2022	535 m ²	89 人
24	旧精進小学校体育館	富士河口湖町精進 514-1	0555-87-2120	800 m ²	133 人
25	精進公民館	富士河口湖町精進 71	—	194 m ²	32 人
26	旧上九一色中学校体育館	富士河口湖町本栖 20	0555-87-2350	876 m ²	146 人
27	本栖公民館	富士河口湖町本栖 360	0555-87-2260	299 m ²	50 人
28	富士豊茂小学校体育館	富士河口湖町富士ヶ嶺 1209	0555-89-2113	648 m ²	108 人
29	上九一色コミュニティーセンター	富士河口湖町富士ヶ嶺 1219-1	0555-89-2511	912 m ²	304 人
30	富士ヶ嶺屋内ゲートボール場	富士河口湖町富士ヶ嶺 1214	—	540 m ²	90 人
31	本栖湖スポーツセンター	富士河口湖町本栖 210	0555-87-2887	2,748 m ²	458 人
合 計				34,525 m ²	5,860 人

※避難施設の収容人員は、3 日以上避難生活を想定し施設の延べ床面積の 1/2 が使用可能と仮定し 1 人あたり 3 m²の面積を目安とした。

23 福祉避難施設一覧

平成 28 年 3 月現在

No.	施設名	住所	電話番号
1	はまなし寮	富士河口湖町船津 6713-51	0555-72-5322
2	介護老人保健施設 はまなす	富士河口湖町船津 6887	0555-83-3285
3	特別養護老人ホーム なでしこ	富士河口湖町船津 2210	0555-72-5601
4	ケアセンター こころ	富士河口湖町船津 1246-1	0555-73-3058
5	ショートステイ こころ	富士河口湖町船津 1246-1	0555-73-3058
6	デイサービスセンターはるみさん家	富士河口湖町船津 1190-3	0555-72-0803
7	富士ふれあいセンター	富士河口湖町船津 6663-1	0555-72-5533
8	河口湖ハーバル工房	富士河口湖町船津 6713-16	0555-72-3696
9	デイサービスたんぽぽ	富士河口湖町小立 4012-1	0555-73-3511
10	Pa l - Pa l	富士河口湖町小立 2487-4	0555-83-3170
11	デイサービスセンターふれ愛	富士河口湖町小立 2487	0555-72-1430
12	スイートベリー K A T S U Y A M A	富士河口湖町勝山 298	0555-72-6682
13	リハビリデイサービス元気丸	富士河口湖町長浜 2410	0555-76-8500

24 水道施設一覧

(平成 28 年度)

施設の名称	原水の種別	給水能力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)
上水道	地下水	23,800	20,500	19,527
河口湖簡易水道	湧水・地下水	4,253	4,246	4,131
足和田簡易水道	湧水・地下水	2,005	2,000	1,434
上九一色簡易水道	湧水・地下水	2,317	2,540	976

25 地区防災計画策定

地区名	策定年月	対象地区
河口地区	平成 30 年 12 月	河口地区全域

26 災害報告取扱要領（山梨県被害情報収集・伝達マニュアルより抜粋）

[災害即報]

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（昭和57年12月28日付消防救第53号）」の定めるところによる。

3 報告手続

- （1）火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。（1）及び(5)において同じ。）が都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- （2）災害が発生した場合には、当該災害が発生した地域の属する市町村が都道府県に報告するものとする。

- （3）都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して消防庁に報告を行うものとする。

- （4）「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- （5）市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したとき、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を報告するものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 即報の区分、対象及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、（1）の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告するものとする。また、画像情報を送信することができる地方公共団体は（2）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、様式によることができない場合には、この限りではない。また、電話による報告も認められるものとする。

(1) 様式

火災等即報	第1号様式 及び第2号 様式	火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を 対象とする。特定の事故とは、石油コンビナート等特別防 災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可 燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。 なお、火災（爆発を除く。）については、第1号様式、 特定の事故については、第2号様式により報告すること。
救急・救助 事故即報	第3号様式	救急事故及び救助事故を対象とする。ただし、火災等即報 を行うべき火災及び特定の事故については、省略するこ と。
災害即報	第4号様式	災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は 事故については、火災等即報、救急・救助事故即報を省略 することができる。ただし、消防庁長官から特に求められ たものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共
団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生し
たときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星車載局等を用い
て速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

- ・「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等
- ・被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等
- ・報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等
- ・上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故につ
いて報告すること。

- 1) 死者3人以上生じたもの
- 2) 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ
各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

ア 火災

建物火災	1) 特定防火対象物で死者の発生した火災 2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において 発生した火災で利用者等が避難したもの 3) 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の 火災 4) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火 災 5) 損害額1億円以上と推定される火災
林野火災	1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの 2) 空中消火を要請したもの 3) 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いも の

交通機関の火災	船舶、航空機、列車、自動車の火災で、次に掲げるもの 1) 航空機火災 2) タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3) トンネル内車両火災 4) 列車火災
その他	以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示) ・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故	(例示) ・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの	
特定事業所内の火災(1)以外のもの。)	

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
- 2) 負傷者が5名以上発生したもの
- 3) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
- 4) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
- 5) 海上、河川への危険物等流出事故
- 6) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

- 1) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
- 2) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
- 3) 原子力災害対策特別措置法（平成11 年法律第156 号）第10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- 4) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- 1) 死者5人以上の救急事故
- 2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- 3) 要救助者が5人以上の救助事故
- 4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故
(例示)
 - ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・バスの転落による救急・救助事故
 - ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

3 武力攻撃災害即報

上記2と同様式を用いて報告すること。

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

- 1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- 2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- 3) 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(2) 個別基準

地震	地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの
津波	津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
風水害	1) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
雪害	1) 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの 2) 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの
火山災害	1) 臨時火山情報が発表され、登山規制又は通行規制等を行ったもの 2) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

ア 交通機関の火災

第2に同じ。

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2に同じ。

ウ 危険物等に係る事故（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

- 1) 死者3人以上、又は、死者及び負傷者の合計が10人以上発生したもの。

- 2) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500m² 程度以上の区域に影響を与えたもの
 - 3) 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - ① 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - ② 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - 4) 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - 5) 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- エ 原子力災害等
- 第2の1の(2)のエに同じ。

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- 1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- 2) バスの転落等による救急・救助事故
- 3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- 4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- 5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2に同じ。

4 災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

[中間報告・確定報告]

第1 総 則

1 趣 旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第22条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式および方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象または大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの

- (2) 都道府県または市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式および提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式および第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者 軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木などのたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。	

被害項目		報 告 基 準
その他被害	田畑の流失埋没	耕土が流出し、または砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
	田畑の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
その他被害	河川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上、要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上、重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(昭和 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の通行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和 25 年法律第 169 号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和 26 年法律第 97 号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする
	農業被害	農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

※ 備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第 1 号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他														
出火場所															
出火日時 (覚知日時)	<table border="0"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>鎮圧日時</td> <td>(月 日 時 分)</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>(鎮圧日時)</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	鎮圧日時	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	(鎮圧日時)	月 日 時 分								
月 日 時 分	鎮圧日時	(月 日 時 分)													
(月 日 時 分)	(鎮圧日時)	月 日 時 分													
火元の業態・用途	事業所名 (代表者氏名)														
出火箇所	出火原因														
死傷者	<table border="0"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の 生じた理由</td> <td rowspan="4"></td> </tr> <tr> <td>重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>負傷者 負傷者中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	人	死者の 生じた理由		重症	人	負傷者 負傷者中等症	人	軽症	人				
死者 (性別・年齢)	人	死者の 生じた理由													
重症	人														
負傷者 負傷者中等症	人														
軽症	人														
建物の概要	<table border="0"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>延べ面積</td> </tr> </table>	構造	建築面積	階数	延べ面積										
構造	建築面積														
階数	延べ面積														
焼損程度	<table border="0"> <tr> <td>全焼 棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> <td rowspan="4">焼損面積</td> <td>建物焼損床面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>焼損 半焼 棟</td> <td>建物焼損表面積</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>棟数 部分焼 棟</td> <td>林野焼損面積</td> <td>a</td> </tr> <tr> <td>ぼや 棟</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	全焼 棟	} 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²	焼損 半焼 棟	建物焼損表面積	m ²	棟数 部分焼 棟	林野焼損面積	a	ぼや 棟		
全焼 棟	} 計 棟	焼損面積			建物焼損床面積	m ²									
焼損 半焼 棟					建物焼損表面積	m ²									
棟数 部分焼 棟					林野焼損面積	a									
ぼや 棟															
り災世帯数	気象状況														
消防活動 状況	<table border="0"> <tr> <td>消防本部(署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部(署)	台	人	消防団	台	人	その他		人					
消防本部(署)	台	人													
消防団	台	人													
その他		人													
救急・救助 活動状況															
災害対策本 部等の設置 状況															
その他参考事項															

注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。
(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 2 号様式（特定の事故）

		第 報	
事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力施設等に係る事故 4 その他特定の事故	報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
		報告者名	
消防庁受信者氏名			

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()					
発生場所						
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種 第二種、その他 ()			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
		鎮圧日時 (処理完了)	月 日 時 分			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI 等 7 その他 ()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()					
施設の概要		危険物施設 の区分				
事故の概要						
死傷者	死者（性別・年齢） 人		負傷者等			
			重症 人 (人)			
			中等症 人 (人)			
			軽症 人 (人)			
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関		出場人員	出場資機材	
		事業 所	自衛防災組織		人	
			共同防災組織		人	
			その他		人	
		消防本部（署）		台 人		
		消防団		台 人		
		海上保安庁		人		
		自衛隊		人		
		その他		人		
		災害対策本部等の設置 状況				
その他参考事項						

注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。
 （確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第 3 号様式（救急・救助事故等）

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	

事故災害種別	1 救急事故	2 救助事故	3 武力攻撃災害	4 緊急対応事態
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死傷者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人	(人)
	計 人	重症	人	(人)
	不明 人	中等症	人	(人)
		軽症	人	(人)
救助活動の要否				
要救助者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

注) 負傷者等欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。

(確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 4 号様式（その 1）

（災害概況速報）

消防庁受信者氏名 災害名 _____（第 _____ 報）	報告日時	年 月 日 時 分
	都道府県	
	市町村 (消防本部名)	
	報告者名	

災害の概況	発生場所	発生日時				月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
災害応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)			

注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で記載して報告すること。
 (確認が取れていない事項については、確認が取れていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

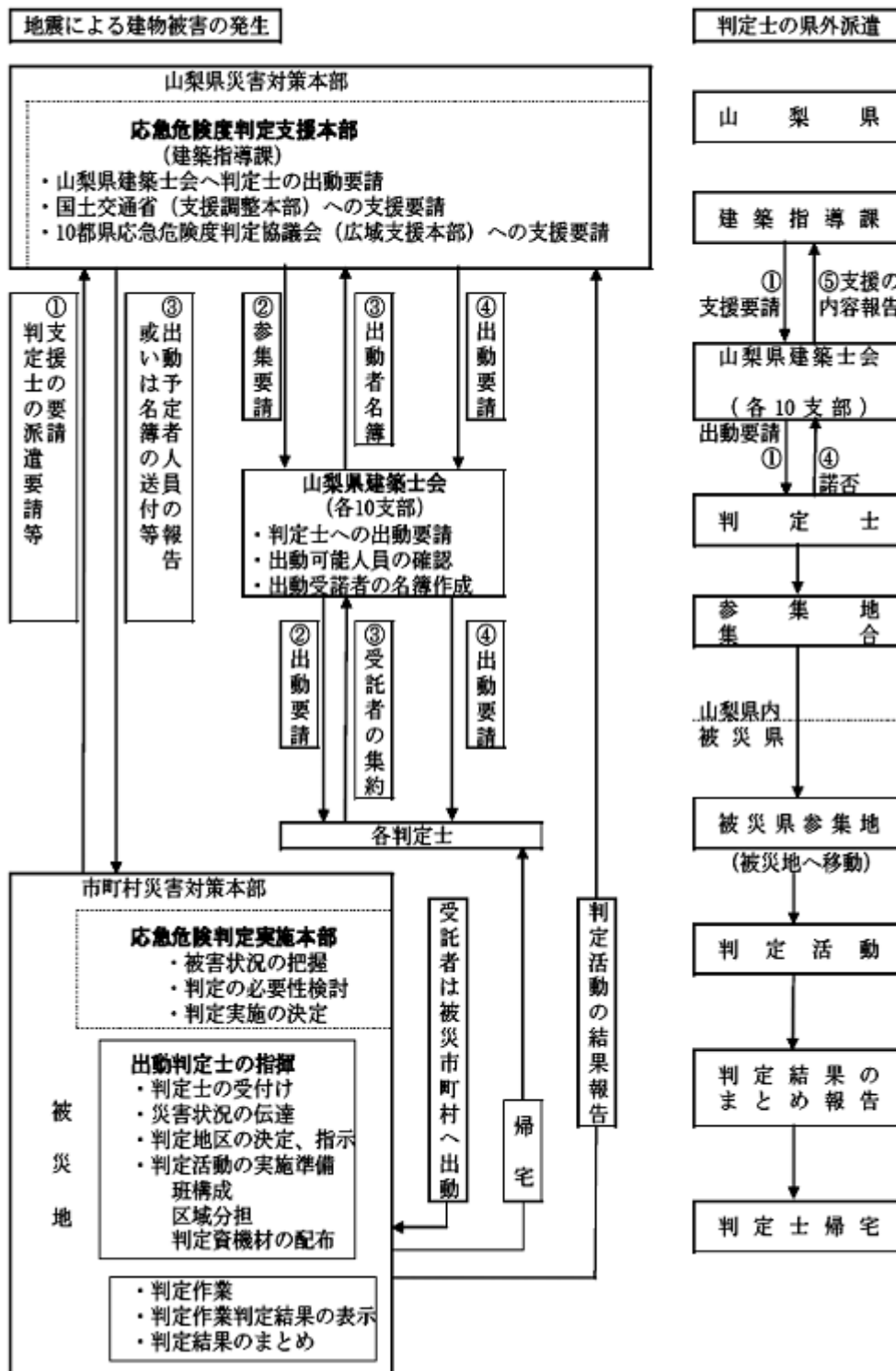
都道府県			山梨県		区分			被害		
災害名 ・ 報告番号			災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没		ha		
						冠水		ha		
						畑	流失・埋没		ha	
							冠水		ha	
							文教施設		箇所	
報告者名					病院		箇所			
区 分			被害		道路		箇所			
人的被害	死者		人		その他の 住家被害	橋りょう		箇所		
	行方不明者		人			河川		箇所		
		重傷		人			港湾		箇所	
		軽傷		人			砂防		箇所	
住家被害	全壊		棟			清掃施設		箇所		
			世帯			崖くずれ		箇所		
			人			鉄道不通		箇所		
	半壊		棟			被害船舶		隻		
			世帯			水道		戸		
			人			電話		回線		
	一部破損		棟			電気		戸		
			世帯			ガス		戸		
			人			ブロック塀等		箇所		
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯			
			世帯		り災者数		人			
			人		建物		件			
	非住家	公共建物		棟		火災発生	危険物		件	
その他		棟		その他			件			

区分		被害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	
公立文教施設		千円				
農林水産業施設		千円				
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円				
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体				
その他の	農業被害	千円		災害救助法適用市町村名	市町村	
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額		千円		消防職員出動延人数	人	
				消防団員出動延人数	人	
災害発生場所						
災害発生年月日						
災害の種類						
応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況						

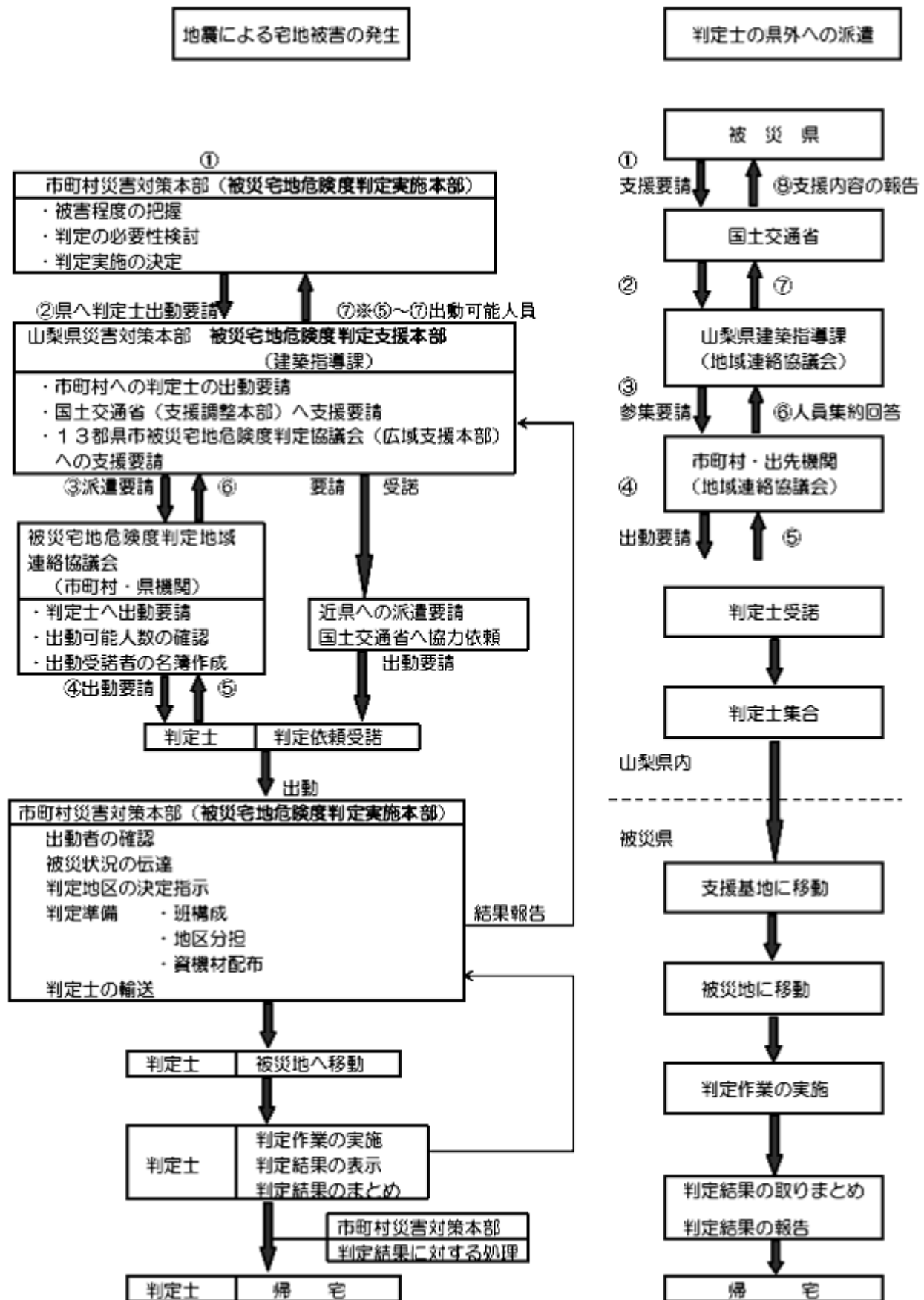
※被害額は省略することができるものとする。

27 被災建築物応急危険度判定フロー（山梨県地域防災計画より抜粋）

被災建築物 応急危険度判定フロー



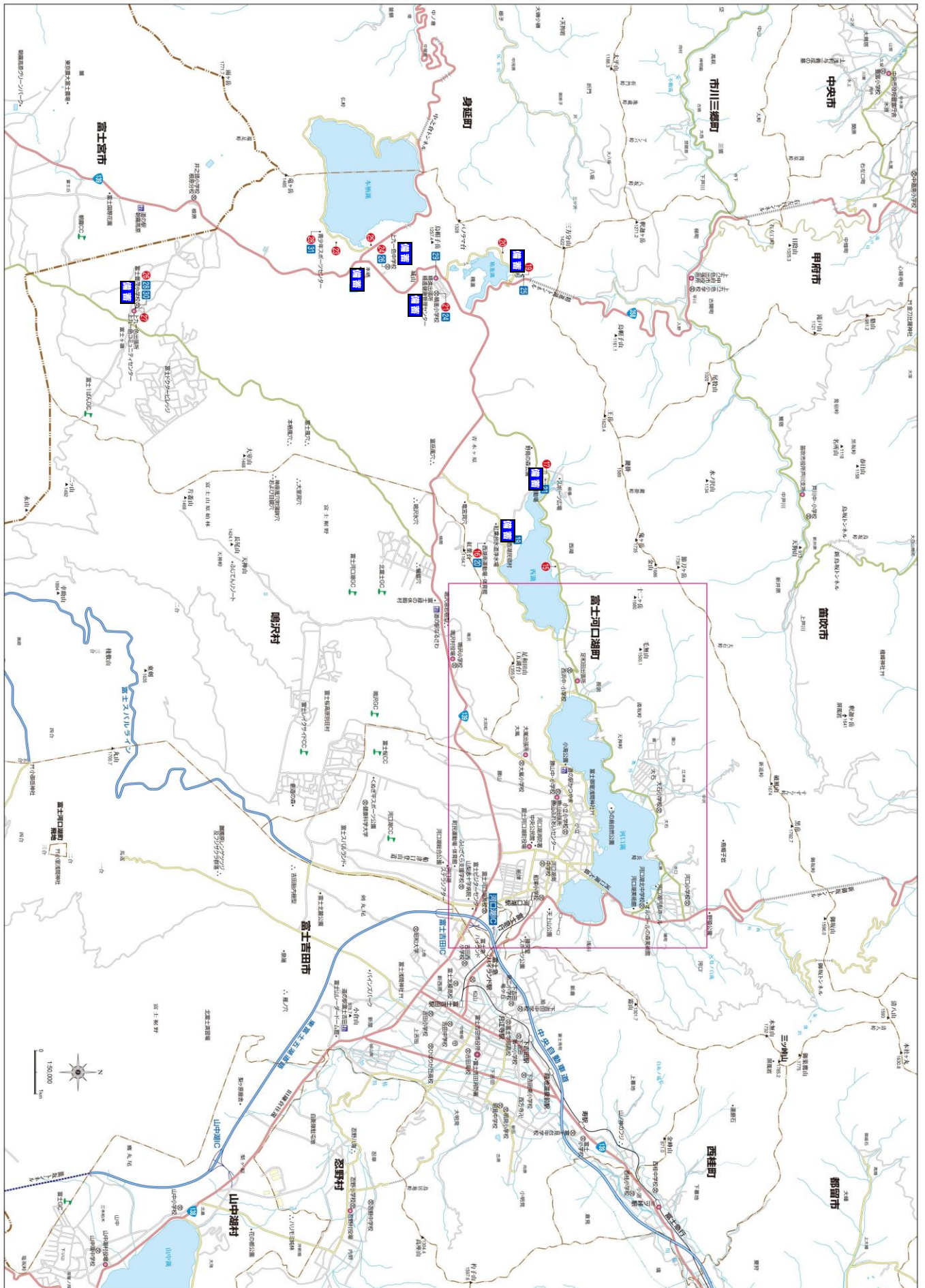
28 被災宅地危険度判定フロー（山梨県地域防災計画より抜粋）

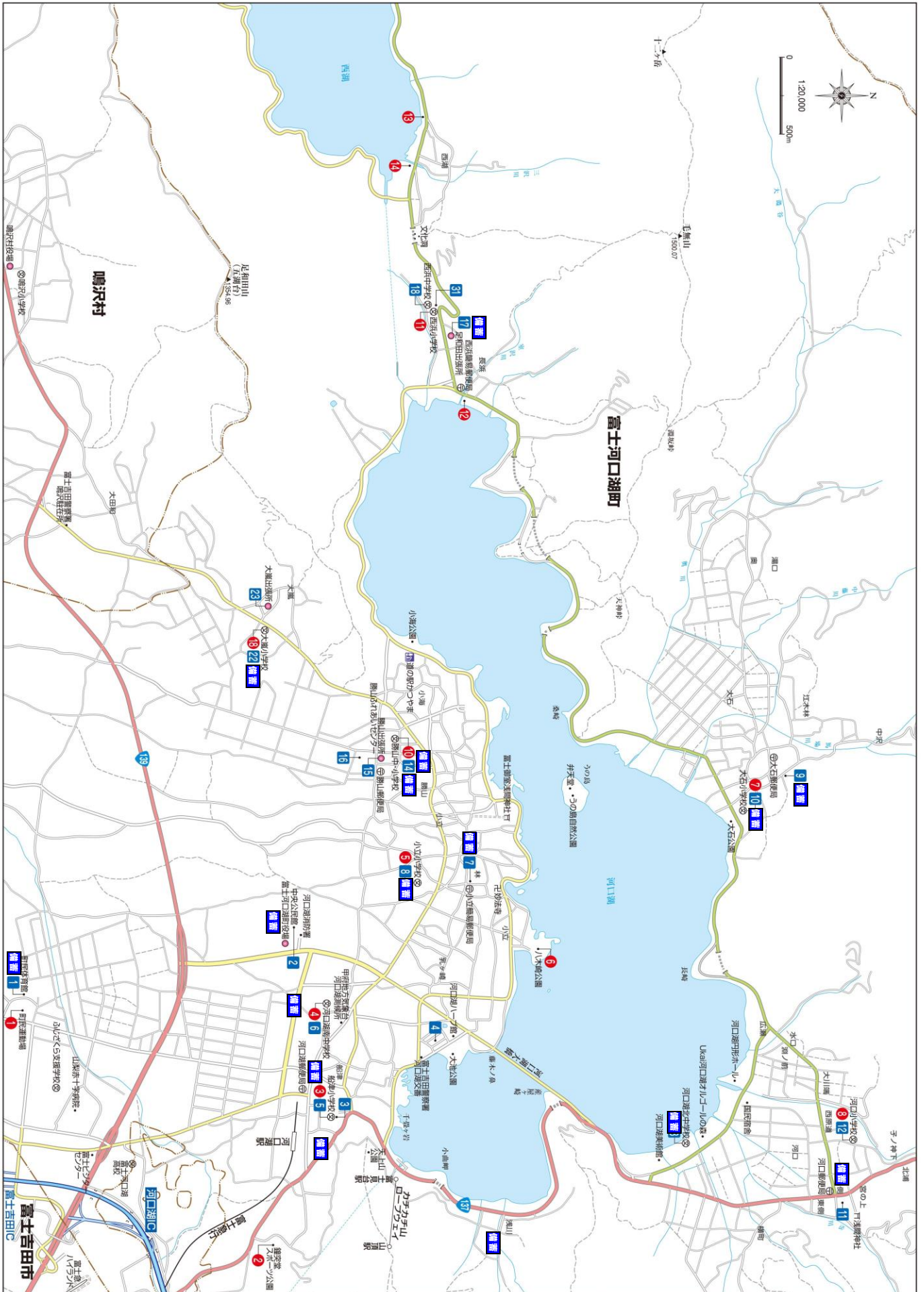


29 富士山噴火避難促進施設

NO	地区名	名称	住所
1	西湖地区	富岳風穴	西湖 2068-1
2	精進地区	湖畔荘	精進 588-14
3		精進湖キャンピングコテージ	精進 514-58
4		ホテルはつかり荘	精進 500
5		丸慶	精進 514-12
6		翠明荘	精進 514-13
7		まるみ荘	精進 514-68
8		樹海荘	精進 514-17
9		岳心荘	精進 514-48
10		やまか荘	精進 514-2
11		若葉荘	精進 514-69
12		ちどり荘	精進 514-26
13		白樺荘	精進 514-31
14		きくみ荘	精進 514-19
15	本栖地区	本栖レークサイドキャンプ場	本栖大久保 19
16		本栖湖キャンプ場	本栖 218
17		ペンションもとす	本栖 218-127
18		ペンション湖水祭	本栖 218-38
19		本栖びゅーほてる	本栖 218-4
20		ヴィラ本栖	本栖 218-119
21		本栖湖青少年スポーツセンター	本栖 210
22	富士ヶ嶺地区	富士クラシックホテル	富士ヶ嶺 1306
23		富士クラシックゴルフ場	富士ヶ嶺 2-2
24		富士ヶ嶺グリーンクラブ	富士ヶ嶺 2-1
25		富士豊茂小学校	富士ヶ嶺 1209
26		富士ヶ嶺保育所	富士ヶ嶺 1212

30 避難場所・避難施設一位置図





31 富士山噴火時の避難ゾーン

